

# 平成29年6月第2回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成29年6月5日 月曜日

---

## 1. 議事日程第1号

平成29年6月5日 午前10時 開会

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 常任委員の選任
- 日程第4 議会運営委員の選任
- 日程第5 議第34号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第6 議第35号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議第36号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 議第37号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 議第38号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第39号 平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第40号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第41号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第42号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第43号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第44号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第45号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議第47号 損害の賠償について
- 日程第19 議第48号 損害の賠償について
- 日程第20 議第49号 損害の賠償について

- 日程第21 議第50号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第22 議第51号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第23 議第52号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第24 議第53号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第25 議第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第26 議第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第27 議第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第28 議第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第29 議第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第30 議第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第31 議第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第32 報第1号 平成28年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について  
日程第33 報第2号 平成28年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第34 報第3号 平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第35 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第55期決算報告書及び第56期事業計画書）

---

---

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

---

---

## 3. 出席議員（18名）

- |     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 塩見寿子君 |
| 2番  | 宮原将志君 |
| 3番  | 高瀬堅一君 |
| 4番  | 大塚則男君 |
| 5番  | 宮崎保君  |
| 6番  | 平田清吉君 |
| 7番  | 犬童利夫君 |
| 8番  | 井上光浩君 |
| 9番  | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 西信八郎君 |
| 11番 | 本村令斗君 |
| 12番 | 笹山欣悟君 |

13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君
教育	長	末次美代君
総務部	長	井上祐太君
企画政策部	長	迫田浩二君
市民部	長	廣田五浩君
健康福祉部	長	告吉眞二郎君
経済部	長	福山誠二君
建設部	長	山田巧君
総務部	次長	丸本縁君
企画政策部	次長	小林敏郎君
財政課	長	植木安博君
水道局	長	中村則明君
教育部	長	松岡誠也君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美君
次	長	栞原亨君
次	長	椎葉千恵君
書	記	青木康徳君

---

午前10時 開会

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成29年6月第2回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

---

---

### 表彰状の伝達

○議長（田中 哲君） ここで、本年度全国市議会議長会定期総会の席上、福屋法晴議員、西信八郎議員、井上光浩議員、3名の議員、10年表彰がございましたので、この場をおかりいたしまして、ただいまから表彰状の伝達をいたします。

ただいまの3名の議員は前のほうへお願いいたします。

[表彰状伝達]

○議長（田中 哲君） ただいま表彰を受けられました議員におかれましては、今後におかれましても御活躍をお祈り申し上げます。

---

---

### 発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、今回、人事異動がありました部課長等からそれぞれ挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○企画政策部長（迫田浩二君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。4月1日付の人事異動によりまして、企画政策部長を拝命いたしました迫田浩二でございます。御指導、御鞭撻賜りますようよろしくお願いいたします。

○市民部長（廣田五浩君）（登壇） おはようございます。市民部長を拝命いたしました廣田五浩でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。健康福祉部長を拝命いたしました告吉眞二郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設部長（山田 巧君）（登壇） おはようございます。建設部長を拝命いたしました山田巧でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（大平 正君）（登壇） おはようございます。監査委員事務局長、大平正でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 人吉球磨広域行政組合事務局長（小澤洋之君）（登壇） おはようございます。総務部部付人吉球磨広域行政組合派遣を命ぜられました小澤洋之でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
- 総務部次長（丸本 縁君）（登壇） おはようございます。総務部次長兼総務課長を拝命いたしました丸本縁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 企画政策部次長（小林敏郎君）（登壇） おはようございます。企画政策部次長兼秘書課長を命ぜられました小林敏郎でございます。引き続きよろしくお願いいたします。
- 市民部次長（椎屋 彰君）（登壇） おはようございます。市民部次長兼市民課長兼消費生活センター所長を拝命いたしました椎屋彰と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 健康福祉部次長（北島清宏君）（登壇） おはようございます。健康福祉部次長兼福祉事務所長を拝命いたしました北島清宏でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 建設部次長（水野二郎君）（登壇） おはようございます。建設部次長兼道路河川課長を拝命いたしました水野二郎でございます。よろしくお願いいたします。
- 水道局次長（久本禎二君）（登壇） おはようございます。水道局次長、上水道課長を命ぜられました久本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教育部次長（瀬上雅暁君）（登壇） おはようございます。教育部次長兼教育総務課長を命ぜられました瀬上雅暁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 自治振興課長（牛島重勝君）（登壇） おはようございます。総務部自治振興課長兼男女共同参画推進室長兼選挙管理委員会事務局長を拝命いたしました牛島重勝です。どうぞよろしく申し上げます。
- 総務審議員（松田秀史君）（登壇） 皆様、おはようございます。総務部総務審議員兼空き家対策係長を拝命いたしました松田秀史でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 契約管財課長（松尾美紀君）（登壇） おはようございます。総務部契約管財課長兼カルチャーパレス館長を拝命いたしました松尾美紀でございます。よろしくお願いいたします。
- 防災安全課長（立場康宏君）（登壇） おはようございます。防災安全課長を拝命いたしました立場康宏と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 市庁舎建設推進室長（井福浩二君）（登壇） おはようございます。総務部市庁舎建設推進室長を拝命しました井福浩二でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 企画課長（丸本 昭君）（登壇） おはようございます。企画政策部企画課長兼肥薩線世界遺産推進室長兼人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868館長を命ぜられました丸本昭です。どうぞよろしく申し上げます。
- 環境課長（秋永 敦君）（登壇） おはようございます。市民部環境課長を命ぜられました秋永敦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 保険年金課長（村口憲彦君）（登壇） おはようございます。市民部保険年金課長を命ぜら

れました村口憲彦と申します。よろしく申し上げます。

○納税課長（松尾和弘君）（登壇） 皆さん、おはようございます。市民部納税課長を命ぜられました松尾和弘でございます。よろしくお願ひいたします。

○福祉課長（金子尚央君）（登壇） おはようございます。福祉課長兼臨時給付金対策室長を拝命しました金子尚央でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高齢者支援課長（永田勝巳君）（登壇） おはようございます。健康福祉部高齢者支援課長兼地域包括支援センター所長を命ぜられました永田勝巳でございます。よろしくお願ひいたします。

○観光振興課長（溝口尚也君）（登壇） おはようございます。経済部観光振興課長を命ぜられました溝口尚也でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○管理課長（廣田 稔君）（登壇） おはようございます。建設部管理課長を命ぜられました廣田稔でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○都市計画課長（土肥將資君）（登壇） おはようございます。都市計画課長兼街路公園係長兼スマートインターチェンジ整備室長を命ぜられました土肥でございます。よろしくお願ひいたします。

○下水道課長（松岡伸一君）（登壇） おはようございます。水道局下水道課長を拝命いたしました松岡伸一でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（山本繁美君）（登壇） おはようございます。議会事務局長を拝命いたしました山本繁美でございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

○教育審議員（上村雅弘君）（登壇） おはようございます。教育部教育審議員兼学校教育課学校給食センター所長を拝命しました上村雅弘と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○社会教育課長（古賀真司君）（登壇） おはようございます。教育部社会教育課長兼勤労青少年ホーム館長を拝命いたしました古賀真司です。よろしくお願ひいたします。

---

## 日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る5月29日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長のご報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。

平成29年6月第2回人吉市議会定例会に当たりまして、去る5月29日に議会運営委員会

を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日6月5日開会、あす6日午前市庁舎建設に関する特別委員会、午後治水・防災に関する特別委員会、7日から12日まで休会、13日、14日一般質問、15日一般質問及び委員会付託、16日予算委員会、17日、18日休会、19日、20日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、21日の午前総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後予算委員会、22日から26日まで休会、27日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は6月9日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第1、会期の決定は、委員長報告どおり決定いたしました。

---

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に7番、犬童利夫議員、8番、井上光浩議員を指名いたします。

---

---

## 日程第3 常任委員の選任及び日程第4 議会運営委員の選任

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、常任委員の選任及び日程第4、議会運営委員の選任の2件を一括議題とし、委員の選任を行います。

常任委員の選任及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

ここで、本会議を休憩いたしまして、全員協議会を開き、内定した上で議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのようにいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

---

午前10時58分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、常任委員及び議会運営委員を報告いたします。

まず、予算委員に塩見寿子議員、宮原将志議員、高瀬堅一議員、大塚則男議員、宮崎保議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、井上光浩議員、豊永貞夫議員、西信八郎議員、本村令斗議員、笹山欣悟議員、福屋法晴議員、村上恵一議員、永山芳宏議員、三倉美千子議員、仲村勝治議員、そして私、田中でございます。

総務文教委員に大塚則男議員、宮崎保議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、西信八郎議員、本村令斗議員、以上でございます。

厚生委員に、塩見寿子議員、高瀬堅一議員、井上光浩議員、永山芳宏議員、三倉美千子議員、そして私、田中でございます。

経済建設委員に、宮原将志議員、豊永貞夫議員、笹山欣悟議員、福屋法晴議員、村上恵一議員、仲村勝治議員でございます。

議会運営委員に、高瀬堅一議員、宮崎保議員、平田清吉議員、豊永貞夫議員、本村令斗議員、福屋法晴議員、村上恵一議員、永山芳宏議員でございます。

以上、それぞれ指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に指名することに決定しました。

ただいま選任されました委員は直ちに御会合の上、委員長及び副委員長の互選をいただき、議長に報告をお願いいたします。

なお、委員会開催の順番につきましては、まず最初に予算委員会を、次に総務文教、厚生、経済建設の三つの委員会を同時に開催し、最後に議会運営委員会という順番でお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時45分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会において、正副委員長の互選の結果は次のとおり決定い

たしましたので御報告いたします。

予算委員長に井上光浩議員、同副委員長に三倉美千子議員。総務文教委員長に大塚則男議員、同副委員長に宮崎保議員。厚生委員長に高瀬堅一議員、同副委員長に永山芳宏議員。経済建設委員長に笹山欣悟議員、同副委員長に豊永貞夫議員。議会運営委員長に村上恵一議員、同副委員長に本村令斗議員。

以上でございます。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1 時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

#### 日程第 5 議第34号から日程第35 報第 4 号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第 5、議第34号から日程第35、報第 4 号までの31件を一括して議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。

平成29年 6 月第 2 回人吉市議会定例会の開会に当たり、発言の機会をいただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

今回、全国市議会議長会において表彰されました福屋法晴議員、西信八郎議員、井上光浩議員におかれましては、まことにおめでたく心からお祝いを申し上げます。今後もなお一層、市政発展のため、御尽力賜りますよう御祈念申し上げる次第でございます。

去る 3 月31日、退職者お見送り式を行いました。14人の退職者の皆さんが過ごしてこられた一日一日がそれぞれの人生であり、その汗と涙の積み重ねが地域の歴史であり、そしてオリジナルであり、何よりもアイデンティティーであるということを退職者の皆さんの爽やかな雄姿を見て確信したところでございます。また、4 月 1 日には、難関を突破された10人の新規採用職員を迎えることができ、辞令をお渡しするときの緊張した表情を拝見しましたとき、目を輝かせながら、必死に自分の思いを伝えようとしている面接試験での姿を思い出したところでございまして、今の気持ちを忘れずに頑張してほしいと強く念じたところでございます。

私は、この地域がさらに発展、持続していくためには、市職員を初め市民全員が、立ちほだかる課題に対し、どうにかなるだろうとか、誰かがやるだろうとか、決して他人事として物事を捉えるのではなく、あくまでも自分のこととして考え、かかわることでしか解決するすべはないと常日ごろから思っておりますので、退職され一市民へ戻られる職員の皆さんも、新たな一步を踏み出される新規採用職員の皆さんも、終わらない夢、20年後、30年後の人吉

のビジョンを思い描く、まちづくりの実践者としてともに歩んでいただきたいと願っております。

私自身、この世に生かされ、自分の使命を果たすために政治家を志し、市長という任をいただき2年が経過、折り返しを迎えたところでございます。この間、私なりに真剣に市政に取り組んできたところではございますが、いかんせん経験不足、力不足のところもあり、ときに立ちどまるような場面も多々あったと思っております。それでも、市職員、議員の皆様を初め関係の方々、ひいては市民の皆様に助けられ、何とか中間点まで来ることができたということは、謙遜ではなく、心からそのように思っております。これまでに一定の成果を出すことができた事案もございますが、これからの2年間で仕上げに入らなければならない事案、これから仕掛けていかなければならない事案、課題山積の中、一日一日、命を削る思いで市政を担っていきたくと存じます。

熊本県に未曾有の被害をもたらした熊本地震から1年が経過し、犠牲になられた方々に哀悼の意をささげる県民一斉の黙禱や、半旗の掲揚を初め追悼・復興祈念の催しが県下各地で開催され、地震による被害や県民に与えた悲しみの大きさを改めて感じた次第でございます。県では「被害に遭われた方の痛みを最小化する」、「単にもとにあった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指す」、「復旧・復興を熊本のさらなる発展につなげる」という「復旧・復興三原則」を掲げて、被災者の生活再建と被災地の復興に取り組んでおられ、今もなお避難生活を送る方々がいらっしゃるなど課題はあるものの、真の復興に向け着実に前進しているものと確信しております。

熊本地震後の県内経済情勢でございますが、日本銀行熊本支店によりますと、工場の営業停止や商業施設の休業などにより大変厳しい状況に陥ったものの、官民挙げての懸命な復旧活動等によりV字回復を続け、平成28年冬場には回復局面に転じたとされています。

これは、国、県の迅速な災害復旧工事、国のグループ補助金制度や金融機関の緊急対応融資による支援など、国、地方自治体、企業、金融機関などが、過去の震災事例や経済危機における経験に根差した教訓、知見を生かし、一致して迅速な対応を講じてきたことによるものと分析されております。

私どもも、引き続き、被災された方々に寄り添いながら、熊本県全体が真の復旧・復興を遂げることができるよう、その一翼を担ってまいりたいと存じます。

国外に目を転じてみますと、現在、国は、朝鮮半島の有事に備え、国家安全保障会議において警戒を強めておりますが、地方自治体においても国民保護計画に沿って緊急事態等への対処を講じていく必要があります、本市国民保護対策本部等の設置を初め、国、県からの情報収集に傾注し、避難指示の通達に従い、住民の避難誘導など徹底した危機管理体制が求められております。本市においても、有事を想定し、初期行動に必要な項目を全庁的に共有するなど、備えを怠らぬよう着実に対処してまいり所存でございます。

また、国家的な危機という点では、少子高齢化の進展による人口減少問題が喫緊の課題でございませう。こどもの日に合わせ、国が5月4日に発表した我が国における15歳未満の子供の推計人口は、本年4月1日現在、1,571万人であり、36年連続で減少、昭和25年には35.4%だったその割合も、12.4%まで低下してございませう。また、日本の総人口そのものも、国立社会保障・人口問題研究所による新たな将来推計では、2065年の時点で8,808万人まで減少すると公表されてございませう。

少子化への対策は、社会・経済の活性化という点や、社会保障制度の堅持という点だけでなく、将来への不安や悲観が一層の少子化を招くという負の連鎖を生み出さないためにも、その対策を講じる必要がございませう。幸いにも本市における子育てや子供を取り巻く環境については、世代間や地域における見守り、支え合いが連続と続いてございませう、自然や歴史・文化の豊かさと相まって、子供を育てる場所としては理想的な地域であると自負してございませう。この地域特性に子育て支援の施策や教育環境の充実、各種制度の拡充等を付加することによって、子育て環境日本一と言われる地域を目指してまいりたいと存じませう。

さて、新年度が始まり、熊本地震からの復興の兆しを見る上でひとつの尺度となる観光動向でございませうが、本市のゴールデンウィークは、熊本地震からの復興イベントと位置づけて開催した4月29日、30日両日の日本百名城人吉お城まつりでスタートいたしました。初日の武者行列を初め、俵かつぎリレーや城下町の夜を彩る1,200人の大パレードなど、多彩な催しで2年ぶりのお城まつりを多くの観光客や市民の皆様にお楽しみいただき、2日間を通して大いに盛り上がりを見せたところでございませうして、復興イベントの趣旨にふさわしく、「元気！人吉！」を象徴する祭りとなったものと存じませう。お城まつりの開催に当たり、御理解、御協力いただきました関係各団体の皆様、並びに御協賛いただきました各事業所、団体の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

連休期間中は、おおむね好天に恵まれたこともあって、地域の観光施設や宿泊施設、交流拠点も盛況で、「地震前のにぎわいが大方戻る。」といった新聞報道もなされてございませう、安堵の思いとともに一定の評価をしているところでございませう。

震災後の本市の観光の状況でございませうが、熊本地震後の1年を振り返りますと、市内の温泉観光旅館・ビジネスホテルなどの主要な宿泊施設につきましては、平成28年5月、6月は利用者数が落ち込みましたが、同年6月から「元気！人吉！」を合い言葉に、首都圏や福岡などで官民一体となった観光宣伝を実施したことや、さらに、国の緊急支援である「九州ふっこう割」の効果もあり、同年7月から12月までの平均は、対前年比で1割増しと持ち直したところでございませう。また、支援が終了する本年1月以降は、反動による減少が心配されましたが、1月から3月にかけての温泉観光旅館・ビジネスホテルなどの主要な宿泊施設の利用者数は、対前年比で地震前を上回ったところでございませう。今後におきましても、観光関係の皆様方と一体となって、観光入込数の増加を目指し、旅行エージェントやメディア

等に対する広報宣伝活動を展開してまいりたいと存じます。

また、課題であります日本遺産の活用や広域連携も視野に入れた広域観光を展開することで、幾重にも複層的な魅力を持つ観光地を目指す必要性を感じており、現在、国民宿舎くまがわ荘の跡地利用も視野に入れた、（仮称）旅カフェエントランスセンターの整備に取り組んでおります。

引き続き、各部・局の主な政策等について、時間をいただき述べさせていただきます。

本市において、麓町本庁舎被災後の非効率な行政運営は、財政や職員に負担を強いております。平成28年、震災直後の6月定例市議会の施政方針において、「行政機能がこれまで以上に分散するという点では御不便をかける部分もありますが、その分は、市職員のおもてなしとサービスの向上をもって、できる限りカバーをしてみたい」とお約束いたしました。しかしながら、緊急措置とはいえ、庁舎機能の分散化は行政サービスの低下を招いており、市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしていることを考えますと、私自身まことに心苦しいわけですが、いましばらく御辛抱いただきますようお願いいたしますとともに、今後とも、市民サービスの向上につながるべく可能な限りの対策を施してまいりたいと存じます。

市庁舎建設関係でございますが、基本構想に基づき、基本理念と基本方針、新庁舎の規模、施設の配置計画等、基本設計に反映すべき事項の方針を示した基本計画を本年4月に策定いたしました。今後は、建物の構造、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備等を基本設計としてまとめてまいりたいと存じます。特に建物の構造につきましては、建築物の構造比較という観点から「耐震性」、「建設コスト」、「財源となる災害復旧事業債」の三つのキーワードをもとに、総合的な見地から、あすの市庁舎建設に関する特別委員会において報告させていただくこととしております。

一方、去る4月24日、九州財務局におきまして、熊本地震を機に拡充された一般単独災害復旧事業債による本市の市庁舎建設に際し、最終協議を行ったところでございます。最終協議には、九州財務局融資課長、上席調査官にも御同席いただき、私みずから麓町本庁舎の状況、行政機能の分散と市民サービスの低下、さらには、一日も早い堅牢な新市庁舎建設につきまして熱く、そして誠心誠意御説明させていただきました。そのかいあってか、管内の関係各市が新市庁舎建設の件で苦戦している中、本市の市庁舎建設に一般単独災害復旧事業債が正式に認められ、これからスタートを切るとはいいいながらも、最大の懸案事項をクリアできた喜びで安堵しているところでもございます。

また、平成28年の熊本地震及び2020年の東京オリンピックを控え、資材費、人件費等の高騰が危惧されておるところですが、安定した市庁舎建設を推し進めていくため、今議会へ継続費設定をお願いしており、事業の適切な管理を図ってまいりたいと存じます。

今後は、旧保健センター及び旧勤労青少年ホーム等の解体工事に着手してまいりますが、着工後は、工事車両の通行など周辺にお住まいの方々を初め市民の皆様には大変御迷惑をお

かけすることになりますので、何とぞ御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

防災関係でございますが、去る5月26日、国、県など関係機関と防災・災害情報の共有や連携の強化を図るため、人吉市防災会議、人吉市水防協議会及び人吉市災害対策本部会議を開催したところでございます。近年は、記録的集中豪雨や土砂災害及び竜巻や突風の被害など予期せぬ災害も全国各地で起きており、甚大な被害も発生しております。本市としまして、国、県など関係機関と綿密に連携するとともに、防災・災害に関する情報をさまざまな媒体を用いて、いち早く市民の皆様にお知らせし、素早い避難行動や安全確保に努めてまいりたいと存じます。

消防団関係でございますが、来る8月20日、第5回熊本県女性消防操法大会が人吉スポーツパレスを会場として開催されます。本大会は、女性消防隊の消防技術力向上と士気の高揚を図り、もって地域における消防活動の充実に寄与することを目的に開催され、12チームの女性消防隊の出場が予定されております。現在、県や熊本県消防協会と協力し、大会の成功に向けて鋭意準備を進めているところでございます。

本市の女性消防隊は、平成21年の第1回大会から連続出場しており、常に上位入賞を果たすなど、その実力、実績ともに折り紙つきであることから、今回、地元開催でのますますの活躍が期待されているところでございます。訓練を御指導いただきます人吉下球磨消防組合の方々、そして、大会当日まで訓練に格別の御支援、御協力を賜ります隊員の御家族や所属事業所の皆様に深く感謝申し上げます。

球磨川流域の治水対策でございますが、国、県及び流域市町村で一体となって検討を進めております球磨川治水対策協議会につきましては、去る3月21日に第7回会議が、翌22日に第2回に当たる整備局長・知事・市町村長会議が開催されました。会議では、パブリックコメントで出された御意見や、これまで検討されてきた九つの治水対策案の検討経過について報告があり、そのうち、六つの治水対策について、組み合わせ等を含め先行して検討していくことが了承されたところでございます。本市といたしましても、これまでの広域的な議論や経緯を尊重し、今後も、国、県、そして流域市町村とともに、一日でも早く、流域の治水安全度を高めることに傾注してまいりたいと存じます。

その治水防災の取り組みの一つとして、平成28年から球磨川水害タイムラインによる防災対策を進めており、去る5月20日にはホテルサン人吉におきまして、「いつか来る大水害を乗り越える」と銘打った球磨川防災フォーラムが国の主催で開催されました。公益財団法人リバーフロント研究所の代表理事、金尾健司氏の基調講演後、パネルディスカッションが行われ、私もパネリストとして参加させていただく中で、被害を最小化するための取り組みを進め、流域を挙げて防災意識を高く維持しておくことの重要性等について、改めて認識を深めたところでございます。

移住定住関係でございますが、平成28年度、地方創生推進交付金を活用し、本年度以降の

移住定住施策の推進に向けた調査やアイデアソンを実施するとともに、地方創生加速化交付金を活用して、本市の魅力を積極的に発信していくための専用ポータルサイト「人よしライフ」を本年4月から運用を開始しております。この「人よしライフ」では、市民の皆様が日常の生活や風景を紹介するページを設けるなど、人吉らしくシンプルで良質感にあふれ、地に足の着いた形で本市の魅力をお伝えし、移住定住の促進につなげてまいりたいと存じます。

さらに、本市においても4月から地域おこし協力隊が活動を開始しております。外部からの移住者ならではの目線、考え方を存分に生かしていただき、ふるさと納税の商品開発など地域の活性化に寄与されることを期待しているところでございます。

広報広聴関係でございますが、市民の皆様と直接対話する場である地域座談会「ひとよし未来カフェ」につきましては、平成28年度は九ちゃんクラブや市内20町内を対象に合計18回開催し、約350人の方々に御参加いただき、市政やまちづくりに関する御質問や御意見、御要望などについて伺うことができたところでございます。本年度も引き続き、市内各町内で開催し、市民の皆様との対話を通じて市政や地域のさまざまな課題について忌憚のない御意見を頂戴しまして、市政運営の参考とさせていただきたいと存じます。

環境関係でございますが、人吉球磨広域行政組合により管理運営がなされております人吉球磨クリーンプラザにつきましては、本年12月から、人吉球磨圏域のごみ処理対策に向けて、稼働を延長して運営がなされるところでございます。

近年、本市のごみ総排出量は、対前年度比におきまして減少傾向にあり、平成28年度におきましても、ごみ総排出量は1万2,179トンとなり、2.01%減の250トン減少したところでございます。ごみの種類別で見ますと、可燃ごみが114トン、不燃ごみが6トン、資源ごみが120トンといずれも減少しております。これもひとえに、日ごろから本市衛生員連合会の皆様によります不法投棄調査を初めとする環境や地域美化に対する継続的な活動と市民の皆様の御理解、御協力のたまものであり、心から深く感謝申し上げます。引き続き、一般廃棄物の適正処理の推進とさらなるごみ減量リサイクル事業を推進してまいり所存でございます。

臨時福祉給付金関係でございますが、昨年度に引き続き、経済対策の一環としまして、社会全体の所得と消費の底上げを図るため、臨時福祉給付金事業が実施されます。本年度におきましては、本年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するもので、対象者1人につき1万5,000円が支給されます。6月1日現在で、既に4,645人の方々の申請を受け付けておりますが、対象となられる方々が漏れなく申請されますよう、今後も広報等を初めさまざまな機会を捉えて周知に努めてまいりたいと存じます。

子ども・子育て支援関係でございますが、子ども医療費の完全無料化につきましては、10月診療分からの完全無料化開始に向け、システムの改修など準備を進めておるところでございます。引き続き、保護者の皆様へ十分な周知を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減により、子育てしやすい環境の充実に努めることで、少子化の流れに少しでも歯どめがかかること

を期待するところでございます。

商工関係でございますが、現在、平成30年度開業を目指し「起業創業・中小企業支援センター」の設立に向けた準備を進めております。去る5月18日に、よろず支援拠点や、地域の中小企業支援のモデルとされ、全国的に注目をされている、静岡県富士市の富士市産業支援センターを視察したところでございます。今回計画しております「起業創業・中小企業支援センター」の成否は、地域の産業活性化のために成果を出せるすぐれた産業支援人材を獲得できるかどうかであると強く認識したところでございます。つきましては、単にすぐれたビジネス経験を持っているということのみならず、相談に来られた中小企業事業者の特性を見出し、熱意を持って相談者のチャレンジを後押しすることができる人材の獲得が重要となつてまいりますので、今後、この事業につきましては、先進自治体の採用事例等を参考にしながら計画的に進めてまいりたいと存じます。

観光関係でございますが、九州旅客鉄道株式会社におかれましては、去る5月29日に、九州の新たな魅力を発信するとして、クルーズトレイン「ななつ星イン九州」の3泊4日コースの運行ルート変更を発表されたところでございます。その新ルートは、平成30年春からの運行を計画されており、大畑駅と人吉駅に日中停車し、乗客の方々が本市において休息や観光を楽しまれるプランとなっているようでございます。本年3月に運行が開始された観光列車「かわせみ やませみ」に続き、本市観光に新たな魅力が加わることとなりますので、引き続き、官民一体となり、恵まれた観光資源を最大限生かして、交流人口の増加に努め、人吉球磨地域の観光産業がさらに活性化することを期待しております。

くま川下り関係でございますが、先月末にくま川下り株式会社第55期定時株主総会が開催されまして、平成28年度の事業実績報告では、平成28年4月に発生しました熊本地震の影響により、宿泊事業を除く全ての事業で業績が大幅に落ち込み、7年連続の損失計上となっております。本市としましても、非常に心配しております。このような状況のもと、会社再生へ向け、第56期につきましては、新たな目標を設定し、経営基盤の安定化を図ってまいるとのことでございますので、行政といたしましても、経営の強化に資する教育旅行の回復やインバウンド観光客の受け入れ態勢など連携を図ってまいりたいと存じます。

土木関係でございますが、市道願成寺錦線における曙橋につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、本年度から平成31年度にかけて補修工事を実施いたします。工事の期間中は、長期にわたり片側通行などの交通規制を行うこととなり、曙橋周辺にお住まいの方々の初め、御利用の皆様には大変御迷惑、御不便をおかけしますが、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

戸建て木造住宅耐震事業でございますが、本市におきましては、昭和56年5月以前に建てられた個人所有の戸建て木造住宅の耐震化を支援するため、平成24年度から耐震診断事業、平成25年度には耐震改修事業を開始し、戸建て木造住宅の耐震化に取り組んでまいりました。

このような中で、平成28年、熊本地震の発災もあって、県が創設した熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業の拡充を目指し、新たに「建替え工事」、「耐震シェルター工事」を補助対象として追加し、戸建て木造住宅耐震化のさらなる促進を図ることといたしております。今後は、公共施設等の耐震化、長寿命化については、公共施設等総合管理計画に基づき、また、特に課題となっております一般の戸建て木造住宅の耐震については、拡充した本制度の活用によって、より一層災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

都市計画関係でございますが、上青井町地内の国道445号に計画されている球磨病院と人吉中央温泉病院を地上3階で結ぶ上空通路につきましては、平成25年に医療法人蘇春堂から県に対し、建築基準法第44条に基づく建設計画案が提出されて以来、所定の手続が進められているところでございます。市民有志や青井阿蘇神社の関係の皆様から計画見直しの陳情・要望が県及び本市に対して行われ、本市議会に対しましては請願書の提出がなされております。また、平成28年7月には本市議会から県に対し、意見書の提出もなされている重大な事案でございます。これらの経緯を踏まえ、去る4月10日に熊本市内にて蘇春堂を傘下に置く医療法人朝日野会理事長と面会し、市民の声や本市が抱える課題などをお伝えし、市民感情への御配慮をお願いしたところでございます。また、6月2日には、溝口幸治県議会副議長にも御同行いただき、田嶋徹副知事にお会いしたところでございまして、本市の現状をお話しし、慎重に御対応いただくようお願いをしております。

学校教育関係でございますが、平成32年度からの小学校英語の教科化及び中学校英語の学力向上を図るため、本年度から教員に対する技術指導を行う英語教育技術指導員を本市教育委員会内に配置したところでございます。今後は、児童、生徒のコミュニケーション能力の素地の育成及び学力の向上とグローバル人材の育成に向けた教員の英語指導力と英語力の向上を目標に、英語教育技術指導員による市内小中学校への訪問指導、ALTや人吉市立教育研究所外国語活動部会のアドバイザーの効果的な活用及び生徒の実態に応じた評価問題等の作成を行い、小学校におきましては「英語が好きになる英語教育」、中学校におきましては「英語が上手になる英語教育」に努めてまいります。

社会教育関係でございますが、去る4月29日、30日の2日間、おどんな日本一武道大会を開催したところでございまして、「第9回高校生弓道大会」においては、県内外から27校、男子33チーム、女子34チームの参加のもと、レベルの高い団体戦が行われたところでございます。また、「第10回おどんな日本一全国少年剣道大会」においては、県内外から70団体の参加があり、個人戦で485人、団体戦では106チームによる白熱した試合が繰り広げられたところでございます。前回は、熊本地震の影響により両大会とも中止となりましただけに、両大会ともに選手及び応援の皆様が熱いエネルギーが一層感じられ、緊迫した雰囲気の中、手に汗握る試合展開に、会場は大いに盛り上がりを見せたところでございます。本大会の開催に御尽力を賜りました競技団体を初め関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

図書館関係でございますが、本年3月に「第3次人吉市子ども読書活動推進計画」を策定したところでございます。本計画は、平成33年度までの5年間の指針とし、本市の全ての子供たちが、あらゆる機会と場所において、自主的に読書を行うことができるよう、子供の読書環境の整備を進めていくことを目的として、第2次計画に引き続き策定するものでございます。今後は、本計画に沿って家庭、地域、学校、保育園・幼稚園等関係機関との連携、協力を図りながら、子供たちの読書活動のさらなる推進に努めてまいり所存でございます。

上水道関係でございますが、給水開始から60年を迎え、老朽化した施設の更新や管路等の耐震化などによる事業費の増加が見込まれており、安定的な水道事業の維持が危ぶまれる財政状況でございます。このことから、平成28年度に人吉市水道事業運営審議会を設置し、本市の水道料金の不公平感を解消するとともに、水道事業の安定経営の持続等のため、適正な水道料金体系及び料金水準の構築について諮問をいたしたところでございます。審議会では、7回にわたる慎重な御審議をいただき、去る5月12日に答申をいただいたところでございます。今後は、答申内容を精査し、審議会の御意見を尊重した水道事業の円滑な運営を行うための準備を進めてまいりたいと存じます。

引き続き、平成29年3月に行いました専決処分及び御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第34号から議第37号までの専決処分の承認を求めることについての案件は、平成29年3月30日に行いました補正予算の専決処分が1件、平成29年3月31日に行いました税制改正に伴う専決処分が3件の計4件でございます。

議第34号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号）は、平成29年3月30日に専決処分いたしました補正予算でございます。地方消費税交付金及び特別交付税などの決定によるもののほか、補助事業や地方債の確定に伴う変更などを専決したものでございます。

歳入歳出をそれぞれ3,223万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164億7,036万2,000円とするものでございます。

議第35号から議第37号までの3件につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、平成29年3月31日に専決処分をいたしました条例の一部改正につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

議第35号人吉市税条例の一部を改正する条例は、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、軽自動車税におけるグリーン化特例の2年間延長、固定資産税につきましては、保育の受け皿整備促進のための税法上の措置の創設に伴い、対象資産に係る課税標準について、「わがまち特例」を導入することなどでございます。

議第36号人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例は、先ほど御説明いたしました固定資産税に係る改正と同様の改正でございます。

議第37号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げを行うものでございます。

議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）は、歳入では、国県支出金及び繰越金などの追加を、歳出では緊急性を勘案し、補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。

歳入歳出にそれぞれ8,631万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ166億6,909万3,000円とするものでございます。

また、市庁舎建設事業につきましては、複数年の工期が必要になること、さらに、全体事業費を的確に把握するために、平成29年度から平成32年度までの4年間、総額51億4,030万円の継続費を設定させていただいているところでございます。

議第39号平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、保険料の還付に伴う予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

議第40号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、小永野第一雨水幹線つけかえ工事に伴う業務委託料等の補正でございます。資本金収入及び支出につきまして、収入の負担金を1,460万円増額し、収入予算総額を1億4,780万3,000円とし、支出の建設改良費を1,420万円増額し、支出予算総額を5億9,318万円とするものでございます。

議第41号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成29年4月1日に施行されたことに伴い、消防団員等の補償基礎額における扶養親族の加算額を改定すること、及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第42号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例案は、川上哲治記念球場における冷暖房設備の利用に係る料金を定めること、及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第43号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案は、人吉市中原公民館及び人吉市中原コミュニティセンターの改修に伴い、施設の使用料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第44号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成29年4月1日に施行されたことに伴い、現在、保育園等に入所する子供の保護者に対し、交付していた支給認定証について、今後は保護者からの申請があった場合にのみ交付することとしたため、保育園等が受給資格等を確認する方法に変更が生じたので、条例の一部を改正するものでございます。

議第45号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、人吉市における要支援者等に対する介護予防のための福祉用具購入費の一部支給に関する事務及び住宅の改修に要する経費の一部支給に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用を行わないことによる規定の削除及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第46号工事請負契約の締結についての案件は、曙橋補修工事につきまして、指名競争入札の結果、ライト・味岡建設工事共同企業体が2億4,300万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結することにつきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

議第47号損害の賠償についての案件は、平成28年11月4日午前10時30分ごろ、相手方が人吉市カルチャーパレスの屋外集会場を通行していたところ、ブロック敷きの段差につまずき転倒し、負傷した事故に関し、市と相手方との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第48号損害の賠償についての案件は、平成28年7月8日に相手方と契約した土地賃貸借契約の履行に当たり、土地賃借料を土地賃貸借契約の支払期限である平成29年3月31日に相手方に支払いをせず、平成29年4月4日に支払いを完了したことについて、その土地賃借料の支払遅延における損害の賠償として、市が土地賃貸借契約の規定に基づき延滞金を支払うことについて、市と相手方との間で延滞金の額を決定し、和解するものでございます。

議第49号損害の賠償についての案件は、平成29年3月28日午後1時30分ごろ、女兒が人吉城跡公園の園路を通行していたところ、公園内の樹木の枯れ枝が落下し負傷した事故に関し、市と女兒の親権者との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第50号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、尾方篤氏の任期が平成29年6月30日に満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第51号から議第60号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての10案件は、現在の農業委員会委員の任期が平成29年7月19日に満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、10人の農業委員会委員を任命することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。農業委員会委員につきましては、これまで公選制により選出されておりましたが、農業委員会等に関する法律の一部改正により、平成28年4月1日以降の農業委員会委員の選出方法が議会の同意による任命制に変更されたため、議会に御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げますが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存

じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第34号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号）について、補足説明をさせていただきます。専第1号と書いてある予算書でございます。

専第1号の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては主なものを事項別明細書により御説明いたします。第2条の繰越明許費の補正につきましては第2表繰越明許費補正により、また、第3条の債務負担行為の補正につきましては第3表債務負担行為補正により、第4条の地方債の補正につきましては第4表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

めくっていただいて5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正の追加でございます。10款教育費、5項社会教育費、史跡大村横穴群保存管理計画書印刷費107万円は、今年度の史跡大村横穴群保存修理事業が国の補正予算対応となりましたことから、専門指導会議開催のおくれが生じまして、年度内に保存管理計画書の印刷ができなかったことにより、追加をいたすものでございます。同じくその下でございます。城本町落石防護柵設置箇所用地測量事業48万6,000円は、大村横穴群西群の落石防護柵設置に関連するものでございまして、用地測量に関しまして、土地所有者との境界確認に時間を要し、年度内の業務完了ができなかったことにより、追加をいたすものでございます。その下、7項学校給食センター費、学校給食センターエアコン移設事業162万1,000円は、旧麓町本庁舎の議場にありますが、学校休業期間中に移設工事を実施するために、十分な工事期間がとれなかったことから、繰越明許の追加をいたすものでございます。11款災害復旧費、5項その他公共施設公用施設災害復旧費、まず1点目、現年発生単独災害復旧事業、第1別館施設改修事業133万4,000円は、第1別館（西間別館）の施設改修において、熊本地震の影響により、取りつけ製品の製作に時間を要しましたことから、年度内に完了ができなかったため、追加をいたすものでございます。この場所は1階部分のトイレ側の通路にあります二重ドアの撤去と改修でございます。同じく電算室サーバ用発電機等購入事業246万円は、熊本地震の影響により、電算室サーバ用発電機の移設及び新設の工法の検討に時間を要しましたことから、年度内の設置完了ができなかったために、追加をいたすものでございます。

次に、5ページの一番下の廃止でございます。10款教育費、3項中学校費、第三中学校プール補修事業450万円は、事業が年度内に竣工いたしましたことから、繰越明許費を廃止するものでございます。

6ページをお願いいたします。繰越明許費の変更でございます。8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業下林北願成寺線（瓦屋町工区）157万9,000円から、10款

教育費、6項保健体育費、梢山グラウンド補修事業570万円までの6件は、いずれも平成28年度事業費及び前払い金等の確定による繰越明許費の変更でございます。

続きまして、その下でございます。第3表債務負担行為補正の廃止でございますが、守衛室プレハブリース料222万8,000円は、熊本地震の影響により、被災地での工事が相次ぎ、プレハブリースにつきましても入札の不落が続きましたことから、設計の見直しを行い、昨年12月に補正予算において計上いたしました債務負担行為を一旦廃止して、今回、改めて6月定例会に予算を計上いたしておりますが、それに伴います専決予算による平成28年度の債務負担行為分の廃止でございます。

それから、第4表地方債補正の廃止でございます。一番下になります。地域経済循環創造事業債1,000万円は、九州財務局との協議の中で、地域経済循環創造事業、すなわち共栄精密の菌床工場の施設整備を国庫補助で予定をいたしており、その補助裏に起債を充てるということで計画いたしておりました。しかし、民間企業、この場合は共栄精密でございますけれども、民間企業の建設事業に係る自治体負担や助成に要する経費には起債充当ができませんので、そういう結果に至り、地方債を廃止するものでございます。

続きまして、歳入のほうを御説明いたします。

9ページをお願いいたします。2款地方譲与税、1項、1目、1節地方揮発油譲与税13万円の減額補正から、めくっていただいて12ページでございます。これは一番上になります。11款、1項、1目、1節交通安全対策特別交付金73万円の減額補正までは、平成28年度交付額の確定による補正でございます。続きまして、その下、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費負担金169万円の減額補正は、平成28年度における負担金の確定による補正でございます。3項委託金、5目教育費委託金、1節教育総務費委託金86万3,000円の減額補正は、平成28年度におけるICTを活用した教育推進自治体応援事業委託金の確定による補正でございます。

13ページをお願いいたします。一番上でございます。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金226万6,000円の増額補正は、平成28年熊本地震対応の災害救助費負担金の確定による補正でございます。その下、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金43万円の増額は、くまもとふるさと寄附金交付金の確定に伴う増額補正でございます。一番下でございます。3項委託金、5目土木費委託金、1節都市計画費委託金89万6,000円の減額は、平成28年度における都市計画基礎調査費委託金の確定による減額補正でございます。

めくっていただいて14ページをお願いいたします。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金381万円の増額補正は、古都人吉応援団寄附金の確定に伴う補正でございます。20款諸収入、4項、3目雑入、9節教育費雑入44万円の増額は、西瀬小学校のプール水道水流失事故に係る、西瀬小学校職員様からのおわびとしての納入金の補正ござい

ます。なお、この補正分につきましては、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に財源のほうを充当させていただいております。最後に、21款市債につきましては、第3表で御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、歳出でございます。

15ページでございます。主なものについて御説明をいたします。まず、15ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費65万3,000円の増額補正は、平成27年度児童扶養手当給付費国庫負担金の確定に伴う精算金の補正でございます。次に、一番下になります。4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康増進費5万9,000円の増額補正は、平成27年度感染症予防事業費等国庫負担金の確定に伴う精算金の補正でございます。

16ページを省略いたしまして、17ページをお願いいたします。ちょうど中ほどになります。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費86万3,000円の減額補正は、ICTを活用した教育推進自治体応援事業における事業費の確定に伴う補正でございます。

めくっていただいて、18ページをお願いいたします。一番上でございます。3項中学校費、2目教育振興費4万3,000円の増額、及びその下、4項、1目幼稚園費3万8,000円の増額補正は、いずれも事業費の確定に伴う補正でございます。人吉市小中学校教育振興会の補助金と私立幼稚園就園奨励交付金の確定に伴う補正でございます。18ページの一番下になります。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費134万円の減額補正は、村山公園における災害復旧工事業費の確定に伴う補正でございます。

19ページをお願いいたします。13款諸支出金、真ん中でございます。2項基金費、7目人吉応援団基金費424万円の増額補正は、先ほど歳入の寄附額の確定に伴い、基金へ積み立てるものでございます。14款予備費を3,506万2,000円減額補正いたしております。

以上で、議第34号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号）についての補足説明を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時59分 休憩

---

午後2時14分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） それでは、次に、議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）について、補足説明をいたします。

お手元の予算書、議案38号の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により、第2条の継続費の補正につきましては第2表継続費補正により、第3条の債務負担行為の補正につきましては第3表債務負担行為補正により、第4条の地方債の補正につきましては第4表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

めくっていただきまして5ページをお願いいたします。一番上になります。第2表継続費補正の追加でございますが、2款総務費、1項総務管理費、市庁舎建設事業といたしまして、平成29年度から平成32年度までの4年間、総額51億4,030万円をそれぞれこの年割額で定めておるところでございます。続きまして、真ん中の第3表債務負担行為補正の追加につきましては、守衛室プレハブリース料でございます。この件につきましては、平成28年熊本地震の影響により、被災地での工事が相次ぎまして、プレハブリースにおける入札の不落が続きましたことから、これは先ほど御説明させていただきましたが、平成28年度専決予算において債務負担行為の廃止を行ったところでございます。そのために設計の再度見直しを行いまして、今回、6月補正にて期間及び限度額の設定をお願いいたしております。

一番下の第4表地方債補正の変更につきましては、公営住宅建設事業債を含みます3件でございます。まず一番上でございます。公営住宅建設事業債は、来年度実施予定の市営住宅給水設備改修工事などの設計委託に対する起債を追加し、限度額を変更するものでございます。次に、真ん中の庁舎機能単独災害復旧事業債は、平成28年熊本地震による市庁舎機能移転に伴い、これまで旧麓町の本庁舎に残っておりました防災行政無線親局などを西間別館へ移設することに対します起債を追加いたしましたので、限度額を変更するものでございます。一番下の市庁舎建設事業債は、小永野第一雨水幹線水路をつけかえることに伴いまして、現在、西間別館の敷地内を走っております別の水路、これは法定外公共物でございますけれども、そのつけかえに対する事業に起債を追加いたしましたので、限度額を変更するものでございます。

事項別明細書のほうを説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

まず、8ページの15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、都市農村交流対策事業費補助金20万円の増額補正は、グリーンツーリズム推進事業に対するものでございます。その下、5目土木費県補助金、1節土木管理費補助金、平成28年熊本地震復興基金交付金351万円の増額補正は、民間住宅耐震改修促進事業における補助メニューの追加などに合わせまして、熊本県が、熊本地震復興基金の中から耐震改修等事業へ交付金を交付するものでございます。1つ飛びまして、19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を3,000万円増額補正いたしております。

めくって9ページをお願いいたします。20款諸収入、4項雑入、3目雑入、1節総務費雑入、コミュニティ助成事業助成金180万円の増額補正は、一般財団法人自治総合センターの助成事業におきまして、人吉市下戸越町内会に対する補助が採択されたものでございます。同じく長寿社会づくりソフト事業交付金100万円の増額補正は、一般財団法人自治総合センターの平成29年度地域イベント助成事業におきまして、九日町の町内会、夏えびすまつりに対する補助が採択されたものでございます。21款市債につきましては、第4表地方債補正において御説明をいたしましたので、内容を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。一番上、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費644万9,000円の増額補正は、古都人吉応援団寄附事業に係るふるさと納税返礼品カタログ製作委託料206万3,000円のほか、19節負担金、補助及び交付金において、コミュニティ助成事業補助金や地域イベント助成事業補助金、また、本年11月18日、19日に開催を予定しております部落解放第30回熊本県研究集会人吉・球磨大会に要する経費に対し、人吉市分の補助金などを計上いたしております。それから、6目財産管理費84万円の増額補正は、仮本庁舎1階会議室における間仕切り壁改修工事のほか、保健センター駐車場用地の土地賃借料の支払遅延における損害賠償金などを計上いたしております。13目市庁舎建設事業費225万円の増額補正は、先ほど地方債の補正の中で申し上げましたが、小永野第一雨水幹線水路つけかえに伴います、西間別館敷地内を走っております法定外公共物、水路のつけかえが必要になりましたので、それに要する経費を計上いたしております。

11ページを省略いたしまして、12ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費425万円の増額補正は、5年に一度の農業振興地域見直しに伴う農業振興地域整備計画策定業務委託料405万円などの補正でございます。同じく5目農地費157万7,000円の増額補正は、平成29年度に上原田地区におきまして実施されます県営事業、これは送水管の布設工事でございますが、その事業に対します本市の負担金などがございます。

めくっていただいて13ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費160万2,000円の増額補正は、民間住宅耐震改修促進事業における補助メニューの追加などによるものでございます。

14ページをお願いいたします。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費206万5,000円の増額補正は、社会資本整備総合交付金事業における13節委託料、15節工事請負費、22節補償、補填及び賠償金の予算の組み替えのほか、人吉球磨広域行政組合からの受託事業としまして、平成28年度に実施いたしましたごみ処理施設周辺整備事業の事業費の確定に伴う精算金を予算計上いたしておるところでございます。

15ページをお願いいたします。3項住宅費、2目住宅建設費628万7,000円の増額補正は、市営住宅給水設備改修工事設計委託料及び市営住宅外壁改修工事調査設計委託料でございます。それから、9款、1項消防費、2目非常備消防費112万3,000円の増額補正は、本年8月20日、人吉市において開催予定の第5回熊本県女性消防操法大会に要する経費を予算計上いたしております。

16ページをお願いいたします。10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費17万5,000円の増額補正は、平成29年度から熊本県中学校総合体育大会がブロック別で開催されることになり、これまでの開催地負担金の変更となりまして、それぞれの自治体における参加人数による負担金を予算化するものでございます。

17ページをお願いいたします。5項社会教育費、2目公民館費100万円の増額補正は、保

健センターの解体に伴い、これまで旧婦人会館で行ってまいりました東間地区老人給食ボランティアの活動が継続できますよう、東間コミュニティセンター調理室の改修を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。11款災害復旧費、5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費4,195万9,000円の増額補正は、平成28年熊本地震による市庁舎機能移転に伴い、これまで旧麓町本庁舎に残っておりました防災行政無線親局などを西間別館へ移設する経費を補正いたすものでございます。それから最後に、14款、1項、1目予備費を453万円増額補正いたしております。

以上で議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）についての補足説明を終わります。

引き続き、繰越計算書の説明を行います。今度は議案書の49ページと50ページをお願いいたします。

主に50ページのほうで説明をさせていただきます。まず、報第1号平成28年度人吉市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき御報告いたします。

議案書の50ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業、これは委託料と負担金でございまして、翌年度逐次繰越額が、ちょうど1つ飛んで、5,294万4,000円でございます。その財源内訳でございますが、一番右端になりますけど、国庫支出金が社会資本整備総合交付金の2,909万5,000円、それから地方債が社会資本整備総合交付金事業債の1,740万円、そして、その他が人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金の644万9,000円となっております。

続きまして、報第2号平成28年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告をさせていただきます。

議案書の51ページからになります。説明は、めくっていただいて52ページから説明をさせていただきます。まず、一番上になります。2款総務費、1項総務管理費が、第1別館（西間別館）施設改修事業工事請負費と市庁舎建設事業、これは地質調査の関連の委託料でございます。それと（仮称）旅カフェエントランスセンター整備事業、委託料、工事請負費、備品購入費でございますけれども、その3件。そして、その下になります。3項戸籍住民基本台帳費が、個人番号カード交付事業の1件、これは発行業務等の委任分でございます。それから、3款民生費、1項社会福祉費、これは経済対策臨時福祉給付金の事務費と事業費の2件。それから、その下、6款農林水産業費、1項農業費が、産地パワーアップ事業推進事業、これは補助金でございます。栗選果選別施設整備事業、これも補助金、その2件でございます。そして、その下になります。7款、1項商工費が、地域経済循環創造事業、これは交付金の1件になります。

その下からが土木費でございます。8款土木費、2項道路橋梁費のうち、まず道路維持関係でございますが、社会資本整備総合交付金事業戸越草津線、それと七地蟹作線、その下、鹿目丸岩線、その下、下林南願成寺線（駒井田町工区）、それからその下、一番下になります、下林北願成寺線（願成寺町工区）、これは全て工事請負費でございます。次のページ、議案書は53ページになります。一番上からが道路新設改良関連でございます。まず、地方道路等整備事業荒毛牛塚線の用地取得費、それからその下、南町地内第1号線用地取得費、その下、青井西間線の委託料、その下、社会資本整備総合交付金事業下林北願成寺線（瓦屋町工区）、これは用地費でございます。その下、下林北願成寺線（中林町工区）、これは工事請負費、それと人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業でございます。その下が橋梁新設関連でございますが、まず、社会資本整備総合交付金事業橋梁点検事業、これは委託料です。その下、羽田橋補修事業、それとその下になります。大藪橋・宇野橋補修事業、そして、その一番下、上麓橋補修事業の全部で8款の道路橋梁費が15件。それから、4項の都市計画費が、都市計画基礎調査事業委託料と社会資本整備総合交付金事業下林願成寺線の用地補償費の2件。

最後に、10款教育費、3項中学校費が、まず第二中学校消火設備改修事業工事請負費と第二中学校給水設備改修事業工事請負費の2件。それからその次でございます。5項社会教育費が、中原コミュニティセンター施設改修事業、これは委託料、工事請負費、備品購入費でございます。その下、史跡大村横穴群保存修理事業、これは工事請負費、事務費でございます。それから、史跡大村横穴群保存管理計画書印刷製本費でございます。そして最後に、城本町落石防護柵設置箇所用地測量事業、委託料の4件。それから、保健体育費、一番下でございますけれども、梢山グラウンド補修事業、工事請負費の1件でございます。めくっていただいて議案書は54ページをお願いいたします。まず、7項の学校給食センター費が、学校給食センターエアコン移設事業、工事請負費の1件。

それから、11款、最後になります。災害復旧費の2項農林水産施設災害復旧費が、現年発生補助の農業用施設災害復旧事業、工事請負費の1件。3項公共土木施設災害復旧費が、現年発生補助の道路橋梁災害復旧事業七地赤池線、工事請負費等でございますけれども、その1件。それから、5項その他公共施設公用施設災害復旧費が、防災行政無線等移設事業、委託料です。現年発生単独災害復旧事業の第1別館施設改修事業の工事請負費、そして、電算室サーバ用発電機等購入事業の3件となっております。合計の52ページ、53ページ、54ページ、全部で39件の繰越計算書でございます。この繰越計算書の合計でございますが、この54ページの計の1つ飛んで、7億9,740万2,000円でございます。その財源内訳のほうは右のほうに記載をいたしております。読み上げのほうは省略をさせていただきます。

以上で、長くなりましたが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○経済部長（福山誠二君）（登壇） 皆様、こんにちは。私から、報第3号平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

議案書は55ページをお願いいたします。1款、1項工業用地造成事業費、1目人吉中核工業用地造成事業費でございまして、翌年度繰越額が4,173万円でございます。その財源内訳でございますが、地方債の4,173万円でございます。

続きまして、こちらでございます。報第4号になります。くま川下り株式会社の経営状況でございます。それでは、報第4号くま川下り株式会社の経営状況につきまして、御報告をさせていただきます。

くま川下り株式会社は、御承知のとおり、本市を代表する複合観光会社でございまして、国民宿舎くまがわ荘の管理運営につきましても、昨年度までは同社が行っており、地方自治法改正に伴う指定管理者制度へ移行いたしまして11年が経過したところでございますが、近年は宿泊者の減少が続く、平成22年度から6年連続、単独での損失計上や、施設の老朽化対策等の問題もありまして、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの協定期間の満了をもって、指定管理の更新をいたしておりません。

それでは、お手元の資料によりまして要点を中心に御説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。2枚めくっていただきまして3枚目になります。まず第55期決算報告書でございまして、事業期間は平成28年3月1日から平成29年2月28日まででございます。

2ページをお願いいたします。事業概況でございます。くま川下り株式会社は、川下りの遊覧船事業や、平成29年3月31日まで、国民宿舎くまがわ荘の宿泊事業、それにラフティング、売店等のその他事業の3部門を柱に事業を推進しております。第55期決算につきましては1,000円単位で御報告を申し上げます。

昨年4月の熊本地震の影響で、地震発生直後から夏休み前にかけて予約のキャンセルが相次ぎ、観光客から熊本が敬遠されたこともありまして、総事業収入1億7,155万3,000円、対前年比82.6%と大幅に落ち込み、計上損失は1,083万1,000円となりました。

次に、遊覧船事業でございますが、当期は目標を震災後に2万500人と改め、ミドルコースをメインといたしまして船頭16人、稼働船舶8隻で運行されております。乗船客数につきましては、熊本地震発生前までは前年を上回る実績で順調に推移をいたしておりましたが、予約客のキャンセルなど、夏休み前までの3カ月間は前年の23.9%まで落ち込んでおります。独自事業のショートコースとくまがわ荘温泉入浴をセットにいたしました、くま川下り特割コースの販売、夏休みに合わせました九州ふっこう割、このキャンペーンでございまして、それから、人吉温泉観光協会によります宿泊客への無料クーポン券などの震災復興キャンペーンの利用で、夏休み期間は前年並みの乗船客数を確保できておりましたが、9月から11月に

においても震災の影響による落ち込みを挽回できず、結果的にマイナス7,127人と大きく減少いたしまして、船賃収入といたしましては5,824万2,000円、対前年比78.0%となり、前期より1,636万3,000円の減収となっております。

3ページをお願いいたします。設備につきましては、平成27年3月のミドルコース開始以降、温泉町着船場においては簡易階段で対応されておりましたが、平成29年1月に国土交通省を初め関係者の方々の御尽力によりまして乗降用の階段が整備され、船の接岸と乗り降りの際の安全性が向上しております。レストラン「くまがわマルシェ」につきましては、媒体への露出など利用客の増加に努められておりますが、川下り客の減少も影響いたしまして、今期は1万241人、対前年比75.3%の利用、売り上げは1,403万5,000円、これは対前年比74.3%となっております。また、発船場周辺にて行っております手漕ぎの貸ボートにつきましては、廃止の方向で検討をされております。

次に、宿泊事業でございます。平成11年度から国民宿舎くまがわ荘の管理運営を委託しておりましたが、先ほども申し上げましたとおり、平成29年3月31日の期間満了をもちまして、協定の更新を行っておりません。

4ページをお願いいたします。国民宿舎の事業内容といたしましては、営業目標を震災後に宿泊人数5,400人、休憩宴会人数を2万5,600人と改め、田園シンフォニーとの宿泊プラン等さまざまな旅行商品の販売やダイレクトメールの送付など、各種営業活動を行われました。熊本地震以降、より厳しい運営が予想されましたが、4月、5月、6月と観光客の減少はあったものの、震災支援関連の長期宿泊者、「九州ふっこう割」による宿泊客の増加、閉館前の駆け込み需要による宿泊・宴会などで前年の実績を上回っております。

実績といたしましては、宿泊人数5,285人、これは対前年比108.5%、休憩宴会人数2万5,193人、対前年比では106.1%の利用となっております。総売上ではまいりますと6,761万5,000円、これは対前年比104.0%となっております。

その他事業でございますが、くま川下り売店並びにくまがわ荘売店の物品販売事業収入の合計、これにつきましては739万8,000円、対前年比81.2%でございます。ラフティング事業につきましては、目標を震災後1,900人と改め、営業を行われましたが、教育旅行、これは修学旅行でございますけれども、これがほぼ全てキャンセルとなりまして、利用客1,418人、対前年比32.6%、収入は801万3,000円、これは対前年比で言いますと33.1%と厳しい状況となっております。請負事業につきましては、昨年並みの受注となったところでございます。

5ページをお願いいたします。その他部門の総収入では3,239万5,000円、これは対前年比64.6%となっております。

6ページをお願いいたします。くま川下り株式会社の貸借対照表でございまして、資産合計、負債・純資産合計ともに、1億4,929万6,339円となっております。

7ページをお願いいたします。損益計算書でございます。まず、営業損益につきましては、

純売上高合計 1 億6,671万3,204円で、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失が1,316万2,627円でございます。これに営業外損益を含めた経常損失が1,083万1,303円となっているところでございます。

8 ページをお願いいたします。次に、第56期事業計画書でございまして、事業期間は平成29年3月1日から平成30年2月28日でございます。

9 ページをお願いいたします。事業計画でございしますが、熊本地震による被災地の復旧も徐々に進んでまいりまして、観光客の動きも活発になってきたようですが、ふっこう割キャンペーンもなくなりまして、これからが正念場と捉え、会社再生に向け、今期の目標をくま川下り乗船客、こちらが3万3,500人、ショートコース1,100人、ラフティング利用者1,900人と設定されております。

くま川下りににつきましては、平成27年度から運航を行っておりますミドルコースを営業の柱としまして、短い乗船時間でも安全な場所での櫓こぎ体験、それから船頭との会話を楽しんでもらうと、こういった下船後もシャトルバスで安全にお送りをし、心に残る船旅となるよう努められるとのことでございます。

営業面では、年々増加傾向にありますインバウンド観光につきましては、社員教育を初めとして受け入れ態勢を充実させ、八代港に入港するクルーズ船利用者を少しずつでも獲得できるように行政などとも連携し努められるとのことでございます。ラフティングに関しましては、教育旅行の回復には数年を要する見通しでありまして、熊本県教育旅行受入促進協議会、こういったところと連携をし、誘致活動を継続しつつ、個人やグループ、関係者へのアプローチを強め、ネット販売も積極的に活用され、利用者の増加に努められるとのことでございます。

設備等の課題といたしましては、老朽化した船舶の更新など、こういったものは段階的に進めていくとのことでございます。

10ページをお願いいたします。また、国民宿舎くまがわ荘の宿泊事業にかわる新たな収益の事業を模索し、経営基盤、雇用の安定化につなげ、ロングコース、激流コースについても再開へ向け努力されるとのことでございます。

11ページをお願いいたします。第56期の損益計画書でございまして、船賃収入などの純売上高1億2,982万7,000円、営業損益は315万2,000円で、営業外損益を含めた経常利益を564万4,000円と見込んでいるところでございます。

以上、くま川下り株式会社の経営状況につきまして御報告いたしました。よろしく願いいたします。

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時50分 散会

## 平成29年6月第2回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月13日 火曜日

---

### 1. 議事日程第2号

平成29年6月13日 午前10時 開議

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 日程第1  | 議第34号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号））  |
| 日程第2  | 議第35号 | 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）   |
| 日程第3  | 議第36号 | 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）   |
| 日程第4  | 議第37号 | 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）   |
| 日程第5  | 議第38号 | 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）  |
| 日程第6  | 議第39号 | 平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第7  | 議第40号 | 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第8  | 議第41号 | 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第9  | 議第42号 | 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第10 | 議第43号 | 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第11 | 議第44号 | 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第12 | 議第45号 | 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第46号 | 工事請負契約の締結について   |
| 日程第14 | 議第47号 | 損害の賠償について   |
| 日程第15 | 議第48号 | 損害の賠償について   |
| 日程第16 | 議第49号 | 損害の賠償について   |
| 日程第17 | 議第50号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第18 | 議第51号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第19 | 議第52号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第20 | 議第53号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて   |

- 日程第21 議第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第22 議第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第23 議第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第24 議第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第25 議第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第26 議第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第27 議第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第28 報第1号 平成28年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について  
日程第29 報第2号 平成28年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第30 報第3号 平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第31 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第55期決算報告書及び第56期事業計画書）  
日程第32 一般質問

1. 大塚 則 男 君
2. 平 田 清 吉 君
3. 本 村 令 斗 君
4. 笹 山 欣 悟 君

---

---

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

---

---

## 3. 出席議員（18名）

- 1番 塩 見 寿 子 君
- 2番 宮 原 将 志 君
- 3番 高 瀬 堅 一 君
- 4番 大 塚 則 男 君
- 5番 宮 崎 保 君
- 6番 平 田 清 吉 君
- 7番 犬 童 利 夫 君
- 8番 井 上 光 浩 君
- 9番 豊 永 貞 夫 君
- 10番 西 信 八 郎 君
- 11番 本 村 令 斗 君

12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副	市長	松田知良君
教	育長	末次美代君
総	務部長	井上祐太君
企	画政策部長	迫田浩二君
市	民部長	廣田五浩君
健	康福祉部長	告吉眞二郎君
経	済部長	福山誠二君
建	設部長	山田巧君
総	務部次長	丸本縁君
企	画政策部次長	小林敏郎君
財	政課長	植木安博君
水	道局長	中村則明君
教	育部長	松岡誠也君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美君
次	長	栗原亨君
次	長	椎葉千恵君
書	記	青木康德君

---

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。4番議員の大塚則男です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、通告しました項目は、1点目、株式会社くま川下りに対する人吉市としての役割について、2点目、新市庁舎建設について、3点目、梢山多目的グラウンドの改修について、お尋ねさせていただきます。

まず、株式会社くま川下りに対する人吉市のかかわりと今後の事業継続などについてお尋ねします。

市長も述べられましたが、平成28年度は熊本地震などの影響を受け、結果的には7年連続の赤字決算との報告がありました。ここ最近に関しては、くま川下り自体は黒字傾向にある中、国民宿舎くまがわ荘が赤字経営に陥ったことで、結果的に赤字となったと考えます。

昨年9月議会でも質問しましたので詳しくは述べませんが、このくま川下り比較損益計算書を見ますと、赤字決算でも役員報酬はほとんど変わらず、給料手当にしましても同じ傾向にあったようです。これまでの経営体質にも問題があったのではないかと思います。

熊本地震後、大幅に落ち込んだくま川下り観光客も、復興債などのふっこう割、そして、好天に恵まれ、昨年後半より持ち直し、前々年比120%、前年比230%に進んでいる状況にあります。人吉球磨の観光の1つとして、決してなくしてはならないくま川下りと改めて考えたところでは、市長御自身、非常に心配しておりますと述べられ、行政としても経営の強化に資する教育旅行の回復、インバウンド観光客の受け入れ態勢など連携を図っていきたくと述べておられます。

1回目のお尋ねとして、筆頭株主である人吉市は、株式会社くま川下りが観光としてもたらす効果、必要性、事業を継続していく上で、人吉市の役割、経営のかかわり方についてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

くま川下り株式会社に対します筆頭株主の市の役割、それから、かかり方ということでございます。先月末の定時株主総会におきます平成28年度の事業報告では、平成28年4月に発生いたしました熊本地震の影響により、宿泊事業を除きます全ての事業で業績が大幅に落ち込んでおりました、開会日に私が御報告いたしましたとおり、7年連続の損失計上となったところでございまして、本市といたしましても危惧をいたしているところでございます。

このような状況のもと、会社再生へ向けまして、第56期につきましては、新たな目標を設定され、経営基盤の安定化を図ってまいるとのことでございます。私ども行政といたしましても、経営の強化に資するため、地震の影響により、一番原因となっております教育旅行の回復でございますが、こちらへの連携、これは熊本県との連携が非常に重要になるものでございます。

それからまた、これからふえると予想されますインバウンド観光客の誘致、受け入れ態勢の整備、こういったものについても連携を図ってまいりたいと存じております。

そのほかにも、本市の役割といたしましては、宣伝的なもの、こういったものもありますので、ホームページにおけますくま川下りの紹介とか、広告宣伝、こういった事業の中で、くま川下りの情報、こういった織り込んだところでも、これから夏に向かいますので、夏のレジャー情報、こういったところへの掲載などいたしまして、事業回復へつながっていくように、こういったものは支援していかなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁をいただきましたが、主に内容的には、市長が開会当日に発言されました内容であって、私もそれを読んだ上で、市としてどういった対策をやるのかということを知りたいんです。今聞きますと大半が市長の発言と同じですね。それをもっと踏み込んだ形で応援できないかということをお尋ねしている。そのところ、もう1回お答えをお願いします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

いわゆる市の支援というところの1つのポイントでございます。これは昨年もそうだったんですけども、くま川下りの事業的な経営状況、経費を見ますと、広告宣伝費のほうが非常に厳しいわけなんです。そういうところで、いかにしてこのくま川下りを人吉市としても宣伝、こういう後方支援をしていくか、そこが重要であろうかと。そういうところで、私どもが持っております広告宣伝費の中で人吉市全体を宣伝いたしますが、その中で、例えばくま川下りを中心に据えるとか、そういった具体的なものを考えております。それとか、昨年もやりましたが、いろんなキャンペーンとか、福岡、鹿児島に行きまして観光キャンペーン、宣伝事業をやりました。そういうときにくま川下りだけをやることはできませんので、全体の中で一緒にくま川下りも入っていただいて、そういうところでパンフレットを配るなり、

そういった事業所を回るなり、そういった具体的なことを私どもは考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） もう1点は、先ほどインバウンド観光客について述べられましたけど、これは本当にそういった経済効果というんですか、人吉にもたらず、どれくらいあっているのか。実際、来られている方が本当に人吉に泊まっていたら、くま川下りとかを利用されているのか。それはどういうふうに捉えていらっしゃるのか。お願いいたします。

○経済部長（福山誠二君） インバウンド関係につきましては、正式な宿泊者数というのは、これは統計というのはなかなか難しいところがございます、特に、今、クルーズ船というのが来ております。このクルーズ船というのは、まず人吉市内には宿泊はいたしません。これはどちらかといいますと、人吉城跡とか、免税店は1つあるんですけども、そういうところへ寄りまして、今はお菓子とか、医薬品とか、そういうものを買っていく。昔みたいな爆買いというのはちょっと影を潜めておるようでございます。

それから、インバウンド関係につきましては、どちらかといいますと、これは韓国、それから台湾、中国からが一番多いお客様でございます、こういった方につきましては宿泊をされて、そして、どちらかといいますと、団体客が多いわけなんです。特に台湾につきましては、球磨川下り等のこれは旅館と提携した中でも球磨川下りをしていただいていると。そういうところの効果というのはあっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） やはり市の応援体制、支援というのは、私は本当に再度しっかりと考えてもらいたいと思いますので、後ほどまた述べさせていただきます。

2回目のお尋ねとして、株式会社くま川下りの現社長が取り組んでこられた実績と、今後、取り組みたいと考えておられる事業については、どのように評価されておられるのか。また、株式会社くま川下りの現社長が辞意を表明された折、株主、市長から慰留していただくお考えなどはなかったのか。社長が交代する理由は何なのかお尋ねします。

○副市長（松田知良君） 皆様、おはようございます。私からお答えさせていただきます。

現社長のこれまでの実績に対する評価、また、辞意に対する意思表示についてでございますが、現社長におかれましては、2期4年間の間、経営改善と経営安定化のために、相当な御覚悟のもと、会社設立以来の経営構造の抜本的な改革を断行されてこられたと認識しているところでございます。また、確固たる経営戦略のもと、事業再生計画の策定と、その実現に当たっての設備投資も積極的に実行されておられたところでございまして、平成26年、平成27年には、本業である遊覧船事業において2年連続の黒字転換を実現されたところでございます。その手腕につきましては、高く評価させていただいているところであり、現社長が

中心になって策定されました事業再生計画に基づく設備投資につきましては、市といたしましても平成26年6月議会においてお認めいただきまして、無利子・無担保の経営基盤強化資金貸付として支援させていただいているところでございます。

このたびの辞意表明についてでございますが、正式に退任の意向表明をされましたのは、総会前の取締役及び株主総会においてでございますが、退任の理由といたしましては、まず、当初想定していた2期4年間で務められたということ。それからもう1つ、国民宿舎の閉館、それに伴う従業員の解雇の責任などを挙げられたところでございます。

また、現社長におかれましては、これまでも抜本的な経営改革を実行されてきたところでございますが、会社が置かれている現状はさらに厳しさを増しており、今後、さらに大きな改革を必要とするため、そのことにつきましては、新社長のもとで行うことが望ましいとお考えも示されたところでございます。

役員会におきましては、現社長の意向を重く受けとめ、かつ尊重し、現社長の退任に備えて、次期社長の選任を進める方針を決定したところでございますが、一方で、これから夏場に向けて川下りも繁忙期になることから、後任が決定するまでの間は、経営安定のために現社長が引き続き留任されることとなった次第でございます。筆頭株主としての市といたしましても、現社長を含む役員会のこの決定を尊重しておりまして、今後の推移を見守ってまいりたいと存じます。

また、辞意表明のとき、留任を求めることはなかったのかという御質問でございますが、役員会での内容の詳細につきましては、会社内部の問題でもあり、また、役員の方々の理解をとおしてございませんので、この場での答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。ただ、私自身につきましては、3年前、国民宿舎指定管理者の更新時に、当時、経済部長としてかかわっておりましたので、現社長が国民宿舎の閉館、それに伴う従業員の解雇の責任を理由に挙げられたことについて、大変重く受けとめており、相当な決断だと思ひ、慰留はいたしませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 2期4年を務められた。あと、国民宿舎の従業員解雇というようなことで責任をとって、辞意ということを表明されると。役員会といいますか、市としても、手腕はある社長の実績を認めながらも、それを受け入れたというのが現状かなというふうに思います。ただ、そうはいいいながらも、退任以降は、次の方が見つかるまで今のままの体制でやっていただくと。私、これって、何かすごくいいかげんじゃないかと思うんですよね。もし見つからなかったらどうするんですか。トップがいない中で、くま川下りについての決定は誰がしていくんですか。だから、例えば半年で見つかるもいいですよ。でも、見つかりません、1年たって見つかりませんってなったとき、ずっと現社長がやっていくんですか。辞

意表明されているんですよ。そこら付近はどう考えていらっしゃるんですか。

また、やはりこれだけ厳しいくま川下りの経営ですから、確かにおっしゃったように、2期4年務めたら、もうかえてくださいよと誰でも言いますよ、厳しい会社ですから。おまけに連帯保証人のこともあります。いや、それは本当にかえてほしいということになると思うんですよ。でも、過去のデータを見るとですね、1年でおやめになった方、あるいは6年された方、2年された方、4年された方、ばらばらなんですね。いらしているんです、そういった方。

この間にも、もう最初に言いましたけど、役員報酬ってすごいんですよ、大きいんです。現社長になって、初めて半分ですよ。それくらい努力されてきたんです。私は決して今の社長を全面に持ち上げるわけじゃないんですけど、くま川下りが今の方法でいいんですかということですよ。私は、せっかくできる社長をどうして引きとめる努力をしなかったのか。やはり私、ここは大事な部分じゃないかと思うんですね。引きとめはしないけど、次が決まるまではやっていただくという、何かちぐはぐな気がするんですよ。そここのところはどういうふうにお考えですか。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

先ほど社長が辞意の表明をされた中で、やはり国民宿舎の閉館、それから従業員の解雇ということがやはり大きな決断だったと思うわけでございます。それと、やはり今後、経営改善していく上では抜本的な新しい施策、そういうものにも着手しないといけない。そういう中では、2期した自分じゃなくて、新しい社長のもとでという意向でのことでございます。このことに関しまして、やはり役員会としては社長の意向を重く受けとめて、現在、次期社長を選定するように、選任するように進める方針に決めて行っているわけでございます。

また、ただ、そうは言いながらも、稼ぎ時でございます。こういうときに、言うならば、誰もそういう形での社長を務めないということになりますと、これこそ大変なことになります。現在の役員の中で常勤と言えるのは社長しかおりません。あとは全部非常勤でございます。そういう中で、まずはその新社長が固まるまでは、現社長に留任をお願いしている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 先ほど言いましたように、実績があり、経営ができる社長と私は思っているんですよ。ですから、今すぐそういった交代する、また、相手といいますか、まだはっきりしない段階でですね、もう先に辞意を認めながら、決まるまではいてくださいということではなくて、やはりそれだけ力を持っていらっしゃる方だというお考えでしたら、やはり今の体制でいくのが私は人吉市としては重要だと思うんですけどね。そこら付近はしっかり私は考えていただきたいと思います。

次に、人吉市として3,500万円の貸し付けをした経緯は、当時、私も経済建設委員会副委員長として務めさせていただいておりましたので、しっかりと記憶にあります。経済建設委員会の審査段階において非常に難航し、現社長へ経営状況と事業計画などについて説明をお願いし、さらに、当時の市長を委員会にお呼びし、説明をお願いした経緯があります。副市長も、当時、経済部長として、その状況は十分に御存じのはずです。現社長の会社再生への強い思い、新たな事業計画への取り組みなどをお伺いし、期待を込め、苦渋の決断ではありましたが、採択したことを思い出します。社内改革、事業計画の実施など、これから先も行わなければならないとき、貸し付けの返済時期も来ていない中、ここでの社長交代には矛盾を感じます。

3回目のお尋ねとして、社内改革、新たな事業計画の実施、そして返済計画の見通しがつくまで、私は現体制でいくべきと考えますが、どのようにお考えかをお尋ねします。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

平成26年6月に市が実施しました3,500万の経営基盤強化資金貸付の償還も始まっていないのに、経営体制が変わることについての御質問でございますけども、議員がおっしゃいますとおり、事業再生計画を策定されましたのは現社長の実績でございます。また、平成26年6月、確かに私も経済部長として、この資金貸付をお願いしたわけでございますけども、そのときにも事業再生計画をしっかりと現社長に策定していただきました。着実にこの再生計画は実行され、経営状況が好転し、償還についても確実に行われることを市といたしましても期待しているところでございます。ただ、先ほどから申しますとおり、やはり現社長が辞意の表明されたその重い決断というのを、やはりくま川下り株式会社の役員会におきまして辞意を尊重し、次期社長の選任に当たられておりますので、筆頭株主の市といたしましてもこの役員会の決定を尊重しております、今後の推移を見守ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） その経営状況が好転し、償還も確実に行われることを期待していながら、現体制が一番いいのではないかというふうに私は思っているんですが、しかし、どうしても役員会の意向ですか、そういったことで新しい方を求められるというふうに私は受けとめておりますが、その社長をかえることで確実な返済ということはできるんですか。私はもっと抜本的にやらなければならないことはあると思うんです。今の社長が何でその辞意を表明したか。本当の理由は市とかなんかの後ろ盾、バックアップがないから一民間の社長としてやはり不安なんですよね。それだけ人吉市が言い切れないでしょう。じゃあ全面で応援しますよって人吉が言い切れますか、今の段階で。そういったしっかりした後ろ盾があるならば、私は現社長でもできたのではないかなという気を持っております。しかし、そういった声が出ない中で、じゃあどうしようかということ。それは社長として不安になります。

やはりそういった強いバックアップがなかったから、こういった結果を招いたのかなと思っております。そこで、では次期社長の選任にはどなたが当たっていらっしゃるんですか。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますとおり、役員会で決めまして、役員会のほうで当たっております。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 役員会で選任をされるという、探していらっしゃるということなんですけど、例えば、率直なところ、いつぐらいまでに決定したいというお考えなんですか。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

現社長がやはり退任の挨拶をされました。その中で、現社長としては、その新しい社長が見つかるまではそういう形で留任ということで、役員会で一致した意見でございますので、それを受けられて答えられたのが、できるだけ早く新社長を見つけてくださいというのが御要望でございました。ただ、そのいつまでかというのは、ちょっと答えられません。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 御本人も辞意を表明されて、先ほどから言いますように、もうそれを受けとめていらっしゃるんですしたら、やはり一日でも早くしてあげるのが本当に尊重しているという形じゃないんですか。見つかるまでという、言葉は悪いですけど、そういういいかげんな体制でずっといくこと自体、私、いいかげんと思うんです。やはりそれならそれで、本人の意思を尊重するということでしたら、やはり早く見つけるか、あるいは先ほど私が言っていますように、現体制をもっと続けるかということをもっと本人にはっきり私は出すべきでないかと思えます。

次に、社内改革を断行された後のくま川下り、社内コミュニケーションがようやく図られた今、社長交代により従業員に不信感、不安な気持ちがよぎる、仕事に影響を及ぼすことになるのではないかと考えます。

4回目として、この社長と従業員の関係について、今度、かえられるとした場合、この関係をどのように受けとめておられるのかお尋ねいたします。

○副市長（松田知良君） お答えをいたします。

経営改革時の経営陣と従業員の関係の修復について、前社長は大変苦勞されております。平成25年度において、経営改善と経営安定化の根幹となる船賃に対する人件費比率を大幅に下げするために、全従業員、全船頭の賃下げ、船頭の乗船手当などの減額、見直しを断行されてきたところではございまして、もうその間、大変厳しい労使間交渉が行われ、議員がおっしゃいましたとおり、本当に離職された方も含めて、経営陣と従業員の関係性に大きな影響が

あったことは、市といたしましても認識しておるところでございます。この間、現社長も含めた会社執行部の相当の覚悟と大変な御苦労があったことと存じております。先ほども答弁しましたとおり、現社長におかれましては、その経営手腕とともに、その御苦労に対しましても高く評価をさせていただいておるところでございます。あの当時の労使間の状況というのが本当に大変なことを経まして、今は私たちとしては落ちついてきているというふうに考えているところでございます。今後、新しい社長が迎えられたとしても、このような、今のそのような雰囲気は持っていただきたいというふうには考えております。ただ、現社長のこの労使間の交渉に関しましては、本当に頭が下がる思いでございます。

以上で答弁いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 副市長から4回ほど答弁いただきましたけど、やはり副市長としてどうか、市としては見守っていきたいというふうに述べておられますが、何か他人事に聞こえるんですね。もっと人吉市が応援できる体制をつくらんといかんのじゃないかなと、今のまま、今の体制でなくて、私はそういうふうに思います。やはり筆頭株主、確かにそれは、昔いろいろあって、それから株主になったということを私は聞いておりますが、それはそれとしてですね、やはり、人吉市が中心になって進めていかないと物事は進まないんじゃないんですか。役員会の意思決定を待ってますではなく、人吉市がリーダーとしてやっていかなくては決まらんんじゃないですか。私はそんな気がします。ですから、そののところはしっかりくま川下りを残す、本当に大切ということでおっしゃるんでしたらば、私はぜひやってほしいと思います。

次、5回目のお尋ねとして、国民宿舎くまがわ荘が休館に至った際、20人弱の従業員の皆様が離職になりました。その後、再就職先確保はできたのか。また、それに対して人吉市は、再就職について人吉市はどのような支援策を図られたのかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

くまがわ荘の離職者の方々の再就職といった、こういった現状と支援ということでございます。昨年の9月に、まず管理運営に関する協定の更新を行えないという旨の話がまずございましたので、これは私どもも、まず頭に浮かびましたのがその離職者のことでもございましたので、すぐに本市の支援について、会社へ問い合わせたことがございます。その折には、会社からは閉館時に責任を持って再就職についての支援を行う、そういう報告を受けておりました。その後も、この離職をされる方につきましては、時折、会社のほうへ経過を問い合わせさせていただいて、これは現社長からも状況についてはお話を伺っていたところでございました。これまでのところ、市に対してのこの件に関しまして支援をお願いするということは、御相談はなかったところでございます。

再就職の現状でございますが、会社に確認いたしましたところ、閉館時には正社員につい

ては嘱託2人を含む11人、パート社員については10人いらっしゃったとのことでございます。現状につきましては、連絡がとれずに詳細の確認ができないという、こういう方もいらっしゃるとのことでございますので、現時点で私どもが把握いたしております、これは正社員11人のうち、離職後に6人の方が再就職をされております。この6人のうち3人が再就職後に転職をされているということで、残りの5人の方、この方々が失業給付を受けながら求職中とのことでございます。失業給付の期間が長い中高年の離職者の方々、このような方々は再就職先を、今、見つけられているということでございます。また、パート社員の方につきましては、会社としては把握できていないというところでございます。会社といたしまして、整理解雇に対しますハローワークによります特別支援も進められたとのことでございまして、この特別支援につきましては、11人全員の方が不要ということでございまして、通常の求職活動を望まれたというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 離職者に対してと申しますか、特別な支援は市としてはしなかったというふうにとめられるわけですけど、しかし、現社長は、ここを解雇したことを責任をとって自分はおやめになるんです。そういう意向を示されたんです。解雇の1つとして、自分はそれをやったから、責任をとってやめるということまでされたんです。そういったのを考えますと、果たして何もしなくて、報告だけ受けておってよかったのかなという気もするんですね。今は、やはり解雇というのは非常に厳しいんですよ、次の仕事を探すというのは。それを実際に断行されて、その責任をとって社長はやめるということなんです。そこら付近はもっと重く受けとめてほしかったなと思っております。ただ報告だけで終わるんでなくて、大事なことじゃないかというふうに考えます。

長い歴史の中で、人吉市の観光の目玉として果たした役割、その昔、各旅館施設においてもくま川下りの恩恵はしっかりと受けておられるはずですよ。先人たちが築き上げたものです。テレビの宣伝文句ではないですが、なくすのは簡単、でも、残すことは大切です。例えば第三セクターとして運営しているくま川鉄道には、10市町村から毎年、負担割合でくま川鉄道経営安定化補助金として支出がなされています。過去3年間の人吉市の負担割合を見ますと、平成26年度は約2,200万円、平成27年度が2,250万円、平成28年度が1,980万円の実績があります。くま川下りも第三セクターの運営と捉え、くま川下りを人吉市の観光の1つとして残していくなら、同じように支援策として補助金を支出し、安定した経営につなげていく役目を人吉市は行うべきと考えます。筆頭株主である人吉市がリーダーとなり、抜本的な対策を講じなければ、くま川下りの将来はないと考えます。今、必要なのは側面的支援より実質的な経営支援だと考えますが、どのようにお考えか、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） おはようございます。お答えいたします。

くま川下り株式会社に対しても、同じ第三セクターであるくま川鉄道と同様の支援が必要ではないかとの御質問でございますが、まず、くま川鉄道株式会社につきましては、旧国鉄から旧湯前線を引き継ぎ、人吉球磨地域の地域住民の移動手段として不可欠な広域幹線公共交通機関であることから、その経営安定化を図ることを目的に、株主でもある圏域10市町村で合意の上、一体的に支援しているところでございます。

一方、くま川下り株式会社につきましては、本市観光の目玉であつたくま川下りの存続を図るため、経営危機にあつた複数の民間会社を支援することを目的に、市と観光事業者の方々と協力して出資し、昭和37年に創立されたものでございます。つきましては、資金調達や増資などの支援策につきましては、筆頭株主としての責任を果たしつつも、まずはほかの株主の方々ともよく御相談させていただきながら、その合意の上で、一体となって行っていくべきものと存じます。

また、市といたしましては、既に平成26年6月に経営基盤強化資金貸付として3,500万円の資金調達の支援を行っているところでございまして、引き続き、事業再生計画を着実に実施していただきますよう、指導、助言を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、市長答弁で、その他の株主と相談しながら合意の上で行っていくとの答弁ですが、さかのぼって言いますと、3,500万円の貸し付けですよ。それが合意ができなかった。かなわなかったから、市単独での貸し付けになった。観光の目玉としてなくしてはならないというお考えなら、しっかりとした支援策を私は講じていくべきではないかと思ひます。

今後の事業経営改革に対する私の提案として聞いていただきたいんですけど、例えば、福岡県の柳川市が行っている柳川川下りですね。船頭さんを全国公募されています。こういったのも考えるべきでないかと思ひますし、なおかつ、女性の船頭さん、女性の職場としても考えてもらいたいと思ひます。船頭さんに聞きましたらば、清流コースならできると言われました。そういった女性の船頭さんを探すと。

あと、前回言いましたけど、球磨川下りの新たなコースですね、花立から下り、戦の瀬を通って下るコース、これをぜひ実現してほしいと思ひます。これは現社長も考えていらっしゃる。何とかしたいというふうには思ひますので、これはぜひ私はやっていただきたいと考えております。あれ随分前につくつてあるんです、実は。平成13、14年ぐらいですかね。実際、あれ支払いが終わつたのはつい最近ですよ。それも全部今は全然使わない状態なんですかね。何のためにつくつたのか。やはり球磨川下りしたかつたんですよ。それがそのままになってしまつている。ですから、あれを生かさないとどうするんだという考えです。あれを生かしてさらにコースをふやす。今あるショートコース、ミドルコース、ある

いは今度はトリプルコースと、そういったぐあいにやっぱりやってほしいなと思います。

それともう1点は、これは八代市の坂本町がやっているんですけど、願い灯籠ですね。灯籠流しです。こういったのを坂本町でされています。大体500ぐらい流れるんですね。この願い灯籠、いろいろ書いて流すんですね。これは流れていったら全部燃えてしまうというのがあります。御存じの方はいらっしゃると思うんですけど、これは実際に坂本で行われている。こういったさまざまなものを取り入れながら、さらに今のくま川下りにもう1つの事業を探していただきたいと。これがどうしても、いや、できない、かなわないということでしたらば、もういっそのこと、くま川下りを人吉市の観光協会に全部委託する。観光協会にやっていただくという方法もあるのではなかろうかなというふうに私は思いました。ぜひそういった方向で、もちろん役員さん含めてですけど、検討していただきたいと思います。これでくま川下りについては終わります。

次に、市庁舎建設については、市庁舎建設に関する特別委員会において、さまざまな観点から審議いただいていますことは承知していますが、市民の皆様が気にとめておられる点をお尋ねさせていただきたいと思います。

当初の市庁舎建設基本構想において、概算ではありましたが32億円の事業費が示されました。このことについて、多額であり、後世に負担をかけないためにも、抑制していきたい考えが松岡市長の方針であったと思います。ただ、昨年熊本地震発生により、大きくかじを切らなければならなくなったことは理解します。しかしながら、市民の皆様は、市庁舎建設事業費の抑制、後世に負担をかけない取り組みなど、松岡市長ならば必ず実行されるものと期待されておられます。現段階で示された事業費51億円は既に1.5倍以上になっているわけです。さらに増大していくことは明らかであり、市長就任時の思いとかなりかけ離れた庁舎建設事業費になっていくこととなります。

1回目のお尋ねとして、市長が述べておられる後世に負担をかけないこと、事業費の抑制については、どのように市民の皆様へ説明されるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

新市庁舎建設計画に対するこれまでの変遷に関しましては、これまでも述べてまいりましたが、政治家である私にとりまして、最大限に優先すべき政治理念、信念でありました後世に負担をかけないということが担保されましたこと、すなわち、熊本地震による一般単独災害復旧事業債という有利な財政支援が受けられるようになったことが大きな転機、後押しとなったことは間違いのないこととございます。ただ、現在、お示ししております概算事業費につきましては、新聞報道等を見て驚いたという声も、事実、いただいておりますので、昨今の建設市場における資材及び労務単価の高騰などで大幅な増になっていることもあり、今後、総事業費の圧縮を行うことが、市長としての大きな課題であると認識をしているところでございます。

また、一般単独災害復旧事業債を認めていただくための要件である原形復旧の考え方も非常に重要となりますので、設備や規格等の整備、選定につきましても、費用対効果をきっちり検証し、起債の認可手続、会計検査などでも指摘されないよう、適切な設計を行ってまいりたいと存じます。現在、基本設計を取りまとめ、作業を行っておりますが、具体的な新市庁舎の完成予想図ももうすぐお披露目することができると思いますので、議会への御報告、その後は住民説明会、未来カフェ等も開催し、特に事業費、財源について、市民の皆様へ御心配等をおかけしないように、丁寧に説明責任を果たしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長、本当に、今、おっしゃっていただいたように、やっぱりより親切な説明、理解していただく内容でしっかりと説明を果たしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市庁舎建設の耐用年数を50年から100年を考えると井上総務部長は述べられました。私自身、どのくらいの年数まで見届けられるかわかりませんが、井上総務部長とともに100年先の人吉市庁舎が見られたら幸いに思います。

市庁舎建設には多額の事業費が必要であり、起債をすることは必要であり、長期的な償還、市役所として末永く利用していただくものですから、後世に負担をかけないということは無理があり、避けて通れないと思います。ただ、事業費を抑制する努力、市庁舎の規模、内容など精査し、市民の皆様から御理解いただける市庁舎にすることが、ひいては後世に負担をかけないことになるわけですから、市長としての大切な役割でもあるかと考えます。

人口減少、それによる税収の減、景気低迷での法人税減収、若者の流出、雇用、高齢化など、決して明るい見通しが立たない状況をしっかりと捉え、当然のことながら、事業費増大ありきでなく、いかに事業費を圧縮できるか、完成後のランニングコストの検証などを踏まえ、十分に精査し、検討すべきと考えます。

一般単独災害復旧事業債が認められたことから、市庁舎建設に向けスタートすることになりますが、好条件の災害復旧事業債ではありますが、償還は行わなければならない、さらに一般単独事業債などが大きく膨らむと、市としての負担は一層増大することになります。市民の皆様は、実際、どれだけの事業費になるのか、財源、市の負担額などについて強い関心をお持ちですので、丁寧なわかりやすい説明を早く行うべきと考えます。

5月29日の全員協議会で、事業費については災害復旧事業債の活用を図り、元利償還に対して85.5%の交付税算入がなされるとの説明をされました。償還のシミュレーションも示されましたが、この交付税算入率85.5%は変更することはなく、間違いなくきちんとこの率で決定なのか。また、この率については、今後もきちんと維持されるのかお尋ねします。あわせて、ここ5年間の交付税額をお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、おはようございます。私は、さっき大塚議員がおっしゃったように、新庁舎には入れない一人でございますが、非常にじくじたる思いでございますけれども、それでも、後進に立派な庁舎をつくる、そして、市民の皆様にも本当温かく迎えていただけるような市庁舎建設に邁進してまいりたいということを申し上げておきたいと思っております。

御質問のまず過去5年間の普通交付税の交付状況でございます。平成24年度が44億1,274万4,000円、これは平成23年度と比較しますと0.3%の増となっております。それから平成25年度が43億205万5,000円、これは平成24年度と比較いたしますと2.5%の減。そして平成26年度でございます。43億5,355万8,000円、前年度と比較いたしますと1.2%の増、平成27年度が43億5,812万6,000円で、前年度比が0.1%の増、昨年度が平成28年度、43億7,648万7,000円で、前年度比が0.4%の増となっております、ここ5年間は地方交付税は大きな変動がないというような状況でございます。これは国が大きな制度改革をやっておりませんので、そういう状況からきているんじゃないかなと思っています。

2点目の一般単独災害復旧事業債の交付税算入の仕組みでございます。これ先ほど議員も申されましたが、先日開催をさせていただきました特別委員会において説明をさせていただきました。恐らく全協でもお話をさせていただきましたと思います。災害復旧費に対する地方交付税のうち普通交付税に入ってくるんですけども、算定方法というのは2つあります。1つが、私どもが財政用語で言っておりますのが実額算入とあって、その庁舎に充てる元利償還の分がそのまま、要するに対象になると、それが実額算入というものでございまして、その年度における元利償還額をもとに算入額が決定をされると。もう1つは理論償還といたしまして、普通交付税に30%ぐらい入りますよ、50%ぐらい入りますよというような、言葉は悪いんですけど、「見せかけの算入」もあるんですけど、実際、これはなかなかその分が入っているかどうかわからないんですけども、今回の市庁舎に当たってまいります一般単独災害復旧事業債は、それこそ実額算入でございますので、必ず入ってくるというような状況でございます。算入額85.5%の正確性を期すため、平成28年度、昨年度の普通交付税の算定台帳をもとに試算を行っておりますが、これはもうこの間も御説明しましたように、確実に85.5%の算入、それは間違いないということでございますし、議員が不安視されております国の交付税の総額の増減があったら、85.5%は減るんじゃないだろうかというような御不安だと思いますけれども、それはございまして、試算のとおり、交付税の増減があろうがなかろうが、85.5%は必ず維持される、確保されるというような、そういう交付税の算定の仕組みになっているということを申し上げたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、説明いただきまして、災害復旧事業債は間違いなく85.5%算入さ

れると。普通交付税は若干の増減はあるにしても、この85.5%、災害復旧事業債のほうはきちんと入るといふふうに理解してよろしいですね。間違いないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、市庁舎建設の構造については、6月6日の市庁舎建設に関する特別委員会を傍聴させていただき、また、災害復旧事業債の活用、原形復旧が条件など総合的に判断され、鉄筋コンクリート造に決定されました。その後、マスコミ報道もあつていきますので、市民の皆様も市庁舎の構造についてはおわかりいただけたと思います。今後、基本設計、実施設計を行い、旧市庁舎などの解体工事を行いながら、本体工事になるかと考えます。市庁舎関係の事業の入札、発注によっては、人吉市内の活性化、事業に関するさまざまな業種、業者の経営も安定し、雇用にも影響するかと考えるところです。例えば地元産木材の活用を促進していただくことは、林業関係者、建築業者の皆様にとって大変ありがたく、みずからの手で市庁舎をつくり上げることに喜びと誇りなどを感じていただけるものと考えます。

そこでお尋ねしますが、地元業者で共同企業体を組んでいただき、市庁舎建設に携わっていただくことをぜひ検討していただきたいと考えますが、どのように受けとめられるかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

皆様御承知のとおり、新市庁舎の建設は、市が発注する公共工事の中でも極めて大規模かつさまざまな業種に及ぶ大工事となっております。このような大規模工事の発注に当たりますには、複数のパターンが考えられると存じます。まずは大手企業単体に対する発注、次に大手企業と地元企業とのJV方式による発注、最後に地元企業同士のJV方式による発注、以上の3つが発注方式として想定されるものではないかと考えているところでございます。

議員御指摘のとおり、人吉球磨管内にも高い施工技術を持った業者がいらっしゃることは存じておりますし、本建設事業に地元の大きな期待が寄せられていることも十分に認識をしております。私自身、市庁舎建設という、50年、100年に一度の一大プロジェクトを地元経済の活性化に大きく貢献するものにしなければならないと強く思っているところでございます。新市庁舎建設の発注につきましては、今後明らかになってくる設計の内容を十分に精査しながら、発注の方式も含めて、施工業者の選定を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、市長から力強く、地元業者も十分理解していただいて、かかわっていただくようなことを言っていただきました。私も再度お願いなんです、やはり、今、これだけ冷え込んでいる状況ですので、やはり何とかして地元業者を常に意識していただいて、参加いただけるような方式をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、市庁舎別館地一帯が22カ月近く庁舎建設工事場所になるわけですが、現在でも駐車

場不足になったり、市役所別館への出入り時の車の混雑と、人と車、車と車の事故が心配になります。近隣の道路混雑もあります。今後、工事用車両の出入り、市民の皆様の来庁に対する安全確保、近隣住民道路使用、通学路などの交通安全対策はどのように対応を考えておられるのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

その前に、先ほど私、交付税算入のところで、理論算入に際して「見せかけの算入」という言葉を使いましたが、「形式的な算入方法」に修正をさせていただきたいと思います。1万円もらったときに、2,000円はこの分ですよということなんですけど、総額的に見せているというような状況でございまして、先ほどの一般単独災害復旧事業債はしっかりこの分ですよというような形で決まってくると、そういうことでございますので、少し補足をさせていただきたいと思います。

市庁舎建設事業につきましては、本体工事の期間22カ月でございまして、旧保健センター、旧勤労青少年ホームの解体工事、それから小永野第一雨水幹線つけかえ工事、さらには駐車場整備等の外構工事など、さまざまな附帯の工事を考慮いたしますと、恐らく全体で約3カ年にわたる工事期間を見込んでおるところでございまして、これに伴いまして、大型の重機、それから工事用車両、工事に携わられる方々の車両の出入りなど、周辺環境に大きな変化が予想されると存じます。事業主体者として、当然のことではございますが、発注者の責務といたしまして、工事期間中の安全管理の徹底はもとより、騒音や振動、風じん対策など、周辺的生活環境へも配慮を怠ることがないよう、指導徹底に努めてまいりたいと存じます。

考慮すべき安全対策はさまざまにございますが、西間別館、それから社会福祉協議会への利用者、地元住民、それから通学児童生徒への対策といたしましては、まず、工事に着手する早い段階から、周辺の主立ったところへ工事看板等を設置いたしまして、工事内容の周知、それから注意喚起等を図ってまいりたいと存じます。具体的には、工事期間中は重機等の作業範囲、バックヤードを含む工事範囲への第三者の立ち入りを防止する観点から、工事範囲に強固な仮囲い、囲み、それからバリケード等を設置するとともに、庁舎本体工事に際しましては、落下物による事故防止の観点から、安全ネットによる建物周囲の防護、それから夜間でも工事箇所や立入禁止区域が明らかになっているように、適度な照明、それから赤色灯の設置を予定しておるところでございまして。

さらに、工事車両の出入りがある交差点部分、それから危険が予想される箇所には交通誘導員を、きめ細かくという言葉を使わせていただきますが、できるだけ多く配置するとともに、工事用車両については、幅員が狭い道路の通行を避けました通行ルートを指定いたしまして、あわせてドライバーのスピードの抑制、それから交通関係法令の遵守の指導に努めてまいりたいと存じております。

また、定期的な周辺道路の状況の確認、工事に携わられる方々への安全教育の実施もあわ

せて行ってまいりたいと思います。請負業者が決定いたしましたならば、着手前の適切な時期に工事の施工計画やスケジュール、安全対策などに関する地元説明会を実施いたしまして、さらに周辺の小中学校へ個別説明、これは恐らく第一中学校とか、東間小学校になると思いますけども、東小学校もなんですけども、個別説明を行うとともに、御要望、御意見等に対しても、しっかり真摯に対応してまいりたいと存じます。

少し長くなりましたが、以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ありがとうございます。さまざまな安全対策を行っていただけるということで、安心したところです。そうはいいまして、実際に始まりますと、またいろいろな問題が出てくると思うんですよ。それには速やかな対応をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、梢山多目的グラウンドの改修についてですが、昨年12月議会において質問させていただきました。その際、教育部長は改修の工事を行うとの答弁がありました。ことし3月議会において、平成28年度補正予算の中で業者選定に日数を要することから、事業費342万円が繰越明許費補正として説明されました。

1回目のお尋ねですが、改修は行われたのか。工期は何日だったのか。当初の予定ではゴールポスト撤去、ベンチの移動、グラウンドのフラット化ではなかったかと思いますが、現状はどうだったのかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

梢山多目的グラウンドの工事内容でございますが、サッカーコートの芝生の周囲の真砂土流失に伴う補修工事ということでございます。雨などの影響で土が流失した分、芝生の部分との段差が生じておりましたので、その段差の解消を目的として、真砂土を補充した上で補装する補修工事を行ったものでございます。

工期につきましては、当初はサッカー大会などのイベント終了後、速やかに行いたいと考えておりましたが、工事内容などの庁内協議やグラウンドの利用団体などとの協議に日数を要したことにより、実際の発注がおくれまして、年度内の工事完了が見込めなくなり、工期の延長を行っております。変更後の工期は平成29年2月15日から平成29年4月30日までの75日間となっております。

次に、既存のゴールポストとベンチの撤去、グラウンドのフラット化についてでございますが、まず、ゴールポストとベンチの撤去につきましては、今回の改修工事が完了した後に実施する予定でございましたので、これから取り組む計画でございます。現在使用しておりますゴールポストは撤去し、移設可能なゴールを新たに購入、設置したいと考えております。一方、ベンチにつきましては、残してほしいという意見も出てまいりましたので、現在のベンチを移設するかどうか、移設場所も含めて検討しているところでございます。いずれにし

まして、費用の面からゴールポストとベンチの撤去は一体的に実施したいと考えておりますので、サッカー大会やイベントなどの開催に支障のない時期を捉えて、取りかかりたいと存じております。

次に、グラウンドのフラット化についてでございますが、側溝をかき上げし、側溝部分とグラウンドの段差をなくすことで、グラウンドの有効な利用ができることは認識しておりますが、フラット化を進めるためには多額の経費を必要としますので、現在の市の財政状況を鑑みて見送ったところでございます。今回の補修工事は、利用者の方々の安全性向上のために今できる対策として実施したものでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、教育部長に答弁いただきましたけど、現地へ行かれていますと思うんですけど、これを見てください、工事した後ですよ。4月30日には完了しているんですよ。これグラウンドが全部こんなですよ、この間の雨で。これ、もう正直言って、どこをされたんですかと言いたくなるんですよ。確かに、改修前の段差については改良していただいています。それはありがたいと思うんですけど。でも、その後、僕行ってみましたら、雨の後だったんですけど、示しましたように、このような工事なんです。雨が降ったから仕方ないと言われるかもしれませんが、仮にこれが自分の庭だったらどう思われますか。こんな状態で、まだ工事が終わってたっていないですよ、日にちも。1年とか2年たってだったら、まあかなと思うんですけど、これ4月30日までに工事が終わっていますよね。ところが、この状態なんです。これ、フラット化できなかつたらこうなってしまうんです、あそこは。これは多分教育部長は御存じのはずですね、こうなるんだということは。極力ならないような工法をとられたと思うんですけど、結果的にはこうなってしまったということです。

じゃあ、仮にこの状態でグラウンドを使っていた場合に、もしこれに、このくぼみに足を挟んで捻挫か骨折したときに、賠償責任は問題が出てこないんですかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今、現状につきましては、今、写真でお示しいただいたとおりの状況ということでございますが、今お話しいただいたように、仮にそこで足を取られたとかいうことで転倒というような事例が発生した場合には、当然ながら設置管理者である市側の瑕疵ということで責任を問われるという状況になるかと考えます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私もそうだと思っているんですよ。ですから、この状態で、あえて貸すのはどうかと思いますので、じっくりそこは慎重にやっていただきたいと思うんですけど。

先ほど述べましたように、改修前の段差については改良していただきましたが、全体の平準化にはなっていないことから、5月に降った雨で先ほど写真のような状態になってしまっ

たということです。

グラウンドの周りに設けてある側溝、先ほど教育部長おっしゃいましたけど、あれ自体からかさ上げしないと、今の状態で何回やっても工事は一緒だと思うんですよ。だから、逆に今の状態でも、あそこはもうほとんど砂がたまっているんですよ。真砂土を取ったら、また流れがよくなって、またくぼみができますよね。だから、もう根本的な改修をやらなくては私はできないと思います。確かに事業費はかかるとは思うんですが、グラウンドの平準化、そして、側溝のかさ上げを行わないと同じことになりますので、十分検討していただきたいと。予算は厳しいとおっしゃいますけど、細々やっていっても一緒ですよ。例えば、そうはいいまして、夏休業、秋口にかけて、グラウンドの使用は多くなります。使用できませんということでは非常に困りますので、まずは早急な対策を講じていただいて、抜本的な対策をやっていただくような方向性を持っていただきたいと思うんですが、それについてはどのようにお考えですか。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

利用者の安全のことを考えますと、何らかの対策をとらねばならないということは確かでございます。その辺は早急に当面の安全対策は考えるということでございますが、先ほど議員からもお話があったように、抜本的な対策としては、やはりグラウンド全体のフラット化ということになると考えますけども、多額の経費を要するというところでございますので、今後、サッカーくじのtotoですけども、totoを初め、さまざまな補助金、助成金などの活用を模索しながら予算の確保に努め、フラット化の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ありがとうございます。一日も早い対策をとっていただきますようよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

---

午前11時24分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。6番議員の平田です。今議会におきましても一般質問の機会を得られましたことをうれしく思います。昼食前のひととき、しばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の通告項目は1項目だけです。市民の声からです。質問要旨は4項目、1つは災害対策について、1つは本年度の本市の予算について、1つは職員の適正化計画について、1つは本年9月に行われます県民体育祭について、質問していきます。

ここで、皆様に質問です。人吉球磨地方は、気象庁の天気予報では北部九州地方に含まれるのでしょうか。それとも、南部九州に含まれるのでしょうか。気象庁の天気予報によりますと、人吉球磨地方は北部九州地方に含まれ、福岡管区気象台発表の気象情報を大きく参考にしなければなりません。しかし、本市は、気象上、北部九州地方に含まれるといっても、九州地方のややど真ん中、中間部に位置し、福岡管区気象台からは大きく離れています。しかも、熊本放送以外のテレビでの天気予報では、北部九州の福岡地方と南部九州の鹿児島地方の気象情報しか表示されないことがあることから、ややもすると人吉球磨地方は鹿児島県に接しているため、南部九州の鹿児島地方気象台の気象情報を参考しがちになります。しかも気象庁の南部九州地方の気象予報図上には人吉球磨地方の天気予報が示されているのも事実です。しかし、これまた、南部九州鹿児島市からは距離にして大きく離れており、しかも人吉球磨地方の周囲には峻険な九州山脈が横たわっており、天気予報の北部九州の南限域であり、かつ南部九州の北限域に該当すると言っても過言ではなく、両気象台の気象上とは大きくかけ離れる場合があるように思われます。そのため、どちらの気象台の気象情報を参考にすればよいか大きく悩むところです。そこで、私は熊本放送以外のテレビの気象情報を見るときには、北部九州の福岡気象台の気象情報と、南部九州の鹿児島気象台の気象情報を足して2で割るような見方をしております。

ところで、人吉球磨地方は、皆様も周知のとおり、6月6日に梅雨入りしましたが、まだ梅雨入りして日も浅く、全国的にも幸いなことに大きな水害被害は起きておりません。しかし、熊本地方は1年前に布田川・日奈久断層帯を中心に大きな地震があり、益城町、南阿蘇村を中心として地盤が大きく揺さぶられており、梅雨明けまでの降雨状況が気になるところです。九州北部地方の梅雨明けは、例年は7月18日から19日となっているようです。そこで、これから本市の水害災害対策についてお尋ねいたします。

第1回目。災害被害は忘れたころにやって来るではないですが、本市における球磨川の重要水防箇所的位置と、これまでの改善状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

重要水防箇所とは、洪水時におきまして適切な水防活動を実施するため、河川管理者が水防上特に注意を要する箇所をあらかじめ定めた箇所をございまして、これは3つのランクに区分をされております。水防上最も重要な箇所で、洪水が堤防を越えるおそれがある箇所、または堤防の大きさが不足している箇所をAランク、それから水防上重要な箇所で、洪水を安全に流せる堤防の高さに余裕がない箇所、または堤防の大きさに余裕がない箇所をBランク、それから新しく堤防をつくった箇所で、完成後3年未満の箇所または過去に堤防が壊れ

た跡、昔、川が流れていた箇所を要注意と、3つに区分されておるところでございます。国土交通省では毎年3月に重要水防箇所を取りまとめ、地元市町村、水防団に対し周知をされておるところでございます。

御質問の球磨川の重要水防箇所の位置でございますが、市内には13カ所ございまして、Aランクが1カ所、それからBランクが9カ所、それから要注意箇所が3カ所となっております。

まず、Aランクの位置でございますが、左岸、西間下町、人吉橋下流側、無堤地区の区間70メートルでございます。この後、表現的には、左岸、右岸という表現をいたしますが、河川上流部から下流に向かって右側が右岸、それから左側が左岸でございます。

次に、Bランクの位置でございますが、左岸、中神町大柿区間160メートル、右岸、中神町八久保区間150メートル、右岸、相良町から下薩摩瀬町区間1,260メートル、右岸、宝来町区間410メートル、右岸、九日町区間840メートル、右岸、下新町区間590メートル、矢黒町、織月大橋、これは河道断面不足のところでございます。次に、西間下町、人吉橋、これも河道断面不足のところでございます。それから、麓町、水ノ手橋、これも河道断面不足のところでございますが、あわせてBランクは9カ所でございます。

次に、要注意の位置でございますが、右岸、中神町、馬氷川付近40メートル、それから、右岸、中神町、八久保付近50メートル、それから、右岸、中神町、釜場区間200メートル、これが要注意区間3カ所でございます。

議員のもう1つの御質問でございます重要水防箇所の改善状況についてでございますが、これは河川管理者でございます国土交通省八代河川国道事務所にお尋ねしましたところ、球磨川の治水対策に関しましては、抜本的な対策につきましては、平成27年3月から始まっております球磨川治水対策協議会において協議が進められておりますので、現状ではダムによらない治水を検討する場で、共通認識が得られた治水対策を実施し、重要水防箇所の改善に努めているとのことでございます。

また、水防上最も重要な箇所に位置づけられておりますAランクの左岸、西間下町、人吉橋下流側無堤地区におきましては、築堤整備のための用地取得に向け、現在、地権者の移転も順調に進んでいるようでございます。

さらに、下流から行われてきました掘削工事等も、昨年度、本市に隣接いたします球磨村地下地区から本市域に達しまして、Bランクの右岸、中神町、八久保区間におきまして、河道掘削等が実施をされ、昨年に比べ、重要水防箇所のうち1カ所でございますが、350メートルにおいて200メートルの区間で改善が図られたという報告を受けております。今後さらなる改善を期待しております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） これまで多くの議員が水害の災害対策について、同じような内容の質問をして、執行部からの回答をいただいていたのですが、毎年、重要水防箇所の位置は変わらず、要因、原因もはっきりしているのに改善点は余り見られません。強いて言えば、人吉橋下の球磨川左岸の無堤地区が地権者との話し合いがまとまり、近く堤防道路とともに、念願の堤防が構築される予定となっている状況にあります。

また、大柿地区と中神地区の河川敷の樹木等が伐採され、同時に河道断面不足による川底の掘削が実施されているところではありますが、内水排水を管理する樋門・樋管操作箇所の改善はいまだ見られておりません。確かに球磨川や万江川、鹿目川、山田川、胸川等々は、国や県の管理河川であり、本市行政の力が及ぶところではないとは思いますが、市民の安心・安全、財産の保護を担保するためには、災害が発生し、人命や財産が失われる前にあらゆる手段を講じて改善を図るべきではないかと考えております。

続きまして2回目。防災行政無線に対する質問です。この質問も、前質問と同様、多くの議員が市民からの声を届け、ふぐあい点を掲げ、改善策をただしてきておりますが、特に降雨時等は各家庭とも室内の窓は施錠され、しかも気密性の高い住居に居住されているため、防災行政無線のスピーカーからの声が聞こえにくいという市民からの声に対して、どのように災害情報を確実かつ正確に伝達しようと苦心されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

防災行政無線は、緊急時に一斉放送を行う目的で整備したものでございまして、災害、避難情報、緊急地震速報など、緊急性の高い情報を屋外拡声機、今、議員も申されましたが、スピーカーを通して放送しておるところでございます。放送に際しましては、市民の皆様が聞き取りやすく、感じられるように努力はしておるところでございます。しかしながら、議員も申されましたように、風向き、天気の状態に左右されることもまた事実でございまして、市民の皆様から聞こえにくいなどという御指摘も受けまして、スピーカーの向き、それから音量など、その都度、丁寧に御説明しながら調整、微調整を行ってきているところでございます。また、雨天時におきましては、これは特にやはり聞き取りにくいものと存じております。このように、防災行政無線も決して万能ではございませんので、防災安全課といたしましては、緊急情報をいかに市民の皆様へ正確に、そして迅速にお伝えできるか、それが一番重要なことでございますので、防災行政無線のほかに、消防団による広報活動、それからメール配信、また、テレビメディア、データポンもことしから運用しておりますけれども、情報伝達をさまざまに行っておるところでございます。今後もより多くの市民の皆様へ、あらゆる状況下にあっても、災害、避難情報が確実に伝わりますよう、検討、改善に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして3回目。前問において、特に雨天時には防災行政無線からの音声は聞こえにくいと指摘し、行政においても聞こえにくいことは承知のようですが、降雨、災害時の避難行動要支援者への情報伝達は実質的にどのように行っておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

災害時において避難することが困難で、支援を要する高齢者の方、障がい者の方などを避難行動要支援者と称しておりますが、これらの方々におきましては、基本的に民生委員児童委員さん、社会福祉協議会の皆様に御協力をいただきまして、健康福祉部福祉課におきまして、毎年、避難行動要支援者名簿を作成いたしておるところでございます。この名簿は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある避難支援がなされるよう、名簿の作成を市町村に義務づけられたということでございます。名簿には氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号その他の連絡先、それから避難支援等を必要とする事由、避難支援者名等を記載いたしておるところでございます。

御質問の避難行動要支援者の方への情報伝達の方法でございますが、まず災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合におきましては、あらかじめ登録された避難支援者がいらっしゃる場合は支援者が直接情報伝達され、支援者の登録がない方、名簿のない方は、災害対策支部もしくは町内会長さんを通して民生委員さん、それから高齢者相談員さんから情報が伝達されるというような仕組みをつくっておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして4回目。本市職員の通勤状況についてお尋ねいたします。

できれば職員の居住地を市内及び市外等を区分して、その人数についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成29年4月1日現在の市職員は、これは正職員でございますけれども、337名でございます。このうち、ほかの機関、国の機関とか、そういうところの派遣、それから産前産後の休暇、育児休業を取得中などで、現在、さまざまに公務等々、市の今現在やっています公務、これは災害対応業務も含まれますけれども、そういうものに従事できない職員を除いた、実質、現在動ける職員は321名でございます。337名のうち321名でございます。321名の内訳でございますけれども、人吉市内に居住しておる職員が302名、それから市外居住者が19名となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、大規模災害時等において登庁できない職員も出てくるか

と思われませんが、その場合にはどのような勤務対応になるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

大雨・洪水時において職員が登庁できなくなる事象としましては、土砂災害による道路寸断、それから河川氾濫による浸水被害、それから橋梁の通行どめ、橋梁の流失などが考えられます。これはもうあくまでも大雨と洪水に特化したところの状況でございます。

人吉市地域防災計画の風水害等の応急対策に定めております職員の動員計画、そういうものがございしますが、避難勧告等を発令する際には全職員を動員するということになっております。大規模な災害が発生する前に、当然職員は登庁し、防災業務、災害対策業務に従事することになりますので、登庁する際の道路経路は、当然先ほど私が冒頭で申し上げましたことは確保できる、できているということを考えております。

ただ、自然災害は何が起きるかわかりません。特に今回の熊本地震も含めて、当然家屋が倒壊したり、職員が負傷しないとも限りませんので、仮に災害により職員が登庁できなかった場合につきましては、これは自宅待機になるということでございます。

なお、災害に伴う登庁の危険性につきましては、当該職員の自己判断に任せ、可能な限り、これは連絡をとるように指示をしておるところでございます。一番わかりやすいのが台風です。台風でもうかなり強風が吹いているときに登庁するときには、必ず出てきてくださいというふうにはまいりませんので、そこは皆さん方の職員の判断に任せていると。ただ、それでも災害対策が長期化する場合がございます。長期化する場合は、災害発生直後にさまざまな事由により登庁、参集できなくても、状況が整えば参集に努めるよう職員のほうにはその旨は伝えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、近年の本市においては、大規模災害は発生しておりませんが、地球温暖化が叫ばれる昨今、地球上の至るところで大地震、大津波、大水害、大干ばつ等々の大規模災害が発生しております。また、近年の少子高齢化により人口減少が進み、本市職員数も職員の適正化計画により減少傾向にあります。しかも、前述の大規模災害が発生した場合の職員の勤務体制は自宅待機の職員も発生し、実動可能な職員数はますます減少するものと思われまして。そのため、将来的には大規模災害時にも災害対策支部等の避難所の運営において、地域住民の力が必要になってくることは明らかであると推測いたします。そこで、本市の現在において、災害時の自主防災組織は存在しているのか。存在しているとするならば、その組織数及び組織率についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織でございまして、これは議員、今申されましたが、災害による被害、そういう

ものも予防し軽減するための活動を行う、そういう組織でございます。

消防庁が作成をしました自主防災組織の手引きによりますと、自主防災組織は、地域において共助の中核をなす組織でございますので、自治会等の地域で生活環境を共有している住民の方々により、地域の主体的な活動の一環として結成、そして、運営されることが望ましいとされておるところでございます。

本市における自主防災組織は、消防庁の先ほどの手引きにもありますように、各町内会をそれぞれ1組織として捉えておりまして、現在91組織でできております。組織率は100%でございます。各町内会長さんには災害対策支部会議に御出席をいただきまして、災害危険箇所並びに避難所、連絡体制などを確認していただいておりますし、実際、災害が発生しましたときには、支部のほうから、本部のほうから密に連絡をとりまして、連携をとりながら活動をしていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 私のこの自主防災組織に関する一般質問は、狭義の質問ではなく、広義の質問をしたつもりであります。本当に本市において自主防災組織が町内会単位において組織されているというのは間違いないですよと再度お尋ねしたいのですが、質問時間の関係上、お尋ねいたしません。

続きまして、町内会単位の自主防災組織が100%組織されているとするならば、大規模災害時の災害対策支部の避難所の運営に、この自主防災組織に協力をしてもらおうといった考えはないのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

支部の今の状況でございます。それをまず冒頭で御紹介させていただきます。災害対策支部の編成においては、平成29年度は7支部、そこに従事します職員は137名で組織をしておりまして、配置職員の最も多い川北支部は39名、最も少ない支部は大畑支部で11名となっております。これらは管轄町内の人口、それから災害出動の頻度によりまして、防災安全課のほうで人員を配置しておるところでございます。ちなみに、10年前の平成18年度の支部編成は、このときはまだ9支部、9つの支部がございまして、従事している職員は222名、職員も多かったわけでございますけれども、その配置でございまして、現在と比較しますと85名近く、これは職員の減もありますけれども、従事する職員も減ってきているということでございます。

そういう状況に鑑み、平成26年度から防災サポーター制度を導入いたしまして、現在、災害におきましては、消防団のOBの方、68名の方に防災サポーターに御就任いただき、ふだんは地域の防災リーダーとして、災害時には消防団及び災害対策支部と連携して、避難支援等の防災活動に努めていただいていると。要するに、職員が減っている分を防災サポーター

等々でも補っているところもあります。当然これは消防団のほうにも非常に協力していただいておりますので、先ほど御提案をいただきました自主防災組織、これは議員がおっしゃるように、本当につくられているんですかというふうな疑問を持っていらっしゃるかと思いますが、形式的にはそういうふうに自主防災組織はできているということですが、やっぱり研修、それからさまざまなやっぱり協力体制に私たちのほうからどういうことをやってほしいと、きめ細かなお願いとか、そういうものが完璧にできているのかということはいさ少し不安がありますけれども、それでも自主防災組織の状況は非常にありがたいと我々は思っておりますのでございます。

支部に参加していただくことにつきましては、事故、それから、けが等があって、補償問題等々があったときに、非常に私たちも心配いたします。町内会長さんたちを含め、もう町内会の役員の皆様方は、非常に自分の危険を時々度外視していろいろ行動していただくことでもありますので、そういう状況を考えれば、私たちもどこまでお願いすべきなのか、それを少ししっかり考えていく必要があるんじゃないかと思っております。現体制の職員のみで災害支部は当面はやっていきたいというふうに考えておりますが、職員の動向、減少していく可能性もあります。災害発生の頻度の状況もあり、今後、当然見直す時期も来るかと存じますので、御提案は総合的な見地からぜひ検討させていただきたいというふうに思っております。ありがたく受けとめさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 本市においては、まず1週間も、あるいは1カ月以上も、避難所の生活が生じるような大規模災害は発生することはないと思われていますので、現有職員の数だけでフル活動していただき、災害に対応していただくとの覚悟を聞き、市民の一人として感謝していききたいと思います。

続いて、平成29年度の本市の予算について、確認も含め、市民の声を届けていきたいと思っております。

第1回目。市民から、平成29年5月1日号の広報ひとよしに平成29年度の当初予算が掲載されていましたが、毎年本市の人口は約400人ずつ減少し、それに伴い生産年齢人口も減少しているにもかかわらず、平成28年度の当初予算の歳入予算に比べ市税が増加しているのはなぜかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

市税につきましては、平成28年度当初予算額が35億3,474万8,000円、それから本年度、平成29年度当初予算額が35億8,940万8,000円で、議員申されましたように、差し引きますと5,466万円の増となっておりますのでございます。

増の主な要因といたしましては、個人所得割が景気の回復により、これは給与所得がプラ

スに転じたことということで分析をいたしておりますが、その関係で約3,100万円ほど増額になっておりますし、あと軽自動車税が、国の税制改正がございまして、これは新規購入に対する標準税率の引き上げ、それから購入後13年以上経過している軽自動車への経年重課、要するに長くなれば税金が高くなりますよということですけど、その経年重課措置に伴いまして約1,900万ほど増額になっていると。その2つが大きな要因として挙げられるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） なぜか税金がふえたような実感はありますが、我々、個人所得がふえた実感はありません、俸給が変わりませんので。しかも、軽自動車税や乗用型農機具に税金が付与されている事実があり、そこで市税が増加していると解釈しました。

続きまして、同じく平成29年度と平成28年度当初予算の歳出予算を比較したときに、総務費、民生費、農林水産業費、土木費、市債関係において増加が見られ、教育費や公債費関係において減少が見られます。そのため、特に借金財政になっているのではないかと危惧しております。そこで、目的別に大きく増減している要因は何かお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成28年度の当初予算と平成29年度当初予算の歳出予算を比較し、今、議員申されましたけども、大きく増減している主なものを目的別にお答えをさせていただきます。

まず、総務費関係でございますが、総務費の合計では、比較だけでいかせていただきますけども、平成28年と平成29年を比較したときに6億652万1,000円の増となっております。主なものといたしましては、これはもう市庁舎建設事業費、それと仮本庁舎がカルチャーパレス施設内に移転してきましたことに伴いまして、カルチャーパレスの施設の維持管理費を地震前は教育費に組んでおりましたが、これは昨年6月補正からだったと思いますけども、総務費に移した関係が挙げられます。

次に、民生費関係でございますが、民生費合計では2億2,013万1,000円の増となっております。これは自立支援給付費、障害児通所支援事業給付費、生活保護費など、いつもこれは上がってきておりますけども、その増が主な要因でございます。

農林水産業関係でございますが、1,772万7,000円の増となっておりますが、内容的にはスマート林業実践事業の増が主な要因でございます。

土木費関係でございますが、これが一番大きいんですかね。8億555万4,000円の増でございます。人吉球磨スマートインターチェンジ整備事業、それから曙橋橋梁補修事業、それから街路事業、そういうものの増が主な要因となっております。

教育費関係でございますが、教育費は1億775万円、これは減と比較したときになっておりましたが、県民体育祭に向けました施設整備が終了しましたこと、それから、先ほど総務費

のところで申し上げましたように、カルチャーパレスの管理運営費が教育費から総務費に移ってきたこと、そういうものが主な要因でございます。

最後に、公債費関係は2,140万円の減となっております。これは借入利率の引き下げ、平成27年は元本を借り入れるときの利息は0.1%だったんですけど、平成28年は0.01%、もうゼロ金利に近い形なんですけど、そういう状況の中で、利子が減額になっているというようなところが大きな主な要因となっておりますのでございます。

決して借金財政になっているわけではございませんので、そこだけは申し上げておきたいと思えます。

以上、お答えいたします

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 午前中のことを思い浮かべなければいけないので、ちょっとわかりづらいところがあるかと思いますが、市債は、いわゆる借金です。昔の人の考え方では借金も財産のうちと気楽に考え、対応できていたでしょうが、現在では行政の予算も、家庭の予算として考えるならば、本市の市債額は約当初予算に匹敵する額を所有し、国に至っては、今や1,000兆円を超過し、国家予算の10倍以上の国債を所有している現状にあります。日本もギリシャ国家と同じ運命をたどらないように、ひたすら念じております。

また、人口減少が確実視されている本市におきましても、将来の市民に重荷を負わせることがないように、市債の減少政策にかじを切っていただくとともに、しっかりと予算審議をしていきたいと考えております。

続きまして、職員の適正化計画について、市民からの声をお届けいたします。1回目。平成24年に、平成24年度から平成31年度の8年間の期間として定員適正化が計画され策定されました。この第3次定員適正化計画は、松岡市長の就任以前に計画された定員適正化計画ですが、この定員適正化計画を引き続き推進していかれるのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本計画は、平成24年度から平成31年度までの8年間の計画期間とし、職員の適正な定員管理を図ることを目的として、第5次人吉市総合計画に掲げる政策（戦略）及び施策実現のため、その下位計画として策定されたものでございます。平成28年度からの第5次総合計画（後期基本計画）におきましても、政策（戦略）「信頼と連携で力を合わせる市民主役都市ひとよし」及び施策「持続可能な財政運営」を実現していくこととしておりまして、第3次

定員適正化計画につきましても引き続き推進してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 市長の趣旨はよく理解しました。

では2回目。この第3次定員適正化計画の概要についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

本計画策定当時から、本市を取り巻く厳しい社会状況の中で、私たち行政を取り巻くさまざまなニーズの高まりに対応するためには、自主財源を確保しつつ、行政サービスの質を高めながら、さらには量のスリム化を行うことによって、持続可能な財政運営を行うことが常に要請される時代となっているわけでございまして、そのためにも、組織、それから人員のスリム化による人件費の削減と、効率的で良質な住民サービスの提供という課題を同時に解決する必要がございます。本計画の策定に至った根本的な理由はそういうところでございます。

本計画の策定に当たりましては、まず1番目に、客観的な指標として総務省の類似団体別職員数の修正値を設定すること。2つ目に、これは先ほど市長も申し上げましたけども、第5次総合計画との整合性を図り、8年間の長期計画とすること。3つ目が、中間目標による厳正な目標管理を行うこと。4つ目に、期間中における新規採用については平準化して継続していくこと。最後に5つ目でございますが、公務員制度改正などの変化に対応した柔軟な計画の見直しを適時行っていくこと。今、私が述べました5つの基本方針を柱として策定がなされておりまして、数値目標としましては、平成23年4月1日現在の教育長を含む職員数342名を向こう8年間で26名、7.6%の削減を目指し、目標年度であります平成32年4月1日現在における職員数を316名としているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 常に本市の人口減少に歯どめがかからないという状況の中、定員適正化計画の推進は、職員の人件費に対する市民への負担が未来永劫、将来的に大きく影響していくものと考えます。よって、定員適正化計画の推進を見直し、大きく増進させるべきときがやって来るかもしれませんが、そこで3回目。第3次定員適正化計画は、現在、計画どおりに進んでいるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

計画の進捗状況についての御質問でございます。まず、前期計画の4年間を見ましたときに、計画に対します実数値の数値に各年度で増減はあるものの、前期計画の最終年度でございます平成27年4月1日現在と比較いたしますと、計画の職員数334名に対しまして、実数値の職員数が334名でございます。この時点におきましては、数値的には計画どおりに前期

の場合は進んでいるということが言えるかと存じます。

しかしながら、近年におきましては、育児休業代替任期付職員の新たな任用制度の導入を初め、スマートインターチェンジ整備事業、それから新市庁舎建設など、大規模な新規事業、また、臨時給付金、県民体育祭業務など、突発的かつ緊急的な業務量の増大など、当初の定員適正化計画では想定されていなかったような業務量の増大が見られておきまして、これに対応すべく適正な人員の配置を行いました結果、本年4月1日現在におきましては、計画の職員数326名に対しまして、現在、実数値の職員数が337名で、数値的には11名オーバーしていると、そういう状況でございます。

ただ、このオーバーしている11名の中には、先ほど申し上げました育児休業代替任期付職員、それから一時的な業務量増大に伴います任期付職員、具体的には県民体育祭業務、それから小学校における英語の教科化、そういうものに対応している職員が含まれておりますことから、任期満了後はその分減になりますので、必ずしも11名オーバーの状況にあるとは断言しづらい状況でございます。

いずれにしましても、社会経済情勢が刻々と変化していく中で、その時々ニーズに応えながら、良質な住民サービスを提供するための適正な職員配置につきましては、本計画の基本方針の1つにもうたっております、公務員制度改正などの変化に対応した柔軟な計画の見直しを適時行っていくこととしておりますことから、まずは住民サービスの低下を招かないということを基本に計画を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 現在、増加している人の任期満了後はもとどおりになるということで、それを注視していきたいというふうに思っております。

また、職員定数の中には普通会計職員と公営企業等職員とが存在しておりますが、その職員とはどういう職員を指すのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

普通会計職員と公営企業等職員の定義づけについての御質問でございますけど、まず、普通会計につきましては、これは決算統計の基本用語として、総務省が示しております用語解説の中から引用し、説明のほうをさせていただきたいと存じます。

普通会計とは、地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計でございます、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものを含むと。本市の場合は、普通会計イコール一般会計ということで御理解いただければと思っております。

ちなみに、地方公営事業会計とは、地方公共団体の経営する公営企業、それから、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業、それから、公立大学、附属病院事業に係る会計のまとめ、総称と言われております。

したがって、本市における会計で区分いたして御説明いたしますと、まず、上水道事業特別会計、それから、下水道事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に係る職員が公営企業等職員でございまして、これは一般会計に係る職員、普通会計職員と区別されていると、そういうような状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、前問に起因することですが、本市における普通会計職員と公営企業等職員との人数の相関関係は、現在どのようになっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

定員適正化計画の本文の基本方針の中にも記載をしておりますが、水道事業やその他の公営企業等部門、いわゆる公営企業等職員につきましては、独立採算の観点から、本計画におきましては現状維持を基本としながら、それぞれの基本計画に応じて定員管理を推進することとしております。したがって、答弁の冒頭で申し上げました計画期間中における26名、7.6%の減の計画があるというふうに申し上げましたが、これは普通会計職員における計画、要するに一般会計の職員として捉えていただければと思っております。

とはいっても、適正な定員管理というものは、会計を問わず、人吉市全体で取り組むべきものでございますので、公営企業等の経営状況も見据えながら、組織全体として適正な職員配置になるように努めてまいらなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 次に、任期付職員と非常勤職員とはどういう人たちを指すのか、また、どういうときに雇用されるのか、過去3年間の雇用状況についてもあわせてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

任期付職員と非常勤職員について、まず一言で任期付職員と申しましても、本市におきましては、任用根拠を違にする2種類の任期付職員の任用制度を取り入れておるところでございます。

まず1つ目は、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項に任用根拠を置くものでございまして、職員の育児休業取得の期間に限定して代替職員を任期付職員として任用するものがございます。

2つ目といたしましては、人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例がございまして、この第2条、第3条、それから第4条に任用根拠を置くと、そういうものがございます。例えば専門的な技能を有します職、具体的には高齢者支援課に配置しております主任介護支援専門員、それから、一定期間の業務量増大に対応すべき職、例えば教育委員会内に配置し

ております県民体育祭の業務、それから、先ほど申し上げました小学校における英語の教科化に対応していただく職員の方、条例の規定に基づく任期付職員の任用を、そういう方たちを行っている。2種類あるということでお考えいただければと思います。

次に、一般職の非常勤職員についてでございますが、これは主に人吉市一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等に関する規程を任用根拠とするものでございまして、その17条に勤務日数及び勤務時間は、一般職の常勤職員について定められている1週間の勤務時間または1カ月の勤務日の4分の3を超えない範囲内において任命権者が定めるというふうにしております。常時勤務を要するわけではございませんが、一定の経験や、または資格を必要とする短時間勤務の職としてお考えいただければと思っております。担当業務としましては、規程の中の別表に定めがあるところでございますが、具体的には、保健、福祉等の専門職、例えば学校や公民館、それから庁舎などの施設の管理業務、それから技術経験や資格を要する職など、これはもう非常に多岐にわたっているということで申し上げておきたいと思っております。このほか、職務の持つ特殊性から、個別に要項等により設置されておる一般職の非常勤職員もおりまして、例えば人吉市学力充実支援員とか、人吉っ子アドバイザー、そういうものもでございます。いずれにしましても、任用根拠については、しっかり明文化をしておるところでございます。

最後に、3年間の雇用状況でございますが、いずれも4月1日現在での職員数でお答えをさせていただきますと存じます。

まず、育児休業代替任期付職員の数につきましては、平成27年4月1日が3名、それから平成28年が6名、それから平成29年4月1日が5名となっております。

それから、条例に基づきます任期付職員の数でございますが、平成27年4月1日が2名、内訳は主任介護支援専門員と経済部にいらっしゃる産業振興専門員、その2名です。翌平成28年が、さきの2名に1名を加えています。これはMOZOCAステーション868の維持管理業務に携わる職員。それから平成29年が、さきの3名に2名を加えまして、これは県民体育祭業務と、何回も出てきますけども小学校の英語の教科化の対応、そういうものに当たる職員、その2名を加えた5名となっております、その5名のうち1名は短時間勤務の任期付職員となっておりますところでございます。

最後に、一般職の非常勤職員の数につきましては、平成27年4月1日現在が155名、平成28年が149名、平成29年が154名の任用という状況でございます。一番多いのは教育委員会教育部で、学校関係にいらっしゃいます事務の先生方、こういう方たちが一番割合的には多いんじゃないかなというふうにご考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、国家公務員の再任用制度が本格的に採用されたのは、平

成25年度に60歳の定年退職となる職員から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられたことに伴い、当面、60歳で定年退職する職員等が再任用を希望する場合、退職日の翌日から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、再任用することにより、無収入期間が発生しないように、雇用と年金の接続は図られる必要が生じたため、平成25年3月に「国家公務員の雇用と年金の接続について」を閣議決定されたのが始まりと聞いております。

本市の再任用制度の導入状況と、再任用職員と、市職員の過去3年間の人数と、人件費の額についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市における再任用制度につきましては、これは早い段階から制度設計及び導入をいたしておりまして、平成13年12月には人吉市職員の再任用に関する条例を制定いたしまして、翌平成14年度から再任用職員の任用を始めてきたところでございます。この制度は、御承知のとおり、議員も先ほど申されましたが、年金の支給年齢の引き上げに伴う雇用、それから年金の接続を目的とした制度でございまして、制度導入当初から6年間ほどは1名から2名の任用でございましたが、その後は多くの定年退職者の方に活用いただいている状況でございます。

過去3年間の再任用職員と市職員の人数、そして人件費の推移でございしますが、人件費につきましては、一般会計の決算ベースといたしまして、決算統計の中に入っております職員給というのがございます。それにてお答えをさせていただきますので、御了承いただきますようお願いを申し上げます。

まず、平成25年度につきましては、職員数336名で、再任用職員数が11名、職員給が15億6,734万5,000円でございます。次に、平成26年度が職員数334名で、再任用職員数が14名、職員給が16億5,433万7,000円となっております。それから平成27年度が職員数は変わりません。334名で、再任用職員は16名で、職員給は16億6,955万9,000円となっております。なお、この間の再任用職員につきましては、全て短時間勤務の任用の形態となっておりますのでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、再任用制度職員にはフルタイム勤務職員と短時間勤務職員とがあり、いずれも福利厚生が完備され、期末勤勉手当は一般職員とは支給割合は低くなりますが、支給対象となっております。半面、月17日勤務の週29時間勤務の嘱託職員には支給されておられません。また、郡部の町村自治体においては再任用制度は取り入れられていないと聞いております。

何度も述べますが、本市の人口減少に歯どめがかからず、雇用の場の提供がなかなか見出

せない現状にあつては、再任用制度を推進するのではなく、国は会社、企業には65歳定年延長を進めていることもあり、再任用制度を取り入れた定年延長制度を国に先駆けて導入されたいかがでしょうか。また、毎年の人口減少に伴い、市税の減収が見込まれる現状にあつて、前質問と同じ質問になりますが、定員適正化は強力に進めていかなければならないと思います。このような考え方に対する考え方についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

人口減少に歯どめがかからず、税収が減少していくことが想定される中で、どのように持続可能な財政運営を行っていくかという、これがもう最大の課題でございますので、市長申し上げましたけども、適正な定員管理を進めていくべきという考え方は、その根幹をなす第一義的な、まさにそういう考え方であらうと思っておりますし、それがゆえに、これまでも定員適正化計画の見直しを含めながら策定をし、現に進めてきたところでございます。

職員が減るということ、要するに、即人件費の減少につながっていきますので、そういう財政的なことからすれば、やはり定員適正化計画は非常に有効であるということは言えるかと存じます。

しかしながら、大規模な自然災害等を含め、社会経済情勢が大きく変動していく中で、一定の行政サービス、これは市民サービスと言っても過言ではございませんが、そういう行政サービスを堅持して、突発的かつ緊急的な行政需要に応え、住民の生命と財産を守り、日本の国土を保持していくというときに、当然行政職員の存在意義には大きなものがあると存じております。

定員の適正化というものは、職員数を減らすことだけが目的ではございません。必要な行政サービスを良質な形で提供するために、必要最小限の人的資源の確保が求められるときもでございます。答弁の冒頭でも申し上げましたように、組織、人員のスリム化による人件費の削減と、効率的で良質な住民サービスの提供という課題を同時に解決することこそが、定員適正化計画の最大の目標でもあり、そして、その策定の適切な目的でもあるわけでございます。

今後におきましても、適正な定員管理に努める一方で、人材育成の推進、組織マネジメント能力の向上、業務の改善と見直し、アウトソーシングの推進、こういうものはもう月並みではございますけども、あらゆる観点から持続可能な財政運営の維持に向け、今後とも取り組んでいかなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 人材の育成を最大限に求めていただいて、定員の適正化を図っていただければ、職員数の削減というのも可能ではなかろうかというふうに思いますので、より一層の努力のほどをお願いしておきます。

続きまして、本年9月16日土曜日から17日日曜日の2日間に、人吉球磨の各体育施設を会場に行われます第72回熊本県民体育祭についてお尋ねいたします。

1回目。本市で開催予定の競技種目及び会場についてお尋ねいたします。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えいたします。

第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会は、ことしの9月16日と17日の両日、12年ぶりに人吉球磨地域で開催をされます。御質問の人吉市において開催される競技及び会場でございますが、人吉市では採点競技の14競技15種目、公開競技の1競技が行われます。まず、採点競技について、種目ごとに会場を御紹介申し上げますと、水泳が人吉市市民プール、軟式野球が川上哲治記念球場、ソフトボール男子が第一市民運動広場、ソフトテニスが村山公園テニスコート、バレーボール男子が人吉スポーツパレス大・小アリーナ、バスケットボール男子が人吉高等学校第一体育館、バスケットボール女子が人吉高等学校第二体育館、ハンドボール女子が第一中学校体育館、サッカーが第一中学校グラウンド、剣道が人吉東小学校体育館、弓道の近的が人吉市弓道場、遠的が第一中学校サブグラウンド、相撲が人吉市相撲場、空手道が西瀬小学校体育館、クレー射撃が人吉市射撃場、ボウリングが人吉スターレーンとなっております。また、公開競技のカヌーについては、九日町の球磨川特設カヌー競技場となっております。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 6番。平田清吉議員。

○**6番（平田清吉君）** 本市で開催予定の弓道の遠的競技、これは第一中学校サブグラウンドにおいて行われるとお聞きしましたが、仮設会場であり、会場の設営計画及び準備の進捗状況はどのようになっているのか。また、カヌー競技会場の準備状況及び整備状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えいたします。

まず、弓道の遠的の競技会場につきましては、人吉市弓道場の隣に位置しております第一中学校サブグラウンドで行われることになっております。遠的は、的までの距離が50メートル必要でございますが、今回は十分な距離の確保ができる同グラウンドを使用することになりました。遠的の競技会場は全て仮設での会場設営となりまして、県及び地元競技団体と協議を行い、準備を進めておりますが、弓を引く場所——射場というふうに申しますが、ここには大型テントなどが必要なため、リースを活用しながら会場設営を行う計画になっております。会場設営の開始時期は、大会直前の本年9月初めごろの予定でございます。また、会場の安全対策につきましては、進入禁止ロープなどでの安全エリアを確保するほか、的の後方に畳を設置し、さらにその後方に防矢ネットを設置するなど、二重の安全対策を講じるよう計画しております。

次に、公開競技となっておりますカヌーについてでございますが、公開競技につきまして

は、会場準備から大会運営までの全てをそれぞれの競技団体及び協会で行うことになっております。大会実行委員会としましては、競技運営に伴う補助金を交付するのみの対応となりますので、準備及び競技会場などの整備などについては関与しておりませんが、ワイルドウォーター競技とスプリント競技が実施される予定でございますので、先月行われました国体のカヌー競技の九州ブロック大会と同様に、水ノ手橋付近から大橋にかけての右岸側にコース整備が行われる予定であるというふうに、人吉市カヌー協会から伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、県民体育祭、軟式野球会場が予定されている川上哲治記念球場について、以前、内野と外野の土と芝生との境目に大きな段差がありましたが、その段差は解消されたのか。また、駐車場の白線と道路のセンターラインが全体的に消えています。改修の予定はあるのか。また、球場入り口玄関の左右と、トイレ前の路面に地盤沈下の状況が見られますが、改修の予定はあるのか。また、審判室と観覧室にエアコンを設置されたようではありますが、使用可能な状態にあるのか。また、管理事務所内のブラインドが老朽化し、フィンが脱落し、開閉もままならない状態になっていましたが、改修の予定はないのかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

初めに、グラウンドの芝生と土の部分との境目の段差解消についてでございますが、平成28年度発注のグラウンド改修工事により段差が解消されております。

次に、駐車場のラインについてでございますが、全面改修の予定はございませんが、部分的に薄くなっているところにつきましては、県民体育祭に向けて補修作業を行う必要があると存じております。

また、地盤沈下に伴う球場周辺のアスファルト部分の段差につきましては、以前から補修を繰り返しているところではございますが、被害の拡大防止の観点から、改めまして対応策を検討してまいりたいと存じます。

また、トイレの状況に関しましては、平成27年度に地盤沈下に伴う配水管のふぐあいを解消するための改修を行っております。その後、日々の清掃の際に水を流して点検をしていただいておりますが、大きなトラブルは確認されていないようでございます。

次に、エアコンでございますが、近年の猛暑による体調不良、特に熱中症対策の1つとして、市軟式野球連盟や球場を利用される方々の御意見を参考にいたしまして、管理棟内の審判室及び観覧室に設置をしたところでございます。

最後に、事務所の日よけのブラインドについてでございますが、現在取りつけておりますブラインドが老朽化により開閉にふぐあいが生じているようでございますので、修繕または取りかえの対応をとりたいと思っております。いずれのふぐあいも、球場及び球場周辺の地盤沈下

や経年劣化によるものでございますが、県内から多くの選手や応援の方々をお迎えする施設でございますので、大会までに可能な限り補修等の対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、ソフトボール男子の会場に予定されている人吉市第一市民運動広場は、全体的に水はけが悪いことで知られていますが、雨天時に対する整備改修計画が県民体育祭までにあるのかないのかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

県民体育祭ソフトボール会場の第一市民運動広場の水はけに関する御質問でございますが、ソフトボールは屋外競技でございますので、悪天候の場合は競技が中断あるいは中止されるということが考えられます。雨天時の対応といたしましては、雨がやんだ後、たまった水をスポンジで吸い取る、あるいはグラウンドの不良部分に土を入れて試合を再開するなどの工夫が会場において行われるものと考えております。また、試合続行か中止かの判断については、審判員及びチームの代表者、会場責任者などの合議により判断されると存じますが、その際、グラウンドの状態が判断材料の1つにはなりますが、そのほかの要因として、降雨によるボールの滑りや視界の不良、選手の健康に関する心配、その後の天気予報など、さまざまな要因を考慮して総合的に判断されるものであると存じております。

なお、グラウンド全体の整備改修ということにつきましては、現在のところ、計画してはおりません。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） そのほか、人吉市村山公園テニス会場や、人吉スポーツパレス周辺の樹木、特にクスノキですが、この枝先に枝枯れの部分が多く散見されます。枝枯れ部分の撤去にも注意を払い、安全で快適な競技場環境を提供することも主催地としての務めであると思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の本村令斗です。

それでは、通告に従いまして質問を行っていきたいと思います。1点目はダムによらない治水対策、2点目は部落解放熊本県研究集会、3点目は鬼木川の洪水対策、4点目は害虫駆除剤です。3点目、4点目は、市民の声からというので出すのが一般的だとも思ったんですけど、内容がわかるように、このような形で通告をいたしました。

それでは、最初のダムによらない治水対策から入っていきたいと思います。「いつか来る

大水害を乗り越える」と題した球磨川防災フォーラムが5月20日に国土交通省八代河川国道事務所の主催で開催されました。私はこのフォーラムの内容と球磨川治水対策協議会の論議の状況を見たとき、今こそ球磨川の堤防強化を国交省に迫る絶好のチャンスという思いから、この質問を行います。

5月22日の人吉新聞を見てみますと、前国交省水管理・国土保全局長で、現在は公益財団法人リバーフロント研究所の金尾健司代表理事が、「水防災意識社会の構築に向けて」と題して基調講演を行い、施設の能力を上回る洪水により氾濫が発生した場合も、被害の軽減を図るため、危機管理型ハード対策を導入すべきと強調したことが書かれています。私もこのフォーラムを傍聴しましたが、国土交通省が言いたかった内容を端的に述べると、今の気象状況では堤防を越えるような洪水がやって来る可能性がある。それに対応するため、水防意識を高く維持し、水害が起きそうなどときには早目に安全な場所に確実に避難することが大事ということではなかったかと思います。市長は、このフォーラムにパネリストとして参加しておられましたが、全体の内容を端的に述べると、どのようなものだったとお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、去る5月20日に国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所の主催により、「いつか来る大水害を乗り越える」と題し、球磨川防災フォーラムが市内ホテルにて開催されました。私もパネリストとして参加させていただきましたが、「水防災意識社会の構築に向けて」と題し、公益財団法人リバーフロント研究所代表理事の金尾健司氏による基調講演が行われた後、八代河川国道事務所より、球磨川における水害リスクについての御説明があり、この中において、球磨川水系における想定最大規模の洪水浸水想定区域についての御説明があったところでございます。

これは九州北西部で過去最大を記録した雨量が球磨川流域に降った場合等を想定されており、本市上流の12時間総雨量を502ミリメートルとし、市内中心部を含む大部分が浸水するであろうとの想定を示されたものでございます。議員御指摘のとおり、その際の住民の方々の避難、安全確保策については、行政として、まず第一に考えていくべき事項でございますし、有事の際の避難に対する初動体制の確立や、避難場所等の確保等、常日ごろからあらゆる事態を想定し、準備を進めなければならないと感じているところでございます。そのためにも、現在、改良を加え運用を行っております球磨川水害タイムライン等を活用しながら、先を見越した防災対策、住民の皆様の安全確保策に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、述べられたとおり、大水害が来たときに中心はソフト面、水防の面だったと思うんですけど、その中で、フォーラムでも紹介されましたが、2015年9月に茨

城県の鬼怒川で大洪水があったことは記憶に新しいと思います。そこではソフトの面とともにハード面に対する問題が明らかになったと思います。あのときは多くの方が逃げおくり、屋根の上には上がり、そこで救助されている様子がニュース番組でも取り上げられました。ユーチューブで当時のニュースを見てみると、現地の方が堤防が切れて急に水かさが上がったと語られる場面も出てきます。洪水が堤防を越えても堤防が決壊しないなら、水かさはゆっくり上がっていくと思います。しかし、堤防が決壊したならば逃げおくりで大変な事態になってしまいます。破堤しにくい堤防の建設は重要だと思います。

市長に、茨城県の鬼怒川の大洪水を教訓に、洪水が堤防を越えても破堤しにくい堤防の建設は重要だと思わないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

堤防決壊による被害につきましては、議員もおっしゃいましたように、近年では平成27年9月の関東・東北豪雨で発生した鬼怒川水害等で見られたように、市民の生命、財産を危険にさらし、地域に甚大な被害を与えるものであり、報道での映像を見て、私自身も震撼したところでございます。そのようなことから、球磨川治水対策協議会の場において、国、県及び流域市町村で一体となって、球磨川等において中期的に必要な治水安全度を確保するための治水対策の手法について比較検討を行っているところでございます。議員御指摘の決壊に至る時間を引き延ばす堤防の対策といったものについても、さまざまに工夫がなされていくものと期待をしております。

現在、同協議会におきましては、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させる目標を達成するために、これまでの治水対策の組み合わせを技術的に可能な範囲で、今後、詳細に検討することとし、まず6つの案、具体的には、洪水を安全に流下させる案として、引堤、河道掘削等、堤防かさ上げをいずれかを中心とした組み合わせ、また、できるだけ洪水を貯留や分流させる案として、遊水池、ダム再開発、放水路のいずれかを中心とした組み合わせについて、先行して検討していくことが了承されたところでございます。

いずれにいたしましても、最近豪雨災害が頻発し、洪水被害への危惧はますます高まってきた状況でもございますので、スピード感をもって治水安全度を高める取り組みを進めていくべく、国、県、流域市町村一体となって取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） ちょうど球磨川治水対策協議会のこともおっしゃいましたので、ちょうどその破堤しにくい堤防の建設を国に迫る、さっきも絶好のチャンスだと言いましたけども、3月21日に開催された球磨川治水対策協議会の資料を見ますと、コンクリート、鋼矢板による構造の堤防案が治水対策の手法の1つとして検討に追加されることになりました。

昨年3月の一般質問でも申しましたが、全国圧入協会はこのような堤防をインプラント堤防と呼んでおり、ある業者は、インターネット上で地震や津波でも破堤しない粘り強い堤防としています。横から力を受ける津波でさえ破堤しないというのですから、堤防と同じ方向に流れる河川なら破堤しないと考えることができます。

なお、球磨川治水対策協議会の資料は、堤防かさ上げの方法として、コンクリート、鋼矢板による構造の堤防案の検討となっています。そこで、国交省は堤防かさ上げはできないから、コンクリート、鋼矢板による構造の堤防案はできないと言ってくるかもしれませんが。しかし、今や国交省は、堤防を超えるような洪水がやって来るときのことを考えておくことが大事——そうなりますけど、さっきのフォーラムのは——と言っているのですから、堤防のかさを上げようと、そのままの高さにしておこうと、破堤しにくい堤防にすることが大事だと思います。

市長に、球磨川治水対策協議会において、堤防の高さにかかわらず、越流しても壊れない堤防となるよう、コンクリート、鋼矢板による構造の堤防の建設を国に求めるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほどの御質問の中でも申し上げたところでございますが、現在、球磨川治水対策協議会の中でさまざまな治水対策案が検討されているところでございます。この治水対策につきましては、国、県、流域市町村等との連携を図りながら進めていくものと認識をしており、議員御指摘の堤防構造についても、先ほどの協議会において、堤防かさ上げの手法の1つとして、技術的に可能な範囲で工法等の議論がなされていくものと存じます。

本市といたしましても、極限まで治水安全度を高めるべく、協議会等の場においても議論してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今回の質問は、国交省の言っていることの上で質問しているわけで、前回みたいな国交省の言っていることは違うとか言ってあったんですけど、今回は、要するに堤防を越えるような洪水を考えておかなければいけないとか、実際に国交省は矢板を入れた堤防をつくっていますし、また、これを検討に入れるというんですから、先ほど言ったみたいにチャンスのときでもありますので、ぜひ破堤しにくい堤防となるよう要望していただきたいと思います。

これでダムによらない治水対策については終わって、次の部落解放熊本県研究集会について、質問をそちらに移していきたいと思えます。

3月議会の施政方針で、松岡市長は、部落解放同盟熊本県連合会主催の部落解放第30回熊本県研究集会が本年11月18日、19日の両日、人吉球磨で開催される予定であることを述べて

います。また、本議会に提案された一般会計補正予算には、そのための人吉球磨地区実行委員会補助金121万4,000円が含まれています。私はこの集会は適切なものかという思いからこの質問を行います。

まず、主催者は熊本県全体から何名、人吉球磨から何名の参加を要請しているかということと、また、人吉市は市内から何名の参加者を集めようと考えているのかお答えください。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

まず、主催者側からは、全体で3,000人規模の開催を考えておられるようでございます。開催地の人吉球磨地区につきましては、1,000人の要請があったところでございまして、このうち人吉市につきましては約300人の参加をお願いしてほしいと、そういうことを伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 非常に多くの参加者を集めることになるので大変だと思うんですけど、そうなってくると、今、人吉から300名の参加者を集めたいということでしたけど、どのように集めるのが気になります。担当課に聞くと、どの団体に要請するのか、計画はまだこれからだということでしたが、平成18年に同じ集會が開催されていますので、その内容から予測できると思います。そこで、前回はどのような団体に参加を要請したのかお答えください。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

参加要請につきましては、平成18年に開催されました前回の状況からいたしますと、市内小中学校の先生方、それから保育園、幼稚園の先生方、小中学校のPTA、それから校区公民館の皆様、社会教育委員の皆様、老人クラブ連合会の皆様、保護司会の皆様、町内会長囑託員連合会の皆様、民生委員児童委員の協議会の皆様、それから、市議会議員の皆様も入っております。及び市職員に参加要請を行う予定といたしております。恐らく平成18年に参加要請した人数、配分等々が1つの基準になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今のでどこに要請するかわかりましたが、私は、公平公正であるべき行政が、特定運動団体の集會に121万4,000円もの歳出を行い、参加を要請する点からも、この部落解放研究会への人吉の取り組みは間違っていると思います。

同和問題は、特別措置法に基づき33年にわたり約16兆円を費やし、さまざまな施策と取り組みが行われてきました。その結果、最後の越えがたい壁と言われた結婚の問題でも、2002年の調査で熊本県内では20代で87.2%は地区外との結婚になっています。就労の問題でもほ

かと比べて差異はほとんどなくなり、高校進学率では県内では98.4%であり、県全体より1.3%高くなっています。こうした到達に至って、1969年以来、33年にわたって取り組まれてきた特別対策は2002年3月をもって終結しています。終結に当たって、総務省が明確にした3つの特別対策を終了する理由のうち2つには、このように書いてあります。1つ目は、国、地方公共団体などの長年の取り組みによって、同和地区を取り巻く状況は大きく変化したことである。総務庁が1993年に実施した同和地区実態把握等調査によると、住宅、道路等の物的な生活環境については改善が済み、同和地区と周辺地域との格差は見られなくなっているというものです。2つ目は、経済成長に伴う産業構造の変化、都市化などによって大きな人口移動が起こり、同和地区においても、同和関係者の転出と非同和関係者の転入が増加した。このような大規模の人口変動の状況下では、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を継続することは、事実上困難になってきているというものです。特別対策終了からさらに15年がたとうとする今日、社会問題としての部落問題は、基本的に解決したと言える到達点にあると思います。集会を開催している市長に、部落問題は基本的に解決したという認識はないのかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、同和対策特別措置法は2002年3月31日をもって終結しましたが、熊本県を初め県下市町村においても、あらゆる差別の根絶を目指す人権同和教育ということで取り組みが行われております。今回の研究集会も、現状の同和問題に鑑みまして、県民に正しい理解と認識を深めてもらう必要があるということで開催されるところでございまして、この研究集会が目的を十分に達せられますよう期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 同和問題の解決に向けてということでしたけど、その後も、特別措置法が終了した後も、ただ、どんなことが、これまで起こったかをまず言いたいと思います。1960年代後半に台頭した解放同盟朝田派は、1969年の矢田事件を皮切りに、行政や学校、企業に対する暴力的確認、糾弾をエスカレートさせていきました。その行き着いた先に引き起こされたのが1974年の八鹿高校事件です。そのような行為に対する社会的批判が結実したのが1986年地対協意見具申の到達点です。意見具申が指摘した新たな差別意識を生み出す新しい要因とは、1つ目に、民間団体の威圧的な態度に押し切られて、不適切な行政運営を行うという行政の主体性の欠如が国民の強い批判と不信を招来していること。2、特に個人給付的施策の安易な適用や、同和関係者を過度に優遇するような施策の実施は、むしろ同和関係者の自立、向上を阻害するとともに、国民に不公平感を招来していること。3、何らかの権利を得るために同和問題を口実にして、企業、行政機関への不当な圧力をかけるえせ同和行

為は、同和問題は怖い問題であり、避けたほうがよいという誤った意識を植えつける大きな要因になり、新たな差別意識を生む要因となっていること。4、確認・糾弾を核にした民間運動団体の行き過ぎた言動が、同和問題に対する自由な意見交換を阻害している大きな要因になり、それが差別意識の解消の促進を妨げている決定的な要因になっているということです。このことからしても、部落解放熊本県研究集会に対する人吉の取り組みは間違っていると思います。

先ほど述べました特別対策を終了する理由の3つ目には、このようなことが書かれています。このように、同和地区が大きく変化した状況でも、特別対策をなお継続していくことは、同和問題の解決に必ずしも有効とは考えられないことである。行政施策は、本来、全国民に受益が及ぶよう講じられるべきものであり、国民の一部を対象とする特別対策はあくまでも例外的なものである。その上、施策の適応上、地区や住民を行政が公的に区別して実施する特別対策の手法が、差別の解消という同和行政の目的と調和しがたい側面があることも否定できないというものです。ひとしく市民として生活するようになった人々の間に特別扱いを継続させれば、旧同和地区か、そうでないかという壁は取り払われず、行政による新たな差別を生み出してしまいます。市長に特別扱いは新たな差別を生み出すという認識はないのかお伺いします。

○議長（田中 哲君） 本村議員、もう少し簡潔に質問をお願いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

依然として県内の自治体でも同和地区等をめぐる差別等の事案があることや、県内のみならず、日本全国で抱える問題といたしまして、人吉球磨地域においても同和問題の解決を含めたあらゆる差別がない社会の実現のため、人吉市では、人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例を平成8年3月26日に施行、球磨郡各町村においては人権擁護に関する条例を制定され、人権擁護の意識を高め、平和で明るい地域社会の実現に取り組んでいるところでございます。

差別の根幹にはさまざまないわれなきものがあるものだと存じますが、決して許されるものではなく、議員が御心配されているような新たな差別を決して生み出さないように、我々も慎重に、そして強い意思をもって、全ての住民の基本的な人権を尊重するための人権教育、啓発の機会としてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の最近の動きをちょっと言って、質問をしていきたいと思っております。部落差別解消推進法案が2016年12月9日に参議院本会議で可決、成立し、16日に施行されました。この法案は「二階堂俊博」自民党幹事長の肝いりで提出したのですが、審議によって法案の問題が浮き彫りになり、自民党が中心になって参議院法務委員会附帯決議を早

期にしなければならなくなりました。その内容は、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動が部落差別の解消を阻害してきた要因であることを厳しく指摘し、また、国や自治体が行う教育及び啓発や実態調査によって新たな差別を生むことがないように強く求めています。この附帯決議は重く受けとめるべきだと思います。

また、昨年8月、京都で行われたシンポジウムで、自民党の友好団体、自由同和会の平河秀樹中央本部事務局長は、今や同和地区にいる関係者はわずか4割、今の20代の若者が結婚する場合、8割以上が部落以外のいわゆる一般の方と結婚し、その7割までが結婚に際し反対がなかった。よく解同は同和地域は忌避されているというが、事実は違いと述べています。

部落解放熊本県研究集会は、熊本県から呼びかけられて開催すると担当課から聞きました。人吉市も開催しないとは言いにくいのですが、少なくとも参加を要請する団体に参加の強制はすべきではないと思います。その点、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

研究集会の参加のお願いにつきましては、先ほど総務部長が答弁いたしました。同和問題を含めたあらゆる人権問題の啓発につなげていただければと、人吉球磨地区実行委員会を通じてさまざまに参加要請を行いたいと存じます。もちろん参加への強制はできませんと思いますが、大会の趣旨を十分に理解していただいた上で、さらに各団体等において、参加しやすいように御配慮をいただき、可能な限り御参加をお願いしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 強制はできないと思っておられることですので、それはそうしていただきたいと思います。

最後に申しておきたいと思いますが、部落解放の運動は歴史的使命を終える段階にあると思います。全国部落解放運動連合体も2004年4月に会を終結、解散させ、全国地域人権運動総連合を発展させています。このような部落解放熊本県研究集会を行政が推進することや、税金を歳出することは即刻やめるべきであることを再度申しておきます。これについての質問は終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時13分 休憩

---

午後2時28分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 続きまして、鬼木川の洪水対策について質問を行っていききたいと思います。

鬼木川については、鬼木町町内会の総会などでもたびたび問題になります。そこで、この質問を行います。鬼木川にはかなりの土砂が広く堆積しており、その全面に背の高い雑草が茂っています。また、何本もの樹木も生えてきており、高いものだと5メートルにも達するような木もあります。人吉市はこのような鬼木川の状況を知っているのかお伺いします。

○建設部長（山田 巧君） 皆様、こんにちは。私、初めての答弁でございまして、かなり緊張しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘の鬼木川は、熊本県が管理しておりまして、山江村から市内の鬼木町、北泉田町、鶴田町を通り、山田川に流れ込む一級河川でございます。鬼木川におきましては、土砂が堆積し樹木が生い茂っていることにつきましては、昨年、地元町内から河川内の土砂のしゅんせつや樹木の伐採等の要望があり、市も現地を調査し、確認をしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 確認はされているということでした。鬼木川に対する町民の声は、何といっても、まず洪水時の不安です。土砂がたまって河床が上がっています。また、樹木や雑草が生い茂っているため、上から流れてきたものがこれらにひっかかって流れを阻害し、これらの要素によって住宅地が浸水しないかという声があります。

また、景観上の問題も出てきます。高速を使って来られる人にとって鬼木町は人吉市の玄関となるので、景観上きれいにしておきたいという思いがあります。堆積した土砂には植物の根も張っており、町民の手では何ともできない。やはり管理者の熊本県に堆積した土砂と植物の除去をやってほしいという声が出ます。

そこで、人吉市に、熊本県に堆積した土砂と植物の除去を要望してもらえないかということをお伺いします。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えします。

人吉市におきましては、河川管理者である熊本県に対して、鬼木川も含めた市内の県管理河川の土砂のしゅんせつ及び樹木の伐採等を毎年お願いしているところでございます。なお、熊本県としましては、県が管理している市内の河川は、鬼木川を含め14河川あるが、県全体の予算も厳しい状態であることから、重要水防区間から計画的に河川の維持管理を行っているとのことでございました。しかしながら、この河川のしゅんせつ等につきましては、市民の皆様からの御要望も多く寄せられておる案件でございますので、本市としましては、今後も引き続き熊本県に対しまして強く要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 毎年されていることはよくわかりました。私も一度、名刺を持って振興局へ行きまして、鬼木川の土砂の除去をお願いに行きましたけど、同様な予算上の問題を言われました。ですから、今後、やはりそのままにしておく、さらに土砂がたまったり、樹木が大きくなるのは確実ですので、今後も引き続き県に要請していただきたいということを申しておきたいと思います。

最後に、害虫駆除剤です。夏の始まりになると、害虫駆除剤が配布され、散布がなされています。ところが、鬼木町では配布される量が不足に、独自で購入するため、その経費が負担になっています。ほかの町内でも起こっている可能性もあり、この質問を行います。まずは配布までの経過を聞いておきたいので、どのような過程を経て各町内に配布されるのかお伺いします。

○市民部長（廣田五浩君） 議員の皆様、こんにちは。山田部長に引き続きまして、初めての答弁であります。どうぞよろしくお願いいたします。

御質問にお答えいたします。

害虫駆除事業につきましては、地域の衛生的な環境維持のため、人吉市衛生員連合会の事業といたしまして、希望された町内会単位で消毒作業を実施していただいているところでございます。

衛生員連合会の事業活動でございますが、衛生員として市から委嘱されました全町内会長で衛生員連合会を組織され、市から交付金791万9,000円を総予算といたしまして、廃棄物不法投棄対策事業、環境保全啓発事業、ごみ収集関連事業など、幅広く環境保全美化事業を展開され、その中の1つとして、この害虫駆除事業に取り組まれているところでございます。平成26年度までは市の事業としまして害虫駆除事業を行ってまいりましたが、平成27年度から衛生員連合会へ事業を移管いたしまして、連合会が主体となって実施いただいている事業でございます。昨年度の事業実績でございますが、91町内会中42町内会で実施いただいております。

議員お尋ねの害虫駆除剤の配布の流れ、経過でございますが、町内会単位で害虫駆除のお申し込みをいただき、衛生員連合会の事務局であります本市の環境課において取りまとめを行います。その後、消毒作業の実施に合わせまして、必要な数量の害虫駆除剤を本年度から薬局で直接購入いただいております。この直接購入につきましては、厚生労働省から害虫駆除を実施するものが害虫駆除剤を取り扱う薬局開設者から適切な取り扱い方法の指導を受け購入することといった通知、並びに熊本県からの指導もございまして、配布方法を変更したところでございます。また、購入の費用につきましては、衛生員連合会害虫駆除事業の予算の範囲内において実施されており、その予算を超えた金額につきましては、実施される町内会で御負担をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 2回目の質問、ぜひ市長に聞いてくれということですので、市長のほうに質問していきたいと思います。

今、流れはわかりました。鬼木町は約800世帯あり、町内に樹木が多かったり、裏が雑木林の丘になっていたりするところもあるせいでしょうか、害虫駆除剤をかなりの量使わなければなりません。独自に買い足す分の薬剤の購入額を会計の方に聞いたら、26袋の9万5,472円とのことでした。そこで、町内会の役員の方から人吉市に援助してほしいという声が上がっています。市長は市民の健康づくりに力を入れることをよく述べられていますが、害虫駆除も健康な生活環境づくりに結びつくものだと思います。害虫駆除剤の追加購入で負担が大きくなっている町内会に何らかの支援ができないかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉市衛生員連合会の皆様には、日ごろからごみ集積所の適正管理、不法投棄の調査、回収など、環境保全美化活動に対しまして、地域のリーダーとしてその中心的な役割を担っていただいております。昼夜を問わず、多大なる御支援、御尽力を賜り、心から深く感謝を申し上げます。

これからの季節は、害虫、特に蚊が発生しやすい時期でございます。その駆除につきましては、雑草や水たまりの除去など発生源をなくすことが肝要でございますが、薬剤散布も地域の環境保全を図る大切な害虫駆除活動としまして、町内会におきまして継続的に実施をいただいているものと存じているところでございます。町内の役員さんを初め散布をいただきます皆様方にも、改めて感謝を申し上げます。

薬剤散布範囲が広い町内会におきましては、配布される薬剤の量では足りないことから、御質問の趣旨になったものと存じます。害虫駆除剤の購入に対しまして、町内会への交付金の増額についてでございますが、現在、衛生員連合会の皆様が事業計画のもと、害虫駆除剤を初め環境保全事業の一環としてさまざまな事業を展開されておられます。その事業推進におきまして、町内会から御要望がありましたことにつきましては、衛生員連合会に対しましてお伝えをし、御検討をお願いしたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 町内としても衛生員連合会に相談してほしいということですけど、多分薬を欲しいところはあっちこっちあるんでしょうから、その面ではどうなのかなという気はいたします。

先ほどありましたけど、私が思うには、道理のない部落解放熊本県研究集会に121万4,000円など支出しますので、これよりもっと市民のほうに喜ばれることに使うべきじゃないかと思えます。ぜひとも何らかの支援をしていただくよう再度お願いしまして、この質問を終わ

ります。

全て終わります。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12番議員の笹山でございます。本日、最後の登壇でございますけども、時間が早く終わりましたので、早い登壇となりましたので、執行部の明確な答弁をいただきながら、簡潔に終わっていきたくと思います。

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回は、市長の施政方針から、市庁舎建設に係る継続費について、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証についての2点、市民の声から、錦町に予定されようとしているモーターボートレース場外舟券売場の誘致計画についての1点を通告いたしました。

まず初めに、市長の施政方針から、市庁舎建設に係る継続費についてであります。施政方針において、市庁舎建設関係については、現在の進捗状況について述べておられ、建物の構造等については、市庁舎建設に関する特別委員会においても説明があつているところであります。安定した庁舎建設を推し進めていくために、今議会に約51億円の継続費設定の補正予算が計上されています。市庁舎建設に関する特別委員会、それから全員協議会においても説明があつておりますが、具体的な金額がようやく示されましたので、財政的な立場から課題を絞ってお尋ねをしておきたいと思つています。

まず、一般単独災害復旧事業債についてであります。この起債が認められるに至つた経過についてお尋ねをしておきたいと思つています。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

昨年、地震発生から、今回の一般単独災害復旧事業債の承認に至つた4月27日までの経過ということで御説明をさせていただきます。

ちょうど1年間を振り返るということでございますので、さまざまなことがありました。主なものを中心に整理をさせていただいております。まず、4月16日の本震発生後の連休期間中、5月5日に総務省から現地視察がございまして、市長、副市長立ち会いのもと、被災しました麓町本庁舎内部に入つていただき、今回の熊本地震による被災であることを御確認していただき、災害復旧事業債に該当する可能性が高いので、今後、国、県の関係者と協議を進めていく旨の総務省のほうから指示を受けたところでございます。

その後、5月上旬、蒲島熊本県知事が国に対し財政負担ゼロの特別法制定を要望され、また、九州市長会、全国市長会におきまして、熊本地震対応への特別支援について、緊急要望がなされたところでございます。本市におきましても、市議会の後押しを受け、7月上旬に市庁舎建設準備室を組織、市長みずから先頭に立ち、熊本県選出国會議員、熊本県議会、総務省等へ陳情活動、ロビー活動を積極的に行つたところでございます。特に熊本県副知事を歴任されました総務省自治財政局、黒田武一郎氏からは適切かつ具体的なアドバイスを受

け、その後の対応に光明が差したことを思い起こしております。

8月4日に、総務省が熊本地震に伴う被災庁舎に対する起債拡充措置について、被災庁舎の建てかえにも一般単独災害復旧事業債、これは充当率100%、交付税措置最高で85.5%でありますが、それを充当する旨をプレス発表したところでございます。実質、ここからが協議開始ということございまして、窓口でございます熊本県の市町村課、九州財務局の融資課の間で約4カ月にわたり、現地建てかえができない特殊要因、そして、熊本地震による被災庁舎であることの科学的な検証につきましてかんかんがくがくの議論を行い、ときには市長みずから九州財務局融資課長と膝詰めで交渉を行い、結果、最終的には御承認をいただいたというようなところでございます。

以上、1年間を振り返りました内容として説明をさせていただきました。お答えとさせていただきます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） かなり精力的に動かれて、このような状況がきたのかなというふうに今思ったところなんです。まず、この一般単独災害復旧事業債、これについてはもう1点、東日本大震災時において構築をされた制度が拡充をされたというように、ちょっと説明もあっているところなんです。ですので、その具体的な取り扱いを1点確認をしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

東日本大震災時に構築されました災害復旧等に対する財政措置につきましては、昨年の6月2日の市庁舎建設に関する特別委員会において御説明をさせていただきましたが、熊本地震を機に拡充されました今回の制度は、東日本大震災時のものと比較しましても、根本は変わらないところでございます。そのうち、庁舎建設に際しましては、財政措置の対象となる事業費の範囲が以下のように制限をされておりまして、ちょっと説明のほうは割愛をさせていただきますけども、基本はあくまでも原形復旧でなければならないということでございます。事業採択を受ければ、充当率100%の一般単独災害復旧事業債、これは原資が国の財政融資資金でございますので、基本的にはもう国の財源を使って事業をするということでございます。後年の元利償還は、本市の場合は、大塚議員のときにも申し上げましたが、最大で85.5%が普通交付税の中に算入をされるという仕組みになっておるところでございます。基本は東日本大震災時の制度とほとんど変わらないというようなところを申し上げておきたいと思えます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 先ほど、4月24日に九州財務局において最終協議をされた。これは施政方針にもうたってありましたよね。その最終協議の中で、市庁舎建設に一般単独災害復

旧事業債が正式に認められたんだというようなことで述べてあったと思っています。その時点で、決定をした時点での論点というのがどういうものがあったのか。また、特別委員会の中でも報告があっていますが、管内の市がこの件については苦慮をしていると。かなり苦慮をして、今、取り組みをされているというようなことも説明があったと思っております。それはどのような理由がそのようになっているのか。この2点についてのお考えを確認をしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

九州財務局との協議において、特に難航した事案は2件ございました。まず、建てかえ移転ということでございますので、本市の場合は麓町から今の西間下町のほうに移転をする、建てかえ移転ということにつきましては、麓町本庁舎が国の史跡指定文化財区域内にあり、現地建てかえができないことへの御理解をいただくということに時間を要したところでございます。さかのぼること、昭和37年建設当時から、文化庁のほうからは速やかに移転をしないよというふうにとずっと迫られていたことは、もうこれは皆さん御存じで、周知の事実でございます。このことに対しまして、本市と九州財務局との間に認識のずれ、本市はそういうふう文化庁のほうから迫られている。しかし、財務局のほうもかなり若い職員さんのほうで対応されておりますので、当然その昭和37年のころのことなんかはおわかりにならないと。認識のずれ、歴史的な背景が生じておりまして、その状況説明に非常に時間を要したというところでございます。これがまず1点目でございます。

2点目は、何と申しましても、今回の被災、麓町の庁舎の被災が熊本地震によるものであることを科学的に実証・検証しなければならないということでございまして、もう単なる老朽化ではだめなんですよということで、やはりそれをわかっていただくことに非常に時間がかかったと。この件につきましては、設計業務を請け負っていただいている山下・本田・月足建築設計共同企業体に対しまして専門的な調査を依頼いたしました。平成28年熊本地震等による被災建物の構造に関する報告書というものが最終的に提出されたわけでございますが、報告書の内容は、もうかなり分厚い内容でございまして、時間の都合もあり、詳細を説明することはできませんが、要点でございます。平成13年に本市のほうでは麓町本庁舎の耐震診断を実施いたしております。本建物の構造的劣化が、その後、著しく進行しており、所要の耐震性能を満足するための改修は困難であると。それはもう本庁舎を見ていただければわかるんですけども、鉄筋コンクリート造の建築物の復旧方法判別フローというのがありまして、本建物は上部構造の中破であるが、新築復旧とすべき構造的な特殊事情を勘案すると半壊に該当すると、そういうふうな先ほどの報告書の中で診断結果が出され、それが最終的に財務局のほうに認められたというようなところでございます。

県内の幾つかの市が、現在、かなり苦慮をされているという状況でございます。市レベルでは、庁舎の建てかえを検討されているのが、本市のほか、八代市、宇土市、天草市、水

俣市があるようでございます。もう既に庁舎がかなり全体的に全壊している宇土市、これはもう別でございますけども、あと八代市、天草市、水俣市あたりは、やはり承認される要因、先ほど私が申し上げました熊本地震によって被災した庁舎であること、半壊であることということがまだ科学的に証明されていないというようなことを伺っておりまして、県の市町村課を通して、現在、本市のほうにもかなり勉強に来られているというような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それでは次に、総事業費について、ちょっとお尋ねをしておきたいと思っておりますが、新聞報道でも総事業費が約64億円に膨らむという報道もなされております。特別委員会においても速報値として約64億円と説明があったところなんですね。そこで、その中で概算事業費は合計で約55億円と。そのうちの約51億円を今回継続費の総額ということで計上してあるわけなんですね。ですので、総事業費は64億だけでも、概算事業費としては55億円というふうな形で速報値が出ています。なら、あと残り9億円、これについて中身が具体的にわからないわけですよね。これに含まれているものについては、今後、どういったものが出てくるのか、この辺をちょっと確認をしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

特別委員会において説明いたしました資料の中に、最終的に見込まれる総事業費は、今、議員がおっしゃいました64億円、これは予想額ということで、新庁舎建設とあわせて計画を予定しております駐車場整備計画に伴います経費、それから執務室に配置します什器類、電算関連の経費、それから防災行政無線の関連経費等々が含まれております。それはもう全体的なことということですね。55億円というのは、継続費のほかに、平成28年度、平成29年度でもう既に終了するような事業については入っておりませんので、そういう状況の中での今回のお答えということで御理解いただければと思っております。これらの経費には、先ほどの一般単独災害復旧事業債、充当率100%、交付税措置85.5%は、これは充当できませんので、先ほどの駐車場整備計画とか、什器類とかですね。新たな財源確保が必要となり、その対策は非常に懸念されておるところでございます。

駐車場整備計画に伴います用地購入に際しましては、もちろん麓町本庁舎と比較しますと、西間の現在の敷地は駐車スペースが非常に不足していることは、これはもう明らかでございます。私どもは国のほうに対しまして、現在、不足しているスペースを確保すると、要するに麓町本庁舎並みの駐車場を確保したい、原形復旧というような形で、現在、国、県と、大義名分をつくって協議を行っておるところでございます。

いずれにしても、これは先ほど大塚議員のときにも申し上げましたが、総事業費全体を圧縮していくこと、あわせまして、充当一般財源、そういうものを最小に抑えていくこと

は必要不可欠でありますので、あらゆる策を今後、この総事業費に対しまして講じて、できるだけお金がかからないということは、市長が目指す今回の最大の目標でもございますので、そこに少しでも近づけるように努力したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 1点気になっているのが、速報値の中で、特別委員会の中で説明あった資料の中で、本体事業費は約45億円と説明があつていますよね。ただ、基本構想時の場合には約26億円というふうに資料に示してあるわけなんですね。面積等は若干違いがあると思っております。ただ、その事業費の中で単価を比べてみますと、50万3,000円と34万2,000円になるわけですね、単価を比べたときに。結局16万1,000円という単価の開きが出てくるわけなんですね。かなり大きい開きだなというふうにちょっと思うわけなんです。それはどういった形、だから、この差の開きがどういった要因で生じてきたのか、これちょっと理解をしておきたいなというふうに思っているところなんですね。これについてお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

単価の違い、開きでございますけども、この45億円のときの単価が、恐らく特別委員会では50万3,000円と御説明をさせていただきました。基本構想時、これは平成27年3月にでき上がりました。そのときは総事業費、本体工事は26億円で34万2,000円だったと思えます。これは面積的なものがあつて、まずは基本構想時は7,640平米でございました。現在は国が見てくれます補助単価と申しますか、9,000平米、これはまだ1万2,000平米ぐらいまでとれるんですけど、実際、9,000平米で、今、抑えておるところでございます。その単価差、50万3,000円と34万2,000円の差が、今、議員が申されました16万1,000円ということでございまして、あくまでも山下設計が積み上げましたこの数値は速報値ということで、精査前でございますので、まだまだどんどん今から見直していくというような状況でございます。

どこが違うかと申しますと、まず基本構想のときは、これは平成27年3月末であり、このときの庁舎建設の単価は、基準日として消費税が5%であったときの庁舎をつくられた自治体の事例を参考に積み上げておりますので、まずは現在の消費税は8%でございます。これが発注時期に合わせて、恐らく発注時期が平成31年10月でしたか、10%になるんじゃないかなと思えますので、そういう状況を考えますと、その基本構想時の5%と、恐らく現在の8%で発注した後、当然10%になったときの単価差が2万4,000円近くあります。それから、本市のほうでは免震構造を採用しましたので、建築工事費に対しましては10%程度割高となつてまいりまして、その単価差が3万1,000円ほどになっておるわけでございます。

さらに、これが一番問題なんですけど、東京オリンピック等々による資材及び労務単価の高騰が予想されておまして、その単価差は10万6,000円になるようでございます。それを

合算したものが先ほどの16万1,000円の単価差になっているということでございます。

このほかに、熊本地震の影響によりまして県内の土木工事には復興経費の採用が図られておりまして、恐らく建築工事にもその復興経費、要するに割高になるということですよ。そういう採用もされるとなりますと、これはさらなる高騰が予想されると。単価が上がってくるということを、現在、不安視しておるところでございます。

単価差の内容について、お答えとさせていただきます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 消費税を10%で組むとか、免震構造を入れたから、基本的には大きな面は資材、労務単価がかなり高くなるというような、そういった差のようであります。ただ、今さっき答弁されましたように、ただ速報値であるから、今後、具体的に積み上げていくということであれば、基本設計をされながら、あと実施設計の中で具体的に単価を詰めて削減されるのかなと、圧縮していくのかなってちょっと思うところなんですけども、ただ、そう聞きながらも、圧縮を努力されるかもしれませんが、ただ、今の話を聞くと、なかなか圧縮にはつながらないのかなということを感じたところなんです。ですので、やっぱり具体的に、ならばどのような圧縮の方法があるのか、今後、どういった形で進めていくのか、この辺は何かありますか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

圧縮の方法でございますが、2つあると思います。1つは、工法そのものを見直すやり方、それからもう1つが、交付税補填が見込める、要するに有利な起債を選択するやり方、その2通りがあるかと存じます。要するに一般財源を圧縮していくと、そういうことにつながっていくというような状況でございます。

まず、工法見直しということにつきましては、基本設計が、現在、最終段階に入ってきておりまして、特別委員会において構造体のところで御説明をさせていただきました。本市のほうはRC造、鉄筋コンクリートの構造で、今、計画をしていくということで説明をさせていただきましたが、現在の先ほど申しました45億円でしたか、本体工事のほうはRC構造ではなく、SRC構造、鉄骨鉄筋コンクリート造で試算をいたしてしておりまして、これはSRC構造であろうと、RC構造であろうと、やはり耐震性は両方ともすぐれているということで、やはりあとは経費的な問題を重視するということで、RC構造になったわけなんですけども、ここで速報値で採用しております、速報値のほうにはSRC構造で試算をいたしていたしましたので、これはRC構造に変更しましたことから、経費的には数億円もの削減効果が出てくるというような状況でございます。それでも十分に耐震性は担保できるということを報告を受けておるところでございます。工法ではこういうものがございます。

それと、有利な財源でございますけども、例えば西間別館のリノベーションにつきましては、計画当初は、もう交付税措置もない、単なる起債の一般単独事業債、充当率75%で試算

をしておりました。計画では1億円ぐらいかかるというようなことで試算をしておりましたが、昨年度、平成28年度に公共施設等総合管理計画を本市も策定いたしまして、そこに西間別館をしっかりと位置づけることによって、公共施設最適化事業債——新しい起債ができたわけでございますけども、これは充当率90%、交付税措置が30%と、若干一般単独災害復旧事業債と比べれば交付税措置は少ないんですけども、そういうものに切りかえて、試算を現在考えておまして、これでざっと計算しただけでも2,400万円ほどの圧縮効果が出てくるというところでございます。

さらには、先ほど申し上げましたように、駐車場整備計画に際しましては、恐らく用地購入等々が出てまいります。現在では用地購入に関しましては一般単独事業の起債しか該当しません、一般単独災害復旧事業債、充当率100%の交付税措置最高85.5%ですよね。一番割のいい起債が該当するように国と協議を行っております。それは先ほど言いましたように、麓町本庁舎と比べれば面積的に駐車場が減っておりますので、その分を原形復旧というような形で確保したいというようなことであれば、国のほうは災害復旧事業債の該当の見込みもございましてというようなことでお話も伺っておりますので、現在、財政課と庁舎建設推進室が中心となって協議を行っておるところでございます。これが認められますと3億円近くの削減効果も期待できるということでございます。

もう1つ、言い忘れておりましたのが、基本構想時のときには落札率あたりも見込んでおりましたので、こういうものも入れますと、削減率はまだ出てくるというようなことを申し上げておきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今の段階でかなりもう工法が変わったり、いろんな形で変わってきていますので、その中で、もう既にこれだけの削減ができるんだというふうな、そういった状況のようではありますが、そのような中で、ただ、該当する起債ですよね。全てがそういった起債が充当するのかなとちょっと考えるところなんですよね。先ほど話があったように、什器類とか、電算関係とか、防災行政無線とか、該当する起債もあるかもしれませんが、充当できない起債もあろうかと思っております。今後、やっぱり什器類とかの備品購入費、こういった部分の財源確保もかなり厳しいのかなとちょっと思っているところなんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在考えられる地方債、どういうものがあるかということのを少し具体的に御説明をさせていただきたいと思っております。一般単独災害復旧事業債に該当しないものということで、御了解させていただきたいと思っております。

まず、進入口の拡幅工事、これが出てまいりますけども、そういうものには、現在、地方

道路等整備事業債なるものがございます。これは充当率が100%でございまして、ただ、交付税措置はないというような状況でございます。あと、屋外の附帯工事、緑地帯とか、植栽とか、駐車場整地、こういうものには適当な起債がなくて、一般単独事業債、充当率75%、交付税措置なしを充当するしかないというふうに思っております。

先ほど申し上げました西間別館の改修、リノベーションには、公共施設最適化事業債、当然、公共施設等総合管理計画に掲載いたしますので、これは充当率90%、交付税措置30%の起債を予定しておりますのでございます。

ただ、やっぱり一番問題になるのが、議員も申されました什器類ですよね。そういうものの備品購入には、現段階では適債性のある起債は存在しません。その全てが一般財源での対応となってまいりますので、庁舎建設が最終局面を迎えます平成32年ごろだと思っておりますけども、恐らく最大の課題でございまして、継続費には、現在、未計上になっておりますけども、これを何とかしなければならないと。いずれにしても、早急に何らかの対応、打開策を講じていかなければならないと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） いろんな起債を考える中で、今回、一般単独災害復旧事業債を活用されながらの事業展開ということでもありますけども、かなり有利な起債というふうに今までの答弁の中で理解できるわけなんですよね。でも、具体的にどれだけの有利性があるのかなというのがちょっと理解ができませんので、例えばそういった熊本地震前と地震後における、その庁舎建設について比較した場合、例えば一般財源等で比較した場合にどれだけの効果が出てくるのかを比較検討してみれば、今回の一般単独災害復旧事業債がどれだけプラス効果になってくるのかというのが理解できるのかなとちょっと思っています。その辺をちょっと説明いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えします。

まず、熊本地震前でございますけど、直近のさまざまに基本構想時は33億円というふうに言っておりましたが、特別委員会等々で、試算の比較の中で私どもが使っておりますのが総事業費40億円と仮定した場合、これは山鹿市あたりがこのくらいの経費で庁舎をつくっておりますので、その全てが交付税措置がない一般単独事業債、これは熊本地震前は何も補填がございませんでしたので、これは一般単独事業債という何も交付税措置がない、要するに一番割の悪い起債で対応すると。これは充当率75%で、総事業費40億円に75%を乗じた場合には30億円が元金になります。残り利息分を粗試算をしましたときに1億円余り、あわせて31億円の庁舎を建てて、償還財源が必要となると。さらに、75%の起債しかございませんで、残りの25%は一般財源の持ち出しをしなければなりません。その分を合算しますと、一般財源の総額は34億円にもなりまして、基準として計算しました40億円との差が約6億円ぐらい

になるんですけど、現在、本市には庁舎の建設基金が約6億8,000万円ぐらいありますが、それも取り崩して何とかおさまるといような状況で、非常に地震前は庁舎建設をしたときには、非常にその後の財政運営は大変だったろうということが御理解いただけるのではないかなと思います。

では、今回、熊本地震がありまして、さまざまな優遇措置が出てまいりましたときに、試算をさせていただいて、どうなるのかというところでございます。今回の総事業費、継続費設定は51億円、平成28年、平成29年に終了します事業、継続費に当たらない事業まで入れますと、約55億円の場合には、これは一般単独災害復旧事業債は充当率100%、交付税措置が85.5%でございますので、本体工事を初め小永野第一雨水幹線のつけかえ、旧保健センター等の解体撤去、そのもろもろのほとんどの事業にこの災害復旧事業債が該当し充当すると。これでもって交付税措置が、本市の場合は、午前中、大塚議員にもお答えしましたが、85.5%で振り切ると。もうこれで確定ということでございますので、国のほうから償還財源に幾ら来るのかということ、45億円なんですよ。54億円のうちの45億円近くは国が補填してくれると。本体工事以外にも、可能な限りの有利な起債を充当することで、現在、試算をしておりますので、一般財源は市の持ち出しは出てまいりますが、先ほど地震前は34億円要りましたが、地震後は11億円程度で済むと。比較しますと23億円のプラスの効果があらわれてくると。こういう状況であるならば、いかに今回、熊本地震によって一般単独災害復旧事業債が該当したことが、非常に本市の庁舎建設に有利に働いているということが言えるんじゃないかなと思います。

そしてもう1つ、庁舎建設の基金約6億8,000万円程度と先ほど申し上げましたが、熊本地震の前は、この6億8,000万円のお金にも手をつけないと庁舎建設ができなかったわけですが、現段階ではこのお金は残るといことで、手をつけないまま、将来の蓄え、要するに建設後の公債費の財源としても使える、そういうような状況、プラス効果が非常に出てきていると。そういうことをお答えとさせていただきたいと思います。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 約23億円のプラス効果と、かなり有利な災害復旧事業債かなというふうに思うところなんです。ただ、やはり総事業費は相当膨らんできていますよね。かなり膨らんできています。ですので、そういった一般単独災害復旧事業債を発行するので、かなり恩恵を受けているから大丈夫なんだと。そうはいつでも、最終的には起債は起債なんです。ということであれば、やはりこの一般単独災害復旧事業債以外にも、ほかの起債等も今までもる答弁あっていますけども、そういった部分をあわせると、かなりの額に膨らんでくるといことであれば、やっぱり償還計画をきちっと立てていかないと、また今後の財政運営にもかなり影響してくるのかなと。財政の逼迫につながってくるというのもちよっ

と感じるところなんですよね。ですので、そういった償還計画は適切にしなければいけない。そういった部分を踏まえれば、恐らくそういった形で計画はされていると思いますけども、その計画はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今回の継続費を含みます総事業費約55億円に対しまして、今、予定しております起債、地方債の発行額は53億7,400万円で、現在、試算をしております。借入条件、据置期間を含む償還年数とか、年利、今、年利は非常に安いんですけども、元利金と元金と、そういうもろもろの借入条件を加味しながら償還シミュレーションを行っております。これは、この間、特別委員会でも若干説明をさせていただきました。それによりますと、平成35年度から平成40年度までに償還のピークを迎えることが明らかになったところでございます。

例えば、先ほど53億7,400万円を借りたときに、一番長いものをベースに計算しまして、平成30年度から平成47年度まで約17年間、元利償還総額は、利子を含みますと、利子が条件を入れて試算しますと約2億3,000万円ぐらいになりますので、あわせると53億7,400万円を借りたときに、元利償還総額は55億4,400万円になります。このうち、交付税措置が約44億円としたときに、これを除く純粋な一般財源の持ち出しは、差し引き11億4,400万円というふうになります。

先ほど、少し前の答弁で申し上げましたが、償還シミュレーションのピーク、平成35年から平成40年度までの間、この期間に交付税措置を除く純粋な人吉市が持ち出す一般財源は7億5,200万円ほどとなっております。私たちが今考えているのは、先ほど庁舎建設基金が手をつけずに残ると言いましたが、一番きついのはこのときだと思います。庁舎建設の償還もやっていかなければならないし、ほかの事業も滞ることなく進めていかなければなりませんので、やはり一番きついときの純粋な一般財源の持ち出し7億5,200万円に対し庁舎建設基金、残ったこの6億8,000万円ほどを充てるのが、そういう状況ができるのであれば、本市の市庁舎建設に際しましての償還計画はうまくいくというふうに、現在、財政計画の中で試算をしておるところでございます。

いずれにしても、夏場から秋口にかけて財政課のほうでは、向こう3年間の中長期の財政計画をつくってまいりますので、その中で、またしっかりした数値を把握いたしまして、議会のほうにもぜひ御説明をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 償還計画をきちっと立てていかないと、うまくやっついていかないと、大変な状況が出てくると思っていますので、その辺はきちっと見ていただきたいなというふうに思っているところです。

財源問題でいろいろ確認をしてきたところなんですけど、そこで、松岡市長の庁舎建設に対

する考え方を見てみますと、市長がずっと言ってきたのは、基本的には金をかけないと、コンパクトであると、もう1つは施設を有効利用するんだと、この3点だったと思っているんですね。ですので、その市長のお考えからしてみますと、今まで議論してきた、今までいろいろ答弁あっていましたが、それからすると、やはり市長の考えとはかなりそごが生じてきているのかなというふうにちょっと感じているところなんですね。ですので、そのような、結果、状況になってきたことについて、市長としてはどのようにお考えでしょうか。この点をお聞きしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

昨年6月議会の施政方針の中で申し述べさせていただきましたが、私みずから、次世代に負担を残さない、コンパクトな庁舎、公共施設の有効利用という問題提起をさせていただきながら、熊本地震という大きな事象が要因とほいうものの、大きくかじを戻したことは事実でございます。もし地震がなかったら庁舎問題はどうなっていたのだろうかと思ひ悩むこともありましたが、今は、これまで議員各位、市民の皆様と積み重ねてきた議論、対話をしっかりと胸に刻み、人吉市にとって最良の選択、つまり、全ての人吉市民に喜んでいただける新市庁舎の実現に邁進してまいりたいと強く念じているところでございます。

市庁舎建設はやっとスタートラインに立ったばかりですので、先ほど総務部長が今後の課題等を申し上げましたが、私自身、新たな財源の確保のため、国、県への要望活動をこれまで以上に行っていく所存です。これまでも増して、議員各位、市民の皆様にご理解と御協力をお願いするものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに、熊本地震の要因によって、大きくかじを戻されているんですね。これはもう非常に理解できていると思います。ですので、今、答弁いただいたように、市長御自身の思いというよりも、人吉市にとって最良の選択、全ての市民に喜んでいただける新市庁舎の実現に邁進されると。そういったことであれば、私は市長の公約に対しても、きちっとした説明責任を私は果たされるべきではないかなと、こう感じるわけなんですね。公約はそのまま残っていますから、その公約とは違う方向にかじを切って、今、進められておられるわけですね。そしたら、その時点において、公約に対しての説明責任を市民にきちっと果たして、それから今の状況でこうやって進んでいきますというふうに進んでおられる方がいいのかなと私は思っています。ただ、私は、その点が1点欠けていると思っているんですよ。公約はずっと残っている。でも、公約とは違う方向に今進んでいる。そこをどう市民に説明責任を果たすのかという問題なんですね。それについてやっぱりきちっと謝罪されることは謝罪されて、撤回されることは撤回をされて、そして、今、これだけこういった状況で、市民に喜んでいただけるような、市民が安心・安全を感じる、こういった庁舎をつ

くるというふうに、今、話をずっと昨年の6月で言われているわけですから、そうであれば、その説明責任を果たすためには、公約に対する説明責任を私はきちっと果たしていただきたいと思っています。これを私は、今の1点、まだそれが残っている課題かなというふうに思っているところなんですよね。その辺は、ぜひ今後、その辺は十分に踏まえて、いつかの機会にそういった部分に対しての市長御自身としての表明を私はきちっとされるべきかなと思っていますので、検討していただきたいというふうに思っているところであります。

そういった状況の中で、先ほどから話していますように、しっかりとした財政計画を立てていかなければいけないと。やはりそうしないと、その市庁舎建設問題だけが今から進むわけではなくて、あらゆる事業も並行して進んでいくわけですから、それを考えると、やはりかなりピークの時点で大きな財政負担が出てきますから、やはり市政運営をかなり慎重にやっていかなければならない。そうしないと本当に財政圧迫につながってくる。そういった状況でかなりの影響があるのかなと危惧するところなんです。その点について、市長御自身、どうお考えなのか、この点もお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

交付税措置がある有利な起債を充てることができるとはいえますものの、50億円以上もの起債を抱えるわけでございますので、これからの市政運営に影響がないとは私自身もゆめゆめ思っておりません。50年に一度、いや、今となっては100年に一度のビッグプロジェクトに相對していくわけでございますので、だからこそ、今後、しっかりとした財政計画を立てていかなければなりませんし、国の動向を見誤ることなく、特に地方財政計画に注視していくことは最も重要なことであると存じます。そして、特に財政面で次の世代に負担を残さないという私の思いが、関係の皆様のお力添えによって、次の世代、そして、次の次の世代の財産となるような新市庁舎の実現に全力を注いでまいりたいと存じます。議員各位のさらなる御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひ、そういった気持ちで、今後とも市政運営をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証についてということで質問していきたいと思っております。このことについては、今回の施政方針には触れておられなかったわけですが、3月議会の施政方針で、具体的な取り組みとして詳しく述べておられたところなんです。通告前に、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の審議会が開催されたということを知ったものですから、資料もいただいたところであります。そうしましたら、通告日の9日の人吉新聞に早速その審議会の記事が掲載してありまして、その記事も読んだところでもあります。

そこで、1点、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組み内容、それから進捗状況についてお尋ねをしておきたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君） 皆さん、こんにちは。初めての答弁となります。よろしくお願ひしたいと存じます。

議員の御質問にお答えいたします。

平成27年10月、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、4つの基本目標であります、「本市にしごとをつくり、安定した雇用を創出する」、「本市への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」、この4つの目標を掲げ、全庁を挙げて総合戦略としての取り組みを開始し、既に約1年半が経過したところでございます。

これまでの取り組みと進捗状況につきましては、詳細は閉会日の全員協議会で御報告をさせていただければと考えておりますが、ここでは主な取り組みについて、幾つか御説明をさせていただきたいと存じます。

平成28年度に取り組みました主な事業といたしましては、賑わい創出事業、スマート林業構築事業、日本遺産情報発信事業、少子化対策に係る事業などがございます。

まず、賑わい創出事業では、市民の皆さんとともに人吉を全国にPRするため、本年4月に人吉市移住定住サイト「人よしライフ」をオープンし、本格的な取り組みを始めたところでございます。

また、スマート林業事業におきましても、継続的に取り組むことにより、本市の主幹産業である林業の成長産業化を推進していく基盤を整備してまいりました。

さらに、日本遺産関係では、日本遺産広域ガイド研修、BS-TBSでの日本遺産映像の放送、福岡市内の大手書店への情報コーナーの設置など、市内外への情報発信を積極的に展開することで、人吉球磨地域の歴史、文化や観光などでのPR効果があらわれているものと存じます。

最後に、少子化対策に係る事業では、人吉市特定不妊治療費助成事業や学校給食費の一部助成を平成28年度から開始し、出産・子育ての各段階に対応した施策を推進してきております。

また、各事業の進捗等を審議いただく場として、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を設置しておりますが、同審議会において、審議員の皆様による検証を昨年は7月に、本年は去る6月8日に行っていただいたところでございます。内容といたしましては、本市の総合戦略にかかわります基本目標1から4までの各項目において、各年度事業の取り組み内容の説明や実績確認などの報告を行い、評価、検証等について御意見をいただいたところでございます。その評価といたしましては、それぞれの事業で地方創生に一定の効果があり、

引き続き事業を推進してほしい旨の御意見をいただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今、具体的な取り組みの主なものについて、いろいろ取り組み内容について説明いただきました。ただ、資料をいただいて、実は私はびっくりしたんですよ。今まで施政方針もしくは全員協議会の中で、そのスマート林業であったりというような部分的な部分で、こういった事業で、交付金事業として取り組みますよというような説明があっていたと思っているんですね。ですので、私はそういった交付金事業で取り組む事業だけなのかなとちょっと思っておったところなんですね。ところが、この資料を見ますと、ほかにもかなりいろんな事業がここに掲載してありました。ですので、最初からこのまち・ひと・しごと創生総合戦略として、これだけの事業をやりますよというふうな説明が、私、議会に対してはなかったんじゃないかなと思っているんですよ、多分。個々の部分は説明があっていると思っています、具体的な取り組みの。でも、全体として、これだけの事業を行うというふうな説明は多分なかったんじゃないかなとちょっと思って、資料を見てちょっとびっくりしたところなんです。そこは最後の全員協議会で説明をするというふうなことで答弁ありましたので、具体的にその辺を説明いただきたいと思いますが、本当にこんな事業もというふうに、ちょっとびっくりしたところがあります。それはちょっと避けますが、そのような、今、説明いただきましたけども、その中で、平成28年度のその取り組みにおける課題はどういったものが出てきたのか、この辺についてお尋ねをしておきたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

現在、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の各事業につきまして、全庁を挙げ取り組んでいるところでございます。そのような中、企画課シティプロモーション推進室におきましては、賑わい創出事業を活用し、総合戦略の効果的な実現に向け、市民を初め本市にかかわる関係者のまち・ひと・しごと創生に係るアイデアを広く募るため、市民目線での論点や事実情報を取りまとめてまいりましたが、そこで見えてきた課題について、1つの事例として御説明させていただきたいと存じます。

まず、仕事に関する事項として、本市の雇用情勢、具体的には既存求人と求職者のミスマッチが生じていることが見えてまいりました。有効求人倍率が回復傾向にあり、完全失業率が低く抑えられていることは望ましい一方、特定の職種や業種に偏った傾向が見受けられ、そのことが先ほど申し上げました雇用のミスマッチにつながっているものと認識をいたしております。

また、高校卒業時に人吉球磨地域から離れた若者が、数年後に再び戻ってくるものの、その数年後には再び職を求めて都市部へ流出している傾向が見えてまいりました。都市部でさまざまな経験を積んだ若者が地域に戻ってきたにもかかわらず、当地域内での雇用が不安定

なため、例えばアルバイトなどの低賃金で不安定な労働に従事せざるを得ず、結果的に安定した働き口を求めて、再び都市部へ流れていくという実態が浮かび上がってまいりました。一方で、企業の人手不足は深刻であり、決して若者の働く場がないというわけではありませんが、その雇用形態とのミスマッチなどの問題もあり、地元企業の人手不足は払拭されない状況にあります。

ことし3月に賑わい創出事業の一環として開催いたしました、これはチームごとにアイデアを出し合うアイデアソンというこの場におきまして、一度戻ってきた若者が再度流出するという、このような傾向をアルファベットのZの形に似ているということで、「Zターン」と称して説明されております。このZターンという現象そのものが人吉球磨地域特有の若者流出の課題と言えるものではないかと考えております。これらの雇用施策や労働施策につきましては、本市のみでの解決は難しい面もございますので、県やハローワークとも連携し、少しでも改善の糸口が見つかりますよう、雇用対策に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、新規求人創出に関する課題でございます。新産業の創出が進んでおらず、量、質ともに新たな求人需要を生んでいるとは言いがたい状況であり、また、新規創業に関するワンストップの相談窓口がなく、創業促進の仕組みがないという現状が見えてまいりました。この点につきましては、現在、「地方創生の鍵は地場の中小企業活性化」をコンセプトに、起業創業・中小企業支援センターの設置に向けて準備を進めておりまして、市内の中小企業事業者、創業希望者に対し、管内の関係機関が連携して支援していく体制の構築に向けて検討を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） あと1点、その資料をしてみますと、検討中という項目が何点かあったんですね。ですので、もう1点は、その検討中の項目については、今後の方向性としてどのように検証されたのか、この点もお尋ねしておきたいと思っております。

○企画政策部長（迫田浩二君） お答えいたします。

平成27年度の人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時に、国から示されました指針の中で、地方創生関係交付金の申請要件として、各自治体での創生総合戦略に位置づけられた事業に対してのみ交付可能性があるとお聞きしておりました。そのような背景もあり、本市の総合戦略に位置づけた事業につきましては、当時、戦略策定と同時に、すぐに取り組み可能な事業のほかにも、将来にわたり可能性を有する事業について、幅広く戦略の中に取り込んだ経緯がございます。このような経緯もあり、戦略策定後、約1年半が経過した現時点で、検討中とさせていただいている事業もあるというところでございます。また、人吉球磨地域公共交通網形成計画などのように、周辺町村との調整を継続しているものについても、現在、検討中とさせていただいているものでございます。

今後は、既存事業との優先度も踏まえつつ、地方創生関係交付金の活用も視野に入れながら、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 最初から取り上げておかないと交付金の回答がならないと。だから、できるかできないかわからない部分も最初にこうやって取り上げて、こうやってやってきたんだというふうな説明ですよ。ですので、そういった説明であれば、やはり最初に議会に対しても、こういった事業を取り組みますというようなことで、この一覧をきちっと最初に示すべきではなかったでしょうか。今の答弁を聞いて、えっ、何でとやっぱり思う部分があるわけですよ。ですから、その辺は、私は今回、この資料については、議会に対しては説明不足の部分がかかなりあったと私は思っています。その辺は今後十分に注意していただきたいなというふうに、ちょっと今感じたところであります。これについては、あえてここでいろいろ答弁は求めませんが、そういった部分で、やっぱりそういった事業の説明等については、今後、議会に対してもきちっとした前もっての説明の配慮をお願いしたいなというので、お願いをしておきたいと思っております。

そういった状況の中で、平成28年度の課題は課題として、先ほど答弁がありました。こういった課題を見つけたんだと。非常にいいことだと思っております。ただ、検討中の部分は今後どう進むかわからないと。そういった状況の中で、ならば、平成29年度、5カ年計画の中で今進めておられますから、平成29年度はどこに重点を置いて、この取り組みを進めようとしていらっしゃるのでしょうか。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

平成29年度の重点的な取り組みでございます。平成29年度は、国の地方創生関係交付金をいただきながら、4つの事業に取り組んでまいりたいと存じます。まず、平成28年度国の補正予算である地方創生拠点整備交付金を平成29年度に繰り越し、相良歴史回廊エントランスセンター整備計画及び人吉市小さな拠点整備事業を実施しているところでございます。

さらに、平成29年度国の当初予算であります地方創生推進交付金も活用させていただき、スマート林業展開事業、人吉賑わい創出事業を実施してまいりたいと存じます。この2つの事業は、既に平成28年度から平成30年度までの3カ年での計画認定を受けており、継続的に取り組んでいるものでございます。事業の内容といたしましては、相良歴史回廊エントランスセンター整備計画は、平成27年4月に日本遺産の認定を受けた人吉球磨のストーリーを観光に活用するため、日本遺産人吉球磨のモノ・サービスなどの商品価値を高めるプロデュース機能、人吉球磨各地に観光客を送り出すガイドセンター機能や、総合的に推進するマネジメント機能を持ち、かつ日本遺産人吉球磨のブランド化コンセプトを体現する施設を整備するものでございます。

次に、人吉市小さな拠点整備事業につきましては、中原コミュニティセンター改修事業を行い、利便性の向上だけでなく、地域コミュニティの強化につなげていくものでございます。センターにおいて各種講座を実施し、給食ボランティアの育成や後継者確保につなげ、また、地域食材の活用や世代間の交流を図ってまいりたいと存じます。さらに、担い手やボランティアの育成を行い、コミュニティセンターを核としたネットワークの構成も行ってまいりたいと存じます。

次に、スマート林業展開事業につきましては、定住自立圏へのスマート林業展開に向けた準備、ブランド化、販路拡大活動を開始したいと考えております。また、既に設置済みのスマート林業ラボ、これは研究施設でございますけれども、このスマート林業ラボを充実するためのサポートを行うとともに、実践する人材をこのラボを中心にして育成を進めてまいりたいと存じております。

また、賑わい創出事業では、統一したコンセプトのもと、観光施策と移住定住施策に係るビジョンの作成を行い、また、移住定住者に向けた空き家バンクの運用方法などの内容を検討するとともに、関連ホームページに係るコンテンツの充実を図ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長します。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そのような取り組み事業を聞いていますと、やはりこの創生総合戦略は、これからの人口減少対策、これの取り組みの最重要施策の1つなんだと思うわけなんですよね。ということであれば、今後、そういった人口減少対策をどのように取り組んでいくかというのが、今からの市が生き残るそういった状況になってくると思っていますので、この創生総合戦略、かなり力を入れて取り組まなければいけない事業になってくるのかなど、こう感じるところであります。そういったところで、市長としては、これについてはどのようにお考えなのか、この点をお聞きしておきたいと思えます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人口減少に歯どめをかけ、市民が将来にわたり安心して暮らしていけるような本市の人口規模を保つには、さまざまな施策を展開していく必要がございますが、中でも、特に仕事の創生と少子化社会対策が喫緊の課題と考えております。企業誘致という外からの雇用創出に努めながらも、地域の事業所や住民の皆様と行政が一緒になって、地場の産業や地域資源等に新たな価値を見出していくことも大きな目標でございます。また、そこに住む、あるいは移り住んだ人が輝くことにより地域が輝き、その過程を経て仕事生まれ、その仕事により人との交流へとつながり、さらなる仕事が創出されるという好循環のサイクルを生み出すことが地方創生の成功の鍵でもあると考えております。

また、定着していただくためには、子育てに不安や負担を感じない環境を整備していくことも重要と思っております。現在は人吉球磨地域に豊富にある山林資源に焦点を当て、そこに近未来技術を活用するスマート林業事業や、「訪れたいまち」から「住みたいまち」へというコンセプトで、移住定住の促進を図る人吉賑わい創出事業を国からの支援を受け進めておりますが、そのほかにも、人吉球磨には農業を初め日本遺産にも指定を受けた歴史や文化、鉄道、自然環境など、全国に誇れるたくさんの資源がございます。

さらに、少子化社会対策としての特定不妊治療費助成、学校給食費の一部助成、中学卒業までの子ども医療費の完全無料化などにより、子育て環境の充実にも取り組んでいるところでございます。

この地域資源をうまく活用し、官民一体となって、これらの新たな組み合わせや、別の分野との連携で相乗効果を高めながら、仕事生まれる環境整備を進めていくことが重要だと思っております。その実現のためにも、今後も国からの支援策をうまく活用しながら、人吉市における地方創生事業に関し力を注いでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 52 分 休憩

---

午後 4 時 07 分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）  
12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それでは最後に、市民の声から、錦町に予定されようとしているモーターボートレース場外舟券売り場の誘致計画についてであります。このことにつきましては、錦町に予定されようとしている案件でありますけども、市民の方から、錦町のことだから何もしなくていいのか、もし誘致されたら市民の方も利用するだろうし、誘致された後に問題を考えるのであれば遅いし、一緒に考えるべき問題ではないかという意見をいただきましたので、今回、通告をした次第であります。

調べてみますと、人吉市においても、平成6年に願成寺町に場外車券売り場の計画が浮上りてきて、その当時は、地元の町内会は青少年の健全育成とか、交通問題、また、地域に影響を及ぼすおそれがあるとして反対決議をされておって、断念をしているようであります。人吉市議会においても、その当時、賛否両論ある中で、一般質問等もあっているようであります。

そこで、今回、錦町に予定されようとしているモーターボートレース場外舟券売り場の誘致計画について、市としてはどこまで情報をお持ちなのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

錦町の場外舟券販売所誘致につきましては、いまだ検討段階とのことでございますし、錦町さんのほうから直接御説明等にはございませんので、新聞報道等で知り得た以上の情報は、現在、持ち合わせていないところでございます。新聞報道によりますと、誘致を検討されている施設は、長崎県大村市が運営するボートレース大村の舟券販売所で、ミニボートピアと呼ばれる小規模な舟券販売所のようにございます。熊本県内では、長洲町にミニボートピア長洲という施設が1カ所ございますが、同施設は無料一般席が216席、有料席が53席とグループ席がある施設のようでございます。

錦町に計画されている施設の規模、概要につきましては、情報は入っておりませんが、実際に設置となりましたなら、さまざまな影響が生じる可能性もございますので、場外舟券売場の課題等も含めて、今後も情報収集等を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 錦町も検討段階というふうなことで、なかなかそういった検討段階の中で、こういった答弁を求めるのは非常に難しい問題もあるのかもしれませんが、そういったことを予想しながら、質問をちょっとしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

誘致された場合には、先ほどさまざまな影響が考えられるというふうな答弁もちよつとあったところなんですけど、やっぱり人吉は隣接の市でありますから、隣接の市として、やはり誘致されたときにどのような影響があるのか、これはやっぱりきちつと考える必要があるかと思っています。この影響については、今、どのようにお考えでしょうか。

○企画政策部長（迫田浩二君） お答えいたします。

本市への影響ということでございますが、現段階におきまして、その影響を予測するには材料が少し足りないのではと存じております。同様のケースをインターネット等で検索してみますと、全国それぞれに場外舟券販売所が設置され、その開設に際しましては、当然のことながら賛否両論があり、本市も過去に、議員、さっき申されましたように、場外車券場の誘致問題でかんかんがくがくの議論がなされたことを思い起こしているところでございます。その中で、反対意見で挙げられております懸念材料としましては、地域のイメージダウン、交通渋滞の悪化、生活環境の悪化、青少年育成環境の悪化などが考えられるようでございます。

錦町の場外舟券販売所の事案につきましては、私どもの情報不足は否めませんので、適切な判断をしかねるところでございますが、それでも、本市民には一抹の不安を与えていることは承知しておりますので、決して他人事、錦町だけのこととして判断せず、その経緯には十分に注意していかなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに、新聞報道等を市民の方も見られていると思っています。いろんなその新聞から情報を得る中でも、市民の方はかなり不安を持っていらっしゃるんじゃないかなというふうに思っていますんで、その辺はやっぱり十分な、今後、情報収集等をお願いをしたいなというふうに思っているところなんですけど、やはりそういった状況の中で、1つは、考えなければいけないのは、やっぱりギャンブル依存症の問題が1つ大きくあると思っています。その依存症については、厚生労働省も全国で536万人、成人の約4.8%に依存症の疑いがあると発表しているところなんですよね。やめられないのは中毒性の精神疾患であって、ギャンブルを繰り返すと、この病に誰でもなる可能性があると言われてきているようであって、のめり込んでしまいますと借金づけとか、家庭崩壊とか、ひいては犯罪の可能性へつながることもあるというような状況があるかと思っています。ですので、市として、このギャンブル依存症についてはどのように考えていらっしゃるのか、思っているのか、この辺をお尋ねをしておきたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

2014年11月17日に放送されましたNHK番組クローズアップ現代において、「“ギャンブル依存症” 明らかになる病の実態」ということで、ギャンブルにより身の破滅を招いた事例が生々しく克明に映し出されておりました。

ギャンブル依存症は、ギャンブルをしたという脅迫的な衝動から逃れ切れず、繰り返すうちに習慣化して、そればかり考えるようになると言われております。重症化すると社会生活に適応できなくなり、仕事にも支障を来し、家庭崩壊や経済的困窮を伴っても、さらに興奮の持続を追い求めるなど、WHO（世界保健機関）の国際疾病分類により、精神疾患の中の依存症の1つに分類されているようでございます。ギャンブル依存症により、即、家庭崩壊につながるとは思いたくありませんが、このような状況からしますと、その相関関係は密接であると言わざるを得ないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） やはり相関関係があるというように考えておられるのであれば、やはりそういった売り場が誘致をされたことによって、市民の方の中に依存症につながっていく可能性の方が出てくるという不安もあるということなんですよね、と私は思います。

そういった形で捉えていらっしゃるのかなというふうに思っているところなんですけど、1つ、この人吉球磨を考えたときに、「相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨～」というテーマが、平成27年4月に日本遺産に認定をされています。認定から2年が経過をしたというふうなところでありますが、その日本遺産の狙いは、ストーリーを語る上で欠かせない魅力あふれる有形・無形の文化財群を、地域が主体となっ

て総合的に整備・活用すること。そして、これらを国内だけでなく、海外へも戦略的に発信していくことによって、地域活性化を図ることにあると言われていています。今、人吉球磨では、その価値を観光振興に生かそうということで、人吉球磨一体となって、さまざまな取り組みが進められているというふうに思っております。

その誘致されようとしている売り場も、錦町の日本遺産の史跡がある近くに誘致をされようとしているわけなんですよね。ですので、そういったことを考えたときに、その日本遺産の取り組みとして、今、人吉球磨が一体となって取り組んでいる。そういった状況を考えてときに、日本遺産の構成文化財とか、豊かな自然を生かして観光客を今ふやそうと努力していると。そういった状況があると思っているんですよね。そういったことを考えると、そういった部分、売り場が誘致されたことによって、人吉球磨のイメージダウンにつながらないのかなとちょっと心配するところもあります。この点についてはどうお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

日本遺産人吉球磨は、人吉球磨地域の持つ文化や自然、人々の営みなど、相良700年の歴史の中で、そこに住む人々や風土が培ってきたものであると認識しています。それゆえに、私たちは後世にこの財産を引き継ぐ責任があり、その価値を損なわないよう努力していく必要がございます。

御指摘の場外舟券販売所が日本遺産の大切なイメージを損なうものかどうかを論じることが控えさせていただきますが、ただいまを生きる人のみで判断をしてよいものなのか、個人的には、次の世代、次の次の世代の人たちに対し、あ那时的判断は間違っていなかった、胸を張れるような判断であったと思っただけのような対応をしていくべきであると存じます。

私のこの圏域に寄せる思いは、月並みではございますが、人吉球磨は1つ、この言葉に集約されておりますので、機会を捉えまして、圏域の首長さんとも意見を交わしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに判断は非常に難しい部分があるかと思っております。ただ、もう1つ考えられることは、今、錦町に人吉海軍航空隊基地跡があります。これが今、非常に脚光を浴びてきておりまして、多くの人たちが見学に訪れているようであります。私自身は実際に見学したことはありませんが、そういった海軍航空隊基地跡についての講演は聞く機会がありました。ぜひ行ってみたいなというふうに思っているところではありますが、そういった中で、そういった史跡が、今、戦争の記憶が風化していく中、また、平和のとうとさを後世に伝えていく貴重な教材であって、資料館の建設計画も進められているようであります。ところが、その場外舟券売り場の予定地は、この基地跡の一部に建設をされるとの

ことのようにあるわけなんですよね。ですから、そのことを考えますと、やはり周辺地域の治安の悪化とか風紀の乱れを心配すると、そういった声も聞こえてきますし、とりわけやっぱり子供たちの健全な育成にとって影響がないのかなという部分が非常に考えられるところですよね。その点についてはどうお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉海軍航空隊基地跡につきましては、錦町のみならず、人吉球磨地域の貴重な教育や観光の資源として私自身も注目しているところでございます。この場所への建設をどう思うかという御質問でございますが、詳細な情報や現地の状況も把握ができておりませんし、まことに恐縮でございますが、現時点での私の見解は控えさせていただきたいと存じます。

ただ、その昔、人吉第一中学校を中世城跡に移転させようとした動きがありましたが、結果的に現在地に建てかえられたことで、中世城は残り、人吉城の近世と中世の時間軸は途切れなかったという逸話を思い出したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 先ほど市長の答弁の中で、市長の思いとしては人吉球磨は1つなんだと。だから、近隣の首長さんたちとも意見を交わしたいという答弁があっています。やはりこの場外舟券売り場を考えたときに、この売り場とすれば、やはり商圈を人吉球磨、それから、えびの市、小林市、伊佐市の圏域として捉えて、計画をされているようであります。そういった商圈の人口を勘案をして、一日の売り上げを200万円というふうに設定をして、計画をされているような状況があるわけですよね。ですので、例えば経済効果はそれなりにあるかもしれませんが、商圈をこういった広範囲に捉えているのであれば、私は錦町だけの問題として進んでいいのかという気持ちもちよっと持っているところがあるわけですよね。やっぱり錦町の問題だけでは済まされないのかなという気持ちもあるところです。

先ほどから言っていますように、多くの人吉市民も、ほかの町民の方も利用されるでしょうし、ほかの圏域からも利用に来られる。さまざまな方が多分利用に来られるんじゃないかなと。そういったことを考えますと、さまざまなやっぱり問題が予想されるのかなと思うところであります。そういったことを考えますと、やはり先ほどから言っていますように、錦町だけの問題として考えていいのか。やはり私は、先ほど市長が人吉球磨は1つであるというふうな気持ちを持っていらっしゃるということであれば、やっぱり人吉球磨全体の問題として、この問題についてはやっぱり取り組む必要があるのかなというふうに感じるところであります。

ただ、先ほど来、執行部のほうから答弁あっていますように、錦町のほうからそういった情報の提供とか何もないと。ただ、新聞報道だけによつての、今、やりとりでありますので、具体的なところは本当にわからないわけですよね。ですので、私も具体的なことがわかって

いけませんので、具体的な答弁は求められませんけども、でも、やっぱりそういったことを予想できることについては、きちっとやっぱり質問で答弁を聞いておいていいのかなというふうに思っています。ですので、先ほどから言っていますように、この問題について、私は人吉球磨一体として考える必要があると思っていますので、この点について市長のお考えをお尋ねしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、当該場外舟券販売所は広い範囲を商圈域とし、人吉球磨に限らず、さまざまな地域の方が訪れる施設になるかと予想されております。錦町におかれましても、現在、慎重に検討されている最中とお聞きしますし、首長、議会、地元の皆様が熟慮の上、判断されるものと考えております。

現在のところ、錦町さんから情報の提供等はあっておらず、なかなか答弁には窮するところでございますが、御相談等がありました場合には、圏域の首長が一同に会する人吉球磨広域行政組合理事会など、しかるべき機会を捉えて御相談に応じてまいりたいと考えております。また、所管する企画政策部には、この事実につきまして情報収集を引き続き行っていくよう指示をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 非常に難しい問題ではありますが、やはり新聞記事等をずっと見てみましても、さまざまな団体で申し入れ等があるようでありまして、考える会も発足して取り組みをされている状況があるようであります。こういった考える会については、人吉市の市民の方も加入をされておられるようでありまして、ほかの町村の方も加入されているような状況があると思っております。やはり先ほど答弁ありましたように、人吉球磨一体としてやっぱり問題として捉えていただきたいと思っておりますし、人吉球磨は1つという市長のお考え、もしくは、やはりそういった近隣の首長さんたちにも働きかけて、話を機会があればしていきたいと。ぜひ私はそういった取り組みが必要なのかなというふうに思っております。なかなか自治体が違いますので、厳しい状況があるかもしれませんが、やはり1つの自治体だけの問題ではなくて、やはり近隣の自治体もそれをそれぞれに、それぞれの自治体が問題を注視をしながら、情報収集を図りながら、やはり自分の自治体にとって本当に正しいのか、正しくないのか、その辺をやっぱり市民の声等を聞きながら、意見等を聞きながら、適切な判断をする必要があるんじゃないかなというふうに私は思っています。ぜひ今後は、先ほど執行部にも情報収集を指示をしたというふうな答弁がありましたけども、ぜひそういった形で情報収集をされながら、やはり早目早目の取り組みをぜひしていただくようお願いを申し上げておきたいと思っております。どうぞよろしくようお願い申し上げたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

---

---

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、本村令斗議員から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 先ほどの私の質問の中の部落解放熊本県研究集会の質問の中で、「二階俊博」と言うべきところを「二階堂俊博」と言ったようですので、訂正方よろしくお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいまの訂正につきましては、御了承いただきますようお願いいたします。

---

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時30分 散会

## 平成29年6月第2回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成29年6月14日 水曜日

---

### 1. 議事日程第3号

平成29年6月14日 午前10時 開議

- 日程第1 議第34号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第2 議第35号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議第36号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議第37号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議第38号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第39号 平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第40号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第41号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第42号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第43号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第44号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第45号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議第47号 損害の賠償について
- 日程第15 議第48号 損害の賠償について
- 日程第16 議第49号 損害の賠償について
- 日程第17 議第50号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議第51号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議第52号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議第53号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第21 議第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第22 議第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第23 議第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第24 議第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第25 議第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第26 議第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第27 議第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第28 報第1号 平成28年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について  
日程第29 報第2号 平成28年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第30 報第3号 平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第31 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第55期決算報告書及び第56期事業計画書）  
日程第32 一般質問

1. 仲 村 勝 治 君
2. 宮 崎 保 君
3. 塩 見 寿 子 君
4. 豊 永 貞 夫 君

---

---

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

---

---

## 3. 出席議員（18名）

- 1番 塩 見 寿 子 君
- 2番 宮 原 将 志 君
- 3番 高 瀬 堅 一 君
- 4番 大 塚 則 男 君
- 5番 宮 崎 保 君
- 6番 平 田 清 吉 君
- 7番 犬 童 利 夫 君
- 8番 井 上 光 浩 君
- 9番 豊 永 貞 夫 君
- 10番 西 信 八 郎 君
- 11番 本 村 令 斗 君

12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副	市長	松田知良君
教	育長	末次美代君
総	務部長	井上祐太君
企	画政策部長	迫田浩二君
市	民部長	廣田五浩君
健	康福祉部長	告吉眞二郎君
経	済部長	福山誠二君
建	設部長	山田巧君
総	務部次長	丸本縁君
企	画政策部次長	小林敏郎君
財	政課長	植木安博君
水	道局長	中村則明君
教	育部長	松岡誠也君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美君
次	長	栞原亨君
次	長	椎葉千恵君
書	記	青木康德君

---

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）（登壇） おはようございます。17番議員の仲村でございます。通告に従いまして一般質問いたします。

項目は、1番目に災害関係、要旨は、学校給食センターについて、都市下水路について、災害対策川北支部について、市道下林南願成寺線について、災害時に市長がすべき事とは。

2番目に、項目は道路関係で、要旨は、市道下新町北泉田線についての順に質問してまいります。

まず、災害関係の学校給食センターについて質問いたします。

人吉市の学校給食の調理は、市の水道水を利用しています。平常時は高台にあるため、水道水をポンプで送水しています。地震が発生し、送水ポンプがとまり、水道水が利用できなくなった場合、飲料水の確保をどうするのかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さんおはようございます。お答えいたします。

学校給食センターで使用する水は、水道水から一旦受水槽のタンクに取り込まれ、次亜塩素素による消毒を経て使用いたします。タンクの容量は60立方メートルでございますので、断水後、直ちに水が足りなくなるわけではございません。しかし、断水が2日継続しますとタンクの水が枯渇するおそれもありますので、水道局と連絡をとり合いながら、給水車を要請するといった対応を想定しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 人吉市の災害避難地図、東校区の防災マップによりますと、梢山神社の東側より学校給食センター敷地の南側までの区間は特別警戒区間で、急傾斜地崩壊のおそれのある区域でございます。職員、調理員には、災害時の避難訓練、地震の対応などの訓練をされているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、急傾斜地崩壊危険箇所としての対策でございますが、平成14年度に現在地で供用を開始しておりますが、急傾斜地崩壊危険箇所と重なる土地であるということは建設当時から認識しておりましたので、仮に崖崩れが発生しても、その土砂が建物へ流入することがないように、間隔をとって配置するなど、対策を講じた上で、現在に至っているところでございます。

一方、学校給食センターにおける避難訓練につきましては、これまで実施しておりませんでしたので、今後、全室放送設備を活用しまして、地震や火災といった災害発生時の対応も含めて定期的に実施をいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 急傾斜地の下に受水槽、タンクが据えてあるんですが、給食センターのほうは、今答弁があったように間隔があるんですが、この受水槽は、すぐ真下にあるぐらいなんです。これが崩土があった場合にはタンクが壊れて飲料水には使用できなくなる可能性があると思います。学校給食センターの敷地にある飲料水で、災害時に活用できるならば、人吉市地域防災計画書の給水対策計画に記載されてもよかったのではないかなというのがあります。また、給食センターのタンクと同じようなものが東小学校や第一中学校等にあるんですが、このようなタンクも飲料水なのかお尋ねしておきます。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、崩土、崖崩れがあった場合についての御質問でございますが、学校給食センターの敷地のうち、山を切って造成したところはモルタル吹きつけを施し、その下を駐車場として利用しております。一方、今お話がありましたように、タンクのほうですけども、タンク設置場所の裏山は、比較的高低差が小さい地山——もともとの山の部分ですけども、地山となっております。崖崩れよりも雑木の倒木によるタンクの破損や枝葉の混入が懸念されますことから、定期的に伐採や草刈りを実施して管理しているところでございます。しかし、万が一、大雨や地震に起因する崖崩れなどによる倒壊などでタンクが全く機能しなくなった場合には調理ができないため、学校給食を一時中止せざるを得ないような状況になる可能性も否定できませんので、そのようなことにならないように、タンクに関しましては、日常的に施設や周辺の地形の変化などを捉えて、適切、かつ迅速に対応できるよう管理に努めております。また、水を必要としない給食への振りかえの検討を熊本県学校給食会と行っているところでございます。

次に、学校給食センターを人吉市地域防災計画書の給水対策計画に記載していいのではないかという御質問でございますが、学校給食センターは、地域防災計画書の食料調達供給計画において、炊き出しを実施する施設の1つに位置づけられておりますので、給水対策には対応できないところでございます。

また、人吉東小学校、第一中学校などにある受水槽のタンクでございますが、これは水道水を一旦受水槽にため、各階へ供給するためのものでございます。

地域防災計画書において、各小中学校は指定避難所に指定されておりますので、災害発生時は避難所へ供給するということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 学校給食センターのあるところは、大体シラスが多くて、シラス山がほとんどなんですよ。今の答弁では、日常的に管理しているということですから、しっかりと管理していただきたいと思います。そしてまた、避難所の飲料水をきちっと2日間なら2日間、あれだけの容量がありますので、そちらのほうもしっかり管理していただきたいと思います。

それでは、次の都市下水路について質問してまいりたいと思います。

災害対策川北支部は、人吉市の中心市街地を含む人口密集地区であります。また、球磨川をはじめ、御溝川、山田川、鬼木川など小河川もあります。集中豪雨で、雨水が河川に集中することも予想されます。人吉市の都市下水路は6水路あり、そのうち5水路が川北支部の区域にあります。5水路の起点、終点、放流先、延長、暗渠等についてお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり下水道局下水道課が管理します6つの都市下水路のうち、5つが川北にございます。御質問の災害対策川北支部管轄内にあります都市下水路につきまして、事業認可の古い順から御説明いたします。

まず、昭和45年に認可されました九大下水路でございますが、これは九日町の「九」と大工町の「大」で九大下水路でございます。起点が南泉田町の商工会議所横、終点が球磨川に向かって真っすぐ行きまして、九日町のキャッスルタワー裏の球磨川堤防、放流先は球磨川、延長が402.1メートル、暗渠でございます。

次に、昭和48年認可の御溝下水路でございますが、起点が御溝川の瓦屋町と城本町の境界付近、終点が五十鈴橋の上流側、放流先は山田川、延長が511.5メートル、開渠でございます。

次に、昭和50年に認可されました浦田下水路でございますが、起点が願成寺町で、市道瓦屋川村線の高速道路高架下付近、終点が鬼木橋上流側、放流先が鬼木川、延長が支流を含めまして1,772.8メートル、暗渠と開渠の併用となっております。

次に、昭和52年に認可されました泉田下水路でございますが、起点が北泉田町で、市道瓦屋川村線の人吉高校西側の山内鮮魚店前、終点が鶴田町染戸橋上流側、放流先が山田川、延長が596.8メートル、暗渠でございます。

最後に、昭和54年に認可されました鶴田下水路でございますが、起点が鶴田町で、市道鍛

治屋町山江線と県道相良人吉線との交差点付近、終点が瓦屋公園の対岸付近、放流先が山田川、延長が463.02メートル、暗渠でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 都市下水路は、供用開始から約40年が経過しているようでございます。また、市道の地下に暗渠となっているところが4カ所、5カ所あります。陥没の有無、マンホール、流入等するところの柵等の安全対策、それから災害時の危険箇所を調査されたことがあるのかお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

まず、都市下水路の安全対策等の状況について御説明をさせていただきます。

安全対策といたしましては、通路沿いの開渠水路については、転落や侵入を防止するためガードレール等を設置しているところでございまして、特に開渠水路から暗渠水路に流入する箇所につきましては、立ち入り防護柵を設置するなど、人が容易に立ち入ることができない構造にするなど安全性に配慮しているところでございます。

また、開渠部分につきましては、定期的に除草やしゅんせつを行うこととなっているため、目視による水路の点検等を行っておりますが、暗渠部分につきましては、都市下水路周辺での路面の陥没が発生した場合などに必要に応じて暗渠内の状況を確認したことはございますが、修繕が必要な異常等が発生したことはない状況でございます。

御質問の調査についてでございますが、これまで老朽化ということに主眼を置いた調査を行ったことはございません。しかし今後は、維持管理を主眼に置いた平成27年度下水道法の改正に基づき、施設の設置及び維持に関する中長期的な目標の設定や点検箇所を明確にするなどの作業を行うこととなっておりますので、老朽化に対応した点検等を計画的に進め、必要な改修を行っていくことになると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 平成27年度改正の下水道法に基づき都市下水路の維持管理にきちっと計画を立てて、しっかりと管理をやっていただきたいと思います。浸水したところのマンホール等は、昔の浸水したところが浮き上がってきたが、聞いたところによると、今は浮き上がってこないというようなシステムになっているそうですから、その他のところも、この下水道法改正によって、きちっと維持管理をしていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは、4番目の災害対策川北支部について質問いたします。

洪水ハザードマップによれば、東西コミュニティセンターの地域は浸水区域であります。山田川と鬼木川は都市下水路の放流先であり、2つの河川の合流するところであります。山

田川、鬼木川の堤防は、ともに堤防高不足でございます。山田川のほうはAランク、鬼木川のほうはBランクでございます。防災用語に、正常化の偏見という言葉があります。意味は、危機に直面していながら、大事にはならない。自分は大丈夫と思ひ込み、危険や脅威を無視してしまう心理的な傾向のことです。東日本大震災の津波からの避難や初動のおくれの原因として、この正常化の偏見があったと言われます。また、津波からの避難で、釜石市の小中学生たちが率先避難者となり、大人たちがつられて避難し、多くの人たちが助かったそうです。東西コミュニティセンターが中心市街地東校区、西校区の人口密集地を担当する災害支部として適当なのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） おはようございます。御質問にお答えをさせていただきます。

この質問は、昨年6月の定例会でも村上議員のほうから御質問を受けておりました、それを機会に私たちもさまざまに検証は行っておるところでございます。お答えいたしますが、まず、東西コミュニティセンターは、平成18年度から平成26年度まで災害対策西支部の詰所として、また、2年前の平成27年度から現在まで川北支部の詰所として使用しておるところでございます。10年前にさかのぼりますと、これは東支部、西支部の前のお話なんですけど、川北支部というのは、願成寺支部、それから九日町支部——旧川北支部のことですけども、あと瓦屋支部、青井支部の4つで構成をされておったところでございます。10年前のときには、この4支部合わせて89名の職員が支部で従事しておりました。現在は、昨日も平田議員にお答えさせていただきましたが、川北支部は39名でございますので、50名近く減っておるところでございます。これは何で減っているのかというと、昨年もお答えさせていただきましたが、職員数を10年前と今とを比較いたしますと50名近く職員も減っておりますので、それに応じて、職員数の減は、災害支部の従事者と相関関係にありますので、支部運営のコンパクト化が求められるということから、支部の再編成を行いながら、従事する職員も減らしてきているというような状況でございます。決して、災害を疎んじているわけではございません。

2つ目が災害情報の収集の観点でございます。現在は、10年前と比較にならないほど、もう格段に気象情報の取得のツール、手段が飛躍的に変わってきている、伸びてきておりました、10年前はほとんどアナログの状況だったんですけど、現在はデジタルで、インターネット、それからテレビジョンのデータ放送——これはリアルタイムで災害情報がテロップで流れますけども、そういう状況です。それから防災行政無線、個人のスマートフォンによる災害情報の取得、昨年からは、球磨川タイムラインによる気象情報を、本市と球磨村は先行取得ができて、国等のトップ情報と変わらないぐらいのレベルとなっております。要は、今からの支部というのは、そういうインターネットで情報を取得するための環境整備ができているところが優先されます。川北地区におきましては、やはりどう見ましても、東西コミュニティセンターは非常にすぐれており、機能性はあるというところござ

います。

未来カフェを昨年からやっておりますが、上新町、下新町にお住まいの住民の方からは、人吉東小学校あたりではだめなのかというふうな具体的なお話も出てきました。ただ、東小は指定避難所21カ所の中には入っております。当然、大規模災害等々では大きな役割を果たしてくると思いますが、小学校も中学校も同じなんですけど、インターネットの環境が整っている部屋というのは唯一職員室しかないわけございまして、当然職員室には、職員は入室することはできませんので、当然、支部を設置する場合、学校の場合は、現状では、今のところは、拡大していく場合には出てまいりますけども、現状では外れている状況でございます。

あとは、球磨川、山田川改修の状況、災害発生の状況を昨年も村上議員の御質問にはお答えをさせていただきました。先ほどの都市下水路の件もございまして、昭和57年7月に、非常に大きな水害があって、山田川もこのときにはかなり上昇したんですけど、過去10年間におきましても、球磨川の水位が最も上昇したのは、平成17年9月5日の台風14号の襲来でございまして、このときには4.16メートルまで球磨川は上がっております。ただ、このときにでも、山田川流域において大きな災害は発生しておりませんでした。

そういう状況からしまして、川北支部の中心的な支部をここに持ってきているという状況でございます。現在、川北支部の直近の災害対策対応は、御溝川に集中してあります。御溝川は、時間雨量10から15ぐらいでかなり氾濫しますので、そういう状況で、川北支部の対応は、御溝川を今中心に回ってきているという状況でございます。それでも私たちは、東西コミセンがベストとは考えておりません。昨年も村上議員から、消防団、水防団が判断できるためのラインづくり、すなわち判断基準なるものを早急に示すべきではないかというような御提案もいただいてございまして、現在は、球磨地域振興局土木部へ協議、検討をお願いしております。2年前の平成27年7月21日に開催されました町内会長嘱託員連合会と市長の座談会におきましても、西校区の支部から、冠水による東西コミセンの孤立とその対応ということで御質問を受け、私どものほうからは、迅速かつ適切な対応を行うと、しっかりと約束をさせていただきました。その状況からしまして、当然災害予測の段階から初動体制を決して見誤らない、要するに東西コミセンが危機的な状況になる可能性がある場合には、当然この支部の状況も見直していく、そういうことは適時行っていきたいというふうに考えておるところでございます。いずれにしましても、随時気象状況の把握を行いまして、万が一に備えて早目早目の対応を講じていく必要があると認識をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 災害対策支部の人員状況から回答いただきましたが、災害支部の設置

は、災害によっていろいろ違うわけですね。水防関係の場合は、水防法によって退避から始まるから大体長くなるんですが、地震災害の場合は、もうすぐそのまま災害対策本部から支部から全部立ち上がるわけですが、この東西コミュニティセンターは浸水区域であって、長くあそこに待機しているわけにはいきませんから、水防本部のほうで待機してから、支部が設置になるのは、ある程度水位が増してから、東西コミセンの詰所に行くわけです。今、回答された、デジタル化されてるから、情報関係がすぐいくということなんですが、都市下水路で今お尋ねしましたが改修のために、山田川、鬼木川にほとんど直線的に水は流れてくるんです。そして鬼木川、山田川はもうほとんど改良してありますから、水の出は速いんですね。そのこと考えますと、考える、判断する余地が物すごく短くなると私は考えております。さっき言いました正常化の偏見、こういうことにならないようにと私は思います。私が市役所に勤務していたころ、退職者から聞いた話でございますが、人吉盆地の災害、大雨による災害は、八代海から球磨川沿いに雨雲が上がってきて、川北と川南に分かれていった場合、その川北のほうに重点に行くのか、川南のほうに重点するのか、それによって災害の発生度が違うそうです。山田川のほうに行った場合は、この川北に集中して、南側のほうの桑木津留、古仏頂町、あちらに行った場合には胸川が出る。真っすぐ行った場合には市房山で球磨川本流が出るそうです。そういうことによって、状況によって大いに異なってきますから、東西コミセンの場所が水害時には、ほかの災害支部としては私はいいと思っておりますが、水害だけには、どうしても納得がいかないという感じがしております。

それで、平成29年6月19日に水防法が一部改正されました。この背景が、平成27年9月、関東・東北豪雨、それから平成28年8月の台風10号、これらによる逃げおくれによる多数の死者、また、甚大な被害が発生したことがございます。各地の豪雨、甚大化に対応するために逃げおくれゼロ、社会経済被害の最小化を実現するために、この水防法は改正されたわけでございます。この改正の中で新しい点がございまして、洪水予報河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報として住民に周知する制度を創設されたとあります。この水害関係については、しっかりと過去の検証をしていただき、住民に周知していただきたいと思っております。この正常化の偏見に現場でならないように、逃げおくれがないように、きちっとした周知をしていただきたいと思っております。これは要望にかえます。

それでは、次の下林南願成寺線に入ります。市道下林南願成寺線について質問いたします。

人吉市地域防災計画書に災害緊急指定道路が市内の国道、主要地方道3線、市道8線が指定されています。計画書の添付図面によりますと、大信寺前の市道から南願成寺町を通り、上新町踏切までの市道が掲載されていると考えますが、この市道は狭く、大型車の進入、離合などではできない道路でございます。緊急時に大型車が通過するような道ではないと思えます。災害緊急指定道路の基準、どうしてこの路線が指定されたのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

御指摘のとおり、人吉市地域防災計画書において、国道4路線、主要地方道3路線、市道8路線が災害緊急指定道路として指定をされておまして、御質問の市道下林南願成寺線につきましても、起点であります下林町から終点でございます願成寺町までの全線を緊急指定道路としておるところでございます。この緊急指定道路と申しますのは、災害直後から避難、救助を初め、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線でございます。高速自動車道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路を示しております。路線の指定につきましては、まず、1つ目に、公共的施設と連絡する路線であること。2つ目に、市の指定避難所を連絡する路線であること。3つ目に、緊急指定病院等の医療機関周辺の路線であること。これが指定につきまして3つの大きな条件になっているところがございます。

議員御指摘のとおり、市道下林南願成寺線のうち大信寺から上新町踏切までの区間につきましては、幅員は約3.2メートルから約4.8メートルの道路でございますが、この市道下林南願成寺線沿線には、人吉東小学校などの指定避難所、それから堤病院等の病院施設も存在しておりますし、終点の願成寺町におきましては、国道445号と接続する道路でございますので、主要路線のネットワーク化を図っていると考えておるところでございます。

以上述べましたような理由から、同路線を緊急指定道路としたものでございます。なお、路線の指定につきましては、私がただいま述べましたような観点から指定をしておりますので、道路の幅員等の基準等は設けていないところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） この下林南願成寺線は、都市計画街路も絡んでいる関係でいろいろあるんですが、今の答弁では、公的施設とか指定避難所、救急病院があるからというところで指定されているわけですが、人吉市内の道路をよく全体的に考えてみた場合、球磨川を挟んでいる関係で、球磨川には橋がたくさんあります。それで、北から南に行く道路は、南から北に行ってもいいんですが、大体歩道つきで改良されているんです。ところが西から東、東から西でもいいんですが、それに行くには、大きな道路といえば農免道路、そして、あと国道445号、真ん中の道がないんですね。真ん中の道がちょうど今言われた下林南願成寺線都市計画街路。この街路は、下林からずっと改良していったんですが、人吉インター線の道路までが昔は改良されておったんですが、県道人吉インター線から東小学校のプールまで単独で改良したんですね。あれから先はまた狭くなってる。今、答弁があったように狭くなってる。あれから先がもう大型車が行かないような道路なんです。国道には、先はつながってますが、今後、緊急車両が行くような道路にしなければならないという考えが私はありますから、このことについては、もう少し踏み込んだ考えで、これは次の9月議会にま

た、都市計画街路として意見を言いたいと思いますので、今回は、今の部長の答弁で、不承不承ながら納得したというところでおきたいと思います。

それでは、次の災害時に市長がすべき事に入っていきたいと思います。

市長の任期は4年であります。松岡市長は、この任期中に地震によって市庁舎が使用不能になるとは想定外のことだったと思います。人的被害もなく、人生一度の経験であったと思います。あと2年、任期中に何があるかわかりません。地震、洪水、台風、土砂、火山噴火、テロなど災害には多くの種類がございます。住民の身体、生命、財産を守らなければなりません。人吉市長としての災害全般にわたって、最低限トップが知っておくべき事項についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先月、唐津市で開催されました九州治水期成同盟連合会の定期総会時に、災害時にトップがなすべきことという資料が配布されました。東日本大震災、そして熊本地震の被災地の首長さんたちの実体験ともいえるメッセージがつづられたもので、私も真摯に受け取らせていただきました。大切にしていきたいと思います。

さて、これまでも、常日ごろから申し上げていることですが、平常時には、今後起こり得るかもしれない未曾有の大災害は、さまざまな課題が想定されますので、必ずこの地域で大災害が発生するという危機意識を持って備えていく必要があると考えています。大地震等の大規模災害が発生した場合には、発災と同時に膨大な数の応急業務が発生し、対応していかなければなりません。そのような大災害時にトップとして素早い判断を行うことが必要であると考えております。私自身、常々災害発生に際し、初動体制の重要性を強く認識しておりましたので、熊本地震直後、人吉市業務継続計画の策定を総務部長に指示をし、かつ、平成28年度中に完成できたことは一定の評価をしておるところでございます。

本年4月の「熊本地震1年に思う」という特集記事で、新聞紙上のインタビューに対し、熊本市の大西市長が、国や県、自治体との連携も大切だ。関係組織のトップ同士で直接話ができるホットラインは、特に重要と感じていると答えておられました。どのような体制で対応していくべきか、言うまでもなく、限られた地域や職員での対応には限界がありますので、日ごろから関係機関との連携、協力体制を構築していくことも市長としての重要な役目であると考えております。そして、応急復旧に関しましては、市民や関係者の皆様、全国の皆様の協力を得ながら、そしてありとあらゆる手段を活用しながら、全力で復興に向けて取り組んでいかなければならないと強く感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） ただいま市長から回答いただきましたが、私も唐津に行って初めて、災害時にトップがなすべきこと協働策定会議というのがあるのを知りましたものですから、

ちょっと市長にお尋ねしてみたわけでございます。日本には、災害の危機管理に関して、首長が訓練する機関がないそうです。日ごろから、今、市長が回答されましたが、自衛隊、国土交通省、気象台、そういうところの関係機関と訓練等を通じて、よく連絡して、日ごろから密に関係を築いておくことが非常に大事ということが書いてございます。また、発災と同時に、もう復旧・復興は始まっているという、同時進行ですね。災害が発災したと同時に、もう復旧・復興に向けて、次の段階を考えていけないといけないということがずっと書かれております。大変いいことが書いてあると思いますが、これを市長は、肝心なところをメモしていただいて、財布の中にでも入れて、いつ、どこでも災害が発災しても、こういう指示を出せるというようなことを常に身につけていただいて、人吉市民の安全・安心を確保していただきたいと思います。その常時携帯ができるかどうか、これは、私は確認しようかなと思ったんですが、要望に切りかえて、要望じゃいかならば、確認しておきます。市民のために、市民の安全を守るために、しっかりと常時携帯をしていただくか確認いたしたいと思っています。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私も、災害時にトップがなすべきことという資料を拝見いたしまして、本当に経験をされた首長さんたちの現場の生々しい声が具体的に書かれておりまして、身の引き締まる思いをしたところでございます。そして、今おっしゃいましたように、関係機関、自衛隊や国交省、県、気象台との日ごろからの連携、これも私も大変重要なことだというふうに考えておりまして、その関係を築くべく努力をしているところでございます。

そして、今、御質問にありました、その資料をしっかりと財布の中に入れておくようにという御指摘でございますが、現在は、市長室の引き出しの中に入れておりますので、ちょっと財布には入らないかもしれませんが、データ化しまして、スマートフォンで、いつでもどこでも確認できるような形にはしておきたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） ありがたい答弁でございます。よろしく願いしておきます。

それでは、次の下新町北泉田線について質問いたします。

先日、この市道下新町北泉田線の東小学校北門付近の交差点から北へ約100メートルぐらいのところには人吉警察署から交通事故の目撃者を求める看板が立てられました。人と車の事故と思われそうですが、進行中の事案でございますので、この内容については質問いたしません。下新町北泉田線は、東小学校の児童、第一中学校の生徒、県立人吉高校の生徒、相良藩願成寺駅を利用する通学生徒が通学路として多くの子供たちが短時間に集中する道路でございます。小中学校の児童・生徒の通学時の安全教育、交通指導についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様おはようございます。御質問にお答えさせていただきます。

す。

学校での安全教育につきましては、日常的に計画的、また機会を捉えながら実施しております。特に通学時の安全教育や交通指導につきましては、多くの方々にかかわっていただいておりますので、この場をお借りしまして、感謝申し上げたいと思います。

例えば、子ども王国保安官の方々や教職員が毎朝のように交差点や危険箇所等で、児童・生徒の登下校の安全を見守るとともに指導していただいております。そのほかにも、子ども会育成連絡協議会やPTA等による登校指導も行っていただいております。「また、市の交通指導員の方々にも定期的に、さらには交通安全週間の折に」も、朝の交通指導をしていただいているところでございます。さらに、各学校では、関係機関に依頼し、年度初めに交通安全教室を実施し、交差点の渡り方や自転車の安全な乗り方等について、各学年の発達段階に応じた具体的な指導を行っております。

教育委員会といたしましても、児童・生徒の安全確保を第一に考え、各学校へ安全指導について、今後も継続的に周知徹底を図ってまいります。また、平成27年度に人吉市通学路安全推進会議を設置いたしました。年3回程度の会議でございますが、学校教育課が事務局となり、人吉警察署や県球磨地域振興局土木部維持管理調整課、人吉市防災安全課、道路河川課、学校代表と連携を図りながら、通学路の危険箇所の把握、現場での点検及び注意喚起を促しているところでございます。今後も登下校の安全確保はもちろんのこと、児童・生徒、保護者、またお世話になっている地域の方々が安全で安心できる学校づくり、学校環境づくりに全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 教育長は、東小での勤務の経験がございます。この道路の危ないところはよく御存じのことと思いますから、しっかりと通学生の教育をお願いしたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは、次の質問に移りますが、私も北願成寺町に住んでまして、少なくとも、60年ぐらいはこの市道下新町北泉田線を利用しております。現在も軽自動車、また自転車等でよく利用していますが、最近、この市道の下新町北泉田線は大型の乗用車の利用が多くなりました。その原因は、東小のプール横の交差点から県道人吉インター線の交差点までの市道の区間が拡幅改良され、大型車が通行できるようになったことと思います。この拡幅改良によって、東小学校北門の市道の交差点に車両が集中するようになりました。現在、歩行者の安全対策として、市道の交差点、この北門の交差点なんですが、ポールコーン等を立てて道路の道幅を狭くしてあります。この市道下新町北泉田線には、数年前、通学路として一般質問されております。道路管理者として、市道下新町北泉田線の歩行者の安全をどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山田 巧君） 皆様おはようございます。御質問にお答えします。

当該路線の通学路区間の安全性につきましては、過去にも議会におきまして、改良計画があるかという御質問がございましたが、道路沿線には住宅等も張りついておりますことから、改良に伴います用地、事業費等の課題がございまして、現在のところ改良計画は考えていないところでございます。

また、現在市道下新町北泉田線におきましては、通学児童や歩行者の安全対策として歩行スペースを明確にするグリーンラインやポールコーンの設置、車両と歩行者が行き交う交差点部における舗装の着色等を行って安全対策を図っております。

議員御指摘のとおり、市道下新町北泉田線の交通量も増加しているようでございますので、先ほど教育長の答弁にもございました、人吉市通学路安全推進会議等におきまして、協議、検討、情報共有等を行い、今後も通学児童や歩行者の安全確保に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） この道路は、鬼木、願成寺町内に住む東小学校の子供、ほとんどがここを通るわけですが、東小学校の半分以上はここを通るわけです。だから、子供にとっては安全確保というのは非常に重要でございます。ですから、学校だけでは、どうにもこうにもなりませんから、市の市道管理者とよく協議していただいて、どこまでできるのかというのをしっかりと協議していただいて、今後どうするかというのを決めていただきたいと思いますが、最低でも、子供たちの事故がないように、命が確実に守られるような道路にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時16分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

#### 発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、末次教育長から、発言の訂正の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○教育長（末次美代君）（登壇） お時間をとらせていただきまして、申しわけございません。

私の答弁の中で、旬間と言わなければいけないところを週間という表現の仕方、それから、言葉が足らなかった部分がございましたので、おわびし、訂正させていただきます。

「また、市の交通指導員の方々及び交通安全協会の方々にも定期的に、さらに春、秋、全国交通安全旬間の折に」というように訂正させていただきたいと思えます。大変御迷惑かけました。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） こんにちは。5番議員の宮崎保です。今回は2項目について通告しておりますので、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1項目めといたしまして、観光関係で、観光振興も含めた駅舎利用と観光列車及び外国人の誘致について、2項目めとしまして、小学校運動部活動の社会体育移行で、内容確認と現状と課題及び今後についてを一般質問させていただきます。

では、まず観光関係から、まず1回目の質問ですが、3月定例会でもJR大畑駅、矢岳駅の「取得」について、井上議員の質問に対し、市が「取得」した場合の管理、それから活用、さまざまに課題もあり、多角的な見地から引き続き検討を行うとしか言いようがない。購入に対しての資金的な面は現状ではなくなったが、やはり将来、市が財産を持って、そして活用することに対しては、少しまだまだ検討していく必要があるのではないかとこの答弁がありました。

そうした中での現在のJR大畑駅、矢岳駅について、市としての現在の「取得」に対しての検討はどうなっているのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

1回目終わります。

○企画政策部長（迫田浩二君） 皆さんこんにちは。御質問にお答えいたします。

市内にございます木造駅舎のうち、現在は、主に大畑駅の購入、財産取得について、施設所有者でありますJR九州熊本支社と継続して協議を行っている状況でございます。本年3月議会の井上光浩議員の一般質問でお答えさせていただきましたが、JR側からいただいている条件としましては、実質、無償譲渡に等しい条件を御提示いただいているところがございます。こういった中、大畑駅舎の活用策につきましては、改めて地元の皆様の御意向を伺いたく、去る5月に、大畑駅での清掃作業やおもてなしなどを行われている大畑駅を愛する友の会の方々と意見交換会を行ったところがございます。その中で、現在の会の構成、活動状況や課題等についてお話いただきましたが、やはり今後の高齢化と人口減少により、駅及び周辺環境の維持が保てるのか心配されておられました。また、会の中には、市が所有することによって活動が窮屈になりはしないかといった声がある一方で、駅舎活用ができれば、これまでと違った地域の活性化ができるのではといった期待の声もあるとのことでした。市といたしましては、愛する会を中心とした地元の皆様に御相談を申し上げながら、今後も継続的に協議検討を行ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、JR大畑駅舎については、5月に、大畑駅を愛する友の会の方々との意見交換会を行い、どのようにやっていこうかということの話をした中で市の所有という形について、どうだったのかということは出てきましたけども、やはり私としましては、鉄道遺産と受けとめて「取得」することが一つは大変大事なことだろうと思っております。その「取得」に対して意欲的に行ってもらいたいと思いますし、もしも「取得」することになった場合の活用についてはどのように行っていききたいのかということについてお尋ねをしておきたいと思っております。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

現在も、いわゆる山線のループ線、スイッチバックや木造駅舎などの鉄道遺産を目指して、鉄道ファンのみならず多くの皆様に沿線を訪れていただいております。また、つい最近の大きな話題といたしまして、豪華寝台列車ななつ星 in 九州が来年3月から、日中の肥薩線を通ることが決定されたところでございます。以前は、夜間の通行のみでございましたが、今回は、市内で長時間の停車が予定され、その中で、大畑駅では1時間の停車が予定されておりまして、やはり肥薩線ならではの魅力や人気がこのようなルート決定に至ったのではないかと改めて感じた次第でございます。こういった中、今後の駅舎活用策に関しまして、沿線地域の活性化につながられますよう進めてまいりたいと存じておりますが、先ほどの答弁とおおり、JRとの協議もまだ途上でございますし、ななつ星の停車という新たな要素も入ってまいりましたので、地元との話し合いも丁寧に進めてまいりたいと考えております。文化財としての価値、観光振興拠点、また、地域住民のよりどころといった地域振興拠点など多角的な見地から協議を進めまして、よりよい活性化策を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 済みません、先ほどの中、「取得」と言わなければいけないところを、「収得」と言ったそうですので、「取得」のほうに訂正をよろしくお願いします。

先ほど、木造駅舎等の鉄道遺産を目指し、多くの方が沿線を訪れていると。また、地元との話も進めているが、財産としての価値、住民のよりどころといった活用策を検討していきたいということになっているようです。来年3月から、ななつ星 in 九州が肥薩線を運行するという計画が発表されております。大畑駅に着きまして約1時間程度停車をするという予定になっていると新聞等で報道されております。それに対して、やはり大畑駅の開発というものが大切になってくるだろうと思っておりますので、大畑駅の開発に対して、対応をどのように考えておられるのかについて質問したいと思います。

○経済部長（福山誠二君） 皆様こんにちは。お答えいたします。

来春本市にやってくるクルーズトレインななつ星 in 九州、この大畑駅での活用対応ということでございますが、平成29年5月29日にJR九州から記者発表がございまして、ななつ

星始まったのが平成25年なんです、そのころから、来春から大幅に今回ルート変更することになっておりまして、先ほど迫田部長が申しましたように、大畑駅には午前8時半ごろに1時間ほど停車するということになっております。これは、今回のルート変更といたしますのが、熊本震災がございましたので、その復興に向かう元気な九州ということをアピールするという一つの目的もございます。通常、このななつ星というのは、大体2年間ぐらいはルートの変更がないということになっております。

この1時間ほど停車する利活用と申しますか、対策でございますけれども、一つ、JRのほうで報告されたのが、大畑駅ホームを見立てたティータイム、それとか駅周辺散策、これを検討されているということでございます。ただし、これはまだアイデアの段階ということでもありますので、これに対しましては、私どもいろんなアイデアを出しながら検討させていただければと思っております。

この記者発表を受けまして、本市では、まず呼びかけをいたしまして、観光関係者に集まってお聞きいただきまして、民間とか行政の関係者で声をかけると申しますか、クルーズトレインななつ星 in 九州おもてなし検討会を立ち上げております。6月8日にこの会議をいたしまして、JR九州のクルーズトレイン本部から担当の副課長にも来ていただきまして、関係者の顔合わせ会議を開催したところであります。この検討会のメンバーには、先ほども迫田部長から申しました、大畑駅を愛する友の会の方たちにも当然参加していただきまして、会議では、大畑駅でのおもてなしに関する貴重な御意見、御提案はいただいております。例えて申しますならば、すぐ近くに宮地嶽神社がございます。あの神社の裏から見ると吉球磨盆地の景色は最高で、市房まできれいに見えるところがございます。それから大畑梅園の花の時期には、大畑梅園まで行っていただければ花を楽しめる。それから大畑駅には桜がございます。スイッチバックやループ橋といったものもございますので、そういったところをいかに案内するかという御提案もあったところでございます。今後、このおもてなし検討会のメンバーを中心に知恵を出し合いながら、人吉らしいと申しますか、大畑駅をいかに活用して、魅力あるものを、そういったおもてなしを実施してまいりたいと思っております。

また、ななつ星に限らず、今までもSL人吉、3月4日から来ましたかわせみやませみ、こういったものにつきましても、大体1年前から、JRさんなんかと協議しながら、観光関係者と知恵を出し合いながら構築していったという経緯がございますので、こういったものも参考にしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保健員。

○5番（宮崎 保君） 今の中で、おもてなし検討委員会を立ち上げて、今検討を行っている。いろんなアイデア等、宮地嶽神社からの一望とか、梅園、そういう形の提案があつてお

ります。大畑駅については、もう少し、大畑駅を愛する友の会の方々とも話をしながら、よりよい知恵を出していってもらいたいと思います。

人吉駅については、約3時間ほど停車するということが発表になっておりますが、では、人吉でのこの3時間についての観光については、どのように結びつけていきたいと考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

ななつ星が人吉駅に3時間停車。以前は、人吉駅3秒で通過でございました。この観光をいかに結びつけていくかということで、これはJR九州の記者発表によりますと、来春のルート変更後、人吉駅には午前9時50分ごろに到着します。それから午後0時45分ごろが出発というタイムスケジュールになっております。そこで大体3時間ということになるわけですが、しかしながら、実際は午前11時半から出発前までの1時間程度につきましては、停車中の列車の中での昼食が設定されてるようでございます。人吉球磨の食材、それとか器——器につきましても、例えば球磨村の曲げわっぱとか、それから、今、かわせみやませみで使っております、竹の皮を使った器とか、そういうものに人吉球磨の食材、特徴ある物を使った、そういった昼食弁当をということでされております。

市内観光に使える時間というのは、それを差し引きますと、大体90分ぐらいかなというところがございます、また、このななつ星のお客様の一つの特徴といたしますが、最大人員が一番多いときで30人ほどです。それから平均年齢が64歳ということでございますので、そういったところも考えなければならないということがございます。JR九州にお話を伺いますと、このように、年齢的にもゆったりとした旅を好まれるということでございます。このツアーに参加されたからこそできる特別な体験、こういったものが一番御希望されているということで、JRといたしましては、人吉の自由行動、こういったものは余り考えていないということがありまして、特別な体験ができるオプションツアーができればということでございます。私ども人吉に住んでいる者といたしましては、人吉にあるいいもの、いいところ、何でもかんでも紹介したいという気持ちはございますけども、時間の制約もございまして、お客様のこういった年齢層や特性から考えましても、人吉市しかない本物を厳選して紹介することが肝要であろうかと存じております。その体験を通しまして人吉のファンになっていただき、人吉にまた来たいなど、そういったツアーにつなげられるような御提案をいたしたいと存じます。

また、ななつ星で使用されます食べ物やお茶、こういったものも、かわせみやませみでも使ってらっしゃいます。人吉の特徴、例えばジビエを使った酒のつまみなんかも出ておりますし、スイーツも出ておりますので、そういった人吉球磨産の良品も使っていただけないかと、御紹介してまいりたいと思います。これは、ななつ星の先ほど年齢層が64歳とか、30人ほどとか、本物を求められると申し上げましたが、その一つの例といたしまして、これは大

畑駅でティータイムとかありますが、そういうときに、ほかのところで、日本の紅茶を出したそうなんです。ところがティータイムというのはイギリスの紅茶を使うのが当たり前だという、お客様の指摘があったそうで、今では、ティータイムと言いますと、イングリッシュティーを出していると、そういった本物志向の方々が結構いらっしゃるということも聞いておりますので、それにも対応してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保護議員。

○5番（宮崎 保君） 今の中で、3時間という時間を考えていたんですけども、その中で昼食時間とかとれば、その半分の90分程度しか時間がないと。90分で観光するというのは、かなり厳しい、難しい現状もおありだと思いますし、その中で、ティータイムというのはイギリスのとか、やはり専門志向関係が現在まで出てきましたけれども、今言われたように、人吉のすばらしいところ、いいところを紹介することにより、やはりリピーターをつくることが必要だと考えております。本当に人吉の地に何度でも足を運んでもらえるような取り組みをお願いしたいと思います。やはり人吉のファンを数多くつくることで観光人口が多くなっていくことだろうと思いますので、その点について努力をされるようお願いをしておきたいと思います。

それでは次の質問ですが、現在、人吉には、SL人吉、いさぶろう・しんぺい、かわせみやませみ、田園シンフォニーといった全国でも非常に珍しく4本の観光列車が人吉駅を発着しております。この4本の観光列車を結びつけながら、どのような形で観光の目玉として売り込んでいくのか、そういう考えがあるのか、また、通過都市ではなく、滞在時間を延ばすためにどのような考えがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

現在、人吉にまいております4本の観光列車、1本は田園シンフォニーですので、人吉から出発するものですが、これをどのように結びつけるかということでございますが、今おっしゃいましたように、現在、人吉駅には、SL人吉、いさぶろう・しんぺい、それからかわせみやませみ、それから田園シンフォニーと、4本なんです。これからななつ星で5本目になるわけですが、これは、九州ではここにしかないわけでありまして、全国でも大変珍しいと。これは、まさに昔、人吉というのは、人と吉をくっつけたら舎になるということがよく言われてました。つまり駅であると。南九州の要衝の拠点である駅、まさしく、それが人吉であるということで、これにつながる、そういう状況になってきたのかなと、私は考えてます。

さて、4本の観光列車の活用といたしまして、今までSL人吉の紹介に特化しておりましたパンフレットがあったわけですが、これをかわせみやませみの運行開始後の今年3月でございまして、刷新いたしまして、今言われたように、4本の観光列車、このルートと時

刻表を紹介するパンフレットの鉄道楽というものを制作いたしております。ちなみに鉄道楽という言葉は、鉄道と道楽でございまして、遊びと道をきわめていただくということで、鉄道を存分に楽しんでくださいと、そういった造語でございます。このパンフレットは非常に引き合いがございまして、初版1万部つくったんですけども、すぐになくなってしまいました。今年の5月に、さらに1万部増加しておりまして、その残もなくなってきておりまして、大変反響がいいところでございます。今後、パンフレットだけの紹介だけではなく、テレビとか旅行雑誌への広告掲載、SNS、それから観光客による口コミ——この口コミというのも結構効果ありますので、観光列車のまち人吉を情報発信してまいりたいと。観光列車のまち人吉と申し上げましたが、今度ななつ星が来るわけなんですね。そうすると、今までの観光列車4つと合わせて今度5つになると。これをミシュラン風に申しますと、観光列車が来るまち、五つ星の人吉、こういうフレーズも私いいんじゃないかと思っております。また、残念ながら現時点では、観光列車でおいでいただくお客様の中には、本市が通過都市となると。SLで来たら、そのまま霧島に行くというのもございますので、そういうところで、例えば今後、4本の観光列車を組み合わせながら、人吉へおいでいただいて、例えばかわせみやませみで人吉に来ていただいたら、くま川下りとかラフティング、こういうものを体験していただく。翌日には田園シンフォニーに乗っていただいて、先ほど申しました、宮地嶽神社から見る人吉球磨、奥球磨のほうに足を延ばしていただくというのもできるんじゃないかと、いわゆるコースの提案でございます。

それから青井阿蘇神社、人吉城跡、蔵めぐり、こういった市内散策をしていただいて、例えばSL人吉とかいさぶろう・しんぺいでは次の目的地へ移動していただく。そういう新たな観光列車を組み合わせたコース——観光周遊コースと申しますけども、こういうものを提案していきながら、観光客の皆様、観光列車プラス人吉のまち周遊を売り込んで、観光入り込み客の増加へつなげていきたいと思っております。

また、宮崎議員には大変お世話になっている鉄道案内人の皆様方には、人吉駅、それからSL人吉なんかの御案内をしていただいているわけでございますので、人吉駅にはさまざまな鉄道産業遺産がございまして、例えば1800年代のレールを使ったホームがございまして、それから、今度新しく覆いを取り外しました石蔵の機関車庫とか転車台とか、こういう人吉駅だけで見ましても大変魅力のあるものが多くございますので、こういうものを活用しながら、人吉駅にとまって、人吉駅だけでも楽しめる、またそれから、国宝青井阿蘇神社にも行っていただくとか、そういったものを御提案していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保護議員。

○5番（宮崎 保君） 今の中で、観光客による口コミなど、観光列車のまち人吉を発信していきたいという部分と、通過都市でなく、滞在してもらおうようにしていきたいということで

あるようであります。私が鉄道観光案内人会で案内をしていますと、観光客の方のお話を聞くと、SLのほうの展示館に来られた多くの観光客の方、展示物やSLのターンテーブルによる転車を見た後は、そのままSLとかかわせみやませみなどによって、次の目的地に行かれる方がかなり多く見られるようであります。また、SLの転車を見ることができないという方、これ、いさぶろう・しんぺいに乗るためには、ちょっと時間的にできないということなんですけど、そういう方も、乗っても次の目的地に行かれる方がかなり多く、通過的な部分になっているというのが現状であるようです。そして、先ほど言われましたように、やはり1泊してもらおうとか、そういう形にして、田園シンフォニーとか利用してもらおう。その一つの時間の滞在を延ばすために鉄道ミュージアムというものがあるのではないかというふうに考えております。今までの質問の中で、何回も、入館料をとるべきではないかというふうな発言が多くの方からもあっております。やはり入館料をとることによって、施設内の展示物の充実や施設の拡充などといった部分も出てきますし、やはり職員のやる気も出てくるのではないかというふうに考えますが、そのところは、どのように考えておられるのか、質問をしておきたいと思っております。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

鉄道ミュージアムの有料化につきましては、これまでも複数の議員の皆様から御質問いただいております。管理運営体制も含めまして、今後の大きな検討事項であると認識をいたしております。また現在、鉄道ミュージアムの管理運営につきましては、地方創生推進交付金の事業採択を受け、管理委託料は交付金を充当しておりますので、この事業期間となっております平成30年度までは直営を継続することとして、それまでの間に、次期運営方針を検討していく中で、有料化も含めまして検討してまいりたいと存じております。

なお、この有料化の検討でございますが、館内で御記入いただいておりますアンケートに、「現在は入館料無料ですが、入館料を払うとしたら幾らが妥当だと思われませんか」といった質問を載せております。この質問に御回答いただいた方のうち、20歳代以上の方の回答で、最も多いのが無料で、32%でございます。300円が23%、200円が19%、100円が11%となっております。実際に入館された方々からの御意見は、今後の検討において、貴重な資料となりますので、引き続き承ってまいりたいと存じております。また、入館料のみならず、館内で収受しておりますミニトレインやレールバイク、これら附帯設備の使用料につきましても、あわせて見直しを検討していく必要があるものと存じております。

次に、展示の充実や施設の拡張でございますが、鉄道ミュージアムのデザインや施設の内容は、主にお子様向けのものとなっており、いわゆる鉄道博物館を楽しみにしてお越しいただいた鉄道ファンの方々からしますと、やや期待外れの感を持たれてしまうことも多いようでございます。しかし、まだ開館から2年ということで、先ほどのアンケートを見ましても、人吉球磨以外から7割以上、また、鉄道ミュージアムを初めて訪れたと言われる方が6割以

上、2回目の方も含めると、8割以上いらっしゃる状況でございます、利用者の満足度も高いようでございます。現在のところは、引き続き、小さなお子様連れを中心に誘客の継続を図る必要があると存じております。しかし議員御指摘のとおり、鉄道博物館として期待された方にとっては、物足りないと感じられることも事実であると存じます。現状でできることとして、肥薩線にまつわる企画展の開催など、狭い館内の中で、可能な限りの展開をしているところでございます。今後は、そういった方々にも御満足していただけるよう、例えば鉄道ミュージアム周辺の鉄道遺産を案内するガイドマップを作成し配布するなど、機関庫や転車台など、周辺の施設を含めた人吉駅一帯としての鉄道ミュージアムといった視点で、JR九州、そして人吉鉄道観光案内人の方々の御協力をいただきながら、肥薩線の魅力をお伝えしてまいりたいと存じているところでございます。このような一つ一つの取り組みを市と受託者であります人吉温泉観光協会が一体となって生み出していかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の中で、平成30年度までは、地方創生推進交付金がある事業期間なので、管理運営はできるということのようでありますけれども、やはり、その後の問題もあると思いますので、この有料化については、早い時期の検討をしてもらいたいと思います。やはりアンケートをとられた中でも、金額に違いはあっても、半数の方以上は、有料でもいいのではないかとというのが記入されているということでもありますので、先ほども述べましたように、有料化することにより、従業員の取り組みの意識も変わってくるだろうし、展示物の充実もできるだろうと思いますので、早い時期の再考をお願いしておきたいと思います。

続きまして、人吉球磨としての地域全体での観光振興についてでありますけれども、やはり人吉だけでは、かなり厳しい状況にあると思いますので、人吉球磨全体としまして観光振興策について、なかなか目に見えてくるものがないので、何か新たな取り組み等についてあるのか、お考えをお尋ねしておきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

人吉球磨全体での観光の新しい取り組みということでございます。現在、人吉球磨地域全体の観光振興の取り組みにつきましては、人吉球磨広域行政組合が事務局でありますひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会、それから熊本県球磨地域振興局が事務局の人吉球磨地域観光推進協議会がでございます。双方は、会議も現在合同で行われているということで、一体となっております、県と市町村と人吉球磨広域行政組合が一つとなって動いているところでございます。これまでに観光ガイドのアプリを構築しておりますし、また、日本遺産人吉球磨の民謡全国選手権大会の実施、それから「時感の旅」といって、これは着地型の観光資源を磨き上げたものがございます。それから、そのほかの着地型観光商品の開

発もいたしておりますし、また、日本遺産認定の認知度アップや周遊マップの作成もいたしております。それから観光商工関係者への研修事業、それに、相良三十三観音の一斉開帳、こういったものを取り組みながら、人吉球磨地域の総合的な魅力を県内外に広くPRしながら取り組んできたところでございます。

今後におきましても、人吉球磨地域一体となりまして、観光客が当地になるべく長くとどまっていただくことが一番重要でございますので、地元しかできない独自の着地型商品開発、これにつきましては、近ごろJTBのほうも発地型から着地型ということで、これは非常に大きな方針転換で、この前も私どもに説明に参られまして、一緒に取り組みたいというお話をいただいております。それから市内の女性を中心といたしまして、これは刻の会というのがございますが、人吉球磨全体を把握したところの、そういった着地型のコースをつくらせまして、例えば新宮寺で座禅をやるとか、朝早く朝食をとる、そういったコースとか、そういうのも新たに含まれているところでございます。こういった事業に取り組みながら、また増加が見込まれておりますインバウンド関係——今後非常に増加すると思われませんが、こういうものに対しましても、当然語学等や、各国の習慣というものがございまして、そういった状況の変化に応じた勉強会や新しい取り組みを行っていくことになっております。

また、これらの取り組みを踏まえまして、歴史文化課が事務局でございます、日本遺産活用協議会によります日本遺産の活用、それから広域連携を視野に入れました広域観光を展開することによりまして、幾重にも複層的な魅力を持つ観光地を目指す必要性が重要でございますので、これにつきましては、現在、くまがわ荘の一部を活用いたしました、旅カフェでございますけれども、こういうのも進められております。そういうところで、現在、この日本遺産に関しましては、10市町村が全体で取り組んでいこうじゃないかという動きになっておりますので、そういうものも活用しながら、今後進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保護議員。

○5番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、着地型商品の開発、時感の旅など、若干取り組みをされておりますので、ぜひ、それについてPRのほうよろしく願いをしておきたいと思えます。

先ほど言われましたように、インバウンドということが言われましたので、今後、外国人観光客の誘致も重要になってくるものだと思います。そういったことから、過去3年間の外国人の宿泊数はどのようになっているのか、推移をお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

過去3年間の外国人の宿泊ということでございます。この推移でございますけれども、これは観光統計調査がございまして、これで申し上げさせていただきます。

平成26年が2,472人、それから平成27年が3,583人、それと平成28年は現在集計中でござい

まして、この数字につきましては、前年の倍を超えておりまして、大体今のところ、まだ集計中で7,600人、これを見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 平成28年につきましては前年の倍、約7,600人を見込んでいるということであり、年々宿泊客数はふえてきているという答弁でありました。そうした中において、クルーズ船なんですけども、今年は70隻を超えるクルーズ船が八代のほうに寄港すると言われております。そういったクルーズ船の外国人乗客を当市に誘致することも観光振興策の一つであると考えております。こういった外国人観光客を誘致することについて、どのような計画を持っておられるのか、また、どのように努力されているのかをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

クルーズ船のインバウンド客、こういった誘致に関することでございますが、平成28年度におきまして、これは八代、水俣、上天草、それから人吉で構成いたしますくまもと県南観光客誘致・物産振興プロジェクト実行委員会というものがございまして、ここでモデルコースを記載いたしましたパンフレットを作成いたしまして、東京、横浜、福岡といったところのクルーズ船及び旅行会社に訪問を行っておりまして、協力して宣伝、営業宣伝、こういったところの誘客努力には努めているところでございます。クルーズ船につきましてはですけども、平成27年は11隻、昨年の平成28年が10隻だったんですが、今年は75隻の寄港が予定されているところでございます。

このように、クルーズ船の寄港が大きく増加しますことから、これまで以上の対策、検討が必要と感じているところでございます。今後につきましては、先ほど申しました、くまもと県南観光客誘致・物産振興プロジェクト実行委員会をはじめといたしまして、熊本県や市内の受け入れ施設といったところと情報を共有しながらやらなければならない。特に、この受け入れにつきましては、まず、熊本県の国際課が窓口でございまして、ここからの情報しか流れてこないというところがございます。しかも直前になってからしか来ないという状況もございますので、こういったところと相談、協議を行いまして、クルーズ船観光客のニーズは的確に把握しなければならない。それから日本遺産や鉄道の旅といった本市の魅力と体験をクルーズ船や旅行会社といったところでの商談会などに今後は営業、宣伝を行いたいと思っております。しかしながら、このインバウンド対策といいますのは、あくまでも人吉単体でやってもほとんど効果はありません。この効果といいますのは、どうしてもグループ、例えば熊本県でやるとか、県南でやるとか、そういうのでないと、外国ではなかなか受け入れられないというのがございます。

以前、私韓国のソウルで、観光でやったことありますが、人吉となると、本当、九州の点

になってしまうわけです。ところが、そうじゃなく、熊本県ですよとか、そういうふうにかかないと、なかなか通じないというのがあります。となると、本市の中で、受け入れ側で一番大事となってきますのが、いらっしゃるそれぞれの国がありますので、言葉の問題とか習慣の問題に対してどのような対応をするのか、そういった勉強会、受け入れ側の問題が一番重要であるということですので、そういったものを今後詰めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 私、やはりこの外国人誘致について、人吉独自として、誘致についてしっかりと論議すべきであると思っていたんですけど、やはり一つの点としては、外国人にはそういう形には見れないということで、やはりくまもと県南観光客誘致・物産振興プロジェクト実行委員会なんかを通じながら、県の国際課と直接話をしながら、持っていかなければならないということについては初めて知ったところであります。

クルーズ船について、そういうことかもしれませんけれども、また、2019年には、ラグビーワールドカップが9月から12の都市で開催され、その中に熊本県も一つの都市として開催をされる予定になっております。また、世界女子ハンドボール選手権が12月から24カ国の参加のもとに熊本県の4会場において開催されるということが決定をしております。かなりの外国人の方が観光も兼ねて応援に来られると思いますし、また同じく日本人の方も多くの方が熊本に応援とか、観光含めた形で参加をされると思いますので、こういった方々をいかに人吉球磨のほうに誘致するのかということについて、どのように考えておられるのかについてお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

2019年がラグビーワールドカップ熊本開催ということで、この外国人誘客ということでございます。同年にはラグビーワールドカップや世界女子ハンドボール選手権、こういうぐあいに熊本が非常にこういったスポーツ関係でメインになってくる場合がございますので、多くの外国人観光客、それから観戦される方も当然いらっしゃると。それに伴いまして、国内旅行者も当然いらっしゃいますので、そういう方々に対してもターゲットを絞っていききたいとは存じております。

つきましては、観戦の前後に観光地を訪れる、その試合のときじゃなくて、前も後も、観光客というのはいらっしゃいますので、これを機会にということですのでございます。また、来日をされない方々、そういう方もいらっしゃいますが、そういう方々にも、この熊本の地というのが注目を集めるのじゃないかと存じております。この機会を最大限に生かしまして、先ほど申し上げましたように、熊本県との連携、これ非常に関係してきますので、関係機関、団体と緊密に連絡をとりながらやっていきたい。それから日本遺産や鉄道の旅といった本市

の魅力、こういったものは外国にはないもの、人吉だけのもの、こういったものをアピールポイントとするべきだなど、それも必要でありますので、これを積極的にPRする。旅行会社、代理店を含めまして、誘客に努めてまいるところでございます。また本市の国際交流協会におかれまして、今年度からインバウンドの充実に取り組むというのが出ておりまして、これは人吉温泉観光協会と連携していかれるということでございますので、こういった方々、いわゆる行政と民間、そのほかの産官学金言労とも、そういったさまざまな方々と連携しながら進めてまいりたいと、そのように存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 誘致については、やはり関係機関と連絡を密にとりながら、いろんな努力をされるようお願いをしておきたいと思います。

そうした中で、昨日の新聞報道の中で、人吉の人口が4月30日から5月1日現在で311人の人口減少が進んでると。人吉球磨全体においては、1,144人の減少があるというふうに報道がされております。やはり人口減少というのは、人吉の観光等にもかなりの影響を与えると思います。そういった人口減少が進む中において、やはりこの後の観光振興について、どのように進めていかれるのかお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

人口減少社会が進む時代の観光振興ということでございます。人口減少が進むことによりまして、宿泊や日帰りの観光客が減る。それから観光産業だけでなく、これらに付随する産業も振るわなくなるということでございますので、大変地域経済への影響が懸念される現状でございます。最も大事な政策といたしましては交流人口、観光、経済的な考えでいきますと、交流人口をいかにふやすか、これは最大に重要でございます。さらには、今までの伝統を大切にしながらも、先ほど広域観光のこと申し上げましたが、本市のみだけによらない、広域連携を視野に入れ、なるべく滞在時間を広げて長くとっていただくとか、そういった新たな広域観光を展開することで、幾重にも複層的な魅力を持つ観光地を目指しながら、多くの観光地の中から本市を選んでいただければということでございます。

また、先ほど申し上げました、仮称でございますが、旅カフェとか、ICT、SNS、こういった新たな広告媒体を活用いたしまして、これからも本市の情報をより多く発信してまいりたい。それから国内や国外の観光宣伝商談会、こういったものに、いろんな実行委員会に私ども参加しておりますので、そこで事業展開をしていただきたいと、そのように存じておるところでございます。

先ほど、人口減少問題についてですので、これらにつきまして、経済の観光の視点から申し上げますが、人口の交流拡大のためというものを、例えば、1人当たりの年間消費額に例えて説明いたしますと、通常1人当たりの年間消費額というのが124万円となります。これ

を観光客の交流人口で考えてまいりますと、外国人旅行者なら10人で1人分の124万円を賄うと。国内宿泊旅行者でしたら、これは26人で賄えると。日帰りの国内旅行者でしたら、83人で1人分の年間消費額を賄うということで、一つの試算が出ておりますので、観光産業というのは、非常に人口減少対策としては最良であるというふうに存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） それでは、この問題の最後に市長に伺いたいと思います。

何日か前の新聞の中に、市長に望むことについて、何人かの方が観光振興に力を入れてほしいというふうな文が載っていたと思われまます。市長として、これから観光振興について、どのようなかじ取りをしていくべきだというふうにご考慮されるのかをお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

市の観光振興に対する私の意気込みをということでございますが、私は、観光はまちづくりであり、また、そのまちづくりとは、足元の当たり前に気づき、そして磨き上げ、いわゆる価値づけをして、その情報を発信し、まちの外に売り込むことだというふうにご考慮しております。私たちの足元の当たり前のこと、つまり、日常の中には、他の地域のどこにもない、私たちのオリジナリティーとアイデンティティーと言えるものが数多くございます。観光でうまくいってる地域は、この足元の当たり前のことがほかのどこにもない、自分の地域の強みであることを住民の方々がよく理解されていると存じます。

また、人吉球磨を見てみますと、地域間連携、異業種間連携をさらに強固にしていく必要を感じております。農作物で言いますと、生産者が自分のつくったものがどこに行き、誰がどのようにして食しているか、これがわかることが連携、価値づけと言えます。例えば、栗をそのまま売るのであれば、1,000円かもしれませんが、それを加工して、おしゃれなパッケージに包んで売ると、それは1万円にもなるということではないでしょうか。体験にも同じことが言えると思います。そのような連携により、人々を感動させるような価値のあるもの、あるいは事をつくるのが重要であると考えているところでございます。

つきましては、地域間連携では、少なくとも人吉球磨一体となった取り組みが必要であり、民間の方には、そのプレーヤーとなって、新たな価値を創造し、設けていただきたいと願っております。そのために本市といたしましては、積極的に地域間のつなぎ役と、民間の新たな価値の創造のための支援を行ってまいりたいと存じますし、それぞれの役割分担を明確化し、連携して取り組んでいく所存でございます。

具体的には、国内旅行者につきましては、一度訪れたことのある方にもリピーターになっていただけるよう、日本遺産認定の効果を最大限に生かし、ストーリーを伝える情報発信と体験型観光の提供、人吉球磨に数多くある観光資源のさらなる発掘、磨き上げを行い、人吉

球磨10市町村と、人吉球磨広域行政組合が一体となった事業展開を進めてまいりたいと存じます。

また、交流人口の増加に向けた新たな切り口として、現在急増しております外国人観光客、いわゆるインバウンドに着目し、観光関係者や人吉市国際交流協会などの民間団体などと連携し、外国人に優しいまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

本市の持つ歴史と文化に加え、人吉市という名に恥じぬ、人々の思いやりと、その基礎となる高い精神性は、真の日本の豊かさを感じていただく財産だと考えております。これまで以上に人に焦点を合わせ、人吉イコール利他の精神聖地という魅力を全面的にプロモーションしてまいります。そして日本遺産の活用や外国人に優しいまちづくりを含め、本市の豊かな観光資源を生かし切る施策について具体的な数値目標と戦略を定め、着実に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われたように、市内のにぎわいを取り戻さなければ観光振興はなく、先ほども述べられましたように、観光産業だけでなく、多くの産業にも影響が出てくるだろうと考えております。今から、いろいろとできるところからアンテナを立てて、情報をつかみながら、早目の対応をスピード感を持って行動していってもらうということを要望して、観光振興についての質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

---

午後1時15分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）  
5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） では次に、小学校運動部活動の社会体育移行についての質問に入ります。

運動部活動の社会体育移行ということになった経緯について、どういうものだったのかについてお尋ねしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

小学校運動部活動の社会体育移行でございますが、この方針は、熊本県教育委員会が平成27年3月に示したものでございまして、平成31年4月から小学校における運動部活動指導は、学校教育の領域から離れ、地域の指導者等のもとで行われる社会体育へ移行するというものでございます。背景には、少子化に伴うチーム編成の困難さ、保護者や児童のニーズの多様化、競技の指導ができる教職員が限られてきているなどの課題があるとされております。

こうした状況を踏まえまして、学校の枠を超えたチーム編成や保護者のニーズに応じたスポーツ活動、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために、社会体育へ移行するという趣旨でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保護員。

○5番（宮崎 保君） 県の教育委員会から平成27年3月に、平成31年度から学校教育から離れて地域の指導者のもとでの社会体育に移行するということでありますけれども、私が聞く限り、多くの方々から、いろいろな面でまだまだ難しい面があるというふうに聞いております。

では、これまでの運動部活動の社会体育移行への2年3カ月程度なんですけれども、取り組みについてはどうなっているのか、また、会議が途中から、公民館長1名と6つの小学校のPTA会長6名の計7名で構成され検討されているというふうに聞いております。検討会の中で、校区公民館との連携はできているのか。また、校区のPTA役員の反応はどうか。また、PTA役員の保護者の中に戸惑いはなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

先ほど申し上げました県の方針が示されましてから、本市におきまして、これまで議会をはじめ学校や保護者、スポーツ関係団体のほか教育委員、校区公民館長、社会教育委員などさまざまな関係機関に御説明を申し上げ、また、アンケート調査を行ってまいりました。その後、各校区において、小学校、PTA、町内会、スポーツ推進委員、子ども会、校区公民館、社会教育委員の各代表者により構成された検討委員会で協議を行ってまいりました。平成29年1月と3月に検討委員会の全体会を開き、3月末には、人吉市体育協会に加盟する競技団体との意見交換を行いました。そして現在、チラシの配布やホームページでの御案内を通して、部活動指導に協力していただくコーチの募集を行っているところでございます。

公民館との連携につきましては、協議を複数回重ねておりますし、公民館でも指導者の確保に向けて独自に取り組んでいただいているところですが、開設する部活動の種目と、指導者の十分な確保が整っておりませんので、現時点では、確固とした体制が構築されていないという現状でございます。また、PTAの皆様の反応につきましては、初めに、平成27年12月に小学校保護者を対象として実施いたしましたアンケートの結果を御紹介させていただきたいと存じます。回答総数は910人でございます。回答率は71%でございました。まず、運動部活動に対する考えを尋ねる問いでは、子供に運動させたいと、どちらかといえば運動させたいという回答が、合わせて95.6%ございました。次に、運動部活動に期待することとして、体力づくりが86.5%、根気強さの体得が60.0%、子供相互の親睦が55.9%という高い数字を示しております。そのほかに期待することといたしましては、競技力の向上、勝負の体験、運動に関する可能性の発掘といった項目が30%から25%ございました。これらは、運動

部活動に対する期待のあらわれだと思われませんが、その一方で、保護者であるあなた自身が指導者として協力できますかという問いには、できないと思うが72.4%、わからないが19.7%と、できると思うの7.9%を大きく引き離している状況でございました。

このことからわかるように、働く世代では、なかなか放課後の時間では協力が難しいという現実をあらわしているようでございます。平成28年10月に実施しましたアンケートでも、この指導者として協力できるかという問いに対しましては、できないと思うが82.5%、わからないが12.7%と、前回と同様の結果となっております。また、保護者が心配していること、検討会で議論してほしいこととして数値が高かったのは、1、指導者の確保、2、活動場所、3、部費、4、安全対策、5、指導者の人柄、6、指導者の指導力という順でございました。

アンケートの結果から、さまざまな課題や心配事があるということがうかがえますが、社会体育で小学生の部活動を実施するためには、地域の皆様の協力なくしては成り立ちませんので、児童や保護者のためにも、開設する種目と指導者の確保に努めながら、こうしたさまざまな課題の解決に取り組み、検討委員会の次の段階となる実質的な活動の運営に係る組織の構築に向けて取り組んでまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） やはりどちらのほうも、保護者の方についても、指導者の部分についてが非常に問題になっていると思います。その中で、安全対策がかなりの問題になってくるかと思えます。アンケートの中においても、やはり指導者としてできるかという形で、指導については厳しいような状況にあるということでもありますけれども、そういった中で、現在、部活動の指導者を募集されていると聞いております。現在の応募状況はどうなっているのか、わかれば部活の種類と学校別にどこという形がわかりましたら、その点についてもお尋ねしたいと思えます。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

部活動の指導者、コーチの説明会の現在の応募状況でございますが、6月9日現在で、男女合わせて16の方が応募していただいております。指導可能な小学校別に種目と人数を申し上げますと、野球が、人吉東小学校が1人、人吉西小学校が2人、東間小学校が3人、西瀬小学校が1人となっております。ソフトテニスは、人吉東小学校が2人、人吉西小学校が3人でございます。このうち、2人の方は、東小学校、西小学校、どちらでも可能と回答された方です。次に、バレーボールは、人吉西小学校が1人、東間小学校が1人、どこでも可能という方が1人ということです。バドミントンは、西瀬小学校が1人、陸上は、中原小学校が1人でございます。バスケットボールは、どこでも可能という方がお1人ということになっております。現状では、小学校によって、種目と人数に偏りがございますので、このあたりをどう調整するかが課題となってくると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 現在、6校区に対して16名の応募ということでありますけども、やはり校区によってばらつきがある。全然、学校の指定がない方もいらっしゃるように、今の答弁の中であったと思います。やはり指導者がいないと、けが等なんか心配をされておりますけれども、その指導者の方への謝礼についてはどのように考えておられるのか。先ほどのアンケートの中でもありましたように、部費との関係といったようなもの、出費の関係を保護者の方は心配されていると思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

これまでは教職員が学校教育の一環で指導しておりましたので、謝金等は発生しておりませんでした。今後は、指導者の謝金に関する課題につきましても協議を重ねて明確にしておく必要があると存じております。こうした費用負担に関しまして、保護者の戸惑いはないのかということですが、平成27年12月に実施いたしました保護者アンケートの結果によりますと、部活動に伴う保護者負担金として、適当と思われる額は、月額1,000円以下が40.6%、2,000円程度が30.6%と大部分を占めておりまして、有料であれば参加を希望しないという回答も10.9%あっております。このあたりも参考にして決定しなければならないと存じております。指導者の謝金や運営に係る費用につきましても、国や県の補助金が活用できないか、しっかりと調べまして、財源確保に努めたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 費用負担については、やはり1,000円から2,000円というのが最も多くて、約70%を占めていますが、逆に一方では、負担をするんだったら、もうしたくないというのが1割程度に上っているというふうに、今の中でわかったわけですけども、このアンケートについても、平成27年12月ということでありますので、約1年半前にとられたアンケートだろうというふうに思いますので、再度アンケートについてとってみる必要があるのではないかと考えております。

それでは、この中で、社会体育に移行するのもいいんですけど、現在の小学校体育連盟で行われていますおのおのの大会とのかかわり方も、この状況によっては変わってくるのではないかと考えておりますが、この小学校体育連盟——今から小体連といいますけど、小体連との関係はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

現在組織されている小学校体育連盟（小体連）との関係につきましても、まだはっきりとした答えが出ているわけではございませんが、小体連も組織を今後どうするかについては、もう少し時間をかけて検討していくというふうに伺っておりますので、市といたしましても、

小体連の動向に注目してまいりたいと存じております。もし、小体連の組織がこれまでどおり存続されるようであれば、今回の移行により設置される部活動クラブは加入できる可能性が残っているというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 小体連のほうも、今後どうするかについては、もう少し時間をかけて検討していきたいということでもありますので、その動向については見守っていききたいと思っております。

それでは、現在進められております運動部活動の社会体育移行と、現在あります少年クラブとかスポーツクラブなどがあると思いますので、そのかかわりや関連については、今後どのように行っていきたいというふうに考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

既存のスポーツ少年団や総合型スポーツクラブとの関連でございますが、運動部活動の社会体育移行の受け皿として、本市にも既に確立されたスポーツクラブがございますので、児童及び保護者がスポーツに親しむ、あるいはスポーツを楽しむというレベルから、さらに一段高いレベルで取り組むことを希望している場合は、より専門的な指導者を有するスポーツ少年団や総合型スポーツクラブへの加入が望ましいと考えております。

活動場所が学校外であったり、活動時間が夜間、または休日になったりすることが多いと存じますので、そのあたりは、保護者の協力が必要になってまいりますが、現在もそうありますように、放課後活動としての部活動と、スポーツクラブの二足のわらじを履くことも選択肢としてあってよいのではないかと存じておるところでございます。ただ、本市といたしましては、運動部活動に所属している児童やその保護者のためにも、これまで各小学校で継続されてきた部活動をできるだけ存続させたいという思いもございますし、スポーツに親しむ、あるいはスポーツを楽しむという水準で活動することを望む児童や保護者のためにも、児童の発育、発達段階に応じた運動部の設置もかなえたいと存じておりますので、放課後の運動部活動の存続、あるいは新規開設に向けて意欲的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 既存のスポーツクラブは、一步前の技術力を身につけるという形では必要な分でないかと考えておりますし、学校の部活との関連、これについては2つの方向があると思います。今までは、小学校の運動部活動の移行についてのみの検討というふうになっていただろうと思います。しかし、小学校の部活動には運動系と運動系以外、文化系と言いますか、そういう形の部分もあると思いますので、その運動部関係以外の部活動について

は、どのように考えておられるのかお尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

小学校の運動部以外の活動につきましては、小学校により異なりますが、現在も音楽部や美術部、パソコン部などがございますので、こうした文化的な部活動の設置も視野に入れております。これまでは、県の方針を受けて、運動部活動の指導者のみを募集しておりましたが、児童の放課後活動の支援の一環として、さまざまな文化部の設置の可能性も早急に検討してまいりたいと考えております。指導者の募集につきましても、改めて取り組みたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） やはり児童の中には、体育系が苦手とかいう子供もおられると思います。また、いろいろな面での文化系と言いますか、そちらを希望する児童もたくさんおられるのではないかとこのように考えます。これについては、今言われたように、どちらも同時進行という形で検討をお願いしておきたいと思います。

最後の質問に入ります。

今後、移行までのスケジュールはどのようになっているのか。また、児童がけがをしないように、先ほどアンケートの中でもありましたように、安全面への対策や問題点、現在、小学校にある既存の部活動にかかわる道具などの使用や調達などの費用について、どのように考えておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今後のスケジュールでございますが、今月末で指導者の募集が一旦締め切りとなりますので、まずは、応募いただいた方々にお集まりいただき、今後の移行の進め方や活動場所及び種目の確認、小学生への指導のあり方などに関する説明会を開催したいと考えております。応募いただいた指導者の数につきましては、現時点では、先ほど申し上げましたように、十分な数ではございませんので、今後も継続して募集の呼びかけを行い、説明会も随時実施してまいりたいと思います。

その後、さきに申し上げましたが、各校区の検討委員会をはじめ、学校、PTAなど関係機関への状況報告を行う予定でございます。あわせて、実施種目の検討を行ってまいります。また、指導者の研修会なども実施したいと考えているところでございます。こうした関係機関との課題解決のための協議につきましては、移行が完了した後も定期的で開催できればと考えているところでございます。

平成30年度は、教職員の指導による部活動から、新しい指導者による部活動への転換を図る新旧交代の時期として位置づけ、教職員と新指導者との合同の指導を行いたいと考えております。児童や保護者の理解と信頼を得られるように、徐々に、しかしながら、しっかりと

バトンが渡せるように進めてまいりたいと考えております。

そして、平成31年度が小学校の運動部活動の社会体育移行元年となるわけですが、まだまだ未知の部分がございまして、新しい部活動が安定的、かつ持続的に運営できるようになるまで多少時間がかかるかもしれません。それでも児童にとっては、生涯にわたるスポーツライフの入り口に当たる大切な時期でございまして、実施体制の確立、定着が実現するまで、地域の皆様の協力を得ながら、人吉型の小学校運動部活動のスタイルの確立を目指して、継続して取り組んでまいりたいと存じております。

次に、安全面での問題についてでございまして、事故防止、トラブル防止のために、徹底した安全教育と指導者研修を実施することが重要になってくると考えております。けがや事故が発生した場合に備えて、保険に加入しておく必要があると存じておりますので、このことも検討しているところでございまして。また、各種目の道具などの調達についてでございまして、既存の道具の譲渡や助成制度の活用など、できるだけ保護者の負担にならないような方法を検討したいと存じているところでございまして。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 小学校の運動部活動の社会体育移行につきまして、あと1年10カ月程度でありますし、それまでの準備期間等も必要になってくるだろうと思っておりますので、それとあわせて、スポーツ関係だけでなく文化系と言いますか、そういうものも先ほど述べましたように、並行して、スムーズに移行できるように進めてもらうようお願いしまして、これで私の一般質問を終わります。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 皆さんこんにちは。1番議員の日本共産党、塩見寿子です。

まず、質問を始めます前に、私が通告をしておりました項目の市民の声よりの中の矢黒町の岩石対策については、議長のお許しをいただいておりますので、取り下げさせていただきます。よろしく願いいたします。

今回の一般質問は2項目になりました。

初めに水道料金、人吉市水道事業運営審議会答申について質問します。次に、市民の声より、放課後等デイサービスについて質問をします。

1項目めは、水道料金についてです。

5月12日、人吉市水道事業運営審議会から答申が出ました。そして、水道料金の不公平感の解消については、基本水量制を廃止し、基本料金を一律80円値下げし、従量料金の段階的設定をすることによって、使用水量の少ない皆さんには、水道料金が引き下げとなっております。ところが、水道事業の安定経営の持続のためには、水道料金の改定が必要であるとの結論が出されました。答申書には、老朽化した施設の更新や管路等の耐震化など各種事業の必

要性、水道事業の経営状況及び水道料金に対する不公平感から判断し、水道料金を改定、おおむね10%引き上げることが必要であると書かれています。

そこで、この水道料金の値上げによって、市民の暮らしはどうなるのでしょうか。水道料金を10%値上げすると、標準的な世帯で幾らになるか。それは水道料金だけの場合と、水道料金と下水道料金を合わせた場合は幾らになるか、お尋ねします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

今、議員のほうで、御質問の中で答申の内容についても若干御紹介いただきましたが、初めに、現況と答申の内容を少し触れさせていただきたいと思います。平成29年5月12日に人吉市水道事業運営審議会からいただきました答申は、昨年の9月、水道事業の安定経営の持続と、水道料金の不公平感の解消という、2つの大きな課題から、水道料金のあり方についての市長からの諮問によるものです。

本市の水道施設は、給水開始から60年を迎えておりまして、老朽化した施設の更新や管路等の耐震化などによる事業費の増が見込まれております。また、節水意識の高まりや高齢者を中心とした単身世帯等の増により、結果的に月当たりの使用水量が現在の基本水量である10立方メートル以下の世帯がふえている状況でもあります。答申内容の詳細につきましては省略させていただきますが、人吉市水道事業運営審議会におかれましては、答申いただくまでに現地視察も含めて7回審議会を開催いただき、熊本地震の経験も踏まえ、老朽化対策や災害対応等の必要性から、また、激変緩和も考慮して、基本水量を廃止しながらも、使用水量が少ない世帯——月当たり8立方メートル以下になりますけども、少ない世帯には現行以下の料金になるよう配慮し、おおむね10%の引き上げをお願いする内容となっております。

それでは、一般御家庭用である口径13ミリで、月20立方メートル御使用いただいた場合の現行と答申、それぞれ上水道だけの場合と下水道使用料も含めた場合の料金を税込みでお答えいたします。

初めに、上水道だけの場合でございますが、現行2,386円、これは県内14市で一番安い料金となっております。ちなみに、県内14市の平均は3,161円です。答申どおり実施した場合は、249円アップの2,635円で、県内で7番目の料金となります。

次に、下水道使用料も含めた場合でございますが、現行6,166円で、県内14市で7番目の料金となっております。県内14市の平均は6,363円です。答申どおり実施した場合は、同じく249円アップの6,415円で、県内で11番目の料金となります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 使用水量が20立方メートルの標準世帯では、現在2,386円の水道料金が2,635円に249円上がり、14市の中では、一番安い料金から7番目の料金になります。下水道料金と合算すると、現在は6,166円の合計金額が6,415円に249円上がり、14市では7番目



げが予定されているのではありませんか。10%値上げされた水道料金から8%値上げされ、再び8%値上げされるとなると、現在の料金から27.44%の値上げになるんです。第一、賃金や年金が10%、8%、8%と上がっていくわけではなく、収入はそのまま、水道料金だけが粛々と上がっていくのです。人吉市は給料は安いのに税金や公共料金が高いという声をよく聞きます。ますます住みにくいまちになってしまうのではないかと心配です。今回の値上げは、今回だけではとどまらず、連続値上げが待っていることが明らかになりました。27.44%ものともない値上げになります。市民の暮らしを破壊する水道料金の値上げは避けられないのでしょうか。

では、次に、水道料金の値上げの理由を見ていきたいと思います。値上げの理由として、答申には、給水開始から60年を迎え、老朽化した施設の更新や管路等の耐震化による事業費の増加が見込まれているとありますが、この事業費の増加は、どんな事業で、どのぐらいの費用がかかるのか、お尋ねします。

○水道局長（中村則明君） ただいまの御質問にお答えいたします前に、一番最初の質問でございました、上水道だけの現行、答申並びに下水道料金まで含めた現行と答申の順番につきまして、若干わかりにくかったということがございます。上水道だけの場合、現行で、県内14市で一番安い料金となっています。その後の順番の安いほうからの順番ということがございます。上水道だけの場合、答申どおり実施した場合は、県内で7番目の料金となります。下水道使用料も含めた場合は、現行で、県内で7番目です。答申どおり実施しますと、合わせまして、県内で11番目の料金となります。わかりづらい表現で申しわけありませんでした。

それでは、塩見議員の事業費の増加についての御質問にお答えいたします。

今後10年間、平成29年度から平成38年度までの事業費、建設改良費ということでお答えいたします。なお、この建設改良費につきましては、平成27年度に策定しました人吉市水道事業ビジョンで、概算となる事業費の算出を行っているところでございます。また、管路及び施設の改築、更新につきましては、基本的には法定耐用年数で更新するのではなくて、できるだけ延命化を図り、特定の年度に事業費が集中しないように平準化をし、更新する計画としております。

初めに、管路につきましては、送水管、配水管の改良を予定しておりまして、10年間で17億4,000万円でございます。年平均では1億7,400万円となります。次に、施設でございますが、10年間で10億7,717万円でございます。年平均では1億771万7,000円となります。主な施設の建設改良費でございますが、平成30年度から平成31年度に原城配水池の改築、更新を予定しておりまして、4億600万円と見込んでおります。次に、平成34年度から平成35年度に茂ヶ野水源に浄水施設である紫外線処理設備の新設を予定しておりまして、1億6,200万円でございます。次に、平成36年度から平成37年度に茂ヶ野水源と同じく、古仏頂水源にも浄水施設であります紫外線処理設備の新設を予定しておりまして、1億200万円でご

ざいます。そのほか、各水源地、各配水池、各ポンプ場の電気、機械、計装設備の更新を予定しております、4億717万円でございます。管路及び施設を合わせた今後10年間の建設改良費でございますが、28億1,717万円と見込んでおります。年平均では2億8,171万7,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 管路の更新に17億4,000万円、施設関係で、原城配水池の改築、更新で4億などを初めとする10億7,717万、今後10年間の総額で28億1,717万円の建設改良費が必要になるということがわかりました。年平均では2億8,171万7,000円に建設改良費が増加するとなると、問題は、どこから財源を持ってくるかということです。

財政シミュレーションを見てみると、建設改良費はふえているのに企業債はふえていません。企業債は、ずっと4,000万円のままで。通常なら、市では建物や道路をつくるときには起債をするのではありませんか。そこで、企業債をふやして、水道料金の値上げを避けることは検討されなかったのか、お尋ねします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

お尋ねの企業債の発行増の検討ですが、まず、現在の状況を御説明いたします。

平成27年度決算で、発行総額19億8,180万円で、未償還残高が11億846万3,386円でございます。平成22年度に企業債利息削減のために繰上償還を行った際に策定しました経営健全化計画、これは平成22年度から平成26年度までのものでございますが、この経営健全化計画では、毎年度の発行高を3,000万円から4,000万円と定めておまして、現在も引き続き、送配水管改良工事に4,000万円を充てています。大まかな表現になりますが、毎年度4,000万円をお借りしながら、ここ数年は約8,000万円をお返しして、未償還残高を減らしている状況です。償還計画では、徐々に毎年度の償還額は少なくなり、平成38年度では約5,900万円と予定しておりますので、毎年度約200万円ほど少なくなってまいります。給水収益は、それ以上の減少、毎年度約360万円の減少と見込んでおまして、現在の償還自体も余裕のあるものではございません。こういう状況でございますので、現時点では企業債の発行をふやすことは考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 企業債の発行をふやすことは考えていないとの回答でしたが、値上げを避ける選択肢として、起債の増加のほかにも例えば一般会計からの繰り入れ、起債と繰り入れの組み合わせなどの方法があるのではないのでしょうか。

それでは、起債をしたときのシミュレーションはされたのかどうか、起債と繰り入れを組み合わせたときのシミュレーションはされたのかどうか、また、人吉市水道事業運営審議会

にそれらのシミュレーションは示されたのかどうかもお尋ねします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

本市の企業債の状況は、先ほどお答えしたとおりでありまして、人吉市水道事業運営審議会に提出しました資料では、毎年度の企業債額は4,000万円と固定しておりましたので、増額した場合の財政シミュレーションはいたしておりません。

企業債に関する考え方でございますが、企業債の償還に関しましては、何の補填もございません。今議会で新市庁舎に対しまして、一般単独災害復旧事業債という非常に補填の率がいい起債の話があつておりますけれども、企業債の場合には何の補填もございません。純粋に借金でございます。事業開始当初や拡張期におきましては、世代間の負担の公平の観点から企業債に頼ることが一般的であると存じますが、現状では、維持あるいは縮小の時代を迎えておりますので、後世に負担をかける企業債の増額に関しては、現時点では考えていないところです。

また、繰り入れの話もございました。繰り入れに関しましては、地方公営企業は、経営に要する経費は、経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされています。しかし、地方公営企業法上、その性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、例えば消火栓、あるいは3月に補正をお願いしました一般会計から水道局に異動してきました職員の退職手当の一般会計の期間の分の額等、また、その公営企業の性質上、能率的な経営を行っても、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計の繰り出し基準を総務省が定めており、この基準内であれば、繰り出した一般会計へある程度の財源措置が行われます。しかしながら、繰り出し基準に該当しないものについては、何の補填もございません。繰り出し基準の中に、上水道の高料金対策に要する経費というのがございますが、基準が1立方メートル当たりの資本費が144円以上、給水原価が251円以上で、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業となっております。

本市の資本費と給水原価の現状ですけれども、平成28年度決算見込みで、資本費は49.47円、給水原価は125.53円となっております。基準値の半分ぐらいの額でございます。該当しないものでございます。以上のことより、一般会計からの繰り入れを想定したシミュレーションも行っておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） つまり値上げを回避するために起債をすること、起債を増額すること、あるいは繰り入れと起債を組み合わせたときのシミュレーションは示されなかったということです。審議会には、水道料値上げのシミュレーションだけしか示されなかった。審議会には、メリットもデメリットも含めて、いろんなシミュレーションを提案して論議すべきでは

ないでしょうか。その点で、十分な審議はできなかつたと私は考えます。

先ほど、独立採算が原則であるという企業会計、公営企業会計のあり方についてお話をされましたので、私も独立採算制度についての考えを申し述べさせていただきます。

赤字になるから水道料金を値上げするというのは、全て受益者である利用者の負担にしてしまうやり方です。受益者負担主義を貫くと値上げは当たり前になります。例えば、体育館が老朽化したから建てかえるとします。国や県や市の補助金を求めず、建てかえの費用を全部受益者である利用者の負担で賄おうとしたら、利用料金の値上げになってしまいます。体育館の場合、利用料がはね上がって高くなったから体育館を使わない。そんなこともできます。しかし水は、水がないと生きていけません。水は生活に欠かせないものです。命にかかわる公共的な、その施設の建設を利用者である市民に負担を求めるといのはいかがなものでしょうか。こんなふう受益者負担には限界があるのではないのでしょうか。

地方公営企業法の第3条には、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と規定されています。水道事業の本来の目的は、公共の福祉の増進であり、値上げをどう抑えるかをもっと真剣に考えなければならないと私は思います。

市長は、今年の3月議会で、本村議員から、格差と貧困が拡大している認識はないのか。と問われたとき、さまざまな場面で、そのような現実直面し、市長として、政治に携わる者の一人として、非常につらく、無力感にさいなまれるようなときもあるとお認めになりました。市長の肉声が伝わった発言だったと思います。生活が厳しくなっているときだから、水道料金を値上げして、重税感や負担感をふやすことはしてはならないのではないのでしょうか。

そこで、市長にお尋ねします。値上げをしないシミュレーションや値上げを抑えるシミュレーションがない中での審議に基づく値上げは提案するべきではないと思います。市長は、いかがお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

昨年9月に、水道事業の安定経営の持続と、水道料金の不公平感の解消という、2つの大きな課題を踏まえ、水道料金のあり方について、人吉市水道事業運営審議会に諮問させていただきました。先ほど水道局長からも述べましたとおり、審議会におかれましては、現地視察も含めて7回審議会を開催していただき、答申をいただいたところでございます。

審議経過につきましては、キーポイントを捉えて、水道局から報告を受けておりましたが、使用水量が少ない世帯に配慮しながらも、全体では引き上げをお願いするという一方で、相反する部分もあり、どのように審議をまとめられるのか着目をいたしておりました。

答申内容につきましては、これまでの御質問や答弁での内容のとおりでございますが、審議会におかれましては、しっかり御議論いただき、慎重審議を経て答申いただけたものと存

じます。企業債等に関する考え方につきましては、水道局長が答弁したとおりでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） まず、審議会の皆さんが7回も話し合いを持たれて、この結論を導き出されたということには、本当に重いというか、大変な御苦勞があったと思います。その話し合い自体には敬意を表します。そして、この答申で、小水量の皆さんへの値下げにつながった。そういう配慮があることもわかります。しかし問題は、審議会の話し合いの場に、値上げを最小限に抑える、値上げをしない、そういうシミュレーションが最後の最後まで追求されたのかということです。資料を示されなかったら、審議会では、そういう御意見は出にくいのではないのでしょうか。

人吉市は、自然条件に恵まれて、湧水や豊富な地下水で水源を守り抜いた皆さん、そして水道局の携わってきた皆さんの努力があつての人吉市のいい水です。それに対して誇りを持っておられる方たくさんおられます。値上げありき、全ての選択肢が示されず、まさに値上げありきの審議になってしまったことが残念です。市長は、この答申による値上げの提案はすべきではないと強く求めて、水道料金についての質問を終わります。

2項目めは、市民の声より、放課後等デイサービス事業について質問をします。

先日、新聞に放課後等デイサービスの事業所の宣伝チラシが入っていました。新しく事業を始めるところが相談会を開催するお知らせのチラシでした。このような広告を見たのは初めてでしたので、関心を持ちました。また、平成29年度の市の一般会計予算には、障害児通所支援事業給付費として7,898万円の予算が計上してあります。公費が投入されている事業なので、放課後等デイサービス事業について取り上げました。

まず、初めに、放課後等デイサービス事業の概要と、事業所の運営についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆さんこんにちは。きのうは機会がなくて答弁ございませんでしたけれども、本日が初答弁となります。よろしく願いいたします。

それでは、塩見議員の御質問にお答えいたします。

放課後等デイサービスの事業概要についての御質問でございますけれども、当事業につきましては、平成24年の児童福祉法の改正に伴い創設された事業でございます。当事業は、障害児通所支援事業の中の一つで、療育の必要な障がいを持つ児童・生徒を対象に、平日の放課後や夏休みなど長期休暇において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に実施することにより、対象者の自立を促進するとともに、放課後等の活動の場となるものでございます。対象者となりますのは、6歳から18歳までの就学児童・生徒で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び医師の意見書等により、療育が必要と診断された方々でございます。

具体的なサービスの提供内容といたしましては、メンタルトレーニング、図画工作、料理、

ダンス、他のグループとの交流や余暇の提供などでございます。また、そのサービス提供に当たる事業所は、県の指定を受けた障害児通所支援事業所で、現在、人吉市内に5事業所、球磨郡内に9事業所の人吉球磨圏域では、合計14の事業所がございまして、事業所の利用定員は、球磨圏域におきましては、ほとんどの事業所が10名となっております。事業所の人員配置につきましては、平成29年4月から指定基準の改正もございまして、管理者1名、児童発達支援管理責任者が1名以上及び児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者が利用者定員10名までにつきましては2名以上の配置が必要となっております。

なお、障害児通所支援事業の財源といたしましては、事業費から、利用者の負担分を除きました国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1、市の負担が4分の1でございます。

また、本市の平成28年度の利用実績は、年間の延べ653名でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 平成24年に児童福祉法が改正されて、新しく参入する事業所がふえて、人吉市には、今5つの事業所があるということでした。そのふえた結果、中には開設したものの休止したという例も聞いています。そこに通っていた子供さんは、どうされたのでしょうか。子供さんも保護者さんもお困りだったと思います。

そこで、放課後等デイサービス事業の成果と課題についてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

放課後等デイサービスの成果といたしましては、発達障害や身体障害などの障がいのある方々が未就学児童の支援事業でございまして児童発達支援から継続的に支援を受けられることで、早期療養が確立されますことや、集団生活になれることで社会生活へ向けた訓練につながられているものと考えております。また、課題につきましては、事業所と各学校との連携強化や事業者間で異なる療育内容の統一、向上、児童生徒個々の特性に応じた療育の提供などが上げられます。これらの課題につきましては、現在、人吉球磨の福祉、教育、保健、医療等の療育関係機関で構成しております球磨地域療育ネットワーク会議におきまして、検討会の開催や事業所を対象とした研修の実施により解決に努められているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 関係者の方から聞いた話を紹介します。放課後等デイサービス事業は、ビジネスではないのに、うちに子供を回してくださいと冗談まじりで言われ、何ということをするのかとあきれてしまったとか、子供の発達にかかわる療育は大変な仕事なのに、それを理解して事業所を運営されているのだろうかとか、事業所が安易な考えで申請してはいないか。県は、書類が整っていれば、簡単に指定しているのではないかなどと、現状を懸念する声を聞くことがあります。市としても、放課後等デイサービス事業に対してもっと積極的

なかかわりが必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

全国の状況に目を向けてみますと、ここ数年、指定事業所数の急増に伴いまして、一部で療育支援内容の質が低下していることや、単なる居場所となっている事例があると指摘されているようにございます。このような状況を受けまして、厚生労働省は、放課後等デイサービスガイドラインを作成し、また、省令の改正によりまして、事業所の職員配置基準の厳格化や自己評価結果の公表を義務づけるなどの取り組みがなされております。

市といたしましても、情報収集に努めますとともに、必要があれば、県へ実地指導の要請等を行い、市も一緒に同行するなど、積極的になかかわりを持ちたいと考えております。今後も真に療育の必要なお子さんが身近な地域で適切な療育を受けられるように支援していくとともに、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、質の確保にも努めてまいりたいと考えております。

また、関係機関が相互の連携を図ることにより、地域における情報や課題を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を進めることも重要と考えられますので、市、球磨地域療育ネットワーク会議などと十分に連携をしながら、支援の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 療育とは、丁寧な子育てのことなんですと、障がい児支援にかかわっておられる方が言われました。本来の放課後等デイサービスが行われていれば、子供さんにとっても、御家族の皆さんにとっても心強い支援になります。問題は、質の向上であることを認識し、市としても、先ほど言われたように適切な指導性を発揮されることを期待して、質問を終わります。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さんこんにちは。9番議員の豊永貞夫です。本日最後でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日通告いたしましたのは1項目でございます。観光行政、インバウンドについてでございます。

この件につきましては、午前中、宮崎議員が私の質問項目と重複する部分がございますけれども、割愛はせずに、そのまま質問させていただきますので、執行部の答弁のほど、よろしく願いいたします。

今年1月、日本政府観光局（JNTO）が発表した、2016年に日本を訪れた外国人旅行者数は、推計で、前年比22%増の2,403万9,000人で、統計をとり始めた1964年以降最多の訪日外国人旅行者数になったとの発表がされました。2013年に初めて1,000万人を超えてから、

2016年までの4年間で約2.4倍にふえ、昨年の熊本地震の後、一部で九州旅行を手控える動きが出るなど心配されましたが、すぐに持ち直し、今年2017年には、既に4月までの4カ月間で900万人を超えており、今年は3,000万人に迫る訪日外国人旅行者になるとの予想もされております。

政府は、2020年に年間4,000万人、2030年には、年間6,000万人の目標を掲げていることから、さらにふえていくことが予想され、経済波及効果もはかり知れないものがあります。

観光庁が発表した訪日外国人消費動向調査によると、平成28年の訪日外国人旅行消費額は3兆7,476億円で、前年比で7.8%増、1人当たりの旅行支出は15万5,896円で、前年比で11.5%の減と発表がされております。

近年、爆買いという言葉も生まれましたが、あくまでも東京、大阪といった限られた大都市エリアでの現象で、地方での爆買い外国人観光客は少なかったようであります。この爆買いも最近では激減し、現在の訪日旅行目的は、買い物中心よりも質や体験を求めての観光が主流になっているようです。最近、本市においても外国人観光客がよく見られるようになりました。先日も人吉城歴史館横の駐車場に大型バスが数台駐車され、アジア系観光客が城跡方向へ団体で歩いていかれるのを見かけました。2015年から本格的に八代港に寄港するようになった大型クルーズ船の影響もあると考えます。

今回の質問は、ふえ続けている外国人旅行者に対して、本市として、対応はできているのか。何ができるのかをお尋ねしたいと思います。

質問は、まず、本市へ来られている外国人観光客の状況をお尋ねいたします。本市を訪れる外国人観光客数として、それは団体なのか、また、小グループなのか個人なのか、宿泊されるのか、日帰りなのかをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

本市へいらっしゃっております外国人の観光客の宿泊、こういった数に関しての状況と形態ということでございます。まず、宿泊の数は一度申し上げておりますけど、確認の意味で申し上げたいと思います。平成26年が2,472人、平成27年が3,583人、それから平成28年は現在集計中ということで、これは約7,600人を見込んでいるということでもあります。

それから形態でございますが、どういう形で人吉にいらっしゃるか、人吉城跡なんかも、今、クルーズ船の観光バスでいらっしゃってるわけですけども、そういうぐあいにさまざまな形態がございます。これは観光客数、宿泊等は観光関係者に聞いてのものでございますけど、形態は、まず、団体のツアーもありますし、家族とか友人とかいろいろあるわけですけど、一つの特徴は見てとれるわけなんです。この一つの特徴といいますのは、議員がおっしゃったように、八代から来るクルーズ船というのは、ほとんど中国の方です。私も先週、このクルーズ船、視察に行っていました。そこで、八代市国際港湾振興課の担当者に聞きましたら、9割以上は中国人の方ですということでした。ただ、この方々は宿泊はいたしま

せん。全部宿泊は船の中でやりますので、どちらかというとい日帰りという形になってしまいます。それから韓国の方の場合、一つの特徴がございまして、この方々は、大体小グループが多いのかなと。一つは、韓国といいますのは、冬場になりますと、大変寒くてゴルフができない。その点、九州に来るとゴルフができます。人吉球磨にはゴルフ場がございまして、そういった一つの特徴があるということです。それから私ども観光協会と一緒によく、SL人吉のお出迎えをいたしております。そのときに気づきますのが、台湾や香港の家族連れが多い、これが一つの気づくことであります。このことは、熊本県が台湾や香港、韓国もそうですけれども、交通政策を行っておりますので、その結果と私どもは見ております。

それから先日、私初めて見かけましたが、欧米系の方が、錦のイオンの横で、国道のところだったんですけども、いわゆるバックパッカーの方がヒッチハイクされておりました。こういう方もいらっしゃるんだと、そういうぐあいにさまざまな方がいらっしゃるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 宿泊数については、午前中の宮崎議員への答弁の中でもありましたが、やはり、かなりふえてきているのは間違いございません。いろんな形態があるということで、欧米の方たちは個人での旅行というのはかなりふえていると思いますけれども、団体というのは、やはり中国の方が多いというのが今の答弁でもわかったとおりでございます。先ほど午前中の中でも、宿泊数しかわからないという、観光統計調査での答弁だったと思いますけれども、各宿泊施設はそれぞれあると思いますけれども、それぞれの宿泊施設の中では、そういったいろんな人数だったり団体、いろんな国別とか、そういったものの調査というのはされているのでしょうか。お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

内訳でございます。これは現在集計中ではございまして、この平成28年の先ほどの数字の内訳で申し上げますと、アジアからのお客様の占める割合が一番高い。国別の上位順で申し上げますと、香港が37%でございます。それから台湾が26%、大韓民国が18%と、この3カ国だけで81%でございまして、そのほかに欧米でしたら、4.46%、この方々もいらっしゃることは当然あるわけです。それからオセアニア地区になりますと1.07%と、こういうぐあいに、数値は今のところは集計中ではございますが、一応把握はいたしておるところでございます。今申し上げましたパーセンテージが出ておりますが、先ほど申し上げましたように、香港、台湾、韓国というのは熊本県の交通政策が一番大きく関係しているということでございます。韓国につきましては、地震があったときに一時ストップして、お客様が非常に来なくなった時期もございました。その間、熊本と韓国の定期航空路は現在のLCC格安航空のティーウェイ航空が就航いたしておりますし、また、台湾－熊本間では、熊本－高雄線は地震後いち

早く回復していただいたという効果もありまして、台湾からは非常に多く来ていただいていると。それから香港－熊本間もあるわけですが、現在休止をいたしております。残念ながら、休止している関係はありますが、ただ、鹿児島空港からは非常に多く香港便というのがありますので、熊本県は、こちらの誘致を現在進めているところもありまして、そういった割合も反映しているのではないかと考えております。

以上、本市といたしましては、こういった、今、アジアに力、一番多いわけでございますので、宮崎議員のときにも申し上げましたが、くまもと県南観光連携事業実行委員会、こういうところで、台湾とか香港、韓国、それとクルーズ、こういったインバウンド対策にも取り組んでいる、その結果がこの割合に反映しているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） データ集計中というのもありますので、今後、そのデータの調査結果のこともいずれまた質問させていただきたいと思っております。宿泊施設によっては、調査をされていることはわかりました。香港、台湾が多いということで、中国が一番多いのかなと思っただけですけれども、香港、台湾が多かったというのが意外なところでもあります。やはり、こういった調査というのは、宿泊外国人に対する調査というのは、今後のインバウンド戦略にも重要になってくると思っておりますので、ぜひこれは続けていただきたいと思います。最近、大型バスで観光客が来られているのは、やはり八代港に入港するクルーズ船からの観光客だと思われまして。これは今先ほど言われた団体の中国の方がほとんどだということでございますが、御承知のとおり、熊本県とクルーズ船運行の世界大手ロイヤル・カリビアン・インターナショナルとの連携により、本格的なクルーズ船が来るようになりました。この本市へのクルーズ船の影響はどのように分析されているのか、お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

八代港クルーズ船の影響分析ということでございます。この件に関しましては、熊本県の国際課が一番の所管となっております、球磨地域振興局の総務振興課を通じてお尋ねをいたしております。

クルーズ船は、平成27年が11隻、これは八代港に来ております。それから平成28年、去年は10隻の寄港でございましたが、今年は75隻が寄港予定であると。6月7日の時点でございますけれども、現在もう20隻が寄港しております。先日、日曜日にはたしか2隻ほど一気に来ております。これでおりましたお客様方は、県内の各市にバスで来られるわけございまして、これは大型バス観光ツアーということで、議員もそれはごらんになったという、その件でございまして、人吉方面には平成27年はございませんでした。平成28年に約30台の大型バスが来ております。それから今年は、5月末で既に36台のバスが来ているところでございます。この方々、大体比較的短時間の観光見学が主でございまして、直接的に物をたくさん買

っていくとかいう、これは地元では、余り至っていないというところでございます。今年は75隻が来ると私申し上げましたが、クルーズ船を先週見てまいりましたが、16万トンの船が1隻入っております。16万トンといいますと、大体どういう大きさなのかよくわからないと思いますが、これ全長が340メートルの船でございます、人吉橋から大橋までの大体この長さと思っていただければ結構でございますので、大体これぐらいの大きい、大体11階建てのビルぐらいの船が来ると。県庁みたいなのが船で来るとしていただいたらわかりやすいと思います。

先ほど、影響分析のこと、もうちょっとついでに申し上げますと、どちらかといいますと、大型バスでいらっしゃる方々は、無料で入れる城跡とか公園、こういうところが多くツアーの内容には含まれておまして、船をおりてから、バスが到着する、目的地まで大体3時間ほどかかるんです。船からおりてバスに乗り継ぐまでに結構時間かかりまして、それからまた、熊本城に行ったり、人吉に来たりとか、さらに時間がかかるということでもありますので、そんなに余裕のあるようなものじゃないなと私どもは見ておりました。また、こういった無料の城跡とかを回った後で、その中に1カ所だけ、これは寄港日に合わせて限定開店する外国人向けの免税店がございますので、こういうところで買い物していくパターンと。なかなかこの人吉球磨での地元での効果というのは少ないのかなということもございます。また中国元を持っていらっしゃる方もいますので、これが直接使えないんです。歴史館に一度来られたそうなんですけども、元なものだから入れないんです。日本円じゃないので。そういうところもございまして、今後の課題といたしまして、私ども熊本県や観光協会へそういったインバウンド対策としても考えていくことにいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今年に限っては、もう既に36台のバスがクルーズ船の観光客を連れて人吉のほうに来られたということでございます。今後、今答弁ありましたとおり、まだ、クルーズ船はいっぱい来るようですので、最終的に、今年はかなり台数、観光客が来られるんじゃないかと見ておりますが、先ほど、船の大きさのことちょっと言われました。私もちょっと調べて、その大きさというのはわかったんですが、このクルーズ船に乗られる乗客定員が3,000人から4,000人ということで、かなりの方でございます。その乗船客がテレビ等でもありましたけども、100台近くの観光バスに分乗して、それぞれのコースで観光に行かれていますというのがニュースでもありました。この100台全部が同じ場所に行くということはないと思います。現在、この観光コースというのはどれぐらい設定されているのか。その中に、人吉球磨へのコース、これはどれぐらいあるのか、その状況をお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

観光コースということでございますので、かつては阿蘇も入ってたんですが、実は地震が

ありまして、阿蘇のほうは時間がかかるということで、阿蘇を中心だったものが、今度は県南のほうに変わってきておりますので、その点でお答えをいたします。

今現在、多くは八代城跡、それから日奈久温泉、御立岬公園、熊本城、それと熊本城にあります城彩園、それから水前寺公園、福田農園とかエコパーク水俣、こういうところも行かれています。遠くに行かれる場合もありまして、例えば太宰府天満宮とか、こういうところもあると。それからもち海浜公園とかえびの高原、高千穂、それから照国神社、こういう方面に行くこともあると聞いております。それから人吉球磨方面の訪問先といたしましては、これは人吉城跡ですね。それから青井阿蘇神社、鍛冶屋町通り、山江温泉もございまして、それから鍾乳洞にも行かれていますということでございまして、こういうところには必ず免税店が組み込まれておりまして、1カ所、そこで大体買い物していただくということになってます。6月11日に、11万トンと16万トンの船が2隻来たんですけども、そのときに、1隻のほうで組まれてるコースが全部で14コースございまして、その14コースのうち、人吉関係が実は5コースありまして、青井阿蘇神社に行ったり、鍛冶屋町に行ったり、こういうコースそれぞれ組まれて5コースございまして、それからもう1つ、16万トンの船につきましては、こちらは19コース組まれておりまして、そのうち人吉球磨につきましては3コースございまして、こういうぐあいに、今いらっしゃってる方々、先ほど議員もおっしゃいましたように、3,000人から4,000人の大体そういう方々いらっしゃるわけですけども、このクルーズ船というのは、大体6日間程度回ってくるショートクルーズでありまして、上海から韓国、日本、こういうところを回ってくるものでございまして、料金は私もびっくりしたんですが、大体5万円ほどだと聞きました。そういう方がいらっしゃると。ただし、上陸してからの宿泊はございませぬので、こういうところで観光地を回っているというところでございまして、

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） コース自体は、人吉球磨にもあるようでございまして、ただ、先ほども答弁がありましたとおり、見学だけで、時間が来たら次の目的地へ行くという、また、買い物は免税店でされると。これでは地元に対する経済効果というのは、もうゼロに等しいものがあるんじゃないかと思っております。今年の3月に国土交通省の観光庁が、平成28年の訪日外国人消費動向の調査結果を発表されています。その中で、訪日外国人の旅行支出として、冒頭でも述べました、1人当たりの旅行支出は、平均で15万5,896円となっており、内訳は、宿泊料4万2,000円ほど、飲食代が3万円代です。交通費が1万7,000円、娯楽サービスが4,725円、買い物が5万9,323円、その他で320円、これは平均です。国別で、旅行支出が一番多いのは、その統計では、オーストラリアが24万6,866円、中国が23万1,504円、3番目にスペインで、22万4,072円でございました。その中で、買い物が一番多かったのが中国でございまして、12万2,895円と、やはり爆買いは少なくなったとはいえ、中国の方の買い物と

いうのは、まだまだあるような部分でもございます。ただ、前年比では18%の減となっております、中国ですね。やはり減ってはいるようでございます。観光客の旅行目的も爆買いも減少し、観光、レジャーが一番になっているようでございます。特に日本に来られるのが2回、3回と訪日回数がふえると、いろいろやってみたいという体験型の観光をされることが多くなるようでございます。八代港へのクルーズ船入港時間は、朝の7時、8時、9時、午前中の早い段階に来られて、3時間ほど移動する時間がかかると言われましたけども、出航時間が夜の19時から23時と、夜遅いんですね。全体的に約10時間から12時間の長めの滞在時間をとっているようでございます。クルーズ船の若い年代層の方たちもいるかと思しますので、人吉球磨にコースが設けてあったということでございますので、PR次第では、球磨川下りだったり、若者に人気のラフティング、そういった体験型のコースをつくって、観光へつなげないかと思いますが、その考えについてお尋ねしたいと思います。また、現在、くま川下り株式会社の現状として、外国人観光客の利用状況をお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

球磨川下りとかラフティング、こういうところにインバウンドの関係ということでございます。現在行われておりますツアーというのは、議員もおっしゃいましたように、スケジュールに大変制約はあるけども、ある程度時間というのがありますので、これをいかに活用するかと、今のところはどうしても買い物が主になっておりますから、これを何とか変えたいと私たちも思っているところであります。球磨川下りのラフティングがどっちかと言いますと、外国人には一番興味があるのかなというところがありまして、現在の球磨川下りの数字を申し上げますが、球磨川下り全体で、平成26年度に4,706人、それから平成27年度が4,354人と、平成28年度、ちょっと少なくても1,418人でございます、これが全体の数なんです。この中に外国人の数、正確に把握してないということでございますけれども、一番香港とかアジア系が多いので、この辺のところからのお客様はいらっしゃってるという報告は私どもは話を受けているところでございます。正確な数はちょっと把握してないということでございます。

それから、今おっしゃいましたラフティング関係です。例えば、欧米系の話もされましたが、ニュージーランドから、業者によっては、そこをターゲットにしてお客様を呼んでるといふ業者もあるということは聞いております。

御質問いただきました、自然を体験する中で、球磨川下りとかラフティングといった体験型の観光、こういったものを新しいコースといたしまして、私たちも関係機関、団体と緊密に連携を図りながら、積極的にPRを行いまして、誘客促進につなげていきたいと。また、クルーズ船対策につきましては、これは熊本県が、今度クルーズ船対策としまして、外国人向けツアー商品の開発を、このたび予算をつけて調査するという企画がございますので、そのような企画の中に、私どもといたしましては、球磨川下りとかラフティングをつなげていけないのか、また、インバウンド対策といたしましても、先ほど申し上げましたくまもと県

南観光連携事業実行委員会もごございますので、こういうようなところにアピールをして、何とか取り組めないかということで考えております。

それから、今議員もおっしゃいましたように、今、物から体験、このように形態が変わってきておりますので、私どももこの体験と日本らしさ、ここしかないもの、日本に行けば、ここでしか味わえないもの、そういうものを外国人の方が利用しやすい仕組み、こういったものも検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 球磨川下りについてのデータというのがとれてなかったということで、ちょっと残念です。といいますのも、人吉には、ラフティングの会社はかなりあります。20社近く。その中の1つ、最初につくったところ——ランドアースですけども、ちょっと訪ねてきました。外国人のお客さんの状況として聞きましたらば、やはりかなりふえてきたというのが答えがありました。人数的には100人以上、200人まではいかないけども、100人以上の、正確な数字はやはりとれてなかったんですけども、1シーズンで100人以上の方が来られたということでございます。その中で、一番多かった国というのがやはり香港でございました。先ほど球磨川下りの中でも香港とか、それまで香港という数がありましたけども、やはり香港、次に韓国、その次が中国ということで、香港というのが意外と来られてるんだなというのが、状況が今回の調査でわかった次第です。先ほど、香港—鹿児島間の飛行機がかなり来ているということでありました。その料金がちょっと聞いたら1万円台で来れるという情報が、私ちょっと調べてわかったんですけども、かなり安く、気軽に来れる状況になっているのが一つの要因かなと思っております。この1つの業者だけの人数ですので、ほかの会社も合わせたら、調べたら、かなりの人数が来てるんじゃないかと思っておりますので、今後、いろんな意味で、インバウンドを戦略的に考えるならば、どれだけの方が来ていらっしゃるかという情報は、データというのとはっておくべきだと思っております。宿泊施設にしても、データがなかなかとれてなかったということでございますので、その辺については、今後ぜひお願いしておきたいと思っております。

もう一つ、年代的には30代の方が多いということでございます。コミュニケーション言語は、香港は英語で通じるということでございました。来日目的は何かというのを聞いてもらったところ、まずは、日本に行きたいという方がかなり多いということでございました。何さま日本に来たいという、そういう理由で来られる方が1回目はおられるそうです。私もびっくりしたんですけども、やはり日本は人気があるというのが、これでわかった次第です。どうやってラフティングなり人吉の情報を知り得たかという情報源、これは香港の情報誌に載せていただいているというのと、ホームページの英語版、そういったので調べて来られたという人が多かったということでございました。そういったところも今後参考に戦略を立て

ていけば、意外なところから観光客もふえてくるんじゃないかと思います。日本三急流で、九州唯一のラフティングができる球磨川でございますので、ぜひPRをしていただきたいと、この件については要望しておきたいと思います。

それと人吉城跡に観光客がいっぱい来ていらっしゃるといのは答弁でもありました。この観光客の人数、そういったところは把握されているのか。また、人吉城跡を見学されると言われておりましたが、観光客の動線、どういったところを行かれて、見られるのか。そういったところがわかればお尋ねいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** 今、議員からさまざまな御提案いただきました。ありがとうございます。

それでは、人吉城跡についてのお答えをさせていただきます。

人吉城跡の観光客数、それから動線、見学先ということでございます。まず、観光客数の調査は、大変申しわけございませんが実施をしていないところであります。観光客の方、外国人の方も含めまして、自由に散策をされているところでございまして、この前日曜日、中国からのクルーズ船の車が約20台、人吉城跡に来たそうです。一度に来たんじゃなくて、9台、7台、4台とちょっと時間をずらして来たそうなんですけども、歴史の広場が非常にテーマパークみたいでゴッタ返していたと。修学旅行の人がどっと来た、あんな感じなんでしょうね。そういう状況があったということで報告を受けております。ただ、歴史館への入館はなかったということ、これは日本円を持ってきていなかったそうで、皆さん、元だったそうですので、元ではちょっと入れなかったものです。事前にわかっていたら、今後ある程度対策はとれるんですが、なかなか県の国際課も、直前になってしかこういう情報が来ないというのがありまして、それが突然、時間とか場所が変更されるとかいうのもありまして、なかなかつかみにくいところもあるわけです。それから、参考までに言っておきますけども、青井阿蘇神社にも行かれて、ここも非常にゴッタ返したと、隣の物産館あたりでは、道までバスが渋滞して並んでいたというのがあります。この方々、じゃあそこで何をしていたかという、例えば人吉城跡ではドローンを上げて、横断幕を持って記念撮影していたというのもあったそうです。それから青井阿蘇神社に行ったら、なぜか青井阿蘇神社職員の車——ミニクーパーとかワゴンRとか、そういう車の前で記念撮影していたとか、私どもの感覚とはちょっと違うところも、こういうところに興味を持つのかなというところありますので、そういうところは今後の参考にしながら、こういうところも私ども対策を考えていきたいと思っております。人吉城跡につきましては、球磨川沿いも、ぶらぶら歩くといいですか、そういう感じなのかなと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 9番。豊永貞夫議員。

○**9番（豊永貞夫君）** 人数的にはちょっとわからないけども、車の台数が20台ということで、

かなりの人数だというのだけはわかりました。先ほど部長のほうから、歴史館のほうには、なかなか入れる人は少なかったという答弁がございましたけども、次に、歴史館について、ちょっと質問したいんですけども、歴史館の入館者の中に外国人観光客がどれぐらい来られているのか、その辺についての入館者数の状況をお尋ねしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

人吉城歴史館の入館者数でございますが、平成27年度の入館者総数が1万5,788人、そのうち受付での会話などで判断して、外国人と思われる方が46人となっております。同様に、平成28年度の入館者数が1万4,072人、そのうち外国人と思われる方が194人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 平成29年度についてはどうですかね。現在までの人数というのはわからないですか。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

平成29年度も月別の統計、集計はしているんですけども、申しわけありません。手元に資料を持ってきておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 全体的な入館者数に比べたら、外国人の入館数というのは、やはり少ないようでございます。昨年については194人とふえてございますが、今年データは持ってこられてなかったもので、いずれまたお聞きしたいと思っております。

先ほど言いました、20台のバスツアーの中国人の方は、日本円を持ってなかったから入れなかったと。それもあろうかと思えますけども、時間に制限のあるツアーのお客さんですので、歴史館への入館というのは敬遠されている、有料でもありますので、敬遠されているのかもしれない。この歴史館のパンフレットがあろうかと思えますけども、外国版のパンフレットというのは――展示の資料の標記についてもでございますけども、何か国語の準備がされているのか。クルーズ船の観光客がいずれ来るのかもしれない。アジア系の方が多いということでございますので、そういった意味で、今現在、何か国語の準備がされているのかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

昨年9月にクルーズ船による欧米系の方々100名が来館という予約が入りましたので、それを機に、人吉城歴史館内に展示解説の英語標記を行いました。以後、解説を読んでいただくことで、外国人の入館者の方々の滞在時間が長くなったようでございます。平成28年度の外国人の入館者が先ほど194人というふうに申し上げましたけども、そのうちの半数以上の

111人が欧米系の方ということでしたので、現在のところ、英語の標記での対応となっております。今後の状況を見ながら、必要であれば、そのほかの言語の対応を検討してまいりたいと思います。

歴史館のパンフレットの外国語版は、現在のところ作成しておりません。こちらにつきましても、状況を見ながら、翻訳の作成等を検討したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 昨年の団体ツアーの英語版だけを準備して、ほかの外国語の対応はされていないということでございますので、今後、外国人の方が必ずふえてくると思います。特にクルーズ船からすると中国の方、あるいは韓国だったり、そういったところの言語というのは、やはりパンフレットなり、そういった資料の標記の部分は準備が必要じゃないかと思っておりますので、その辺については要望しておきたいと思っております。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。

○9番（豊永貞夫君） 次に、人吉城跡への売店の誘致の考えについてでございます。これは、市民の声でもございますが、他県のお城の観光地周辺には、お土産屋さんが結構あると思いますが、お土産店の誘致はできないか。これまでもそういう声はありましたけども、例えば今後、旧庁舎の解体をされますけども、そういったところの跡地にそういったところの設置とか、あるいは城跡外周辺の土地にそういった売店の誘致とか、そういったところはできないか考えをお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

文化財保護法により、人吉城跡は、国指定の史跡であるため、指定地域内でのさまざまな行為については、現状変更等許可申請を文化庁長官に提出し、許可を受けることが必要です。許可に当たっては、史跡の本質的価値を損なわないことなどが判断材料となっております。史跡人吉城跡保存管理計画第2版において、西外曲輪が便益施設などの区域とされておりますが、お土産店などの物品販売施設の整備については、旧庁舎跡地利用を先ほど触れられましたけども、旧庁舎が解体となって、その跡地利用とあわせて、今後策定する人吉城跡整備基本計画の中で、文化庁、熊本県教育委員会、人吉城保存整備専門指導会議、人吉市の各関係各部との協議を行い、検討していくものと考えております。

また、史跡の区域外ということも触れられましたけども、史跡の区域外には、適当な市有地、市が所有する土地がないので、その辺は対応が難しいかなと考えているところです。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 史跡外の周辺には土地がないので、市所有の土地がないので、できないということでございましたけども、今、答弁の中で、人吉城跡整備基本計画の中に、そう

いった施設の項目を入れて検討するという事で答弁を理解していいんですか。できる方向で考えることもできるという意味での計画の中の検討と言われたんですか。済みません、もう一回。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

先ほど、人吉城跡整備基本計画を今後策定するという中で、あそこの部分、旧庁舎一帯、それから歴史館がある一帯は、城内では西外曲輪という場所なんですけど、その部分が便益施設の区域というふうに申しあげましたけども、その便益施設の中には、あそこを史跡として活用するためのいろんな利便性を持った施設、例えば売店とか駐車場とか軽食をとるところとか、トイレとか、そういうものをひっくるめて便益施設と言いますけども、そういうのは、設置が可能だということで、できるということじゃなくて、そういう可能性も含めて、これからいろんな方たちと協議を重ねていくということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） そういった施設も可能になるような今答弁でございましたので、ぜひ、整備基本計画の中にそれを項目も入れていただければ、観光客がかなりふえてきていますので、そういった意味でも、ぜひお願いしたいと思っております。

売店といえば、人吉城歴史館の中に、平成21年に相良茶屋という名称の移動式販売店の屋台が2台設置されていたと思います。最近は見かけないんですけども、当時の新聞を、図書館の保存版をちょっと見てきました。平成21年の5月に工芸品のきじ馬、花手箱、球磨川下りの笠や人吉歴史研究などの書籍、くま川鉄道のポストカードや、記念乗車券など、土日・休日のみの販売との記事が掲載されておりましたが、平成21年の設置以降の利用状況と、現在の所在をお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

議員お尋ねの移動式物品販売台でございますが、平成21年度に水戸岡鋭治氏のデザインにより作成されたもので、人吉城歴史館の玄関内に設置して、歴史館で販売している書籍とかパンフレットなどの展示スペース、それから「人吉球磨は、ひなまつり」などの季節的な装飾展示や日本遺産人吉球磨関連の資料などを集めた展示などに活用してきたところでございます。しかしながら、人吉城歴史館で販売している物品は、書籍とパンフレット類のみであるため、移動式物品販売台の機能全般を有効活用できていないというような状況でございました。そこで、平成28年6月からくま川鉄道株式会社に貸与し、観光の窓口である人吉温泉駅のホームに設置し、くま川鉄道に乗車する観光客への各種商品の販売、パンフレット等の展示、また季節的な各種装飾に御活用いただいているところでございます。くま川鉄道は、水戸岡鋭治氏がデザインした車両やロゴマーク、ウェブページ、販売商品を持つことから、統一された美しいデザイン空間において、販売台としての機能を果たし、人吉市のイメージ

アップに寄与しているものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 昨年からくま川鉄道に貸与されているということでございますけれども、この貸与自体は何も問題はないんでしょうか。法的な部分とか、市の備品を貸し出すということでございますけれども、問題がなければという答弁でよろしいんですけども、貸与の期間、どれぐらいの期間貸し出しをされているのか、そういったところをちょっとお尋ねしたいのと、この最終決裁されたのは教育長になるのか市長になるのか、その辺についてもお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

この移動式売店ですけれども、財産の分類からいいますと、物品ということになりますが、物品ということであれば、人吉市物品会計規則にのっとって活用、運用すると、管理していくということになります。その物品会計規則の第16条に貸し付けについての規定がありますけれども、その貸し付けの条文に該当するという判断をしているところです。そのことについて、文書を取り交わしておりますが、覚書という形で、両方で文書を取り交わしているところですけども、その内容的には、1年間貸与して、双方から異議がなければ、1年間の更新をしていくという形での貸与ということで、そのことについて、最終的には市長決裁によって、その文書を作成して、取り交わしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 答弁聞くと、問題ないということで理解したいと思います。1年間の貸与期間で、更新もされていくということですけども、やはり人吉のお祭りも何か利用できないかなと思ったんですよ。そういった意味でも、今後の活用については、市では使わない方向で考えているのか、その辺について、今後の活用についてお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

市としての活用ということでございますが、この販売台がヒノキ製の重厚なつくりであるため、いろいろなところに移動させるのはなかなか困難だというものでございます。当面は、水戸岡鋭治氏がデザインされ、演出されているくま川鉄道の人吉温泉駅で御活用いただきながら、人吉市の情報発信を行ってまいりたいと考えているところでございます。あわせて、今後さまざまに活用の方法については検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今後、活用については検討もしていくということでございますので、ぜひ、人吉のお祭りとかにも活用できればなどは思っておりますので、御検討をよろしくお

願います。

最後に、さまざまな質問をしてきましたけども、人吉に来られる外国人に対する調査というのがなかなかされていないというのが全体的な答弁を聞いたところ感じたところでございます。いろんな今後のふえていくであろうインバウンドの戦略にかかわるいろんな情報というのはとっておくべきだと思いますので、ぜひ、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。そして、人吉への経済効果、これが一番重要になるかと思ひます。今のクルーズ船だと、もうゼロに等しいような経済効果でございますので、それを少しでも、やはり経済効果が波及できるような取り組み、いろんな意味で、お願ひしたいと思ひますので、また最後に市長には、今回、インバウンドについていろんな提案もさせていただきましたけども、市長の考えはどうなのか、宮崎議員にも答えられた部分もありますけども、ぜひまた、お尋ねしたいと思ひます。

○市長（松岡隼人君） お答ひいたします。

クルーズ船から人吉に来られる外国人観光客がいる中で、何か仕掛けが必要であり、どういふことやっていくのかというようないふ質問だというふうにつまえますが、本市には、まずは自然を体験いただくコースといたしまして、球磨川下りやラフティングがございます。このほかにも歴史文化を体験いただくコースといたしまして、日本遺産でもある青井阿蘇神社や相良三十三観音めぐりなど、また、観光列車であるSL人吉や、いさぶろう・しんぺい、かわせみやませみ、そして田園シンフォニーに乗車体験していただくコースなどがございます。また、日本遺産の里、そこに住む人々ということに焦点を当てると、クラフトパーク石野公園の職人の皆様、そして息づく技と伝統は、本地域はもとより、日本を代表するものとして、多くの外国の皆さんにアピールできるのではないかと考えております。幸いにも現在進めております石野公園の道の駅化によりまして、全国的にも広くPRできますし、さまざまな移動の手段での人を呼び込む観光拠点として、さらに充実したものにしたいと考えております。

本質的な部分では、外国人が多数訪問をしている岐阜県の飛田高山や長野県の野沢温泉などを訪問し、その実態というものを学んでまいりましたが、やはり、日本の持つ風景や暮らし、繊細さや人々の営みそのものが美しく、秀逸であり、本市にも通じるものがあると確信を得たところでございます。そのほかにも有形・無形に限らず、私たちがまだ気づかない、外国人から見られての魅力的な素材があらうかと存じます。これらを新たに発見し、皆様の御意見をいただきながら、今後も引き続き関係機関、団体等と緊密に連携を図りながら、積極的にPRに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答ひいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ぜひよろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問は終わります。

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時06分 散会

# 平成29年6月第2回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成29年6月15日 木曜日

---

## 1. 議事日程第1号

平成29年6月15日 午前10時 開議

- 日程第1 議第34号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第2 議第35号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議第36号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議第37号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議第38号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第39号 平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第40号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第41号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第42号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第43号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第44号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第45号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議第47号 損害の賠償について
- 日程第15 議第48号 損害の賠償について
- 日程第16 議第49号 損害の賠償について
- 日程第17 議第50号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議第51号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議第52号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議第53号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第21 議第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第22 議第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第23 議第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第24 議第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第25 議第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第26 議第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第27 議第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第28 報第1号 平成28年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について  
日程第29 報第2号 平成28年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第30 報第3号 平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第31 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第55期決算報告書及び第56期事業計画書）

日程第32 一般質問

1. 西 信八郎 君
2. 村 上 恵 一 君
3. 宮 原 将 志 君

日程第33 委員会付託

---

---

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- 
- 

3. 出席議員（18名）

- 1番 塩 見 寿 子 君
- 2番 宮 原 将 志 君
- 3番 高 瀬 堅 一 君
- 4番 大 塚 則 男 君
- 5番 宮 崎 保 君
- 6番 平 田 清 吉 君
- 7番 犬 童 利 夫 君
- 8番 井 上 光 浩 君
- 9番 豊 永 貞 夫 君
- 10番 西 信八郎 君
- 11番 本 村 令 斗 君

12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副	市長	松田知良君
教	育長	末次美代君
総	務部長	井上祐太君
企	画政策部長	迫田浩二君
市	民部長	廣田五浩君
健	康福祉部長	告吉眞二郎君
経	済部長	福山誠二君
建	設部長	山田巧君
総	務部次長	丸本縁君
企	画政策部次長	小林敏郎君
財	政課長	植木安博君
水	道局長	中村則明君
教	育部長	松岡誠也君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美君
次	長	栗原亨君
次	長	椎葉千恵君
書	記	青木康德君

---

午前10時 開議

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、委員会付託をいたします。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、中村水道局長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○水道局長（中村則明君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、きのうの塩見寿子議員の一般質問におきます私の発言の取り消しをお願いするものでございます。その部分は、附帯意見の読み上げについて御質問がありました際の答弁であります「・・・・・・・・・・」から「・・・・・・・・・・」までのところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいま中村水道局長より発言を取り消したい旨の申し出がありましたので、お諮りいたします。

申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、発言取り消しの申し出は許可することに決しました。

---

---

### 質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、ただいまから質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 皆様、おはようございます。10番議員の西信八郎でございます。

通告に従いまして一般質問をします。今回の通告内容は、1、農業関係としまして、水田フル活用ビジョンの見直し作成について。2、教育関係としまして、小中学校における防災主任設置について。避難所運営協議会について。3、市民の声から、空き家対策について。大野溪谷についてであります。

今回の質問は、平成28年12月における一般質問の経過検証が主なものになりますので、よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、水田フル活用ビジョンの見直し作成について質問をします。このことにつきましては、昨年の12月議事に、2018年、平成30年産米から行政による生産数量目標の配分が廃止されるため、準備期間として平成29年度の取り組みについて質問した折、国による具体的説明がなされていないこと、水田フル活用ビジョン見直し作成の必要性がある。経営所得安定化対策の推進は行っていくという答弁をいただきました。

それでは質問をします。経営所得安定化対策の直近3年間の動向はどうなっているのでしょうか。平成29年度の実績と交付金の変更点についてお尋ねをいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** 皆様、おはようございます。お答えいたします。

経営所得安定対策の直近3年間の動向、それから平成29年度の実績と交付金の変更点についてでございます。まず初めに、経営所得安定対策の直近3年間の動向でございますが、平成26年度から平成28年度の実績の種別、これは3つございますので、それぞれにつきまして、交付件数、それから交付対象面積、交付金額、この実績でお答えをさせていただきます。

まず1つ目、米の直接支払交付金でございます。平成26年度が交付件数191件、交付対象面積が約183ヘクタール、交付金額が約1,379万円でございます。平成27年度が交付件数が194件、交付対象面積が約172ヘクタール、交付金額が約1,291万円でございます。平成28年度でございますけれども、交付件数が189件、交付対象面積が約167ヘクタール、交付金額が約1,256万円でございます。

2つ目の水田活用の直接支払交付金でございます。これにつきましては、平成26年度が交付件数326件、交付対象面積が約360ヘクタール、交付金額が約1億3,441万円、平成27年度でございますけれども、交付件数が323件、交付対象面積が約393ヘクタール、交付金額が約1億5,323万円、平成28年度が交付件数331件、交付対象面積が約419ヘクタール、交付金額が約1億6,562万円でございます。

3つ目に産地交付金がございます。産地交付金の対象面積につきましては、水田活用の直接支払交付金面積と重複いたしておりますので、省略させていただきます。交付件数と交付金額についてお答えをいたします。

平成26年度が、交付件数122件、交付金額が約704万円、平成27年度が、交付件数119件、交付金額が約772万円、平成28年度が、交付件数117件、交付金額が約714万円となっているところでございます。また、ここ数年の傾向といたしまして、申請件数自体の大きな変化はないところでございますけれども、主食用米の作付からWCS用稲や飼料用米などにつきまして交付金単価の高い作物への移行、耕畜連携の取り組みということになりますけれども、こういったものが増加しているところでございます。

次に2つ目の質問の平成29年度の実績と交付金の変更についてお答えをいた

します。

まず、平成29年度の米の生産数量目標でございますが、2,762トン、面積で換算いたしますと544ヘクタールとなっております。これは平成28年度と比較した場合でございますけれども、生産数量目標で67トンの減となっております。また面積に換算いたしますと8ヘクタールの減となっております。

次に、平成29年度の交付金の変更点でございますが、水田機能を有しない農地等へは交付対象外となっております。また、これまで国が直接運用しておりました二毛作の助成、耕畜連携助成、これが産地交付金化されております。これを受けまして、平成29年度の配分予定額につきましては、2,495万円となっているところでございます。これは平成28年度の実績ベースと比較いたしますと、約1,000万円の不足が見込まれるところであります。

加えまして、県単独事業の加工原料米多集荷推進事業、これは焼酎原料米に対する助成でございます。この中の地域流通分——これ10アール当たり2万5,000円なんですけれども——これは廃止をされております。これらのことから、本市の経営所得安定対策におきます各作物の交付単価の見直しが必要になったところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 答弁にありましたように、経営安定化対策につきましては、大きな変動がないということでございます。直近3年間、農家数の減少を考えれば変化ないということにつきましては、しっかりと推進に取り組んでいただいているというふうに思うところでございます。主食用米の作付から、交付金単価の高い作物WC S用稲や飼料用稲へ移行しているということでもあります。また、国が直接行っていた助成事業二毛作助成、耕畜連携助成が再生協議会で決定する産地交付金化されたということでございます。

また、交付金につきましても1,000万円が減額と、約20%ですね、これにつきましては、秋の追加申請ができれば交付されるということでございますが、過去にそういう実績がないということで、このままの減であろうというふうに推測をするところでございます。

このことを踏まえまして、国、県と調整を行い、本市水田フル活用ビジョンの見直し作成が行われたと思いますが、その内容についてお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

本市の水田フル活用ビジョンの見直しの内容ということでございます。平成29年産の米の生産数量目標の配分ルールにつきましては、昨年と同様に、各農家の耕作面積に応じまして全農家に一律配分をされておるところでございます。

変更点といたしましては、先ほどお答えさせていただきました産地交付金の不足分を踏まえまして、各助成作物の交付金の交付単価の見直しが行われているところであります。この見直しにつきましては、これまでの取り組みにおきます作物ごとの取り組み面積、それから

取り組み農業者数などを検証いたしまして、これまでの課題が3つございますけれども、必須課題、戦略課題、指摘課題この3つに分けて検討をいたしております。

まず、1つ目の必須課題でございますが、これは単価の変更をしなければ、産地交付金の運用自体ができないものでございまして、二毛作助成、耕畜連携、それから野菜、葉たばこ、こういったものなどの一般転作の作物がこれに当たっております。

2つ目の戦略課題でございますが、人吉市農業再生協議会として、生産振興を図る目的としまして焼酎原料米——これミズホチカラでございますけれども、飼料用米、JAくまの振興作物でありますズッキーニ、ニンニク、加工用のタマネギなどがこれに当たっております。

3つ目の指摘課題でございますが、助成対象といたしまして財務省が指摘するもの、それは潜在的な問題があるものとしたしましては、地力増進作物、景観作物助成などがこれに当たります。これにつきましては、廃止も含めまして見直しが行われたところでございます。

その結果、必須課題の作物につきましては10アール当たり5,000円の減額、戦略課題の作物につきましては10アール当たりで従来額と同額から最高8,000円の増額、指摘課題の作物につきましては、原則助成廃止となったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 今回の産地交付金の見直しにつきましては、財務省指摘があったようでございます。平成26年度の産地交付金のうち約5割が、収益性が低く国の助成がなければ赤字となる戦略作物に交付されている。財政支援に依存する営農を温存する配分や、交付せずとも営農の継続できる場合も交付している事例が少なくないと考えていることから、収益力向上のための一時的な支援に限定するなど、水田農業収益力向上と財政支援への依存からの脱却を促すような交付の仕組みに当てはめられることが求められているようでございます。

よって、平成29年度における産地交付金の用途設定に当たっては、高収益作物への支援を一層強化することとし、高収益作物や飼料用米の多収品種への転換が求められているようでもあります。

それでは、平成30年度産米からの国からの生産目標数量の廃止を受けて、今後、農家みずから生産数量計画を立てていかなければならないと考えますが、そのためには人吉市農業再生協議会の充実、強化、あるいは情報量の確保の必要性を感じますが、市はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

今後の人吉市農業再生協議会のあり方ということでお答えさせていただきます。平成30年産米からの生産目標数量の廃止につきましては、平成30年以降も、国からは全国ベースの需給や生産の見通しの掲示、また産地別主要銘柄ごとのきめ細かな情報を提供いたしまして、産地の具体的な販売戦略を支援するということになっておりますので、米につきましては、

国・県を通じて示されます情報を適切に農家の皆様へ伝えながら、引き続き需要と供給のバランスに配慮した生産を行うことが重要であるものと存じます。

また、水田フル活用につきましては、国に対し制度の継続、予算の確保をお願いしていくことと、これにあわせまして作付する作物につきましても、実際の需要者のニーズや品質、例えば生産量を生産確保、販売していくと、こういったもの。地域の実情にあわせました水田フル活用ビジョンの見直しや運用を行っていくことが重要であると存じます。

さらには、今後、大規模農家や小規模農家など、それぞれの経営規模に応じた地域の農業振興策、こういったものも考えていかなければならないのではないかと存じております。人吉市農業再生協議会は、本市を含めまして生産者の代表、集荷業者、各農協など、農業に関します主要な関係者で組織をいたしておりますので、今後も構成団体間でしっかりと情報を共有しながら地域農業振興のために取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 再生協議会が正しい判断ができるような情報収集と提供をお願いしますとともに、農業関係のいろいろな協議会が混在するところですが、関係するものは一本化し、スリムにしまして、充実した話し合いができるような体制づくりも行っていたらいいように強く要望いたします。

次に、小中学校における防災主任設置についてであります。ことし4月より各学校に防災主任が位置づけられましたが、その経緯についてお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、おはようございます。

答弁に当たりまして、まずは平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震において被災された皆様方に、この場をおかりいたしまして改めて心よりお見舞い申し上げます。

それでは、御質問にお答えします。

学校における防災主任の位置づけにつきましては、東日本大震災におきまして、東北地方を中心に多くの学校、児童・生徒等に甚大な被害が生じたことから、国において次代を担う子供たちにその教訓を伝えるとともに、児童・生徒等の危険予測、危険回避能力を高めるための防災教育、防災管理等を見直し、学校における安全に関する取り組みを総合的かつ効果的に推進するための学校安全の推進に関する計画が、平成24年4月27日に閣議決定されております。

宮城県では、平成24年4月から全国に先駆け防災主任を制度化し、県内全ての公立学校に防災主任を1名ずつ、また各市町村の拠点となる学校に防災担当主幹教諭を1名以上配置し、学校の防災に対する体制整備がいち早く構築されております。

熊本県では、平成28年熊本地震の経験を踏まえ、今後も想定されるさまざまな災害から

児童・生徒の命を守り抜くためには、校長のリーダーシップのもと、児童・生徒への防災教育を推進するとともに、地域との連携による学校防災体制の強化等を進める必要があるとのことから、今議員もおっしゃいましたように、県教育委員会管轄の県内全ての公立学校において、平成29年4月から校務分掌に防災主任を明確に位置づけることとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 熊本地震の経験を踏まえての位置づけであり、宮城県におきましては、平成24年4月から全国に先駆けて防災主任を制度化されているということでもあります。

では、防災主任の学校での役割についてお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

学校における防災主任の役割につきましては、学校安全計画等の見直し、防災訓練、避難訓練、校内研修の企画・実施、学校防災マニュアルの見直しや作成など、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に中心的な役割を担うとともに、学校外では学区内の家庭や地域、自治体の防災担当部局と連携しながら、自校における地域防災推進のコーディネーターとしての役割を担うこととなっております。

しかしながら、防災主任が重要な役割を担っているとはいえ、1人で防災に関する全ての業務を担い、その責任を負うものではなく、あくまで中心的な役割、連絡、調整役でございますので、防災教育等の推進につきましては、全教職員による協力体制が必要であると存じております。防災主任を中心にそれぞれが役割を果たすことにより、より効果的に防災教育が推進でき、災害時においても迅速で適切な対応ができるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 各学校における地域防災推進のコーディネーターということでもあります。昨年12月議会におきまして、防災教育、災害ボランティア教育について質問をした折に、教育長答弁に、熊本地震のように避難生活が長期化して周りの大人に頼ってばかりはられないという状況が起こったとき、事態を想定し、かつ迅速に対応する力を身につける必要があります。通常の避難訓練から一歩進んだ防災教育が必要である。今後も防災安全課と連携しながら、子供たちの防災への意識の高揚を図り、みずから考え判断し、みずから行動する強くたくましい心と体を持った子供たちの育成に力を注ぐということでもございましたが、防災主任をコーディネーターということで、さらに防災教育の充実が図られるものと考えます。しっかりとした取り組みをお願いしたいと思っているところでございます。

次に、避難所運営協議会についてであります。学校が避難所となった場合、備蓄等はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆さん、おはようございます。お答えをさせていただきます。

す。

市内の小中学校におきましては、人吉市地域防災計画書の中で21カ所あるわけなんですけれども、いずれの小中学校も指定避難所として位置づけられておりますが、現在の市内の小中学校には、災害用の議員が申された備蓄倉庫等々は配置をしておらず、当然のことながら食糧などの備蓄品も配備はしておりません。

ただ、小中学校を指定避難所として、要するに災害の状況に応じて拡大していく場合には、災害対策本部と連携、当然支部とも連携しながら、必要な物資を手配して配送するということといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 小中学校を指定避難所として開設したとき、必要物資を手配し、配送するというございですが、大規模災害を考えますと、発災直後に配送できないこともあると思いますので、学校の備蓄には取り組んでいただきますよう要望をいたします。

次に、大規模災害時には市内にさまざまな人的、物的被害が発生し、多くの被災者が避難することが予想されます。学校などが避難所となった際の運営について、ふだんから運営方法を話し合うなどする組織である避難所運営協議会の必要性について市はどう考えておられるか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市の避難所運営に関しましては、災害対策本部の救護部——これは健康福祉部あたりが中心になっているわけでございですが、救護部が担当しておりまして、開設しました指定避難所を班編成により職員を配置いたしまして運営するという計画となっております。

しかしながら、大規模災害、特に大地震が発生しました場合は、今回の熊本地震が一番例として挙げられるわけでございですが、市職員も被災する可能性は十分ございまして、結果、避難所運営に従事しなければならない職員を十分に確保できないことも想定しておく必要がございます。西議員が先ほどお話しになりました避難所運営協議会、これは私も具体的には勉強はしておりませんが、東京都の目黒区あたりの資料を見させていただきましたが、まさに職員の不足を補い、住民が主体的に避難所を運営していく理想形ではないかというふうにございと考えておるところでござい。

一昨日の平田議員の御質問に自主防災組織なるもののお話もありましたが、それよりもワンランク上のそういう組織ではないかと考えております。協議会の設置等々ということに至りましては、何よりも地域住民の方々の御理解と御協力、そういうものが必要不可欠でございまして、現在、町内会にあっては、先ほど申し上げました自主防災組織による活動、それから避難支援など災害時にはさまざまな協力をいただいておりますので、この避難所運営協議会、ワンランク上の組織でございまして、一つ一つ段階を踏んで、検討していく必

要があると考えております。

職員が満足に参集できない中で避難所運営につきましては、本年度から人吉市業務継続計画（BCP）の個別計画の中で細かく検討をしていく予定でございます。御提案をありがたく受けとめまして、避難所運営協議会につきましても検討させていただくこと、地域で支え合えるような避難所運営は、これはもう本当に理想でございますので、我々も今後備えてそういう避難所運営のあり方を模索しながら、そして理想形を追求してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 避難所における学校の取り組みについて一例を紹介いたします。これは6月11日の熊日新聞の紙面に載ってございましたけれども、熊本地震で避難所となった益城町広安西小のユニークな避難所運営などを振り返る座談会が開かれました。同小では、避難所運営時、役割ごとに教職員を大臣に任命し、校長が総理大臣となり、避難所内の環境維持や声かけに奔走をしました。ユーモアあふれる運営で雰囲気を明るくした。座談会では、校長が笑いを絶やさず、避難者と寄り添うことを意識した。PTAの役員の中には、物資が自宅などに避難している人に行き届かなかった、どうにかしてあげたかったというような振り返りもあったという記事でありました。

このように教職員中心に避難所を運営した地域もあり、住民が主体となった地域もありました。文科省はこうした事態を踏まえ、ことし1月20日に大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項の通知を出されました。これには避難所となったときに学校の対応について明確に指示がなされているようであります。

市長にお尋ねをいたします。学校に防災主任を置き、防災教育の推進あるいは啓発に努めること、また大規模災害時に向けて、避難所運営協議会において備えを十分にすることについて市長のお考えをお聞きいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。それではお答えいたします。

学校が避難所となる場合の運営体制につきましては、児童・生徒への対応と配慮、避難者への対応が同時に求められる場合を想定しておくことが肝要と考えます。児童・生徒が在籍している場合、児童・生徒の安全の確保を第一に対応しなければなりません。被害の状況等を踏まえながら、学校長の指揮監督のもと発災直後の負傷者への対応、災害対策本部による管理への移行前、移行期と円滑に避難所が開設、運営できるよう、日ごろから教職員と防災対策を共有し、体制を整備しておくことが必要であると考えております。

また、児童・生徒の引き渡しと待機につきましては、災害発生時において通信網や交通網の遮断等により混乱が生じる可能性もあるため、あらかじめ引き渡しの判断等について学校と保護者の間で一定のルールを定めておくことも必要ではないかと存じます。

一方、児童・生徒が遠足や修学旅行など、学校外での諸活動時に発災することも想定されます。市内の小中学校におかれましては、学校安全計画、学校防災マニュアルを策定されていることと存じます。あわせて、今年度から各学校の校務分掌に位置づけられました防災主任を中心に、災害発生時における児童・生徒の安全確保対策について校内組織体制が整備されていくものと存じます。万が一の大規模災害が発生し、市内の小中学校が避難所として開設された場合、災害対策本部を中心に各学校、関係機関との連携を密にし、児童・生徒及び避難者の安全確保に全力で努めてまいります。

次に、学校が避難所となった場合の地域全体を含めた備えについてでございますが、大規模災害時での避難所運営に関しましては、限られた人員、また職員での対応になり、もちろん限界はあるわけでございます。先ほど総務部長も申し上げておりますが、足りない部分は地域で補い、支えていくしかないと思っております。みんなで乗り越える、心を一つにする。阪神・淡路大震災しかり、東日本大震災しかり、そして昨年の熊本地震しかり、日本人の古来からの営み、美点のような気がしております。「災害は忘れたころにやってくる」決して好きになれない言葉でございますが、それゆえに平素からの備えが重要になってくると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 答弁いただきましたように、備えにまさるものはなしと申しますが、あらゆることを想定してしっかりとした備えをしていただくことを要望いたします。

次に、空き家対策についてであります。廃屋対策につきましては、本市は早くから取り組んでいただいておりますので、今回は利用可能な空き家について質問をします。

空き家問題は所有者の意識の変化を促すことも大切ですが、市場が縮小し、不動産は輸出もできないため、それだけでは限界が来る可能性が高いとされています。いわゆる売れない、貸せない問題で、そうなる地域住民の消費活動が減り、利益が出ないことで店を畳む。ときには電車やバスが廃線となり、不便さを覚えた住民がまちを出て、さらに消費が減るといふ負のスパイラルに陥ります。それに困ることは自治体も同じで、まちの活気がなくなれば地方税による収入が減ります。税収で提供されていたインフラ整備や快適な環境の提供がままならなくなり、すぐには言わないまでも、先細りは目に見えます。解決のためには、人口減少という根本的な問題の解決が必要ですが、求められるところへ情報を届けることもとても大切です。その役割を担う空き家バンクは、他市の状況を見ても、まだうまく機能しているとは言えない状況ですが、それも含めて仕組みと現況について質問を進めてまいります。

使用可能な空き家の利活用についての基本的考えについてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、全国的な空き家の動向につきまして触れさせていただきたいと存じます。空き家は

年々増加しておりまして、人口減少、高齢化等々に伴い、今後も引き続き増加していくものと予想されておりまして、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されておるところでございます。このような動向等を踏まえまして、国におきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」なるものが成立し、第13条に、「市町村は、空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。」と規定をいたしております。

また、本市におきましては、第5次人吉市総合計画（後期基本計画）におきまして、空き家バンクの創設と、安心して移住定住できる環境づくりを推進するとうたっておるところでございます。さらには、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、市内の空き家、空き店舗物件の円滑な流通、マッチングにより、まちなか居住移住を支援するため、空き家等に関するデータベースの整備や相談窓口の設置を推進するをいたしております。

これらのことから、使用可能な空き家の利活用につきましては、全国的に空き家バンクにつなげるのが主流となっております。本市におきましても、空き家バンクの創設、運用を第一義に今後考えてまいる方向性を持っておるところでございます。そういたしますと、今後空き家対策を計画的かつ総合的に講じてまいる中で、まずは、空き家等の実態調査及びデータベース化を図り、使用可能な空き家につきましては、所有者の方々の意向を踏まえつつ、空き家バンク登録等につなげてまいるのが最優先であるものと考えております。このことで、空き家バンクの効果的かつ効率的な創設、運用が可能となりまして、その後ホームページ、各種紙媒体等を活用いたしました移住定住の促進に向けた情報発信に取り組むことによりまして、最終的には、市民と都市住民の交流拡大や移住定住促進による地域の活性化を図ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 空き家バンクの創設、取り組みを進めるという答弁でございました。

この空き家バンクにつきましては、田中議長も過去に質問をされているところでございますが、使用可能な空き家の隣接他市における利活用の状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

使用可能な空き家の有効利活用につきましては、県内及び県外の近隣の自治体におきましても、やはり空き家バンクにつなげること、これが主流になっているということでございます。熊本県移住・定住ポータルサイト及び郡内の町村、それから近隣のえびの市、小林市には電話で照会をさせていただきましたので、今の御質問に対しましては、その電話の内容に基づきお答えをさせていただきたいと存じます。

県内45の市町村のうち24の市町村が、空き家バンクの創設、それから空き家等の情報提供

という形で現在運用されておられるということを伺いました。とりわけ郡内の町村におきましては、平成30年度までに、全町村が立ち上げるということになっているようでございます。各自治体の空き家バンク登録件数、それから成約件数をポータルサイトで各市町村を検索してみますと、登録件数が最も多い自治体では空き地も含め79物件、それから、これまで成約件数が一番多い自治体では14物件となっております、一定の成果が上がっているものと解しております。

空き家バンク以外の有効利用活用といたしましては、自治体が空き家を10年間借り上げてリフォームを行い、移住者の方に貸し出すという制度もあるようでございますし、空き家を自治体が購入してゲストハウスにリフォームして移住定住につなげると、そういう計画を持っておられるような自治体もあるようでございます。

一方、全国で先駆的なモデルとなっております地域のコミュニティーの機能を持たせた建物、ポケットパーク、そういうものに供しているような自治体は、現在これが一番最高の空き家の利用のやり方だそうですけれども、全国には今のところはないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 郡内の町村におきましては、平成30年度までに全町村が空き家バンクを立ち上げるということでありました。本市におきましては、廃屋対応と並行して空き家バンクに取り組むべきであったと考えるところであります。使用可能な空き家の売買、貸借にかかわるリフォーム等の補助制度につきましては、家の持ち主が申請するのであれば、現在あります市のリフォーム助成が使えますが、借り手に対する助成は現在ありません。リフォーム等の補助制度の基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

使用可能な空き家の売買、賃貸につきましては、リフォームを伴う場合もあるものと考えられます。それに伴い、補助制度を導入している自治体といたしましては、県内では菊池市が定住促進空き家改修補助制度なるものをつくっておられます。また、氷川町が空き家バンク促進補助金制度、それから、お隣の球磨村が空き家利活用補助金制度、近隣市ではえびの市、それから小林市におきまして、空き家バンク活動事業補助金制度というものを導入されておるようでございますが、難点は、課題はこれらの財源が全て一般単独費になっているところでございます。

このように空き家の売買、賃貸に特化した補助制度を導入されている県内の自治体は、現時点においては、私が先ほど幾つか御紹介いたしましたが多くはないと、要は、やはりどこもそういう対応は財源的な問題が課題となっているということでございます。国のほうでそういう動きも見えてはおりますけれども、まだこれははっきりしておりませんので、これは

答弁は控えさせていただきたいと思えます。

このようなことから、今後策定を予定しております空き家等対策計画の企画立案の中で、国や県の財政措置、それから各自治体の補助制度の動向、そして本市の厳しい財政状況ではございますけれども、そういうところに制度をつくる以上は、やはりここは避けては通れませんので、総合的かつ慎重に検討をしていかなければならないと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 補助制度につきましては、空き家バンクの創設に当たり、国・県の動向を見据えて検討をお願いしたいというふうに思います。

今回、使用可能な空き家の利活用について質問したのは、大畑小、第三中学校に通学したいという子供がふえておまして、校長先生や町内会長さんからは、二、三軒は見つかったけれども、団地がない状況の中、空き家対策をしっかりと取り組んでほしいという要望がありました。市長におかれましても、大畑コミセン総会の折に、このお話はお聞きになったと思います。子供の通学希望がふえる中、大畑校区の空き家対策について市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

雪の中でも馥郁とした花を咲かせる梅は、古来より慶事の象徴でもあり、その梅の花を満喫できる大畑梅園は、このまちの象徴であると思っております。また、若かりしころの古参職員が運転免許を手にし、初ドライブで必ず目指したループ橋は、高速道路がない時代に宮崎県、鹿児島県とを連結する重要なルートであり、さらに、歴史愛好家が薩摩藩との国境に思いをはせた笹原番所は、江戸時代にタイムスリップしたような見事な遺跡であり、私自身、大畑の地は心豊かに過ごすことができる地域、日本の原風景を思い起こせる地域であると常々感じております。歴代市長が大畑の地へ思いをはせ、過去にもさまざまな地域活性化につながる計画を立案されたものの、諸般の事情によりなかなか思うような成果が出せなかったとお聞きしているところでもございます。

西議員からの御質問で、移住定住を推進する住宅政策につきましては、大畑校区に限らず人吉市全体の問題として捉えており、本年4月に設置いたしました空き家対策係において空き家の実態調査を行い、その後、空き家対策基本計画の策定を目指しているところであり、その過程の中で、市外からの移住定住につなげるため、行く行くは空き家バンクの創設を考えているところでございます。

御質問の中にありました大畑校区に住宅を求めておられる方々には、現時点では、市からの情報を提供できない状況となっており、制度構築がまだまだ不十分であるとはいえ、私自身大変心苦しく思っているところでございます。先ほどから総務部長が、さまざまに市の空

き家対策について申し上げてまいりましたが、新設いたしました自治振興課空き家対策係は、私の思いがしっかり詰まった最も期待している部署でもございますので、今後ロードマップに沿った制度設計を確実に行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 人吉市の移住定住サイトを見ますと、住まいについてあけてみますと、関係リンクに人吉市役所（市営住宅）と出てまいります。ここをクリックしますと、市営住宅待ち状況が出てまいります。この関係リンクに空き家バンクという項目が出ますように、空き家バンク等の取り組みを、スピード感をもって取り組んでいただきたいというふうなお願いをするところでございます。

また、大畑校区外からの通学希望者に対するための方策としまして、平成28年3月議会で質問しました小規模特認校指定も1つの解決法と考えますが、そのときの教育長の答弁は、検討していくということでございました。小規模特認校について現在の状況はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

小規模特認校につきましては、今議員のほうからもお話いただきましたが、平成28年3月議会におきまして御質問をいただいております、そのときの答弁と重なる部分もございしますが、御了解いただきたいと存じます。

まず、小規模特認校につきましては、簡単に説明させていただきます。小規模特認校とは、人口動態、少子化等に伴い、児童・生徒数が著しく減少する小中学校において、歴史的な経緯、学校の特色、児童・生徒の適性等により、小規模校の特性を生かした教育を希望する保護者の児童・生徒に、特例措置として通学区域以外からの入学を認め、学校規模の適正化と受け入れ校の活性化を図るという制度でございます。

前回の西議員の御質問では、大畑小学校と第三中学校を小規模特認校にすることについては、学校規模の適正化と受け入れ校の活性化が期待される面もございしますので、県全体の動向や近隣市町村の状況等を確認しながら、学校の適正配置や小中一貫教育の導入とあわせまして、総合的に検討してまいり所存でございますとの答弁をいたしておりますが、それぞれ大きな課題でもあり、この全てを総合的に進めてまいりますと、どうしてもスピード感に欠けてまいりますので、今後は、課題の一つ一つにできるところから取り組んでまいりたいと存じます。小規模特認校の導入につきましては、保護者や地域の皆様の御意見を広く伺いながら、スピード感を持ちながらも丁寧に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 大畑小、第三中学校とも小中一貫校を含めまして小規模特認校に向け

ての研究をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大野溪谷についてであります。大野溪谷は大畑梅園、大畑駅に隣接し、地域の方々に愛されているところであります。質問に至りました経緯は、大畑校区学校地域づくり協議会の折に、大畑小校長先生から、教育方針の中において自分が大畑の偉人、歴史的史跡、観光施設について勉強し、語り部となって、子供たちに機会あるごとに伝えていきたいというお話がありました。そのときに委員の中から、観光施設や史跡は見学に行かれるでしょうが、大野溪谷は溪谷までの道の状態がよくないので、市ではどうかならないのかという意見が出たところでございます。

まず、大野溪谷の位置づけについてどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

大野溪谷の位置づけはということでございます。大野溪谷などの自然景観そのものは観光施設ではございません。観光客の利便性向上のために設置いたしております駐車場はJ Aからお借りしているものでございますけれども、トイレにつきましては、観光施設として、地元町内会に御協力いただきながら観光振興課で管理をしているところでございます。町内の皆様方には大変感謝を申し上げますところでございます。

なお、大野溪谷が所在いたします鳩胸川の支流に大川間川がございますけれども、これにつきましては、熊本県の管轄でございまして、溪谷周辺は藍田財産区の所有となっておりますところでございます。

また、熊本県において貴重な天然林や希少な野生動植物を多く含む地域と、すぐれた自然環境を維持している地域といたしまして、この地域につきましては、昭和51年4月、大野溪谷周辺自然環境保全地域ということで指定をされているところでございます。本市におきましても、貴重な観光資源として位置づけをいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 答弁いただきました大野溪谷は自然景観で、駐車場、トイレが観光施設ということであります。不思議な感じもするところでありますが、大野溪谷に限らず、市の観光施設全般についてどのように管理運営を行われているのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

市の観光施設全般についての管理運営ということでございます。本市の観光施設の中で予算的にも主要といたしますのが、観光産業案内所、これはJ R人吉駅構内にございます。それと石野公園がございます。J R人吉駅構内の観光産業案内所につきましては一般社団法人人吉温泉観光協会に業務委託を行っております。石野公園につきましては、管理室を今非常勤職員が2人、それから販売、清掃業務を人吉クラフトパーク売店販売員組合に委託をいたしておりまして、管理運営を行っているところでございます。

また、そのほかでございますが、今申し上げました先ほどの大野溪谷、トイレとかございますけれども、それとか嵯峨里観音、鹿目の滝、布の滝、高塚山展望所の駐車場等もございます。それから大畑駅のトイレがございまして、これは地元町内の方々、こういった方々や団体がございますけれども、そういった皆様方に清掃等を委託し、管理をしているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 大野溪谷、嵯峨里観音、鹿目の滝、布の滝、高塚展望所、大畑駅トイレなどにつきましては、地域住民の方々に清掃を委託されているということでありまして、地域の方々には感謝をするところでございますが、大野溪谷の溪谷までおける遊歩道の清掃はできないのか。また、他の観光施設に対する考えについてお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

大野溪谷を含め市の観光施設に対する考え方との御質問でございますが、観光施設の管理につきましては、市外からの観光客はもとより市民の皆様も御利用いただく施設でありますので、安全を第一に、清潔感のある施設の維持管理を心がけているところでございます。また、先ほど部長からもありましたように、清掃管理など御協力をいただいている関係者の皆様方には、私からも感謝を申し上げる次第でございます。

通常維持管理につきましては、例年の業務委託で対応いたしておりますが、突発的なものや経年劣化等によりまして改修等が必要なものにつきましては、それぞれ個別に対応いたしてまいりたいと存じます。今回、御指摘の大野溪谷につきましても、現地確認の上、関係機関、団体と連携し、早急に対処していきたいと存じます。また、近隣の笹原番所跡、人吉梅園、大畑駅などと連携し、観光資源としての魅力アップにもつなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 大野溪谷に関します遊歩道の管理、また、溪谷に向かいます駐車場までの覆いかぶさっている立ち木の枝等の伐採等も、市のほうで対応できればお願いをしたいというふうに思うところでございます。

また、市長が今申されました大野地区の大野溪谷と隣接します大畑駅につきましても、昨年12月で観光資源としての考えについて質問をいたしました。大畑駅を市が取得した後の大畑駅を愛する友の会を含めた受け皿となる協議会につきましても、着実に進んでいるようであります。大畑駅、矢岳駅は不特定多数の方が利用される施設でございますが、耐震化ができておりません。これにつきましては、JRにおきましては、その耐震化をする方向性はないと聞いておるところでございますので、このままいきますと、自然に朽ちていくということでございますので、市の指導、協力をよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時20分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）  
14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） こんにちは。14番議員の村上恵一でございます。

今回は3項目通告しております。鹿目の滝周辺の整備について、そして明治維新と西南の役について、そして国道445号上空通路建設計画のその後についての3項目でございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まずは、最初に鹿目の滝周辺の整備についてでございます。皆さん、スマートフォンをお持ちかもしれませんが、トリップアドバイザーというアプリがございまして、世界最大級の旅行専用のアプリでもあり、そしてウェブサイトもあります。ポータルサイトもあります。そのトリップアドバイザーが、口コミのランキングで日本の滝でランキングをつくっております。これは2015年のランキングなんですけれども、第1位が何と熊本県の小国町にあります鍋ヶ滝という滝らしいですね。シルクのように水が落ちて、結構幅広いんですけれども、その内側には人が歩いて通れるというような滝らしいです。そして2番目が和歌山県的那智の滝、そして第3位に鹿児島県屋久島の大川の滝というような形で、10位まで今列記してきたんですが、10位の中で4カ所が九州なんです。結構九州は名立たる滝が集中している地域であるというふうに思った次第でございます。

そこで、鹿目の滝でございますが、日本の滝100選の1つに選ばれております。また、雄滝の落差が36メートルという規模からしても、非常に魅力的な滝でございます。

そこで質問ですが、鹿目の滝にどれだけの観光客が訪れているのか、調査をしたことがあるのでしょうか、お聞きいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

鹿目の滝に日曜日に久しぶりに行ってまいりました。鹿目の滝にどれだけの観光客かということございまして、先ほどの小国町の鍋ヶ滝ですね、これは平成2年でございますけれども、日本の滝100選に選ばれて、そのうちの4つが県内でございました。そのうちの1つが鹿目の滝だったということで、私、そのときニュースステーションのテレビ中継がありましたので、それを担当いたしました。

それで調査ということございまして、これは非常に古いデータなので大変申しわけございませんが、これは10年以上前になりますが、人吉温泉観光協会に協力をお願いいたしまして、平成15年7月から11月まで、休日を中心になんですけれども、61日間観光動向調査とい

うことで実施をいたしました。期間内の測定数は3,369人ございまして、これからのいわゆる年間入込客数を6,986人と見込んだところでございます。このときに一番多いのが、やはり8月でございまして、8月のちょうどこのころは滝まつりもあつたところでございますので、そのときには8月だけで2,573人、この中には滝まつりのとき一番多い数が入っていると思います。7月が1,070人と、ちょうど夏休み入ったころになりますので、それから9月に837人。逆に観光客の少ない月がどうしてもやはり12月、1月、2月、寒い時期で、これにつきましては、それぞれの月が185人ほどと推定しております。

また、このとき調査いたしましたときに、これは車の車両ナンバーからなんですけれども、大体どの辺から、どこから来てらっしゃるのか、そういうことも調査いたしております。熊本が、これ地元の方も多いんでしょうけれども大体68.4%、近隣の鹿児島が9.7%、宮崎が4.7%、福岡が7.8%、それからその他6.2%というのもございますが、これは九州外なども含まれますが、この方々の中には、夏休み帰省して来られた方も含まれている、そういう数字でございます。

以上、調査ということでお答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 日曜日に滝までおりられたということで、行きはよいよい帰りがつらいという、あの場所はですね。よく調べておられますよね。私は多分ないのかな、データはないのかなと思ってたんですけども、恐らく以前にモノレールが計画されたその時期前後に調査されたのかなというふうに思った次第でございます。やはり県内からのお客が多いということですね。以前、私の知り合いが福岡の山笠の団体がいるんですけども、山笠のメンバーが山笠祭りが終わった次の日はどこかあちこち旅行に出かけるらしくて、人吉に来てくれたんですが、駅前に迎えにいった、駅前の観光地図を見せて「どこに行きたいですか」と言ったら、一番目に言ったのが「鹿目の滝に行ってみたい」と言いましたですね。「結構汗かきますよ」と言ったんですけども、「いや、構いません」ということで、お連れした思い出があります。

年間に約7,000人ということですから、1日平均すると約20人ということになるんですけども、数日前に行ったときにもバイカーの方と車で来られた方と四、五人ぐらいおられましたから、まあこの時期ぐらいからふえていくのかなと思った次第です。

それでは、これまでの滝周辺の整備はどのような状況で行ってこられたのか、お聞きしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

これまでの滝周辺の整備状況でございます。昭和63年度から平成6年度にかけて、これは周辺の整備工事を実施いたしております。内訳といたしまして、昭和63年に遊歩道を整備、平成元年に外柵工事、それから園路整備を行っております。平成2年度にはトイレ及び園路

整備、平成5年度に平滝周辺の園路と案内板の整備をいたしております。平成6年度に園路植栽これは樹種転換、それから防護柵の設置を行っております。

なお、整備いたしました遊歩道やトイレにつきましては、地元町内会に管理をお願いいたしております、地元町内会の皆様には大変感謝を申し上げますところでございます。

また、平成17年度には保安林の間伐を行っております。それから平成22年度と平成27年度は土砂崩れがございましたので、災害復旧を実施いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 昭和63年から平成五、六年にかけて、さまざまな整備をされてきたということですね。先ほど、過去にもモノレール計画があったということもあるのでしょうか、行きやすい、訪れやすい環境整備が観光地の必要条件であると思うわけですが、先ほど言いましたけれども、行きはよいよい帰りはつらいで、なかなかおりるときはいいんですけれども、帰りが汗だくになって厳しい勾配があって、そのような階段でございます。御年配の方はおりるのは非常につらいんじゃないかなと思います。

そこで、一昨年12月に観光振興課、農林整備課の方も同行していただいて、ここら辺をということで伐採をしたらどうかと、杉林をですね、滝をおりる戸越町付近からずっと鹿目町に向かって滝へおりる階段の入り口の約二、三十メートル手前に「この先幅員狭し」という看板が立ってます。その左側ぐらいですね。ここ周辺の杉林を伐採すると、滝が道路上からも見えるという場所でございます。ここをぜひ伐採してほしいということです。そして樹種転換、そこにカエデやもみじ、そして春先の桜を植樹すると、景観が一変するんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○経済部長（福山誠二君） 整備関係とその樹種転換ということでございます。平成17年度に、先ほどモノレール関係ですが、こういった整備計画が検討されたわけですが、厳しい財政状況がございまして、大規模な周辺の整備というのは困難だと、それで方針転換が図られたところでございます。今後も既設トイレや休憩所、こういった老朽施設の補修、これは当然しなければならないと。それから園路整備、これも1つは園路のブロックが外れたりとか、落石があって外柵に当たっているとか、それとほとんどタイルを割っているとか、そういうのもございますので、そういうのもやらなければならないと。

また、この滝周辺というのは保安林に指定されておりますので、今議員がおっしゃいましたように、カーブのところですね、私も見てまいりまして、全部伐採とかそういうのはちょっと無理でしょうから、制限はありますけれども、景観維持とか向上のために、これは平成17年度でありましたけれども、伐採間伐事業というのを1回やっております。これは保安林内の作業許可の範囲内でやったということがありまして、そういうのを参考にしまして伐採ができるかどうか、そういうところを見ていきたいと。

それから樹種転換につきましては、確かに、今おり口からトイレの横には非常に今アジサイが水に打たれたら非常に、今季節でございます。それからもみじも非常にきれいなところがございますので、こういうものも参考にしながら、今後といたしましては、滝の魅力アップを考えながら周辺整備に取り組んでまいりたい。一番は、やはり落石等が非常にあっておりますので、そういうところを見ながら、これは検討していきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 保安林に指定されているが、伐採できないわけではないということですよ。しっかりと協議ができれば問題なしということでございますから、ぜひ前向きに検討していただきたい。検討していくんじゃないかというふうなふうに思う次第でございます。伐採できれば、戸越方面から滝を目指して車を走らせてずっと滝に近づいてきたら、目的地につく瞬間に、滝とその周辺のもみじ、紅葉の大パノラマが広がるというような状況ですから、恐らくカメラを持って来られる観光客がふえてくるんじゃないかなというふうに思います。梅檀轟の滝もそうですよね。紅葉の季節はすごい観光客で車が渋滞するものですから、一方通行になるぐらい観光客が押しかけます。鹿目町、地元の方も多くの方に訪れていただきたいというふうに思っておられます。整備の費用は一度限りですから、ぜひ実行していただきたいというふうに思います。

観光地の魅力を高める4つの要素というのがございます。これは、1つは気候ですね。そして1つは自然、そして1つは文化、そしてグルメ、その中でこの鹿目の滝は自然という分野に入るわけなんですけれども、ありのままの自然を守るために軽微な開発をするということはあるけれどもよいというふうな気持ちで私も思います。

きのうでしたかね、福山経済部長が「磨き上げ」という言葉が使われたんですけれども、まさにこの観光資源の磨き上げと思うんですよね。ですから、この滝の前の杉林を伐採することは、磨き上げにつながるんじゃないかなというふうに思います。恐らく一変しますね。本当に滝があるのかなというのを、初めて訪れた方は思われるぐらい鬱蒼としてますので、よろしくお聞きしたいと思います。

その伐採が可能になりましたら、ほかの観光資源との連携も非常に可能になってくるんじゃないかなというふうに思います。例えば先ほど西議員がおっしゃった大野溪谷、そして紅取山、そして鹿目の滝というのは、要するに自然をアイテムとした観光ルートも可能ですし、そのような夢が広がってくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この考えにつきましてどうでしょうか。市長にお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

地域内の観光資源との連携について可能になるのではないかとの内容でございますが、議員おっしゃいますように、球磨郡まで含めた中での観光資源の連携は、着地型観光商品の開

発につなげていく上でも重要な要素でございます。先ほどおっしゃいましたような磨き上げという観点からいきますと、私も適度に人の手が入った美しい里山といえますか、そのような光景をつくり出すということは、大変魅力アップにつながるのではなからうかというふうに考えているところでございます。

この鹿目の滝との連携可能な観光資源といたしましては、あのエリアで言いますと、紅取山からの景観とか相良三十三観音の4番札所であります三日原観音、その周辺には下戸越町老人会の方がヒマワリの植栽などもしておられます。また、鹿目川上流のほうに向かって進みますと、少々距離はございますが、田野にも通じておりまして、これら魅力のあるルートであるというふうに捉えているところでございます。今後、可能性を考えていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 恐らく磨き上げることによって、そのような形で、今市長がおっしゃったように可能性が広がってくるんじゃないかなというふうに思います。キーワードは絶景、自然アイテムですね、自然アイテム関連の絶景ですね。それと癒しの風景だと思います。この絶景、癒しの風景で今注目を集めているのが北海道の美瑛町らしいですね。美瑛町は1人のカメラマンがいろいろなところ、美瑛町の湖であるとか、山々であるとか、そういう風景をネット上に、ウェブ上にアップし始めたら、これがアップル社のマックのデスクトップの画面に採用された。それから、外国人がここはどこなのという話が出て火がついて、今は外国人観光客もすごくふえてるというような場所でございます。近くには富良野がありますから、富良野を含めてそういう観光ルートができてるということでございます。

人吉も、いろいろな絶景、癒しの風景たくさんあると思います。写真集ができるぐらいですよ。私は人吉百景という写真集があってもいいんじゃないかなというふうに前から思っているわけです。それからウェブサイトもあっていいですね。そういうふうに思うわけでございますが、そういうことで、観光地人吉を再アピールするかなめになると、鹿目が、そういうふうに思ってますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。この件はこれで終わります。

続きまして、史実を生かす。明治維新と西南の役についてでございます。先月末、28日でしたかね、北熊本の植木にあります田原坂西南戦争資料館に自費で行ってまいりました。明治10年ですね、この西南戦争最大の激戦地であった田原坂の戦いは、本当にその資料館の資料を見ると壮絶であったというふうに思った次第でございます。ちょうど2月の時期で冷たい雨が降っていたらしいですね、ずっと。「雨は降る降る 人馬はぬれる 越すに越されぬ 田原坂」という歌が残るぐらいなんですけれども、やはり官軍は兵力的に非常に武器もいいものを持ってた。スナイドル銃というもとに玉を込めるタイプ、ところが薩軍は昔からの先

に玉を込めるゲベール銃というのを使ってたらしくて、雨が降るもんですから、玉がぬれて撃てなかったと、それで非常に苦戦したというようなこともあったようでございます。その後、戦いは5月末から6月にかけて人吉にも及んだわけでございますけれども、ちょうどこの時期ですよ。6月1日、アユの解禁されたときに砲弾が飛んだ日でございます。

そこで、お聞きしたいんですけども、西南の役に関する本市の所蔵品、そしてまた、市民所有の物品の調査などの現状はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

それと、もう一点は西南の役、ことしが西南の役140周年でございます。この西南の役140周年と明治維新150年、明治維新は来年が明治維新150年でございますが、企画展などの計画はないのか、お聞きしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

西南の役に関する本市の所蔵品といたしましては、大畑の山中から出土いたしました今議員のお話にもありましたスナイドル銃ですけども、その銃の1856年モデルのモデル用の銃剣がございます。

また、御寄附いただきましたものとして、西郷軍が人吉を本営としていることを記載している点で重要な錦絵、肥後戦略記の複製、明治10年4月に作成された人吉隊の名簿である人吉隊総人名控え、同年5月に作成された人吉隊出兵名簿及び熊本におかれた九州臨時裁判所の出張所において、同年10月に下された判決書がございます。市民保有の物品につきましては、過去に行った悉皆調査におきまして4点を把握しているところでございます。

さらに、平成19年に、人吉城歴史館で実施した西南戦争から130年記念特別展「西南戦争と人吉」の際に新たに多くの方から大変貴重な資料を展示品としてお借りすることができ、情報としてまとめたところでございます。

また、ことしは西南の役から140年の記念イベントに関しましては、今のところ特に計画はしていないところでございますが、人吉城歴史館において、先ほど申し上げました肥後戦略記を展示しているところでございます。現在のところ、西南の役140周年、明治維新150周年に当たっての特別展等の計画はございませんが、節目の年に当たり、これから検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 市所有の所蔵物については今説明があつたんですけども、市民所有は4点というふうな表現で、その4点というのは例えばどのようなものなのでしょうか。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

昭和61年の調査で3点、平成10年の調査で1点を把握しているところでございます。まず、昭和61年調査におきまして、鉄砲立て、燭台、火鉢の3点を把握することができておりまして、これらは全て官軍が使用したものであるということでございます。あと1点が、平成10

年の調査におきまして熊本城下での攻防の様子が描かれた錦絵でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 理解できました。さまざまに十分な資料があるんじゃないかなというふうに思った次第でございます。本来なら、ことし140周年企画展をやっておけば来年につながるかなと思ったんですけれども、準備期間等を考えれば厳しいかもしれませんけれども、ぜひ来年は明治維新150年に目標を絞り込んで、西南の役もそこに、もちろんそれがメインになってくるかもしれませんけれども、入れ込む形でぜひやっていただきたいと。明治維新前後の人吉のさまざまな動きもあったでしょうから、その辺も含めてやっていただきたい。

高知県、山口県、鹿児島県、佐賀県はもう既に明治維新150年に対しての動きを既に始めておりまして、準備が整いつつあるような話を聞いておりますので、人吉がリーダーシップをとって熊本県全体で——確かに歴史的観点から見ると、横井小楠がいたぐらいで余り史実的なものは少ないかもしれませんけれども、この地ならではの変革の歴史などを調べ上げて、アピールすればいいんじゃないかなというふうに思います。

人吉の戦いのときには、6月1日は人吉市街地は西小学校前の裏山、測候所のあるところが官軍の砲台跡ですね。そして薩軍は人吉城跡の三の丸というふうに聞いております。両方から打ち合ったということですから、もうまちの中は火の海だったんじゃないかなと、恐らく町民は全部避難しておったんじゃないかなと、避難所はどこかわかりませんが、そういうふうに思います。

そこで、次の質問なんですが、数カ月前に副市長にお会いして、来年のNHKの大河ドラマが西郷隆盛をメインにした「西郷どん」ですよ。この「西郷どん」があるという情報はもうみんな知ってたと思うんですけれども、ぜひ何か、人吉から何かアプローチができないかなというふうに思ってお話したわけなんですけれども、いかがだったでしょうか、その後の何か変化はありましたでしょうか。

○副市長（松田知良君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

来年1月からスタートしますNHK大河ドラマ「西郷どん」について、原作、林真理子氏に、人吉での新宮家の悲劇をお伝えしたらという御提案を以前いただいたところございました。この件につきまして内部で検討させていただきましたが、初動段階には「西郷どん」の雑誌での連載は既に終わるか、終わったかの状況にあり、また大河ドラマにつきましても、昨年の秋の発表でございましたので、本市の場面を取り入れていただくことも難しいと判断し、林真理子氏やNHKへの働きかけはいたしていないところでございます。とはいえ、本市は西南の役で戦地となり、さまざまなドラマを持つ地であり、西郷隆盛も滞在し、日々の散歩を楽しんだ地でもございます。来年の大河ドラマ「西郷どん」の放送を絶好の機会とし、官民協力して観光客増加など、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） タイミング的にちょっと遅すぎたかなというふうな感じも思ってたんですが、しかし、何か温泉施設を持つ市内の飲食店に、NHKの方と思われる方らしいんですけども、西郷隆盛が西南の役の際に温泉で体を癒やしたというのはここですかというふうなことを、もちろん来られて聞かれたということらしいですから、もしかしたらNHKは調査しているんじゃないかなと。言ったらその施設がわかるかもしれんけど、林温泉が発祥の地だと考えれば、あの周辺の施設ですね。だから林まで来て、ここかなと思われたのかもしれないけれども、そういう問いかけもあったということですから、やはりNHKは調査してるんだなというふうに思った次第です。それと、原作者が林真理子さんですね。だから女性の目から見たら西郷隆盛というようなストーリーになるのかなというふうに思った次第です。しかしながら、ドラマが始まって中盤以降、終盤になってくると、やはり田原坂、熊本県南の戦いが恐らく展開されるでしょうから、恐らく西南の役には絶対目が向くはずなんですよね。ということはこれは、千載一遇のチャンスというか、人吉を売り出すチャンスでもありますし、特に鹿児島県民は、西郷さんというのは本当に人物としてあがめたいぐらいの神様の存在ですから、鹿児島からの誘客にもつながるんじゃないかなというふうに思います。

そこで質問なんですけれども、この人吉の西南の役戦跡めぐりというパンフレットを、10年ほど前に作られたと思います。これはよくできてます。このパンフレットはまだあるのか、それともう一つは、何といてもその人吉の戦いのときの注目すべきストーリーは、新宮親子の戦いですよね。新宮簡、今の武家屋敷が新宮家だったんですけれども、新宮家の親、簡が官軍、官軍の参謀ですよね。そして息子の嘉善が人吉隊の小隊長ということで親子で戦ったという歴史がありますので、これをぜひアピールすべきだというふうに思いますし、これがメインになってくるのかなというふうに思います。また、若きころの一井正典もこの小隊にいたということなんですよね。その辺も含めまして、ぜひ、もしこの次、増刷するとか、改訂するときには、この新宮親子のストーリーをどこかにぴしっと入れてほしいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

議員から紹介していただきましたこのパンフレットですけれども、これにつきましては、平成19年に実施しました130年記念の特別展の際に作成したものでございまして、人吉城歴史館や観光関連施設などへ設置してきたところでございます。平成27年度に増刷してございまして、現在も若干の在庫がございまして、観光案内所へも再度設置させていただきたいと思っております。

このパンフレットには、今お話がありました新宮簡と嘉善についても簡単に触れていると

ころでございますが、議員のおっしゃるような親子の壮絶なストーリーについて表現することにつきましては、今後、新たにパンフレットを作成する際に、十分その内容を検討してまいりたいと思います。また、県など関係機関がパンフレットを作成される際におきましても、積極的に情報提供を行ってまいりたいと思います。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。あと残り少ないというふうに聞いております。観光案内所に行ったときには、もう棚には並んでなかったものですから、中のストッカーから出されたような状況でしたから、増刷する際にはそのような形でしていただきたいというふうに思います。また、くまもと県南観光連携事業ですかね、これ新聞にも出てましたけれども、パンフレットを作成する予定であるということですから、ここにもぜひ人吉の戦い、このストーリーをぜひ入れ込んでいただきたいというふうに思います。

そして、このパンフレットの中に案内板ありというのがあるんですけども、例えば官軍砲台跡には案内板あり。官軍本営ですね、これは瓦屋町の民間の御自宅ですけども、そこにもある。あと武家屋敷ですね、それと永国寺、それと城跡にはあるということなんですけれども、ほかにも何か、案内板は設置してもいいというふうな箇所が結構ありますので、大畑でもそうですよね。ですから、共通の案内板をつくってぜひアピールされたらどうかというふうに思います。これは要望として申し上げておきます。

これは、これまた再度の質問ですけども、以前にもちょっと提案したことがあったんですけども、観光のさまざまなテーマごとに、歩いてめぐる観光案内人による有料の観光案内コースを設定すべきではないかなというふうに、以前から一般質問をして申し上げてるんですけども、なかなか実行されてないようでございます。先ほど、福山経済部長から、この「時感の旅、日本遺産人吉球磨をめぐる」というパンフレットをいただきました。これ、すごくよくできますよね。これ紅取山の風景も出てるような、これ紅取山ですよ。ただし、これは観光案内人による歩いてめぐるコースではなくて、タクシーを使ったコースであると、広域的なコースであるというふうに思います。そうではなくて、市内を1時間とか1時間半歩いてめぐるコースをコース設定すべきではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいました看板ですが、あれは「翔ぶが如く」というのが以前ございまして、あれと同じ状況なんですね、今、この「西郷どん」というのは。また25年ぶりにこういう取り上げられたということで、大変私も期待しております。

そのときに、さんざん西南戦争に関しまして調査された方もございまして、1つのルート

というものを検討されたことがございました。1つ、そのときにありましたのが、西郷どんの散歩道という黄色いパンフレットがあったんですよ。これ覚えてらっしゃいますかね。これは民間の方々がつくられたパンフレットでございまして、民間であるところを回っていけるような案内が全部つくってございまして、例えば人吉駅に行きましたら、そこから歩いて永国寺に行く。永国寺に行きましたら、永国寺には西郷隆盛の位牌がございましてね。それから、そこには西郷隆盛の書がありまして、官軍の砲弾が1つ置いてあります。こういうのもありまして、それから人吉2番隊の記念碑というのもありますので、そこを出ていきますと、今度は先ほどおっしゃいました武家屋敷ですね。あそこへ行きますと、やはりそこにも記念碑というのが、看板がございまして、また庭というのは昔のままで、多分西郷さんも眺めただろうという、そういう庭がございまして、2階に上がると、2階から逃げ道というのもありますので、そこをめぐっていただいたら、今度は人吉城跡に行ってくださいと、人吉城跡にもここには碑が1つそういった看板がございまして。

その途中で、例えば西郷さんが愛用したであろうという球磨焼酎、そういうところもございまして、1つはコースというのがもう既に以前ございました。これは1つの観光コースでありまして、これをもう一度再構築しながら、そういうのも考えていきたいと。

また観光案内につきましては、会議所のほうが事務局になっておりまして、実は1時間1,000円で案内をされております。青井神社だけは無料なんですけれども、こういった観光案内の方々にもうちょっとお話をいたしまして、ぜひ有料化できるようなものがあればやっていきたいと思いますという話は私ども協議してまいりたいと思います。

また、球磨川下りが、非常に先取りされて今やってらっしゃるんですけども、今ミドルコースというのがございまして、これを舟運木綿葉コースという名前に変更されて、今度されるわけなんですけども、実はこの舟運木綿葉コース、この球磨川下りを使って西郷隆盛が下っていったという、これは司馬遼太郎の「翔ぶが如く」に出ておりますので、こういうのにはもう既に組み込まれてるところありますので、この球磨川下りも使えるようなコース、これも考えて、今後これは1つ実現できればと以前検討したこの「翔ぶが如く」のときもやってございましたので、そういうぐあいに組み込んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 「ほら」と言いたいんですね。考えは一緒ですね。実は、数年前、3年か4年前にもこの件は御質問したんですけども、そのときに、私は西郷さんの散歩道というコースはいかがですかということ言ってるんですよ。その後ですかね、それともその前ですかね、できたのは。びっくりしました。

それとですね、例えばということで先ほどコースを御紹介されましたね。これも私ここに書いてます。例えば永国寺ですね、本営があった永国寺、そして武家屋敷、これは村田新八

の宿舎だったと、それと老神神社の天満宮これは鉄砲の弾痕の跡がありますね。弾の弾痕です。弾痕の跡があります。そして大橋、大橋はもう小俣橋、大俣橋、逃げていくときにはそこに火をつけて、はしごを燃やし尽くしたという話があります。そして三の丸の砲台跡、三の丸の砲台跡に行ったら、向こう側を見て西小学校のあの村山台地を見て、あそこから官軍が撃ったんですよと、向こうのほうが高いでしょうと、向こうのほうが飛びますよねというような説明ができるわけなんです。ということで、非常に有効な手段じゃないかなと思います。

ぜひ、観光案内人協会さんとタイアップしていただいて、1,000円じゃなくても1,500円ぐらいでもいいと思います。鹿児島市にやはりそういうふうな観光コースが30幾つあるんですよ。その1つに私、城山コースというのに犬童議員とこれも自費で行った経緯がありまして、なかなかおもしろかったですね。おもしろおかしくいろいろ紹介してくれて、1時間半ぐらいでした。そのときに1,500円だったと思うんですけども、そのようなコースを設定して、なおさら駅前の案内所にそのコース設定を一覧表をつくる、メニューとして出すと、そしたら結構利用されるんじゃないかなというふうに思われます。もしかしたら、ななつ星の乗客の方も利用されるかもしれません。ということでございます。

それともう一つ、もっと市民の方に知ってもらうために、人吉西南の役をテーマにした講演会、あるいは勉強会を行ってはどうかと思います。そしてまた、あわせて先ほどのコースとは別に市民向けのフットパスもあわせて行ったらいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

いわゆる西南戦争、そういった「西郷どん」に関するいわゆる勉強会ですね、これは、これからテレビで放送されるわけですから、少なくとも観光関係者、ホテルとか旅館の方にはこれは必要であろうと。「翔ぶが如く」のときにも1つそういうことはやっておりますけれども、25年以上たっておりますので、多分忘れている方も多いでしょうし、また新しい方もいらっしゃると思いますので、これにつきましては観光協会などと話をしまして、研修会、これはもう考えてまいりたい。

それから人吉球磨地域観光推進協議会、これは県でございますけれども、県のほうで先ほど議員もおっしゃいましたけれども、県南単位でそういう動きがございますので、ここで1つの勉強会というものも、研修会というものも考えてお願いしたいと思っておりますし、また先ほどおっしゃいましたフットパスにつきましては、今議員もおっしゃいましたが、ルートというのはもう1つ形づくられてあるわけですので、ぜひこれもできるように取り組んでまいりたいと思っております。

1つの考えといたしましては、JR九州さんがウォーキング大会ということで、春・夏・秋というぐあいにウォーキング大会をされております。人吉は毎年産業祭のときに人吉を回

るコースが入れられているんですけども、これを例えば西郷さん関連を回るようなコースにひとつ組みかえていただいて、そしてよその観光客も——市民も一緒なんですけれども——回っていただけるような、そういうフットパスのコースをJRにお願いできないかと、これは以前三十三観音めぐりを1つ入れていただいたことがございますので、そこは働きかけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今、熱く語っていただきました。熱く語る姿がどんどん西郷隆盛に見えてきたわけなんですけれども、来年の大河ドラマが来年早々始まるわけですから、それがずっとストーリーが約1年かけてですから、その中間の春先ぐらいから、例えば企画展などを明治維新とそして西南の役というような企画展を始めれば、恐らくこちらのほうにも目が向きますし、先ほどおっしゃったように、JR九州とのフットパス、これもなかなかいいアイデアですよ。実行していただきたいというふうに思います。

ということで、それと10年後は西南の役150年ですから、またさらに、資料収集等調査を進める必要があるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

来年の明治維新から150年の記念につきましては、現在のところ、特に計画しているものはございませんけれども、資料収集や資料の整理を行いながら、何ができるかということを検討してまいりたいと思います。

また、10年後の西南の役から150年の記念につきましては、大きな節目の年となるものでございますので、それにふさわしい企画ができるよう準備を進めていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ぜひそのような方向で進めていただきたいと思います。可能ならというよりも、ぜひ来年も企画展をお願いしたい。これもNHKドラマが相乗効果を生みますので、そのようなお願いをしてこの件につきましては終わります。

○議長（田中 哲君） ここで、暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

---

午後1時40分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） それでは、3項目めの都市計画関連、国道445号上空通路建設計画の

その後について質問を行います。

今回の施政方針の中にも触れておられますけれども、ただいま申し上げました上空通路建設計画案申請後の申請手続などの進捗状況はどのようになっているのかを質問いたします。

○建設部長（山田 巧君） 皆様こんにちは。御質問にお答えいたします。

道路上空通路計画につきましては、申請者と関係機関との事前協議が平成25年1月から実施されており、およそ2年後の平成27年3月11日に、建築許可申請が熊本県知事あてに提出されております。同年3月23日には、球磨地域振興局の関係部署、人吉警察署、人吉下球磨消防組合、人吉市が出席した地元関係機関による道路上空通路に関する地域連絡協議会が球磨地域振興局において開催されております。

同年9月11日には、県庁において道路上空通路連絡協議会が開催され、本市も都市計画法第53条の許可権者として出席しております。この道路上空通路連絡協議会では、熊本県道路保全課から道路占用許可について判断に必要な資料の不足が指摘され、申請者と道路保全課で協議を行うこととなりました。その後、翌年の平成28年7月、申請者と熊本県道路保全課との協議が終了し、申請者から資料の追加提出がなされております。この追加資料の提出を受け、本市におきましては、都市計画法第53条の許可判断について、国土交通省への照会及び熊本県都市計画課の協力のもと、全国の許可事例を調査し、都市計画法第53条の許可について再検証を行い、本年3月に開催されました全員協議会で御報告しましたとおり、熊本県に対し、都市計画法第53条の許可に関しては「支障なし」と回答したところでございます。現在は、事務局である熊本県建築課において道路上空通路連絡協議会の開催に向けて関係機関との調整を行われているとお聞きしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ただいま説明を受けましたけれども、粛々と進められているということに、私としては非常に危機感を感じるわけでございます。県の協議会が開催されて、その後は建築審査会という動きになるのかなというふうに思うわけなんですけれども、施政方針の中にも述べておられますけれども、全員協議会でも説明がありました。4月10日ですね、ことしの4月10日に事業者の朝日野会の理事長と会われて、市長が会談をされておりますけれども、その内容、そしてまた相手方の反応なども詳しく教えていただきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

医療法人朝日野会理事長との会談内容についての質問でございますが、平成29年4月10日に申請者である医療法人蘇春堂をグループ傘下に置く医療法人朝日野会理事長と面談してまいりました。私からは、本市に提出されている青井阿蘇神社からの要望書の内容や市民の思いをお伝えし、今後は、反対する市民と病院との融和が図られるよう、市民感情に十分配慮していただくようお願いをしたところでございます。朝日野会理事長におかれましては、要

望書の内容は御理解をされ、市民感情に対しても十分御理解いただけたものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） その場に私がいたわけじゃないですから、今の説明が本当にそうだったのかどうか、検証する手段も何もないわけなんですけれども、市民感情に御配慮という言葉があったということを申し上げたということなんですけれども、これが表現的にそのままでもいいのか、弱い感じが私もしないではないんですけれども、相手の心に届いたかどうかですね、非常に気になるところでございます。

今度はその後、今月に入りまして6月2日に、溝口県議とともに一緒に田嶋副知事にお会いして要望事項等をお伝えしたということなんですけれども、その場の会談の様子などもまた詳しく教えていただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

副知事とお会いしての要望事項等についての御質問でございますが、平成29年6月2日、県庁におきまして溝口幸治県議会副議長同席のもと、田嶋副知事と会談してまいりました。会談では、道路上空通路計画につきましては、本市に対して市民団体から陳情書の提出、青井阿蘇神社から要望書の提出がなされ、また、熊本県や人吉市議会に対しましても、同様に要望書や意見書等が提出されているという市民の関心が非常に高い案件であることをお伝えし、このような人吉市の実情を踏まえて御検討いただきますようお願いをするとともに、申請者に対しましても、市民のこういった気持ちをお伝えいただき、住民感情に十分配慮するよう働きかけいただきますようお願いをしてきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今、松岡市長と溝口県議の今回の行動には大いに感謝申し上げたいというふうに思います。ただ、その田嶋副知事がその後どのような行動に移されたのか、どのように動いておられるのか、その辺の情報はまだ入ってこないんですか。いかがでしょうか。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

ただいまのところ、県から田嶋副知事がどのように動かされたかという情報は入ってきておりません。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） わかりました。田嶋副知事の今後の動きに期待したいと思いますし、注目していきたいと思っております。

ところで、今現在、人吉市は景観行政団体を目指して景観条例制定に向けての動きを今進

めているわけなんですけれども、今現在の進捗状況といたしますか、現在の動きはどのようになっておるのか、お聞きしたいと思います。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

まず初めに、昨年度の景観計画策定審議会設置に関しまして、事務局の不手際により皆様に大変御迷惑をおかけいたしましたことをこの場をおかりしましておわび申し上げます。今後このようなことがないよう、十分注意して業務に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、景観計画策定の進捗状況についての御質問でございますが、平成29年1月24日に第1回審議会、3月2日に第2回審議会を開催し、第1回審議会におきましては、計画策定に向けて行いました景観資源現地調査等の取り組み結果を御説明いたしました後、これら調査等から導き出された取り組むべき基本的な課題や計画策定に向けた基本的な考え方などを御審議いただいております。

第2回審議会におきましては、第1回審議会の振り返りを行った後、人吉市景観計画が目指すべき理念や目標実現への取り組み方針、市民の実践行動に対する行政の支援策の方針、克服すべき課題とその対策、計画期間等について御審議いただいております。

現在は、事務局において市民参加のワークショップを実施しながら、景観計画区域、景観形成区域、景観重点地区といった区域の設定及びそれぞれの区域における景観形成に関する方針や景観形成基準について検討を行っているところでございます。

また、景観法制度の活用に関する事項として、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針、屋外広告物に関する方針等もあわせて検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） さまざまな詰めを行っておられるということですが、先ほど市民参加のワークショップというふうにおっしゃいましたけれども、そのワークショップのメンバー構成はどういうふうになってるんですか。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

景観計画策定ワーキンググループは、平成28年10月に、人吉市ホームページと広報人吉10月15日号において、景観計画策定に向けた会議等に参加いただける方を募集いたしております。ホームページ、広報等をごらんになって申し込まれた方は6名でございます。また、人吉商工会議所、人吉温泉観光協会、建築士会人吉支部、人吉駅通り街づくり振興会等の各種団体に参加をお呼びかけし、9名の方にお申し込みしていただきまして、合計15名の市民の方に参加いただいております。そのほか、市役所の関係する部署から4名の職員が参加しており、総勢19名のグループで、景観計画策定に向けた調査やワークショップを実施しております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） このワークショップの中には、中心市街地の九日町あるいは紺屋町の住民の方というのはどうなんですかね。おられるんですかね。審議会にはおられると思うんですが、どうですか、わかりますか。

○議長（田中 哲君） ここで、暫時休憩いたします。

午後 1 時55分 休憩

---

午後 2 時02分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○建設部長（山田 巧君） お時間をとらせてまことに申しわけございません。御質問にお答えいたします。

中心市街地にお住まいの方で市職員以外の方は、鍛冶屋町1名、大工町1名となっております。ワーキンググループメンバーということでよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 突然の質問ですみませんでした。恐らく名簿は手元に持っておられるだろうというふうに理解しとったものですから、これに付随してまた聞きたいこともあるんですけれども、また聞いたらとまってしまいそうですから、さまざまな上空通路の質問とか疑問とか出たのかと聞いたかったですけれども、まずはちょっと避けて通ります。

この条例制定は非常に重要だと思うんですよね。自治体の条例ですから、国の上位法である建築基準法とか都市計画法を超えることはできないんですけれども、しかし、この景観条例に市として、例えば球磨盆地の山並みとこの盆地の中央を流れる母なる川、球磨川、このような文面が入って、この地ならではの景観を守っていくんだという理念、そのような理念をやはりうたうと思うんですよね。これがやっぱり一番大きいと思うんです。これを遮るような事案はちょっとふさわしくないというか、違和感を覚える的な文面にしておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思ったものですから、この条例案のことを聞いてみたわけなんですよね。

次の質問に行きますけれども、これは市長にお尋ねしますが、松原・下笠ダムですね、昔、大分県にあった蜂の巣城で有名な室原さんの言葉にありますよね。「法にかない、理にかない、情にかなうものでなければならぬ」これは公共事業なんですけれども、今回のこの事案は公共事業でないにしても、この法にかない、理にかない、情にかなうものでなければならぬという考え方、これに照らし合わせて市長はどのように考えられますか。思いをお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

「公共工事は、法にかなない、理にかなない、情にかなうものでなければならない」という言葉は、私自身も確認をさせていただいたところでございます。今回の案件に関しましては、まず前提といたしまして、蘇春堂という民間事業者からの建設計画の任意の申請であり、あくまでも建築基準法の建築許可という認可申請に沿った法定の手続きであり、何ら恣意的な感情等を挿入できるものではございません。

しかしながら、まちは市民が集い、市民が活動し、市民が暮らす喜怒哀楽の発露であり、市民とともに生きる場所でございます。確かに市長は執行機関であります。法手続き、果たしてそれだけでよいのか悩み、自問自答してまいりました。病院関係者や利用者の皆様といったサービスと利益を受けられる皆様の待ち望まれる思いもわかりますし、市民団体や青井阿蘇神社の皆様が陳情書や要望書に託された思いというものも、私自身痛感をするところでございます。こういった思いもあり、朝日野会理事長や副知事にお会いして市民感情への配慮や両者の融和をお願いしたところでもございます。

このように、市において賛否両論がある案件につきまして、市長という立場にある私個人が軽々に発言することはできませんが、歴史を標榜する本市の都市の理念に沿ってどうなのか、新たな建築物の建設もまちの歴史に新たな1ページを加えることになりまして、守るという意味では、「相良700年」という言葉に代表される城下町という歴史の重み、先人たちの思い、未来への責務等を十分に考慮する必要があると存じます。私自身、今後も公平、公正、公明を旨とし、真摯にこの問題について向き合ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 本当に悩まれるんじゃないかなというふうに思います。悩ましい問題です。先ほど表現の中に認可という言葉がありましたが、認可じゃないです、許可ですよ、これですね。この事案は許可申請をすればということで、法にかなう事業かもしれません。しかし、道理とか理屈とか理由とかいうことを考えたときには、ちょっとどうしても納得いかないところが非常に不透明な部分がある。そして情にかなうかという情にかなってないですよ。地元感情から考えれば、先ほどおっしゃったように、相良700年の歴史、城下町の町並み、今後の都市計画を考えたときに、非常に感情を揺さぶるものではないかなと私は思います。

ところで、数年前、地元説明会が中央温泉病院の5階で行われたと思うんですけども、あのときに市長も市議として参加されてましたよね。そしてその中で御意見を言われました。「不易流行」という言葉を使って気持ちを述べられたんですけども、どういう意味で、どういう気持ちでその「不易流行」という言葉が使われたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

上空通路の説明会での私の過去の発言でございますが、地域の医療機関として100年近く私たちとともに歩まれた蘇春堂さんに対し、「不易流行」という言葉を引用して病院やこの人吉にとって変えなければならないもの、変えてはならないものをどうお考えか、お聞きしたもので、即座に回答を求めるには難しい質問であったかなと記憶をしております。

ただ、この病院の元院長であり、県議として県議会副議長まで務められた地元の名士である井上龍生先生の地元人吉に対する思い、意思、哲学みたいなものが現病院にどう受け継がれているのかをお聞きしたいという思いがあって、計画そのものの内容ではなく、病院の行動原理と申しますか、計画に至ったお考えをお伺いしたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 「不易流行」、不易というのはいつまでも変わらないこと、流行というのは時代時代に応じて変化すること、ものということで理解してるんですけども、あのときのその不易流行という言葉が使われたときに、相手の理事長さんが何か喜ばれたんですよ。何か認めていただいたんじゃないかなというのは、ちょっと勘違いされたところがあったものですから、ちょっと不安に思ったわけなんです。それがあってちょっとお聞きしたんですよ。

市長にもう一度聞いておきますけれども、この計画が実行されることに対して危機感はありませんか。どうですか。私はもう市の職員は自分の意見を全面に出すことはなかなかできませんけれども、首長は、市長は意見をはっきりと意思表示しても私は構わないと思うんですよ。沖縄の県知事がそうですよね。辺野古計画に対しまして、はっきりとノーという決断をされて、言葉もおっしゃってる。行動もされている。そのような状況ですから、私は首長は自分の意思をはっきりしても構わないと思います。ということで、危機感はありませんか。

それともう一つ、将来、子供たちに「どうしてあの通路がつくられたの」と聞かれたときに説明できますか。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

1点だけはっきりとさせておくべきことがございまして、私個人の賛成、反対の意思表示がこの事業推進に影響があるかといいますと、そうではないということでございます。ただし、私の意見は、地元首長の意見として大切に扱ってほしいと県からも伺っておりますので、その発言は慎重であるべきだと存じます。それゆえに市民の考え、思いに賛否両論がある中、個人的な意見を差し控えるということが、現時点では私が市長としてとるべきありようで、常に公平、公正、公明を旨に真摯に向き合っていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） これ以上追い詰めるとかそういう気持ちもありません。じゃないんで

すよ。本当に危惧で、危機感でいっぱいなものですから、気持ちはわかるんですよ。しかし、一番最初の地元の説明会からスタートが非常に悪かったですよ。マスコミさんもシャットアウト、そして地元説明会に事前に名簿に書いてもらった人しか受け入れないというような状況でした。たしか溝口県議も入れなかった、最初はですね。ところが、途中でやっと入れたような状況だったんですよ。そういうことで開かれてないんですよ。開かれた住民説明会を、本当はもう一回行ってほしいぐらいの気持ちなんです。余りにも閉鎖的だったということなんですよ。

ということで、今後の思いですけれども、どうでしょう、市長、そして溝口県議、そして私も含めて私も一緒に行っていていいです。相手の理事長に、もう一度市民のそのような思いを多くの市民が持つ思いを伝えてはどうか。これは協議が必要ですが、よかったです。議長が可能ならばいかがかなと思うぐらい、私は思う次第でございます。1人でつらいんじゃないかなと、市長も、重たい課題ですよ。重たい、本当にそう思います。ですから、いかがですか、一度そういう形で向こうにお伺いして、よかったです市民団体の方も一緒に行けるようであれば一緒に行き思いを伝えると。要するにけんか腰にやり合うということじゃなくて、いかがでしょうか、その辺は。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えをいたします。

一番初めに村上議員がおっしゃいましたように、公共事業は法にかない、理にかない、情にかないものでなければならぬという考え方があるかどうかというお話をされました。そしてこの件に関しましては、先ほど申し上げましたように、あくまでも公共工事ではなく、民間からの任意の申請でございますので、私といたしましては、自治体の長として、公平、公明、公正にしっかりと判断をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

しかしながら、一方で、先ほどから申し上げておりますように、市民の皆様方からさまざまな御意見があるというのも事実でございます。そのことを行政といたしましても、朝日野会様、そして副知事にもお話を、相談をずっとしてきたところでございます。そしてただいまの御質問に対してですが、県にも相談をして検討したいというふうに思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 県にも相談して検討したいということですね。そのような行動に対しましてですね。一昨日の笹山議員の質問に対して、市長、こういう言葉言われたんですよ。「あのときの判断は間違っていなかったと思えるように」と、まさにこの言葉なんですよ。将来あのときの判断は間違っていなかったと思えるように、今実際自分の気持ちに素直に行動していただきたいというふうに思います。ということでこの質問を終わります。

以上です。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） こんにちは。今議会トリを務めます2番議員の宮原です。次はいつトリを務められるかわかりませんので、きょうは、はりきって質問をしていきたいというふうに思っております。お疲れのこととは存じますが、最後までおつき合いのほどよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をしていきたいと思えます。

まず、1項目めは、ふるさと納税から、本市のふるさと納税の現状と寄附額増に向けた取り組みについて。次に、2項目めは、危機管理から、北朝鮮等のミサイル危機における本市の国民保護体制について。そして最後に、市政運営から、松岡市長がこれまで行った実績と評価、また残任期間の構想について質問してまいります。

それでは、最初に、本市のふるさと納税の現状と寄附額増に向けた取り組みについて質問をしていきます。

ふるさと納税については、平成27年12月議会でも取り上げさせていただき、ふるさと納税の取り組みを積極的に推進していくべきだというふうに提案をさせていただきました。その後、ふるさと納税を担当する課が税務課から企画課に移管され、ふるさと納税業務を担当する地域おこし協力隊を募集するなど、ふるさと納税の取り組みを拡充し、積極的に取り組んでいただいておりますことに大変うれしく思っております。

全国的に見てみますと、平成28年度の寄附額の総額はまだ総務省から発表はされておませんが、平成27年度の寄附額の総額約1,653億円を大きく上回っていると予測されています。また、総務省は、ことしの4月1日付で全国の自治体に対し、自治体間での返礼品の競争が過熱していることから、寄附額に対する返礼品額の比率を3割までとするよう要請していますが、寄附額については今後も伸びるであろうと言われております。

私は、返礼品の3割規制については、全国の自治体が同じ土俵に立ったという点ではチャンスであると考えておりますが、同じ土俵に立ったということは、知恵を絞ってほかの自治体より目立たないと、それなりの結果で終わってしまうのではないだろうかというふうに感じています。

そこで、本市が、寄附額増に向けて今度どのような取り組みを行っていくのか質問していきたいと思えますが、まずは、平成28年度、昨年度の本市のふるさと納税の実績とその実績に対する評価、また今年度29年度の寄附額の目標と目標を達成するための取り組みについてお尋ねいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君） 皆様こんにちは。御質問にお答えいたします。

平成28年度の寄附額につきましては3,421万9,100円、また、件数が1,577件でございました。平成27年度と比較しますと寄附額が約2.3倍、件数で1.6倍という実績でございました。この実績の評価でございますが、前年度を大きく上回ったという点については評価をいたし

ておりますが、一方、全国に目を向けてみますと、億を超える寄附額を集めている自治体が多数存在しており、本市の3,400万円という寄附額については、まだまだ伸ばせる余地があるものと考えております。

平成29年度の目標についてでございますが、これにつきましては、現在1億円の達成を目指して取り組んでおります。その目標額達成のための取り組みについてでございますが、まずは質、量ともに返礼品の充実を図ってまいりたいと存じます。今月8日に市内事業者向けのふるさと納税返礼品出品に関する説明会を開催したばかりでございますが、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえた上で、本市の魅力を伝えられるような返礼品を数多くふやし、本市の寄附額増加を図ってまいりたいと存じております。

また、本市が利用しておりますふるさと納税大手ポータルサイトふるさとチョイスのプランをサイト内での露出頻度が最も高くなるコースに変更いたしております。ふるさとチョイスのトップページでの露出は、寄附額の増に大きな効果があり、実際、昨年度も本市の広告がトップページに展開されている期間の寄附額が伸びたことなどを考慮し、今年度からプランの変更をいたしたところでございます。

さらに、カタログの充実も図ってまいりたいと考えております。ネットになじみが少ない方々に向けて、紙媒体のカタログを広告手段として活用することにより、幅広い層に本市の情報を届けることが可能となると考えております。加えて、本年4月からは移住者ならではの発想によります返礼品の開拓などに期待し、ふるさと納税担当として地域おこし協力隊も採用し、既に活動を開始しているところでございます。これは、先ほど議員が申されたとおりでございます。今年度もさらに全国規模で寄附者がふえることが予想されるふるさと納税ではございますが、本市の魅力を伝えつつ、貴重な財源確保の手段として1億円の目標達成に邁進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 昨年度は、寄附額が約3,421万円で、寄附件数が1,577件ということで、平成27年度からすると伸びてるということで、これについては一定の評価はするんですが、全国的に寄附額伸びてますので、ある程度取り組まれてるところはある程度の自治体は伸びてるんですね、寄附額のほうがですね。ですので、これに満足することなく、私もまだまだ伸ばせる余地があると思っておりますので、今後の取り組みに期待したいというふうに思います。また、今年度の目標が1億円ということで、私は昨年度が約3,400万円だったのでそれにゼロを1つ足して約3億円ぐらいは目指してほしいなという気持ちはあったんですけども、とりあえずは1億円を目指すということで、その取り組みについてもう少し詳しく聞いていきたいと思いますが、ただ、その前に、4月1日付で総務省から返礼品の3割規制等の要請が来ていると思いますが、その要請に対して本市はどのような対応をとるのか、お尋

ねいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君） お答えいたします。

平成29年4月付の総務省の通知におきまして、自治体間における返礼品による寄附金獲得競争が過熱していることに対し、ふるさと納税制度の趣旨に沿った責任と良識ある対応を求める旨の通知がなされたところでございます。この通知では、返礼品のあり方について、返礼品の価格や寄附額に対する割合を表示するなど、返礼品が寄附の対価の提供と誤解されるような表示の禁止、プリペイドカードや商品券のような金銭類似性の高いもの、家具や貴金属など資産性の高いもの、価格が高額のもの、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合、これはいわゆる返礼割合と申しておりますが、その割合の高いもの、また住民による寄附への返礼品を送付しないこと、これは、人吉市民が人吉市に寄附した場合には返礼品の送付をしないことといったこととございまして、こういった内容が示されております。

特に、返礼割合につきましては、具体的に3割以下という基準が示されております。これは3割を優に超える高い返礼割合によって、多額の寄附金を集めている自治体を念頭に置いた指摘だと考えられますが、本市におきましては、従来よりおおむねこの基準に沿った返礼割合となっております。

本市の方針としましては、総務省の通知によりますとおり、ふるさと納税制度の趣旨を逸脱することがないように、節度をもって取り組み、単に寄附を集めるだけではなく、寄附金の使い道も含めて、この制度を活用した本市の魅力発信につなげる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 本市については、総務省の通達が来る前から3割という基準に沿った返礼品の割合となっていたので、商品に関しては、特にがらっと入れかわるということはないと理解したいと思っております。

それでは、ふるさと納税の取り組みで、今議会の補正予算にも計上されている返礼品のカタログ作成ですが、私はただカタログをつくっても意味がないというふうに思っております。そこで、カタログ配布のターゲット、配布先はどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君） お答えいたします。

今回補正予算に計上させていただいております返礼品カタログでございますが、32ページのカラー刷りの冊子を4,000部作成させていただきたいと考えております。カタログの活用方法でございますが、主に本市出身で都市部にお住まいの方にお届けし、寄附を通じてふるさと人吉の応援をしていただきたいと考えております。具体的には、東京や大阪にございます人吉高校の同窓会であります織月会や、本市を含む熊本県出身者の集まりであります熊本

県人会に出かけていきまして、本市のPRもあわせて配布をしたいと考えております。

また、お正月やお盆などの帰省シーズンに、本市で開催されます同窓会での配布を予定いたしております。昨年度は市民の方から、同窓会の際に、帰省された同級生の方にカタログを配りたいとの大変ありがたいお声をいただいたこともございます。カタログの配布につきましては、こうした市民の方々の御協力もいただきながら、本年度も本市出身者の方々に向けて配布をしてみたいと存じております。

また、そのほかにも、昨年度本市へ御寄附いただいた方へ寄附金の使途に関する報告書を送付する際に、カタログも同封し、リピーターとして引き続き本市に寄附していただけるよう呼びかけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 都市部でのイベント、また市内では同窓会などのイベントで活用されるということですが、私、来年同窓会がありますので、私は寄附できませんが、同級生にそういうふうな願いをしたいというふうに思っております。

また、カタログというと、カタログをもらう人がいて初めて有効なアイテムとなりますので、本当積極的に配っていただきたいというふうに思います。また、寄附をしていただいた方にも送付をするということでしたが、ぜひ本市のファンになってもらえるような構成というものを考えていただきたいというふうに思います。

次に、ふるさと納税のポータルサイト、ふるさとチョイスについて質問をしていきたいと思いますが、今年度からサイトの契約プランを変更したということですが、具体的にどのようなサービスが受けられるのか、もう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

○企画政策部長（迫田浩二君） お答えいたします。

全国的にふるさと納税の寄附額がふえた理由の1つといたしまして、民間企業が地方自治体と寄附者を仲介するふるさと納税ポータルサイトの登場により、寄附者が1つのサイトで全国の自治体の返礼品が選べ、申し込みから決済までが簡単にできるようになったことが上げられます。本市では、株式会社トラストバンクが運営するふるさとチョイスを平成27年度から導入いたしております。このふるさとチョイスは、月間のページビュー数が1億ページビュー以上、同サイト経由の申込件数は1,700万件を突破いたしております、日本最大級のふるさと納税ポータルサイトと言われております。同サイトは、全国の自治体全ての返礼品と寄附の使い道を無料で掲載しており、基本プランを初めトップページ等への露出度の高さに応じてさまざまな有料プランが用意されております。

本市では、平成27年度から平成28年度まで、サイト上に申し込みフォームを設置し、クレジット決済システムとの連携で、申し込みから決済までスムーズに寄附ができる基本プランを利用してまいりましたが、全国10万点以上の返礼品が掲載された同サイト内では、寄附者

の目に届きにくく、積極的なPRができていない状況でございました。そこで、平成29年度から、このふるさとチョイスの中で用意されております松竹梅という選択肢の中で、グレードが高い松チョイスというプランに変更をいたしました。この松チョイスの費用は寄附額の5%と同サイトの有料プランの中で最も高額ではございますが、サービス内容は、基本プランに加え一定の割合でトップページに季節特集と自治体特集が掲載されるほか、トップページに掲載される最新情報投稿と、自治体お勧め投稿が月に10回投稿できるなど、露出を大幅に高めることができたところでございます。ほかにも年2回発行のふるさとチョイスプレミアムカタログへの掲載や寄附金額や、件数の分析機能がつくなど、さまざまなサービスが利用できるプランでございます。

早速、4月から季節特集や自治体特集がトップページに掲載されているほか、分析機能を使って寄附がふえる曜日や時間帯を割り出し、それにあわせて、最新情報投稿等をサイトに上げるなど、サービスを活用したPRができておまして、現在昨年度の約3倍のペースで寄附をお寄せいただいております。今後も返礼品の種類がふえるのに応じて、自治体特集を更新したり、最新情報投稿や自治体お勧め投稿に投稿したりと、サービスを十分活用したPRを展開してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ふるさとチョイスの契約の中で、一番ランクの高いプランにすることによって露出がふえて、寄附件数や寄附額増が見込めるということですが、言われたとおり、情報を更新するタイミングというのが本当に重要になってくると思いますので、そのあたりは十分研究をしていただきたいというふうに思います。

また、サービスを十分活用してPRをしていきたいということでしたが、商品だけでなく観光等につながるような情報もアップしていただきたいというふうに思います。ふるさと納税の寄附額の上位であります山形県の天童市さんは本当にふるさとチョイスのページをうまく活用されています。天童市さんは将棋のまちですので、将棋のまちですよというようなPRだったり、アニメの聖地ですよというようなPRをされておりますので、そのような自治体を参考にさせていただきながら、本市も商品だけではなくて、観光資源等も一緒に売り出していればなというふうに思っております。

また、ふるさとチョイスの中からお尋ねしますが、ふるさとチョイスの中に寄附する自治体をランキングから選ぶというところがあるんですね。ページビューランキングとって、一定期間内にどれだけその自治体のページが閲覧されたかというようなランキングや、お気に入りの自治体ランキングなどがあるんですが、こういったふるさとチョイスのランキングの中でランキングが上位の自治体がどのようにふるさと納税に取り組んでいるのかというのを調査されたことがあるのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君） お答えいたします。

多額の寄附金を集めている自治体がどのような取り組みをされているのかということにつきましては、ふるさとチョイスが開催するセミナーやふるさと納税に関する会議などに担当者が参加いたしまして情報の収集を行うとともに、他の市町村の担当者とも情報交換を随時行っているところでございます。他の自治体の取り組みといたしましては、複数のふるさと納税ポータルサイトの活用、カタログの配布、都市部の富裕層に向けた新聞やフリーペーパーへの広告掲載、また電車などを利用した交通広告など、さまざまなPR活動に取り組んでおられます。

特に、ふるさと納税では、ネットを介した手続が主流でありますことから、ウェブ上でのリターゲティング広告の展開——このリターゲティング広告といいますのは、一度検索したウェブサイトがユーザーが別のウェブサイトを訪問した際に、繰り返し広告として画面上に表示させる手法でございますが、この方法を展開している自治体も多くございます。

さらに、広告展開以外にも、ふるさと納税専用のホームページの開設、PR動画によるプロモーションやふるさと納税イベントの出店など、寄附額増加に向けてさまざまな取り組みがなされているようでございます。こうした取り組みは、いずれも少なからず経費がかかるものばかりでございますが、結果的には、多くの寄附を集めているようでございます。ふるさと納税のPR活動は、シティプロモーションにも通じる点が多く、本市におきましても、こうした先進事例については積極的に取り入れることで、寄附額増に加え、人吉の魅力発信にもつなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 寄附を多く集められるところは、本当いろいろな取り組みをされています。御答弁いただいたのは、PR的なものが多かったんですけども、ほかにも例えばビッグデータを活用して、この時期はこういった商品が出るというのを分析しておいて、その時期に来たら、旬なものをすぐ取り扱えるような段取りとかをしている自治体もありますので、本当いろいろ研究していただいて、確かに言われたように経費がかかる部分、寄附額が大きいのでできるという部分もあるかなと思いますが、もしされるのであれば、効果等を検証していただいて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、この後の質問にも関係してくるのですが、上位の自治体に共通しているのが、ふるさと納税の業務を、委託業者を使わずに自治体直営でやってるところが多いんですね。委託をしている場合でも、地元の事業者や団体、また地元に着して仕事をしてくれる委託業者、こういったところに業務を委託されてます。本市においては、大手のふるさと納税の委託業者を使われてますが、この会社は、本市のほかにも約230の自治体のふるさと納税の業務委託を受けられているというふうに聞いております。それが悪いというわけではないんで

すが、大手の委託業者になると、ノウハウが固定されて地域の強みがわからずに資源をうまく活用できないというふうには思っておりますし、またいろいろな自治体を抱えていらっしゃると思いますので、本市だけが特別というふうにはできないんですよ。

ですので、私は、前回ふるさと納税について質問した際にも、地元にお金を回すためにも直営ですか、地元の事業者に委託したほうが良いと提案させていただきました。やはり業務委託をするのであれば、本市に密着して仕事をしていただけたところが良いというふうに思っています。そういったところが、本当地域の強みがわかるんですよ。それで改めて質問いたしますが、このふるさと納税の業務委託について、本市はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

現在、本市ではふるさと納税業務について民間事業者による業務の委託をいたしております。委託業務の内容は、出品事業者と返礼品に関する折衝、顧客管理システム提供、配送手配や代金決済、そして寄附者からのさまざまな問い合わせの窓口としてのコールセンター機能などとなっております。

ふるさと納税につきましては、本市のように業務を委託する自治体もあれば、議員さつきおっしゃいましたとおり、委託せずに自治体が直接運営している自治体もございます。業務委託、直営のいずれも長所短所があり、一概にどちらがよいとは判断できかねるところがございますが、本市の場合には現在担当職員1名、地域おこし協力隊1名という現在の体制では、直接運営は困難な状況であり、業務委託という形態といたしているところでございます。現在の業務委託先は、東京に本社を置く事業者でございますが、地元事業者による業務委託することについても以前より検討いたしております。

ふるさと納税では、多くのカタログショッピングのような感覚で寄附をされているのが実態でございます。返礼品に関するさまざまな問い合わせ、ときにはクレームといったものへの対応は重要な業務の1つといえます。また、それ以外にも返礼品の開発から受発注の手配、顧客管理のシステムや代金決済など、多岐にわたる業務のノウハウが委託先の事業者には求められております。今後は、こうしたさまざまなふるさと納税の業務を安心してお任せできるという点を踏まえ、地元事業者の委託につきましても、十分に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 地元事業者への委託については検討されているということですので、ぜひそのようになるようによろしく願いいたします。

今回、本市の取り組みについて質問してまいりましたが、まだまだ寄附額伸ばすためにやれることはたくさんあると思っております。ふるさと納税自体への賛否やふるさと納税の制

度がいつまで続くかわからないと言われておりますが、貴重な財源でありますので、せっかくふるさと納税担当の地域おこし協力隊の方も来られましたので、もっと調査研究していただいて、寄附額増に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、北朝鮮等のミサイル危機における本市の国民保護体制について質問していきます。現在北朝鮮は、我が国を初め国際社会から強い自製の申し入れにもかかわらず、ミサイルの発射を繰り返し行っています。先月の29日には、北朝鮮が発射した弾道ミサイルが我が国の排他的経済水域内に着弾しており、北朝鮮のミサイル発射は我が国の安全保障に対する重大な脅威となっております。

今議会の施政方針の中でも、北朝鮮の緊張関係について触れられており、私も決して他人ごとではいけないと思い、今回この質問を取り上げさせていただきました。我が国にはミサイルなど外敵から武力攻撃等があったときに、武力攻撃から国民の生命、財産を保護することを目的として、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、通称国民保護法が平成16年9月から施行されております。

また、本市においては、その国民保護法の規定に基づき、武力攻撃事態等が発生した場合に住民の避難や避難住民の救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための計画、人吉市国民保護計画が平成19年1月に作成されております。

そこで、まずお尋ねいたしますが、国民保護法において自治体の責務、役割はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

先ほど議員も申されましたように、ちょっと長いんですけども、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律——通称国民保護法とありますが、国民保護法の第3条、これが国、地方公共団体等の責務となっております、その規定があるところがございます。まず、御質問の自治体の責務としましては、先ほどの国民保護法の第3条第2項に「地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。」と、何を言ってるかよくわからないんですけども、そういう記載がっております。

また、市の役割としましては、当然これは市民の生命、身体及び財産を保護するための措置を国、県と連携し、的確、迅速に実施しなければならないということが明記されておるところでございます。深読みしますと、よくよくこの内容を読みますと、当然北朝鮮がミサイルを発射したときには、もう既にテロップで流れてしまって、その後のことですから、なかなか私たちも注視はしてるんですけども、じゃあこれに従ってどうこうしなさいと、

やりましょうということとはなかなか難しいような状況でございます。じゃあ、防災安全課を中心に少し法律の趣旨をしっかりと読み込もうということで、深読みをしたときに、やはり具体的には、緊急時の対応は当然言うまでもございませませんが、要はこれは平素からの備えが特に重要でありまして、常備の消防体制との連携を必ず図っておかなければならないし、より具体的に言うならば、本市の場合は、今、西間別館にしか守衛さんはいらっしゃいません。ほかは全部セキュリティが、夜は機械で操作しておりますので、本市の場合はその守衛業務に従事される方の教育とか、そういう強化を図っていくこと、さらには、これは一番適切なやり方じゃないかなと思いますけれども、その国家的危機に際しましてのそういう防災訓練を有機的連携を強化すること、深読みしますと推しはかると、押しなべてそういうことじゃないかなということで、私たちは考えておるところでございます。

それでも、最近ちょっとこれはなかなか危機管理をもってやらないと、もう、いつ日本国家が危機的な状況になるというのはわかりませんので、この今の状況をしっかり頭の中に入れてながら、行動も的確にやっていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 深読みをしていただいて、さらにかみ砕いて具体的に説明していただきまして本当にありがとうございます。自治体は地域住民に一番近い存在として、緊急時だけでなく平素からの備えをしなければならないということだと思いますので、このあたりを聞いていきたいと思いますが、その前に、4月21日に、北朝鮮情勢への懸念が高まっているということで、政府が都道府県の担当職員を集めて北朝鮮ミサイルへの対応についての説明会を行われてるそうです。その後、県を通じ北朝鮮ミサイルへの対応についての通達が来ているというふうに思いますが、その通達内容と、その通達に対してどのような対応をしたのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

先ほどの通達の内容は、まず1点目が最近の北朝鮮情勢等について、これが1点目でございます。2点目が、内閣官房から国民への情報伝達について、これ2点目でございます。3点目が、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について、これが3点目。4点目が、地方公共団体による広報について。最後5点目が、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施について、以上5点が今回の通達内容の主なものでございます。

通達を受け、本市では、全国瞬時警報システム（Jアラート）において、防災行政無線で即時に自動放送を開始するよう設定されているかの点検を行い、これは地震のときの音声と違うんですね、この全国瞬時警報システム、非常に何か悩ましい警報になるんですけども、そういう状況の点検も行いました。それから、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について、市のホームページの項目を更新し、RKKデータ放送住民情報

サービス、要はことしの4月から運用してますデータポンの記事にも掲載をアップしたところ  
でございます。

また、これは先ほども最後に申し上げましたけれども、弾道ミサイルを想定した住民避難  
訓練の実施につきましては——現在、本市のほうは防災訓練は行っておりますけれども——  
具体的な市の計画はないんですけれども、職員の迅速な行動を可能にし、市民の皆様の理解  
を高めるためには、国や県、既に訓練を実施しております自治体からの情報を得ながら、こ  
れは今ですよ、やっぱりやらなければならないのは。要するに訓練の期を逸しないように  
適切に検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 私も人吉市のホームページを見たんですが、弾道ミサイルが落下する  
可能性がある場合にとるべき行動についてというふうに掲載されておまして、屋外にいる  
場合とか建物がない場合、屋内にいる場合にどのような行動をとったらいいかというのは掲  
載されておまして、また、国民保護のポータルサイトも張りつけてあって、弾道ミサイル  
落下時の行動に関するQ&Aと、こういったのもありまして、知らないよりも知っておいた  
ほうがいい情報が掲載されておりましたので、ぜひ見ていただきたいんですが、これを実際  
どれだけの人が見られたかなというふうに思ってるんですよ。ですので、やはり日ごろか  
らの意識向上のための啓発活動や、言われたように万が一のための避難訓練等も必要ではな  
いかなというふうに思っております。

そこで、人吉市国民保護計画の中に、国民保護に関する啓発について明記されてるんです  
が、平成19年に人吉市国民保護計画がつくられてから今まで、国民保護に関する啓発活動に  
ついてどのようなことをされてきたのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

人吉市国民保護計画において、これは第4章に国民保護に関する啓発としまして、国民保  
護措置に関する啓発方法等について記載をしておるところでございます。市民の皆様に対し  
ましては、広報誌それからパンフレット、テレビ、インターネットなどのさまざまな媒体を  
活用して、継続的に啓発を行うこととしております。

また、住民向けの研修会や講演会等の実施についても明記はしておるところございま  
すが、それがどこまで市民の皆様ちゃんと伝わってるのか、それはまだ検証もしておりま  
せんし、一番はやはり我が国では今こういう状況が続いていますので、少なくとも、かなり皆  
さん新聞等を通じて、マスメディアを通して、平時よりもかなり緊張感というのはお持ちにな  
っているんじゃないかなとは思っております。これまでの実績としましては、まず平成19年  
1月これはつくった年でございます。それから平成26年10月に、人吉市国民保護計画を発行  
いたしまして、人吉市議会、それから町内会など関係各所へ配布をいたしております。

また、計画の概要や変更点などは、人吉市国民保護協議会を適時に開催、これは年に1回必ず開催するようになっておりまして、協議会の委員さんを通して関係機関へは周知を行っておるところでございます。そのほか、政府が作成しましたパンフレットの配布、市のホームページを通してJアラートや避難時の行動について掲載もいたしております、先ほど申し上げましたけれども、本年度からは、RKK熊本放送のデタポンを通して情報発信も行っておるところでございます。

いずれにしても、この問題は自然災害、例えば風水害とか、地震とはまた違った意味での危機管理が重要となってまいりますので、繰り返しになりますけれども、今後も地道な取り組み、そういうものを平素から積み重ねていく、そういうことが非常に大切なことではないかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 地道な取り組みをやっていただきたいのですが、この人吉市国民保護計画というのがあるということを知ってる方が余りないんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりの周知からも必要かなと思っておりますが、私、人吉市の国民保護計画を調べてたら、国民保護法に基づく人吉市国民保護計画を作成しました。皆様の御理解と御協力をお願いしますというパンフレットを見つけたんですよ。こういったパンフレットの中身を見直す必要があるかもしれませんが、こういったパンフレット等も使って、ぜひ啓発活動を行っていただきたいというふうに思っております。ほかにも人吉市国民保護計画の中には、物資及び資材の備蓄、整備についても明記されております。

そこで、本市の国民保護のための備蓄状況、また備蓄品における国や県との連携はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市の整備状況といたしましては、これは先ほどの国民保護計画の第3章におきまして、防災のために備えた物資及び資材と共通するものについては、国民保護と相互に兼ねるものと規定をいたしております、要するに重複してもいいというようなことなんですけれども、具体的には、災害対策支部設置箇所位置づけであります各コミュニティセンター等に備蓄しておると、要するに、水とか一時の食事、乾パンとかそういうものが備えてあるというような状況でございます。

また、国民保護措置のための実施のために必要な物資及び資材、例えばこれはもう本当はかなり高いレベルでの状況なんですけれども、化学防護服とか特殊な薬品につきましても、先ほどの第3章におきまして、国及び県の整備状況等も踏まえ、特に熊本県と連携しつつ対応をとることとしております。県との連携におきましては、事態が長期にわたった場合でも、必要物資、資材を調達することができるように連携するような仕組みになっておりますが、

現段階では、県とはまだ具体的な取り決めの協議はなされていないところでございます。

また、県との連携のほかに、国民保護計画では他の市町村、事業所等との間でその供給に関する協定をあらかじめ締結することとしておりまして、これは災害の場合も一緒なんですけれども、現在市が締結している災害協定のうち、熊本県都市災害時相互応援に関する協定におきましては、災害の対象の1つといたしまして、武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定いたします武力攻撃災害による被害、または、同法の第172条第1項に規定いたします緊急処理事態にかかる被災がありますが、応援協定内容といたしましては、特に資機材の提供が含まれているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 県との連携については、具体的な取り組みはされていないということですが、もしミサイルが発射された場合、どのようなミサイルが飛んでくるかわからないんですよ。もしかしたら、化学兵器を搭載したミサイルが来るかもしれない。そういったときには、もちろん化学防護服や特殊な薬品が当然必要になってくると思いますので、国や県の備蓄状況の確認とか、また連携体制、こういったものをしっかりやっていかなければいけないと思いますので、ぜひ協議のほうをしていただきたいというふうに思っております。

また、国や県だけではなくて病院や消防、また警察、学校、こういったところも連携が必要になってくると思います。そういった意味では、平素に訓練を実施し、問題を洗い出しておかないと、いざというときに機能しないというふうに思っております。総務部長が、先ほど、今のところは弾道ミサイルを想定した避難訓練の計画はないとのことでしたが、私は訓練の必要があると思っておりますし、それが自治体の役割であるというふうに私は思っております。全国の自治体の中でも、ミサイルが発射されたことを想定して避難訓練を行っている自治体が出てきております。

そこで市長にお尋ねですが、弾道ミサイルを想定した避難訓練についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

総務部長が先ほどの答弁で少し触れましたが、現時点では、人吉市において弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施の具体的な予定はございません。市では、国民保護に関する国からの緊急情報が配信されるJアラートやエムネットの操作につきまして、職員が定期的に通信訓練を行っているほか、過去に、県と合同でテロ対策訓練を行いました。それ以降、国民保護に関する訓練は行っていないのが現状でございます。

しかしながら、市民の安心と安全の確保は行政最大の責務でございますので、先ほど総務部長が御答弁いたしました国からの5点の通達も考慮しながら、どういったことができるのか、現実的かつ実務的なのかを含めて検証、研究をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 熊本県は、昨年大地震を経験しましたので、避難訓練においては自然災害を想定した訓練になるというふうなスタンスになるのかなとは思っておりますが、もし北朝鮮がミサイルを発射した場合に、約10分で着弾するというふうに言われております。ですので、その訓練を通して、10分間で情報伝達が本当にうまくいくのか、また避難の流れはどうなのかというのを確認する必要もありますし、やはり一番大事なのは、避難に対する市民の意識の向上だというふうに思っております。ぜひ弾道ミサイルを想定して避難訓練を行った自治体を参考にさせていただきながら、弾道ミサイルを想定した避難訓練の実施を要望してこの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時06分 休憩

---

午後 3 時20分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）  
2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） それでは、最後の質問に移らせていただきます。

最後は、松岡市長がこれまで行った実績とその評価、また残任期間の構想について質問をいたします。

松岡市長におかれましては、一昨年4月に行われた人吉市長選挙において、スローガンに「チェンジ人吉」を掲げ、市政刷新を訴え見事当選され、市長に就任されました。この2年間、ニューリーダーとして市民の期待を背負い、人吉市のかじ取りをされてまいりました。また、松岡市長は、選挙時に108つの施策を公約として上げられておりましたので、その公約を遂行していく上で、公約を達成できた施策もあると思っておりますが、行政の継続性を尊重し、また熊本地震による市庁舎建設への対応などで、なかなか思いどおりにいかないものもあったかと思っております。そういった意味で、この2年間を振り返り、自己分析、自己評価は今後のために必要なことだと思っております。そして残任期間の2年間、松岡市長がどのような政治手腕を発揮するかは、多くの市民の皆様が注目しておりますので、残りの任期に入るに当たり、熱い思いや強い決心など当然胸中におありと思っておりますので、その一端を聞いていきたいと思っております。

それでは、これまで2年間取り組んでこられた実績とその実績に対する自己評価をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私が市長に就任してから2年が経過し、いよいよ折り返し地点を迎えたところでございま

す。その間、さまざまな出来事がございましたが、やはり昨年の熊本地震の発生が、昨今において一番の衝撃であり、市民の安全確保、防災等に対する認識を改めて強く持ったところでもございました。地震発災後は、まさにチーム人吉という動きで、全職員、全市を挙げて難局に取り組み、危険庁舎からの避難と業務再開までの復旧、被災地への復興支援、その後も予断なく、BCPの策定等新たな危機管理の課題に昼夜を問わず邁進しましたことに改めて言及し、議員各位、全市職員、そして市民の皆様に衷心からお礼を申し上げたいと存じます。

さて、2年前の平成27年5月1日、麓町本庁舎の正門をくぐったときの緊張、熱い思い、これから立ち上がるであろう困難、試練、そしてたくさんの希望、夢、私の頭の中を駆けめぐっていたことをきのうのように思い起こしております。弱冠37歳の市長を迎える市職員の気持ちを考えましたとき、うまくやっていけるのだろうか、私の気持ちが伝わっていくのだろうか、不安に満ちた日々であったことも思い出されます。それから2年、市職員はもとより市民の皆様、市議会の皆様に支えられてここまで来ることができました。施政方針でも述べましたが、心から感謝申し上げます。

そのような中、私が市政を預からせていただきましてからの実績と評価ということでございますので、少々お時間をいただき、お答えをさせていただきたいと存じます。選挙の際、私は「チェンジ人吉」をテーマに108の施策・事業という形で Manifesto を掲げさせていただきました。そして、これらを第5次総合計画後期基本計画に折り込み、その実現に向けて市役所一丸となって取り組んできたところでございます。108の施策・事業につきましては、割合的に申しますと、約7割の事業について実施、展開をしているところでございますが、そのうち幾つかを上げさせていただきます。

まず、私の政治信条として、市民との対話ということを常々申し上げてまいりました。私は、市長就任前から市民の方との対話を通じ、その御意見等を踏まえながら、市政を運営していきたいと考えておりました。そのことから、市民の皆様との意見交換の場として人吉未来会議、人吉未来カフェを就任1年目から開催しているところでございます。そのうち、地域の皆様との座談会、人吉未来カフェにつきましては、昨年度、市内約20町内等で実施してきたところでございます。市民の皆様が市政やまちづくりをどうお考えか、何を望んでいらっしゃるか、御意見を頂戴しながら市政運営に生かしていきたいと存じます。

また、子育て環境等の充実を図るため、昨年度から学校給食費の一部助成を開始いたしました。去る3月議会におきましては、中学卒業までの子ども医療費助成の完全無料化につきましても予算をお認めいただき、ことし10月診療分からの開始に向け、現在準備を進めているところでございます。本市における子育てや子供を取り巻く環境は、そこにお住まいの地域の方々への支えもあり、他地域に負けない豊かな環境にあると考えています。この環境に子育て支援の施策や教育環境の充実等を図ることによって、子育て環境日本一と言われる地域

を目指してまいりたいと存じます。

また、本市のさまざまな情報を多方面に発信していくための部署として、昨年度、企画課内にシティプロモーション推進室を新設し、市内外への情報発信力の強化に努めてきたところでございます。同推進室においては、これまで行ってきた広報等に加え、フェイスブックの活用など、さまざまな施策を展開してきたところでございますが、情報化社会が進展していく中において、本市の魅力をどのように発信していくのか、また、どうすれば他地域の方々に本市ならではのよさを感じていただけるのか、その双方向性をあわせ持った情報ツールとして、本年4月専用ポータルサイト「人よしライフ」の運用を開始したところでございます。今後も、同推進室を情報発信の司令塔とし、本市ならではの魅力を十二分にお伝えし、日本中、または世界中の方々に人吉のよさを知っていただき、観光等の交流人口の増、さらには本市への移住定住の促進等につなげてまいりたいと存じます。

また、本市の最大の課題は人口減少問題でございます。その対策として、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、しごと創生を中心にスマート林業の展開、起業創業・中小企業支援センターの設立準備を進めているところでございます。これらはいずれも準備段階ではありますが、近いうちにその形をお示しできることを期待いたしております。108の施策・事業ではございませんが、この2年間、歴代の市長が努力され、積み重ねてこられたものでなかなか解決しなかったことが動き出したということもでございます。

一番大きな事業といたしましては、新市庁舎の建設でございます。これは熊本地震での市庁舎被災という状況のもとに、選挙時のお約束から大きくかじを切った形になり、非常に心苦しく、また御心配をおかけした部分もありますが、議員の皆様の御指導と御支援、国、県、地元県議や地元国会議員の先生方の御支援など、多くの方々のお力添えによって方向性を定め、改めてスタートを切ることができています。この場をおかりいたしまして改めて感謝申し上げます。

また、上原田地区の農業用利水の確保、球磨川左岸人吉橋直下流の用地取得、クリーンプラザの延命化など、長い期間の課題が徐々に解決へと進んでおり、これらはもちろん国、県、周辺町村の御尽力、御協力のおかげでございますが、同時に、それらの方々の御支援を受けられる関係性、対話し、協力し合える信頼性を築いてこれたことも大きな要因ではないかと考えております。

そのようなことも踏まえまして、私なりの評価ということでございますが、この2年間の市長としての仕事は、議員の皆様の御指導、御支援、市民の皆様の御助力など多くの皆様の力をおかりし、オール人吉として積み重ねてきたものと考えております。私自身は、まだまだ足りない点もあるかと反省も多々ございますが、そういった皆様の御支援でぎりぎり合格点をいただければと存じます。

相田みつをさんの詩に「花を支える枝、枝を支える幹、幹を支える根、根は見えねんだな

あ」というものがあります。立派な幹を立て、枝を張り、美しい花を咲かせるためには、それを支えるしっかりとした根が必要であり、その根っこに当たるのは、市民の皆様、市職員、周辺町村長、国、県の皆様との信頼関係であると確信しています。そして、その根を深く張る期間がこの前半の2年間であり、今後確実に大きな幹に育っていくことを私自身信じております。私の進めていきたい事業も、まだまだ土を耕し、種をまく段階のものも多くありますが、着実に花を咲かせるようこの1年も市民の皆様との対話を重ね、職員の皆さんとともに力を尽くしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 自己評価については、市長みずからがみずからを評価されたというわけですから、これについて私はどうこう言うつもりはありません。実績については、公約は市民の皆様との約束ですので、遂行していくのは当然ですけれども、行政の継続性という点で言うと、上原田の農業用利水の確保や球磨川左岸の用地取得、またクリーンプラザの延命化等を行ったと、そしてまた、熊本地震による庁舎建設の対応では、選挙時のみずからの公約を修正して市庁舎建設の道筋を立てたということで、これまで本市が抱えていた問題を解決されたという点については、本当に評価をしたいというふうに思っております。

しかし、評価をする一方でちょっと私物足りなさも感じています。安全運転をされているのかどうかわかりませんが、ちょっとスピード感が感じられないときがあります。例えば、最近で言うと、国民宿舎の利活用や外国人に優しいまちづくりを打ち出してから、その後の取り組みが見えないなどですね、さまざまな課題はあると思いますが、ちょっとスピード感をもって取り組んでいるというふうには感じません。ですので、そのあたり市長はどのように感じていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

スピード感が感じられないという評価につきましては、謙虚に受けとめさせていただきたいと存じます。新市庁舎建設を初め中核工業用地、国民宿舎など数々の大きな課題がある中で、私自身一つ一つと向き合い、重い決断をしていく日々でございます。多くの関係者の方々とコンセンサスを積み重ねながら進める事業、財源確保が必要な事業など、さまざまにございますが、一つ一つを着実に形にしてまいりたいと考えております。そのためにも、この4月から全庁的な政策調整を行う部署として企画政策部を設置し、部署間の横串を差す役割、政策、施策・事業を取りまとめていく役割を担ってもらっているところでございます。私自身も市民の皆様への御期待に応えられるよう、先頭に立ってスピード感をもって進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 関係者とのコンセンサスづくりは、財源の問題があるというのは本当によくわかっておりますが、市長が積極的に行動することで道が開けるものもあるというふうに思っております。施政方針の中で、市政運営に触れられて経験不足、力不足のところがあり、ときには立ちどまるような場面があったと言われましたが、私はこの経験不足、力不足をカバーするのが、若さによる行動力、そしてリーダーシップであるというふうに思っております。先ほど先頭に立ってスピード感をもって取り組むということでしたので、ぜひよろしく願いいたします。

それともう一点ですね、物足りなさを感じているのが、自分を出すという大胆さが余り感じられないんですよ。この2年間、松岡カラーが出てたかということ、私は出てないような感じがいたします。市民の皆様は、もちろん松岡市長の公約がよかったから投票された方もいらっしゃると思いますが、松岡市長の若さに期待して、閉塞感を打破してもらいたいという思いで投票された方も多くいらっしゃると思います。そういった方々の中には、私と同じように物足りなさを感じている方が少なからずいらっしゃるというふうに思っております。

そこでお尋ねですが、残り2年間松岡カラーが打ち出せるような構想がありましたら、お尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市長に就任をしまして最初に感じましたことは、行政に求められる継続性、連続性ということの重み、そして厳しさを増していく財政の見通しでございました。就任した前期2年は、平成27年の台風15号、平成28年1月の大寒波、同年4月の熊本地震と自然災害にも見舞われ、やるべきことに大きな制約や通常にはない優先順位が存在し、その対応、対策に追われてきたというのも正直なところでございます。議員御指摘のとおり、松岡色が出せているかという点につきましては、まだまだ足りていない課題も多いと考えておりまして、そういった皆様の声があることも認識をいたしております。

一方で、私のやりたいことももちろん重要でございますが、市民の困りごとやニーズに的確に答えていくことも、さらに優先すべきであり、このバランスが非常に難しいとも考えております。

さて、松岡色と言えるかどうかわかりませんが、まちづくりの大きな構想としては、私は人の成長なくしてまちの成長、発展はないと考えております。人がまちをつくり、まちが人を育てる、そして、その人がまちをさらによりよきものにするという理想のまちづくりのサイクル、30年も50年も100年も続くこの営みがゆるぎなく続くような人吉づくりを行いたい。それが松岡市政の大きな目標でございます。そして、具体的には、全ての市民が少なくとも20年後、30年後のまちのビジョンを語るができるまちづくりを市民の皆様、行政とともに目指していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） これから、どんどん松岡カラーを出して行っていただきたいというふうに思ってるんですが、今ちょっと今後の2年間の構想を聞いたんですが、ちょっとぼやっとしているような感じがしてるんですね。全ての市民が20年後、30年後、まちのビジョンを語る事ができるまちづくりを目指すというふうに言われましたけれども、もう少し具体的に、どのような取り組みをしていきたいと考えられているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

具体的に、これからの2年間どのように取り組むのかということでございますが、本市の政策、施策の根幹は、第5次人吉市総合計画であり、重要施策として取り組んでおりますのが人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略でございます。3月議会の施政方針でお示しをさせていただきました5つの重点施策を軸として、これらの計画を着実に推進することが私の務めと存じております。とは申しましても、せっかく機会をいただきましたので、少し夢を語らせていただきたいと思っております。

私も、市長になってやりたいことは数多くあります。その中で、特にぜひ実現したいと思っておりますのが、人吉発の全国区企業を育てること、オール人吉球磨で海外に通用する質の高い観光地にすること、そして健康寿命日本一の実現の3つでございます。

まず、人吉発の全国区企業を育ててでございますが、本市には、既にH I T O Y O S H I シャツで有名なH I T O Y O S H I 株式会社様初め全国区といえる企業がございまして。私は現在ある企業、そして新たに業を起す会社が、人吉を基盤に全国区になっていく、そのような地域を目指していきたいと思っております。そのためにも現在準備を進めております起業創業・中小企業支援センターを早急に立ち上げ、行政としてバックアップする体制をつくってまいりたいと思っております。

また、I T人材育成とサテライトオフィスの誘致につきましても取り組んでまいりたいと思っております。若者がふるさとで暮らし続けるためには良質な仕事の間が必要で、人吉球磨にある高等学校と連携して高校教育の中でI T人材を育てる、あるいは本市にあります九州技術教育専門学校は、専門的なI T人材を教育する機関として本市にとっても貴重な学校でございます。こういった機関の御協力を得ながら、優秀なI T人材を供給できることを強みに、I T系サテライトオフィスを誘致してまいりたいと存じます。そしてそこでスキルを磨いた若者が、新たに人吉発の企業を立ち上げてもらうという好循環を生み出していただければと考えております。

2つ目に、オール人吉球磨で海外に通用する質の高い観光地にすることでございます。私は、人吉球磨の魅力は何げない日常、私たちの生活の中にあると思っております。日本遺産に指定された文化財、自然、文化、風土は、連綿と続く人々の営みの中から形づくられたものです。子供たちの挨拶、こども王国保安官に見られる利他の精神は、高い精神性に基づく質

の高い文化を形づくってきた基盤であると認識しています。そういった日本の原風景、日本のふるさと人吉と呼べる本市、そして人吉球磨という地域は、日本の本当の豊かさを求める海外の方々にも魅力ある地であると思っております。現在は外国人旅行者の受け入れ態勢が十分ではございませんが、そういった方々が安心して旅ができるように、人吉球磨を静かな心で楽しめるように、案内表示やパンフレット、SNSでの情報発信、いざというときの通訳ボランティアの検討など、外国人に優しいまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

また、日本遺産のみならず、人吉の魅力を多くの方に知っていただくためには、人吉球磨広域行政組合等と連携しながら、人吉球磨一体となって取り組んでいくことが不可欠です。以前から言われることではありますが、例えば、人吉球磨10市町村の自治体、民間企業、団体が一つとなって、物産や観光地をPRし、マネジメントしていく株式会社人吉球磨観光協会というような地域の観光のマネジメントとマーケティングを一体的に担うDMOや地域商社のような組織づくりにもぜひチャレンジしていきたいと存じます。

最後に、健康寿命日本一の実現でございます。昨年秋に出版され、ベストセラーとなった本に、「ライフ・シフト」という本がございます。人間の平均寿命は近いうちに100歳を超えるようになり、その時代の到来に備え、生き方を根本的に見直そうという本です。本市の高齢化率は、平成29年3月末時点で34.4%となっており、100歳を超える方が26人となるなど、既に超高齢社会を迎えています。その中で最も大切なことは、介護等が必要でなく、健康で過ごせる健康寿命を平均寿命により近づけること、健康寿命日本一を目指すことだと考えています。そのためにも生活習慣病予防が大切であり、生活習慣病予防は、大人になってからではなく、生まれたときから、むしろお母さんのおなかの中にいるときから始まるものと認識しています。小さいときの習慣づけと教育を行い、その子供に継続的にかかわっていくためにも、乳幼児健診から学校での定期健康診断まで、健康に関するデータを管理し、サポートする手法の検討をしてまいりたいと存じます。また、各校区のコミュニティセンターでは、ヨガ教室を初めさまざまな健康づくり講座が開かれています。実際、私も柔軟体操をするようになって体調がよくなったと感じています。校区公民館の御協力を得ながら校区単位で健康づくりを楽しめる活動を広げていきたいと思っております。外に出かけ、人と話す頻度が多い人ほど要介護になる割合は低いとの話もお聞きします。地域のコミュニティセンターを核として、人々が出かけ、交流する拠点としての活用も進めてまいりたいと存じます。ほかにも、人が歩きたくなる散歩道路の整備など、やるべきことはございますが、超高齢社会のモデルとして高齢者の皆様が生き生きと暮らせるまちをつくっていきたく思いますし、その1つの成果として、全国からアクティブシニアが移り住み、地域にそのスキルや経験を生かしてもらって健康と経済の活性化を同時並行に進めるCCRCにつながればと存じます。

夢ということでお話をさせていただきましたが、これらの夢を現実の事業にかえられるよう、私自身リーダーシップを発揮して、役所内での議論、関係機関との協議を進めてまいり

ます。その上で、事業たり得るようになりましたら、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけるなどして、議会に対しましてもしっかりと説明させていただきたいと存じます。いずれも、残り2年間という期間でやり切れることだけではございませんが、本市の持つ価値、潜在能力ははかり知れないものがあり、その魅力を磨き、開放していくのが私たちの役目と考えております。20年、30年先の長いスパンを見詰めながら、今できることを着実に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 今市長から、今後やりたいことを御答弁いただきましたが、ぜひ市長も言われましたけれども、夢で終わるのではなくて、ぜひ事業にさせていただきたいというふうに思います。今やりたいことずっと聞いておったんですが、これ人吉だけではできませんね。いろいろなところとタッグを組んでやらないといけないというふうに思いますので、もう市役所内の取りまとめは副市長にお任せして、もう市長はどんどん外に出て行ってトップセールスをしていただきたいというふうに思っております。

最後に、先ほど、市民の皆様と20年後、30年後のまちのビジョンを語るができるまちづくりをしたいと言われましたが、今御答弁いただいたこれからの取り組みたいことや市長の思いなど、こういうものを市民の皆様伝えて、思いを共有していく必要があると思います。

そこで、どのようにして市民の皆様今後の取り組みや思いを伝えていこうと考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市長の役割として大事なものの1つは、人吉というまちをどういう状態にしたいのか、どう輝かせていきたいのか、そのビジョンと道筋を示すことだと考えております。そのためにも、これまで未来会議、未来カフェという形でさまざまに市民の皆様のお声をお聞きするとともに、私の考えもお伝えさせていただいたところでございます。議員御指摘のとおり、ビジョンを知っていただき、思いを共有する場はとても大切なものであり、私が大切にしたい対話もその点でございます。

また同時に、ふるさと人吉というまちを輝かせたいという思いは、市民の多くの皆様がお持ちであり、すばらしいアイデアと実行力をお持ちの方も数多くおられます。私は、市長のみがビジョンを語り、まちづくりを行うのではなく、ぜひそういった市民の皆様お一人お一人が、どんな人吉にしたいのかビジョンを語り合い、自分ごととして行動する、それぞれに役割があり、自分が得意とする分野で力を出し合うオール人吉としてのまちづくりをしたいと思っています。そのためにも、ことしはぜひ多くの市民が集い、20年後、30年後の人吉を考え、語り合う場を設けていきたいと存じます。そして、具体的な政策立案について

も、市役所だけで考えるのではなく、市民とともに考える人吉政策研究所のようなものもつくっていきたくと考えております。そういった場で私自身のビジョン、アイデアも語らせていただき、市民の皆様とともに本市のまちづくりを描き出してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） いろいろな場所で、そして多くの市民の方に市長の思いを伝えて、今後のまちづくりについて描いていっていただきたいというふうに思います。今回少し厳しいことも言いましたが、これは本当市長に期待しているからであります。私もそうですが、若さは大きな武器だと思っております。恐れることなく大胆に、そしてスピード感をもって在任期間の市政運営に当たっていただきますようお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

---

---

### 日程第33 委員会付託

○議長（田中 哲君） 次に、日程第33、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第34号から議第49号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○局長（山本繁美君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成29年6月第2回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第34号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号））につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

---

## 各委員会付託事項表

議第34号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号））	各委 [別記1]
議第35号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第36号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第37号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第38号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）	各委 [別記2]
議第39号	平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第40号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第41号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第42号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第43号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第44号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第45号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第46号	工事請負契約の締結について	経建
議第47号	損害の賠償について	総文
議第48号	損害の賠償について	総文
議第49号	損害の賠償について	経建

[別記1]

議第34号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号））	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第4条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費（5項 その他公共施設公用施設災害復旧費） 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 繰越明許費の補正（10款 教育費及び11款 災害復旧費（5項 その他公共施設公用施設災害復旧費）） 第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費（3項 公共土木施設災害復旧費） 第2条 繰越明許費の補正（8款 土木費）

[別記 2]

議第38号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第4条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費（5項 その他公共施設公用施設災害復旧費） 14款 予備費 第2条 継続費の補正（2款 総務費） 第3条 債務負担行為の補正（11款 災害復旧費（5項 その他公共施設公用施設災害復旧費））
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時52分 散会

# 平成29年6月第2回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成29年6月27日 火曜日

## 1. 議事日程第5号

平成29年6月27日 午前10時 開議

日程第1	議第34号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号）	各委
日程第2	議第35号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）	厚生
日程第3	議第36号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
日程第4	議第37号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
日程第5	議第41号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第6	議第42号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第7	議第43号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第8	議第47号	損害の賠償について	
日程第9	議第48号	損害の賠償について	厚生
日程第10	議第44号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第11	議第45号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第12	議第46号	工事請負契約の締結について	経建
日程第13	議第49号	損害の賠償について	各委
日程第14	議第38号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）	
日程第15	議第39号	平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
日程第16	議第40号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第	厚生

1号)

- 日程第17 議第50号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第18 議第51号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第19 議第52号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第20 議第53号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第21 議第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第22 議第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第23 議第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第24 議第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第25 議第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第26 議第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第27 議第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第28 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告  
日程第29 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告  
日程第30 人吉球磨広域行政組合議会の報告  
日程第31 人吉下球磨消防組合議会の報告  
日程第32 議員派遣について  
日程第33 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

---

---

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・日程第1から日程第33まで議事日程のとおり

---

---

## 3. 出席議員（18名）

- |     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 塩見寿子君 |
| 2番  | 宮原将志君 |
| 3番  | 高瀬堅一君 |
| 4番  | 大塚則男君 |
| 5番  | 宮崎保君  |
| 6番  | 平田清吉君 |
| 7番  | 犬童利夫君 |
| 8番  | 井上光浩君 |
| 9番  | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 西信八郎君 |
| 11番 | 本村令斗君 |

12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副	市長	松田知良君
教	育長	末次美代君
総	務部長	井上祐太君
企	画政策部長	迫田浩二君
市	民部長	廣田五浩君
健	康福祉部長	告吉眞二郎君
経	済部長	福山誠二君
建	設部長	山田巧君
総	務部次長	丸本縁君
企	画政策部次長	小林敏郎君
財	政課長	植木安博君
水	道局長	中村則明君
教	育部長	松岡誠也君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美君
次	長	栗原亨君
次	長	椎葉千恵君
書	記	青木康德君

---

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

---

---

### 日程第1 議第34号

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第34号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

日程第1、議第34号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号））のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款並びに第4条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、3,223万2,000円を減額し、歳入予算の総額を164億7,036万2,000円とするもので、主に国、県などの補助事業や地方債の確定による補正予算であります。

審査の過程において、委員から、株式等譲渡所得割交付金、地域経済循環創造事業債などについて質疑がっております。

なお、諸収入において、その他の雑収入の44万円の増額補正は、西瀬小学校プール水道水流出事故に係る西瀬小学校職員からのおわびとしての納入金であります。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆様、おはようございます。

日程第1、議第34号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の86万3,000円の減額補正は、ICTを活用した教育推進自治体応援事業で、事業費の確定に伴うものです。

10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費4万3,000円の増額補正は、人吉市小中学校教育振興会補助金で、各種部活の大会出場旅費に対する一部助成金で、実績により増額交付するものです。

13款諸支出金、2項基金費、7目人吉応援団基金費の424万円の増額補正は、基金積み立ての確定によるものです。

繰越明許費の補正の追加は、10款教育費、5項社会教育費は、追加として、史跡大村横穴群保存管理計画書印刷製本費107万円は、熊本地震の影響で、文化庁との最終内容確認が3月末にずれ込んだことにより、十分な期間がとれないため、また、城本町落石防護柵設置箇所用地測量事業48万6,000円については、隣接する土地所有者との境界確認の日程調整が困難であったことから、いずれも年度内の完了が見込めないためによるものです。

審査の過程で、委員から、境界くい等についての質疑に対して、くい打ちする必要がある土地所有者とは了解まで至っているとの答弁がっております。

7項学校給食センター費、学校給食センターエアコン移設事業162万1,000円は、天井裏の配管工事に不測の日数を要することから、年度内完了が見込めず追加するものです。

エアコン設置について、委員からの質疑に対して、春休みや夏休みに行うこととしており、未設置分については、夏休みに設置予定との答弁がっております。

同じく11款災害復旧費、5項その他公共施設公用施設災害復旧費133万4,000円の増額補正は、熊本地震の影響もあり、西間別館1階トイレ手前のドア製品の製作、納品に時間を要したことから、年度内完了ができないため追加するものです。

同じく、電算室サーバー用発電機等購入事業246万円は、電算室サーバー用発電機を移設するか新設するか、工法の検討に時間を要したことから、年度内設置完了が見込めず追加するものです。

繰越明許費補正の変更は、10款教育費、5項社会教育費、中原コミュニティセンター施設改修事業費の年度内支出を予定していた前払い金が翌年度での支出となったことから、840万円増額変更するものです。今回は現地視察を行いました。

6項保健体育費、梢山グラウンド補修事業の228万円の増額変更は、年度内の支出を予定していた前払い金が新年度一括払いとなったことによるものです。

債務負担行為補正の廃止は、熊本地震の影響で、被災地での工事が相次ぎ、守衛室プレハブリース料の入札が不落になったことから、設計を見直し、改めて予算計上するため、一旦廃止するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） おはようございます。

日程第1、議第34号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号））のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

3款民生費の増額は、平成27年度の児童扶養手当給付費国庫負担金の確定に伴う精算金、4款衛生費の増額は、平成27年度の感染症予防事業費等国庫負担金の確定に伴う精算金となっております。

審査の過程において、委員から、感染症予防事業とクーポン利用状況等について質疑があり、執行部から、子宮頸がん検診が21歳、乳がん検診が41歳、大腸がん検診は40歳から5歳刻みで60歳までを対象とし、いずれも2割から3割ぐらいの方が利用されているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。

日程第1、議第34号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第11号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

7款、1項商工費、2目商工業振興費は、特定財源の地方債を1,000万円減額し、一般財源に組み替えるもので、歳出予算額に変更はありません。

共栄精密株式会社が梢山工業団地内にて実施しているきくらげ菌床の培養及び栽培棟の増設事業に対する地域経済循環創造事業交付金に係る補助裏の一部に起債を充てることとしておりましたが、九州財務局との協議の結果、起債事業申請の取り下げに伴い組み替えるものであります。

審査の過程で、委員から、起債取り下げということだが、起債に合わなかったのか。最初の申請のときは認められるというような説明だったのではないかと質疑に対して、執行部から、地域経済循環創造事業債は、第三セクターなどに交付する場合となっており、今回は民間への補助なので対象外であった。県に事前協議したときは、適債性はあるということだったが、九州財務局の段階で、許可できないということになったとの答弁がっております。

8款土木費、2項道路橋梁費、5目橋梁新設改良費は、金額の補正はありませんが、13節委託料49万円を15節工事請負費に組み替えるものであります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費は、歳入の補正に伴う財源の組み替えによる補正です。

11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費は、歳入の補正に伴う財源の組み替えによる補正です。

3目公園施設災害復旧費は、村山公園災害復旧工事の交付額の確定に伴い134万円減額するものです。

次に、第2条繰越明許費の補正は、8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業下林北願成寺線（瓦屋町工区）157万9,000円、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業1億6,025万円、社会資本整備総合交付金事業上麓橋補修事業1,578万2,000円は、平成28年度精算分の確定に伴い変更するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第34号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第34号は、承認することに決しました。

---

---

## 日程第2 議第35号から日程第4 議第37号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、議第35号から日程第4、議第37号までの3件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第2、議第35号から日程第4、議第37号までの3件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第2、議第35号専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴い、専決により条例改正を行ったもので、主な内容は、1、個人所得課税改革による配偶者控除、配偶者特別控除の見直し、2、自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し、3、固定資産税等においては、地域の中小企業による設備投資の支援、居住用超高層建築物に係る課税の見直し、固定資産税等の特例措置の創設などによる改正となっております。

審査の過程において、委員から、条例改正による今後の税収の見込みについて質疑があり、執行部から配偶者控除、配偶者特別控除の見直しにより、個人住民税は減収が見込まれるが、

平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填される。また、車体課税等については、グリーン化特例で課税が軽減になる車両が大幅にふえるとは読みにくい。いずれにしても具体的な金額については、課税計算をしてみないとわからないとの答弁がありました。

委員から、今後の状況については、議会にも説明してほしいとの要望がありました。

さらに、委員から、固定資産税等の特例措置におけるわがまち特例について質疑があり、執行部から、本市においては未導入とのことですが、県下で三、四町村が導入しており、平成24年度課税分から導入されているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

次に、日程第3、議第36号専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）は、議第35号と同じく地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴い、専決により条例改正を行ったもので、固定資産税に係る改正とあわせて改正されたものです。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、議第37号専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、国民健康保険税の軽減判定所得の変更に伴い、専決により条例改正を行ったもので、被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減世帯は26万5,000円から27万円に、2割軽減世帯は48万円から49万円に引き上げたものです。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第35号から議第37号までの3件につきまして、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第35号、議第36号、議第37号は、承認することに決しました。

---

#### 日程第5 議第41号から日程第9 議第48号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第5、議第41号から日程第9、議第48号までの5件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第5、議第41号から日程第9、議第48号までを報告します。

日程第5、議第41号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、消防団員が消火活動などの公務中に死亡、負傷、障害の状態になった場合に損害を補償するため、基礎となる補償基礎額における扶養親族の加算額を改定、及び所要の改訂を行うため条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑に対して、配偶者が100円下がって、子どもの手当が50円上がることになる。改正の中で、年齢の満何歳の「満」を削っているのは国の準則に従っているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第6、議第42号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定については、川上哲治記念球場における冷暖房設備の利用に係る料金を定めること、及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑に、エアコン使用料1時間につき320円は、3つの部屋合わせて320円である。税込み表示を「消費税及び地方消費税を含む」に改正したのは、総務課の見直しによるものとの答弁があっております。

今回、現地視察を行い、グラウンド改修工事、エアコン設置の状況など改修の効果を確認しました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第7、議第43号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市中原公民館及び人吉市中原コミュニティセンターの改修に伴い、施設の使用料を定めるため、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第8、議第47号損害の賠償については、平成28年11月4日10時30分ごろ、相手方が人吉市カルチャーパレス屋外集会場を通行していた際、ブロック敷きの段差につまずき転倒、負傷した事故に対し、市と相手方との間で損害賠償の額を決定し和解するものです。

賠償補償保険の内容は、治療費2万240円、治療日数は14日間、通院日数9日間、休業損害2万1,120円、内訳は5,280円掛ける4日分、これはシルバー人材センター休業分です。傷害の精神的損害4,200円掛ける14日分、治療日数です。これの合計10万160円です。責任割合は人吉市が100%です。

損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要であるため提案されました。

審査の過程で、委員からの質疑に対して、施設の管理については、公共施設等総合管理計画の中でやっていかなければならない。カルチャーパレスに3名の職員を置いて適宜施設の管理を行っている。傷害の精神的損害額4,200円の算定方法は、保険会社の積算によるもの。

11月の事故が5月まで延びたのは、保険請求に際し、診断書や休業明細を出してもらう必要があったが、車などを所有されていないことから、書類がそろうまで時間がかかってしまった。市のほうでも対応するよう職員に伝えているが、なかなかできていないのが現状など、相手方への対応が速やかにできなかった担当課のあり方、長期間になってしまったことなどに対して反省を含めての答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第9、議第48号損害の賠償については、保健センター及び勤労青少年ホームの駐車場として、平成28年7月8日に土地所有者3名と契約した土地賃貸借契約の履行に当たり、土地賃借料を土地賃貸借契約の支払い期限、平成29年3月31日に相手方に支払いをせず、平成29年4月4日に支払いを完了したが、土地賃借料の支払いを遅延する損害の賠償として、市が土地賃貸借契約の規定に基づき延滞金を支払うことについて、市と相手方との間で延滞金の額を決定し和解するものです。

損害の賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要であるため提案されました。

審査の中で、委員からの質疑に対して、延滞金の項目は基本的には要らない、人吉市税条例の延滞金計算の14.6%ということもあり得ない話で、もし延滞金が出てきた場合、民法の法定利息の5%で計算するべきであった。契約書の項目を読み込んでいなかったということにも原因はある。職員にも5月の出納閉鎖までの支払いでよいという意識があった。延滞金項目を外すことには契約を結んでいる3人の地権者の御理解は得ているので、平成29年度から削除している。前回の協議会の中で、当事者が不在であったという理由は言いわけにすぎないと思ったので、今回は説明を行っていないところ。朝や夜に訪問すれば会えたのではないかと考える。契約書については、契約管財課で作成している。契約マニュアルの中には、延滞金項目は入れないことになっていたもので、当初の案では外していた。最終的には、総務課法制係でチェックを行うこととしているなどの答弁がっております。

委員からの意見として、担当者だけでなく、上司もチェックを行ってほしい。職員で共通認識を持つように、事務処理マニュアルを再確認してほしいなどの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第41号から議第48号までの5件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第41号、議第42号、議第43号、議第47号、議第48号は、原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第10 議第44号及び日程第11 議第45号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第10、議第44号及び日程第11、議第45号の2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第10、議第44号及び日程第11、議第45号の2件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第10、議第44号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、上位法となる国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正し、支給認定証の任意交付化を定めるものです。

これは自治体の事務負担を軽減するために、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、支給認定証の交付については、保護者からの申請があった場合にのみ行うこととされています。

審査の過程において、委員から、支給認定の要件等について質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第11、議第45号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、主に人吉市介護予防安心福祉用具購入事業及び人吉市介護予防安心住まい改修事業について、平成28年度末の国庫補助対象事業の終了を受け、同事業が終了したことにより個人番号を使用しないことになったため、所要の改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第44号及び議第45号の2件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第44号、議第45号は、原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第12 議第46号及び日程第13 議第49号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第12、議第46号及び日程第13、議第49号の2件を議題とし、経済建設委員長長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第12、議第46号及び日程第13、議第49号につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第12、議第46号工事請負契約の締結については、曙橋補修工事に対する工事請負契約の締結でありまして、指名競争入札により、契約金額を2億4,300万円、契約の相手方をライト・味岡建設工事共同企業体とするものであります。

なお、本件につきましては、委員会で現地視察を行っております。

審査の過程で、委員から、落橋防止装置の設置状況について質疑があり、執行部から、古いタイプのものについてはついていなかった、今後は橋長にもよるが、短いものは簡易的なものでいかかもしれないが、長いものは今回のようなものをつける必要があるとの答弁がありました。

また、今回の設置は、地震対策ということなのかとの質疑に対し、一番の目的は、地震対策である。ただ、耐震があるから大丈夫ということではなく、桁が完全に落ちるのを防ぐもので、後で復旧ができるようにするものであるとの答弁がっております。

さらに、入札の状況についても質疑があり、執行部から、JVを結成してもらうこととして、全国規模の業者をAグループ、地元業者をBグループとして、それぞれ8社ずつ指名、8社の中でそれぞれの相手を見つけてもらう手続をとった。また、3企業体が入札に参加したとの答弁がありました。

また、工期が長く、片側通行を行うということであるが、車の流れが変わると思われるので、そのことについてはどう考えているのかとの質疑に対しては、議決された場合は、警察と協議に入り、後は地元を初めとした皆様にご周知するか検討に入る。また、議会にも速やかに報告をしたいとの答弁がありました。

次に、日程第13、議第49号損害の賠償については、人吉城跡公園敷地内における樹木の枯れ枝落下に関する損害の賠償であります。

内容は、平成29年3月28日午後1時30分ごろ、女兒が人吉城跡公園の園路を通行していたところ、公園内の樹木の枯れ枝が落下し負傷した事故に関し、女兒の親権者と人吉市との間で損害賠償の額を決定し和解するものであります。賠償の額は1万4,400円となっております。

なお、本件については、委員会で現地視察を行っております。

審査の過程で、委員から、1万4,400円の内訳について質疑があり、執行部から、保険会社の試算では、治療費710円、看護料2,050円、診断書3,240円、精神的損害8,400円となっているとの答弁がっております。

また、委員から、枯れ枝等の見落としがないように、委託管理会社との協議をしっかりと

願いたいとの意見がっております。

以上、議第46号及び議第49号の2件につきまして、慎重審査の結果、全員異議なく、原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第46号及び議第49号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第46号、議第49号は、原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第14 議第38号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第14、議第38号を議題とし、各委員長の報告を求めます。初めに予算委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第14、議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款並びに第4条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は8,631万9,000円を追加し、歳入予算の総額を166億6,909万3,000円とするもので、主に国、県などの補助事業の申請、内示等による補正予算であります。

前年度繰越金3,000万円、平成28年熊本地震による庁舎機能移転に伴う防災行政無線の移設工事等に対する庁舎機能災害復旧債4,110万円等の増額補正となっております。

審査の過程において、委員から、平成28年熊本地震復興基金交付金などについて質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 日程第14、議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費644万9,000円の増額補正は、人吉市ふるさ

と納税返礼品カタログ製作などに要する委託料です。

委員からの質疑に対して、4,000部作成、1冊のページ数は32ページとの答弁がっております。

地区公民館施設整備費補助金37万2,000円は、上薩摩瀬公民館、北泉田公民館の改修に対する補助金です。

コミュニティ助成事業補助金180万円は、下戸越町内会の公民館備品整備（折り畳みテーブル、椅子、演台など）に対する助成事業補助金です。

部落解放第30回熊本県研究集会人吉・球磨地区実行委員会補助金121万4,000円は、平成29年11月18日、19日に開催されます部落解放第30回熊本県研究集会人吉・球磨大会に要する経費に対する人吉市の補助金です。

審査の過程で、委員からの質疑に対して、部落解放第30回熊本県研究集会の日程と場所は固まっているが、内容については7月に県で実行委員会があった後、地元で協議会を開催して決まる見込み、現時点では何も固まっていないのでお答えできない。また、持ち回りとは決まっていないが、前回は平成18年に開催しているとの答弁がっております。

地域イベント助成事業補助金100万円は、一般財団法人自治総合センターの平成29年度地域イベント助成の採択を受けた九日町町内会夏えびす祭りに対する補助金です。

6目財産管理費84万円の増額補正は、15節会議室利活用を図るため仮本庁舎1階（相談室と元県体事務局）の間仕切り壁の改修工事です。

13目市庁舎建設事業費225万円の増額補正は、新市庁舎建設における小永野第一雨水幹線水路の水路つけかえに伴い、西間別館敷地内を通っている別の水路のつけかえのための用地測量等委託料です。

9款消防費、2目非常備消防費112万3,000円の増額補正は、平成29年8月20日に人吉市で開催予定の第5回熊本県女性消防操法大会会場設営などの委託料です。

委員からの質疑に対して、会場はスポーツパレスの駐車場と答弁がっております。

5目災害対策費101万2,000円の増額補正は、総合防災訓練会場設営などの委託料です。

委員からの質疑に対して、訓練内容については、平成28年度の内容をもとに考えている。メイン会場は人吉市役所仮本庁舎で行い、各支部会場でもあわせて行う予定との答弁がっております。

委員からの意見として、防災訓練では、北朝鮮ミサイルとか台風災害とか考えられるので、いろいろなものを想定した実りある訓練にしていきたいとの意見がありました。

10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費17万5,000円の増額補正は、熊本県中学校総合体育大会参加料負担金などです。

委員からの質疑に、平成29年度からブロック別開催になったこと、県下5ブロックになる。人吉市、芦北町、水俣市で1つのブロック。大会参加見込みとして250名として参加料1人

当たり700円で見込んでいるとの答弁がっております。

5項社会教育費、2目公民館費100万円の増額補正は、保健センターの解体に伴い、これまで保健センター調理室で行われていた給食ボランティアなどを、東間コミュニティセンター調理室に場所を移して行うことから、改修、機能強化をするための増額補正です。

6項保健体育費、2目体育施設費79万7,000円の増額補正は、県民体育祭を控え、市民プールの競泳用タッチプレートの点検、調整を行うものです。

また、備品購入として、スポーツパレストレーニング室の血圧計買いかえです。

委員からの質疑に、点検・整備については、メーカーがセイコー製なので、セイコーに依頼して支払う。血圧計37万円の購入額については、精密な血圧計であるため。旧庁舎の1階にあったようなものと考えていただきたいとの答弁がっております。

11款災害復旧費、1目その他公共施設公用施設災害復旧費4,195万9,000円の増額補正は、平成28年熊本地震による庁舎機能移転に伴い、旧本庁舎に残っていた防災行政無線親局を西間別館へ移設するための経費などです。

継続費補正の追加、2款総務費、1項総務管理費は、市庁舎建設事業（建設工事管理業務委託、本体工事、附帯工事、水路つけかえ、西間別館改修など）です。

平成29年度から平成32年度までの4年間、総額51億4,030万円をそれぞれ年額割で定め、全体的な事業を確実に把握し、本体工事を初め外構工事などの環境整備が複数年の工期となることから、継続費を設定するものです。

審査の過程で、委員からの質疑に対して、市の持ち出し分は6,500万円程度になる。今後有利な起債を検討したい。事業費が未定となっている9億円の有利な起債について、駐車場の用地取得費については、麓町旧庁舎の駐車場の台数分が減っている状況なので、原形復旧ということで、災害復旧事業債に対応できないか県と調整中である。小永野第一雨水幹線のつけかえと青少年ホームの解体の関係については、現時点では青少年ホームを解体して水路をつけかえた後、現在の水路を埋めるという流れを考えているとの答弁がっております。

債務負担行為補正の追加は、平成29年度から平成32年度の守衛室プレハブリース料の補正で、熊本地震の影響で被災地での工事が相次ぎ入札不落が続き、平成28年度専決予算により債務負担行為の廃止を行い、その後、設計の見直しを行い、期間を平成29年度から32年度とし、限度額を339万3,000円として再度追加するものです。

採決前に、委員からの意見として、補正予算の中に部落解放研究集会の補助金が含まれておりますが、公平、公正であるべき行政が特定の団体の研究会にお金を出すことはおかしいなどの理由で、この補正予算には反対する意見がありましたので、議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）については挙手採決を行い、賛成多数で認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第14、議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

3款民生費81万6,000円の増額は、事務補助員1名分の雇用に係る経費、4款衛生費140万5,000円の増額は、健康増進事務非常勤職員1名分の雇用に係る経費となっております。

審査の過程において、委員から、健康増進事業に携わる職員数はどの質疑に対し、保健センター健康増進係の正規職員が7名、非常勤職員が今回の補正分も含めて6名、臨時補助員が1名、合計14名との答弁がありました。

また、委員から、どういった理由から非常勤職員等を雇用するのかとの質疑に対し、平成29年1月31日に管理栄養士が1名退職したが、今年度の新規採用が間に合わなかったため、今年度においては非常勤職員で対応することになった。管理栄養士を募集したが、応募がなく、現在、栄養士の資格を持っている方を雇用しているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第14、議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第1号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、6款農林水産業費を659万3,000円増額し、補正後の額を3億9,785万1,000円としております。

1項農業費、3目農業振興費を425万円増額、4目畜産業費を46万6,000円増額、5目農地費を157万7,000円増額、2項林業費、2目林業振興費を30万円増額しております。

主なものは、農業振興地域整備計画策定業務委託料405万円、人吉市グリーンツーリズム推進協議会補助金20万円、人吉市受精卵移植推進協議会補助金46万6,000円、農道整備工事費101万2,000円などです。

審査の過程で、委員から、農業振興地域整備計画の見直しは、全国一斉に行うのかとの質疑に対し、それぞれ策定期が違うので、それぞれの市町村で随時行っていく。熊本県は全市町村がこの計画を持っており、平成29年度に見直しを予定しているのは、県北地域では、和水町と菊陽町、県央はなく、県南地域が人吉市、錦町、水上村、山江村である。天草地域

はないとの答弁がっております。

また、前回の5年前の入札状況についての質疑に対し、5年前は5社であったとの答弁があり、基礎調査の農家アンケートの内容についての質疑に対しては、全国共通ではなく、各地域で内容について考える。例えば後継者がいるか、今後農業経営を拡大するのか、作物は今後どういうものをつくるかなどである。各自治体のものを参考にしたいとの答弁がっております。

グリーンツーリズムの内容についての質疑に対しては、散策マップ作成、人吉球磨の伝統行事であるしゅんなめじょづくり、小学生を対象とした夏休み食体験ツアー、大学生を対象とした米の収穫体験などであるとの答弁がっております。

農道整備工事については、現地視察を行っておりますが、委員から、電柱が市の農道部分に入り込んでいるのではないかと質疑があり、執行部から、電柱の一部が市の農道部分に入り込んでいる。九州電力が昨年2月に市に届け出ることなく、民地ということで埋設してあったようである。市としても、今まで事例がないので、このことに気がつかなかった。九州電力に対して、電柱の移設の申し出を行いたい。ただ、九州電力から占用許可の申し出があれば、昨年2月にさかのぼって占用料を徴収する。その場合は、施工をする際、入り込んだ部分を丸くすることになるとの答弁がっております。

7款商工費を139万4,000円増額し、補正後の額を3億4,289万5,000円としております。

1項商工費、3目観光費を130万6,000円増額、4目石野公園運営費を8万8,000円増額しております。

主なものは、観光宣伝及びイベントに係る事務補助員の社会保険料及び賃金、石野公園の警備委託に係る電話料の見直しによるものであります。

石野公園の電話料については、資料に基づき説明があり、平成28年12月までは2,000円台であったものが、平成29年1月以降は5,000円から8,000円程度に金額が上っているというものであります。

審査の過程で、委員から、電話料が急にふえた理由は何かとの質疑に、不正はないということは確認した。NTT西日本に問い合わせたが、明確な回答はなかった。各施設の機械警備にも異常はなく、通話料に影響があるような契約の変更はない。以上のことから、石野公園、警備会社ともに変動を引き起こす要因は確認できなかった。これまでのNTTの請求に何らかの不備があったという推定である。なお、今回の補正後の金額について、警備会社に確認したが、この金額は妥当なものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、現在の請求額が正常で、昨年12月までが異常であり、何らかの原因で安くなっていた。ただ原因はわからないという説明なのか、もう少し調査をする必要があるのではないかと質疑に、NTT、警備会社とも相当なやりとりを行った。市と警備会社では、何もこういうことが起きるようなことはしていないので、NTTに原因があるとしか

考えられないとの答弁でありました。

委員からの、以前の明細は取り寄せなかったのか、月ごとの明細を確認しないと分析できないのではないかと質疑に、それは取り寄せていないとの答弁であったため、暫時休憩し、再開後、執行部から、平成28年5月から平成29年3月までの利用料金内訳書に基づき説明がありました。

それによると、基本料金2,300円は毎月同額で、ダイヤル通話料は、平成28年5月と6月が70円、7月と8月が60円、9月が70円、10月が60円、11月が190円、12月が70円、平成29年1月が2,670円、2月が6,100円、3月が5,300円となっております。その上で、執行部から、平成28年12月まで、正当な額が請求されていなかったが、ことしの1月から正当な額が請求されるようになったために、年間の電話料の予算不足が生じたものであるとの説明があっております。

また、委員から、さかのぼって請求される可能性はあるのか、また請求されたらどうするのかとの質疑に、請求があったものに正当に支払っているもので、さかのぼって支払うという考えは持っていない。また、NTTも原因がはっきりしないと言っているもので、原因がはっきりしないものに支払う義務はないと判断しているとの答弁があっております。

8款土木費を995万4,000円増額し、補正後の額を23億3,301万7,000円としております。

1項土木管理費、1目土木総務費を160万2,000円増額、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費を206万5,000円増額、3項住宅費、2目住宅建設費を628万7,000円増額しております。

主なものは、民間住宅耐震改修促進事業における補助メニューの追加、3目道路新設改良費は、13節委託料、社会資本整備総合交付金事業委託料1,100万円を減額し、15節工事請負費へ200万円、22節補償、補填及び賠償金へ900万円、それぞれ組み替えており、社会資本整備総合交付金事業下林北願成寺線改築工事（瓦屋町工区等）及び電柱等移設の補償費であります。

17節公有財産購入費22万3,000円は、蟹作地内第4号線用地購入費です。

23節償還金、利子及び割引料140万8,000円は、人吉球磨広域行政組合からの受託事業として、平成28年度に実施したごみ処理施設周辺整備事業の事業費確定に伴う精算金です。

5目橋梁新設改良費は、金額の補正はありませんが、大規模修繕・更新事業で取り組む曙橋補修工事現場管理業務委託料として、15節工事請負費から13節委託料に400万円組み替えるものであります。

3項住宅費、2目住宅建設費は、平成30年度に社会資本整備総合交付金事業として予定しております一本杉団地の給水設備改修工事の設計委託料、笹栗山団地1号棟及び一二三ヶ迫団地1、2、3号棟の外壁改修工事の調査設計委託料であります。

審査の過程で、蟹作地内第4号線用地購入費に関し、委員から、抵当権がついているものを買収できるのか、そのような法律の改正があっているのか、また買収しても抵当権が入っ

ているので、抵当権が実行されたらどうなるのかとの質疑に対し、これは休眠抵当権というもので、平成16年3月30日付で県から文書が来ており、古い抵当権で10年経過していたり、債権が米であったり、金額が数百円であるなど古い抵当権については、各市町村長の決裁により抵当権つきでも登記が可能というものである。人吉市財産規則第5条ただし書きの、市長が特に認めるものということで、抵当権つきで登記をする旨の決裁をとって、分筆購入している事例があるとの答弁がっております。

また、市営住宅一本杉団地の給水設備改修工事の設計委託料についても、質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで議第38号につきましては、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 議第38号平成29年度人吉市一般会計補正予算に、反対の立場から討論を行います。

この予算の総務費の中には、部落解放同盟熊本県連合会が主催する部落解放第30回熊本県研究集会に対して、人吉・球磨地区実行委員会補助金として121万4,000円が計上されており、これに反対するものです。

その理由は、2つあります。1つ目の理由です。同和問題は、特別措置法に基づき、33年にわたり約16兆円を費やし、さまざまな施策と取り組みが行われてきました。その結果、最後の越えがたい壁と言われた結婚の問題でも、2002年の調査で、熊本県内では20代で87.2%が地区外との結婚になっています。就労の問題でも、ほかと比べて差異はほとんどなくなり、高校進学率では県内では98.4%であり、県全体より1.3%高くなっています。

このような到達に至って、1969年以来33年にわたって取り組まれてきた特別対策は、2002年3月をもって終結しています。

全国部落解放運動連合体も、2002年4月に会を終結、解散させ、全国地域人権運動総連合に発展させています。同和対策法は既に終結し、予算を支出する法的根拠がなくなっています。

そのような状況の中、公平公正であるべき行政が特定運動団体の集会に121万4,000円もの予算を支出し、住民の参加を要請するということは、公平公正を欠いていると思います。

2つ目の理由です。1986年に地域改善対策協議会の意見具申が出されました。その中で、新たな差別意識を生み出す新しい要因として、確認糾弾を核にした民間運動団体の行き過ぎた言動が同和問題に関する自由な意見交換を阻害している大きな要因になり、それが差別意識の解消の促進を妨げている決定的な要因となっていることを指摘しています。しかし今日でも、部落解放同盟は、糾弾は部落解放運動の生命線とし、2011年に改定した部落解放同盟綱領の開設のための基本文書でも、糾弾の取り組みを堅持し、糾弾の社会的正当性の確保と定着を図ることを今後の部落解放運動の基本課題の第一に上げています。

人吉市の研究集会の取り組みは、国の意見具申に反するだけではなく、糾弾の取り組みを堅持する部落解放同盟を後押しするものとなってしまいます。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第38号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第38号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

#### 日程第15 議第39号及び日程第16 議第40号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第15、議第39号及び日程第16、議第40号の2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第15、議第39号及び日程第16、議第40号の2件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第15、議第39号平成29年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、厚生労働省において制度開始からの課税システムのプログラミングミスが判明したことにより、全国の保険料の軽減判定に過誤が発生したため、予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額は変更ありません。

平成29年4月末までに判明している過誤件数は、熊本県全体で還付者496名、還付額1,119

万9,200円、追徴者119名、追徴額172万1,800円、本市においては還付者のみで6名の8件、還付額は15万5,700円となっており、還付金は熊本県後期高齢者医療広域連合から全額補填されるため、本市の実質的な負担はないとの説明がありました。

また、現在、制度が開始された平成20年度からの全年度において、過誤の再検証中であり、今後の還付予定額も含め、4款諸支出金、保険料還付金を30万円増額し、1款総務費、郵便料を30万円減額するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第16、議第40号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、一般会計からの委託を受けて実施される市庁舎建設に伴う小永野第一雨水幹線つけかえ工事に係る補正で、用地測量・実施設計業務委託料900万円、公共下水道事業計画認可変更業務委託料500万円などが計上されています。

審査の過程において、小永野第一雨水幹線の起点と終点の位置、用地測量・実施設計業務委託の期間などについて質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第39号及び議第40号の2件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第39号、議第40号は、原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第17 議第50号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第17、議第50号を議題といたします。

お諮りいたします。議第50号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第50号は、任命同意することに決しました。

---

---

#### 日程第18 議第51号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第18、議第51号を議題といたします。

お諮りいたします。議第51号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第51号は、任命同意することに決しました。

---

---

#### 日程第19 議第52号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第19、議第52号を議題といたします。

お諮りいたします。議第52号について、任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第52号は、任命同意することに決しました。

---

---

#### 日程第20 議第53号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第20、議第53号を議題といたします。

お諮りいたします。議第53号について、任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第53号は、任命同意することに決しました。

---

---

#### 日程第21 議第54号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第21、議第54号を議題といたします。

お諮りいたします。議第54号について、任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第54号は、任命同意することに決しました。

---

---

#### 日程第22 議第55号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第22、議第55号を議題といたします。

お諮りいたします。議第55号について、任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第55号は、任命同意することに決しました。

---

---

#### 日程第23 議第56号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第23、議第56号を議題といたします。

お諮りいたします。議第56号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第56号は、任命同意することに決しました。

---

---

#### 日程第24 議第57号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第24、議第57号を議題といたします。

お諮りいたします。議第57号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第57号は、任命同意することに決しました。

---

---

#### 日程第25 議第58号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第25、議第58号を議題といたします。

お諮りいたします。議第58号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第58号は、任命同意することに決しました。

---

---

#### 日程第26 議第59号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第26、議第59号を議題といたします。

お諮りいたします。議第59号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第59号は、任命同意することに決しました。

---

---

#### 日程第27 議第60号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第27、議第60号を議題といたします。

お諮りいたします。議第60号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第60号は、任命同意することに決しました。

---

---

## 日程第28 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第28、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇） 日程第28、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。今回の報告は、閉会中の4月19日に第18回目を、5月17日に第19回目を、本定例会中の6月6日に第20回目を開催しておりますので、順次審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。

初めに、第18回の委員会では、人吉市庁舎建設設計業務プロポーザルによる委託業者選定の経緯について、人吉市新市庁舎建設基本計画の策定について、議場の基本設計方針について説明、報告を受けております。

まず、人吉市庁舎建設設計業務プロポーザルによる委託業者選定の経緯については、委員から、情報公開の視点から十分な説明がなされていないということで説明を求める要望があったため、業者選定に至るまでの経緯について説明、報告を受けております。

次に、人吉市新市庁舎建設基本計画の策定については、人吉市新市庁舎建設基本計画書に沿い、基本計画策定の経緯、新市庁舎建設の基本理念と基本方針、新市庁舎の基本指標、設計条件の整理、施設の配置計画、新市庁舎の機能、新市庁舎の建築計画、新市庁舎のデザインの考え方、新市庁舎建設の実現化方策、新市庁舎建設に向けた留意事項について説明を受けました。

委員からは、吹き抜け部分に関して質疑がっております。

次に、議場の基本設計方針については、議場の床形式の比較、議場と傍聴席の床レベルの関係比較、議場の多目的利用例、議場平面図（イメージ）について説明がありました。

委員からは、議場の配置、議場の床形式、議場の多目的利用について質疑がありました。

次に、第19回の委員会では、人吉市庁舎建設事業に係る継続費の設定について、速報値、継続費、一般単独災害復旧事業債の充当、一般財源の推移、将来の元利償還、交付税算入について説明がありました。

執行部から、速報値として、本体工事を含む総事業費の積み上げは、一部未定分と合わせ約64億円で、本体事業費は約45億2,800万円になる。3月市議会における特別委員会時が42億円（うち本体工事が35億円）と比較すると、3割から5割の大幅な増となった。その要因は、免震構造の採用、資材費・労務単価の高騰、消費税10%などが大きな要因である。

継続費については、6月定例市議会において、平成29年度から平成32年度を設定期間とした継続費を上程することとし、継続費設定に関する基本的な考え方は、平成28年度、平成29年度完了予定分を除くものを継続費として積み上げ、総事業費を51億4,030万円とする。一部未試算の工事等もあることから、総事業費は増加になる。

継続費の変更は、補正予算時に随時行うものとし、継続費に計上された工事費等は逐次繰り越しで対応するため、仮に当該年度において完了しない場合でも、明許繰越の予算手続は不要となる。

また、将来の元利償還については、平成35年度から平成40年度までが起債償還のピークであり、交付税算入を除く純粋な一般財源の持ち出しは約7億5,200万円であり、この償還財源として、庁舎建設基金約6億8,000万円を充てることができるという説明がありました。

委員からは、本體工事費の件について質疑がありました。

次に、第20回の委員会では、小永野第一雨水幹線改修工事の整備方針について、市庁舎の主構造の選定について、エントランス吹き抜けの採用について、法定外公共物（水路）等のつけかえについて説明があり、小永野第一雨水幹線改修工事については、一部開渠・一部暗渠案をもとに説明があり、委員からは開渠の部分の件、計画変更の件等について、質疑、意見がありました。

慎重審議の結果、小永野第一雨水幹線改修工事の整備方針については、全員異議なく、承認決定しました。

次に、新庁舎の主構造の選定については、新庁舎建設の背景、庁舎の主構造選定方法、敷地条件を踏まえた建築規模及び木造について、防災拠点建物としての主構造、庁舎構造を木造とする場合、新庁舎を実現するための構造選定のポイント、人吉らしさを感じられる空間づくり～木材の利用～、木造を取り入れた附属工作物の検討について説明がありました。

新庁舎の主構造の選定については、慎重審議の結果、鉄筋コンクリート造（RC造）を採用することに全員異議なく、承認決定しました。

次に、エントランス吹き抜けの採用については、執行部から、庁舎の空間を一体的につなぐ吹き抜け空間として、1階から3階にかけて吹き抜けの空間を設ける。また、フロアごとに分散した執務機能を縦方向につなぐ空間を設けることで、一体感のある庁舎づくりを行う。吹き抜けにより明るく開放的な空間の創出、建物の一体感、市民交流、産業振興PR活動支援スペースとしての活用、人吉らしさの演出を図るとの説明がありました。

さらに、吹き抜けの空調に関するメリット、デメリットについて説明があり、委員からは、空調の件、吹き抜けの寸法等の質疑がありました。

また、委員から、せっかく免震構造を採用し防災機能を備えた庁舎となるので、吹き抜けはつくり、なるべく床面積を広くとるべきではないかとの意見もありましたが、慎重審議の結果、エントランス吹き抜けの採用については、承認決定することとしました。

次に、法定外公共物（水路）等のつけかえについては、小永野第一雨水幹線改修工事の整備に伴い、既存の字水路の排水先がなくなるので、そのつけかえ工事に伴う用地測量業務等委託料162万円を6月補正予算に計上している旨の説明がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

---

---

### 日程第29 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第29、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第29、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第10回治水・防災に関する特別委員会を、平成29年6月6日午後1時30分から開催いたしました。

協議事項は、御溝川二次放水路の計画についてであります。

審査に当たり、熊本県県南広域本部球磨地域振興局土木部から勝又部長を初め4名の方々、市の執行部の参加のもと、御溝川二次放水路の終点側と起点側の現地視察を行いました。その後、帰庁し、プロジェクターにて、御溝川二次放水路計画について、1、現状と課題及び経緯について、2、二次放水路計画の概要について、3、今後の予定についての3点について詳しく説明をいただきました。

まず、1点目の現状と課題及び経緯についてであります。現状として、農免道路より上流は農地、下流は住宅地である。また、中心市街地を貫いて流れ、2つの支流が合流している。現実に住宅地での浸水被害が頻繁に発生しているという状況で、平成3年に一次放水路が整備されたとの現状であります。

課題としては、流下能力が不足している状況で、住宅地が張りつき、大幅な河道拡幅ができないため、いまだ浸水被害が頻発しているということです。

2点目の二次放水路計画の概要についてですが、御溝川と山江川が合流する地点で、洪水時に二次放水路へ分水し、万江川へ放流する計画です。総延長は、約1,300メートルですが、ふだんは水を流さない計画とのことです。護岸の高さが3.8メートル、幅が上幅で7.4メートル、底幅で3.6メートル、また管理用の道路として、右岸に3メートル、左岸に1メートルを確保されるとのことでした。

最後に、3点目の今後の予定といたしまして、平成28年3月で用地測量が完了しており、今後は用地交渉や工事に着手する前に工事説明会を開催していきたいとのことでした。

説明終了後、委員から、護岸構造、万江川への放水方法について、管理用道路に環境を考慮して桜並木はできないかなどの質問に対しまして、護岸構造は管理しやすく早く水を流すた

めにもコンクリートでの三方張りで行い、万江川への放水方法として水門による管理を行う計画である。桜並木は事業の目的から外れ、周辺が農地という観点から、日陰による農作物への影響を考えれば難しいとの説明でした。また、管理用道路には放水路への転落防止としてガードレール等を整備したいとのことでした。

最後に、勝又部長から、これまで長い時間検討を進めてきましたが、今後は地元の御理解も得つつ、早期に整備を行いたいので、本市執行部及び議会への御協力をお願いしたいとのことでした。

次回の審議事項につきましては、委員からの意見をもとに、後日、正副委員長、執行部とで協議を行うこととして閉会しました。

以上、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

---

---

### 日程第30 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第30、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第30、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成29年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が5月26日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会しました。

まず、日程第1、議席の指定では、相良村議会議員の任期満了に伴う改選により、新たに選出された議員の議席が、相良村選出の茂吉隆典議員を19番、中村重道議員を20番に指定され、あわせて欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に2名が指名されました。

日程第2、会議録署名議員の氏名は、17番米良哲議員、16番山崎隆浩議員が指名されました。

日程第3、会期の決定については、5月26日、1日限りとすることに決定しました。

日程第4、議会運営委員会委員の選任については、同じく相良村議会議員の改選により欠員となっていた下球磨地区の委員の補充があり、11番藤川喜一議員（錦町）が選任、指名されました。

次に、日程第5、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについては、質疑、採決の結果、原案のとおり、代表監査委員に牛草敏憲氏（人吉市）を選任することに同意し

決定しました。

最後に、日程第6、議員の派遣については、平成29年度の議員の派遣について、配付された資料のとおり実施することに決定がなされ閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

---

---

### 日程第31 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第31、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第31、人吉下球磨消防組合議会の報告をいたします。

平成29年第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が平成29年5月10日午後1時30分から、人吉下球磨消防組合消防本部議場にて開催されました。

議事日程は、日程第1、仮議席の指定、日程第2、議長選挙についてであります。

日程第1、仮議席の指定が行われ、次に日程第2、議長選挙についてですが、相良村議会の任期満了に伴い、構成市町村（人吉市、錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村）の議会議員により構成する消防組合議会において、議長が空席となったため選挙が必要となったものです。

議長選においては、議員から指名推選がなされ、議長に球磨村議会選出の高澤康成議員が全会一致で選出されました。

その後、日程の追加がなされ、日程第3、会期の決定については、平成29年5月10日、1日限りとし、日程第4、議席の指定については、相良村議会選出の福田雄二議員が1番議席に指定がなされました。

次に、日程第5、会議録署名議員に、錦町議会選出の久保田文男議員と山江村議会選出の松本佳久議員が指名され、全員異議なく認め、第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会を閉会いたしました。

以上、人吉下球磨消防組合議会の報告を終わります。

---

---

### 日程第32 議員派遣について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第32、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきまして、議員を派遣する際には、会議規則第123条の規定により議会の議決を要するものであります。

ただいまお手元に配付してありますように、塩見寿子議員ほか16名を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

---

---

### 日程第33 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第33、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項につきまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

---

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成29年6月第2回人吉市議会定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

---

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第2回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 犬 童 利 夫

人吉市議会議員 井 上 光 浩